

# 令和3年6月定例会会議録

令和3年6月14日開会  
令和3年6月30日閉会

宮崎県議会



令和三年六月定例会会議録

宮崎県議会



## 令和3年6月宮崎県定例県議会会議録 目次

<b>6月14日（月曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
右松隆央議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第1号から第19号まで及び報告第1号上程 -----	4
1. 知事提案理由説明 -----	4
<b>自6月15日（火曜日）</b>	
<b>休 会</b>	
<b>至6月16日（水曜日）</b>	
<b>6月17日（木曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	13
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	13
1. 一般質問 -----	14
<b>坂口博美議員質問 -----</b>	<b>14</b>
・知事の政治姿勢について	
・コロナ対応とビヨンドコロナについて	
・財政問題について	
・新田原基地問題について	
<b>満行潤一議員質問 -----</b>	<b>29</b>
・コロナウイルス対策等の医療体制などについて	
・本県農業の将来について	
・降水量増に伴う対応策について	
・再生可能エネルギー倍増計画について	
・県産品の販路拡大について	
・推薦入試制度の変更について	
・治安維持について	
<b>重松幸次郎議員質問 -----</b>	<b>44</b>
・知事の政治姿勢について	
・福祉保健行政について	
・農政水産行政について	

- ・商工観光労働行政について
- ・森林・林業行政について
- ・教育行政について
- ・国文祭・芸文祭に向けて

**6月18日（金曜日）**

1. 出席議員 -----	61
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	61
1. 一般質問 -----	62

**山下博三議員質問 ----- 62**

- ・知事の政治姿勢について
- ・農政問題について
- ・SDGsの取組について
- ・養豚対策について

**西村 賢議員質問 ----- 74**

- ・長期化するコロナ禍の県民への影響について
- ・デジタル庁設置に向けた本県の対応について
- ・鳥インフルエンザ対策について
- ・国土強靱化について
- ・細島港のアクセス向上について

**井上紀代子議員質問 ----- 87**

- ・教育問題について
- ・農業問題、移住対策について
- ・福祉問題について

**自6月19日（土曜日）**

**休 会**

**至6月20日（日曜日）**

**6月21日（月曜日）**

1. 出席議員 -----	105
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	105
1. 一般質問 -----	106

**横田照夫議員質問 ----- 106**

- ・プロスポーツチームの盛り上げについて
- ・コロナの影響とアフターコロナに向けて
- ・スマート農業の推進について
- ・みどりの食料システム戦略について
- ・流域治水について

・ 県営住宅の共用部分管理について	
<b>岩切達哉議員質問</b> -----	118
・ 知事の政治姿勢について	
・ 福祉政策について	
・ 性加害の防止について	
・ 県プール整備運営事業について	
・ 県無電柱化推進計画について	
・ 原発汚染水海洋投棄の課題について	
・ 外国人労働力について	
・ 消防行政について	
・ 広島カープ日南キャンプ60周年について	
<b>内田理佐議員質問</b> -----	130
・ 神話について	
・ 教育旅行について	
・ 東京オリパラ事前合宿について	
・ ワクチン接種について	
・ 新型コロナの影響について	
・ 災害備蓄品の有効活用について	
・ 東九州メディカルバレー構想について	
・ 県立延岡病院について	
・ 県立体育館について	
・ 森林経営管理制度について	
・ 水産行政について	
・ 結婚支援等について	
<b>6月22日（火曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	147
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	147
1. 一般質問 -----	148
<b>佐藤雅洋議員質問</b> -----	148
・ デジタル化の推進について	
・ 災害対応について	
・ 県土整備行政について	
・ 環境森林行政について	
・ 教育行政について	
・ 公共交通について	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉保健行政について</li> <li>・商工観光労働行政について</li> <li>・農政水産行政について</li> <li>・小水力発電について</li> <li>・県立病院事業について</li> </ul>	161
<b>日高陽一議員質問</b> -----	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル元年について</li> <li>・農政水産行政について</li> <li>・ワクチン接種について</li> <li>・観光行政について</li> <li>・建設業における品確法について</li> <li>・高校生の県内就職の推進について</li> <li>・ワーケーション受入れ推進について</li> </ul>	176
<b>安田厚生議員質問</b> -----	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策等について</li> <li>・教育行政について</li> <li>・脱炭素社会の実現について</li> <li>・国・県道の整備状況について</li> <li>・地域の安全・安心の確保について</li> <li>・人口減少対策について</li> <li>・外国人のサポート体制等について</li> <li>・子ども食堂について</li> <li>・県営住宅について</li> </ul>	176
<b>6月23日（水曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	191
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	191
1. 一般質問 -----	192
<b>前屋敷恵美議員質問</b> -----	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の政治姿勢について</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策関連について</li> <li>・学校法人「豊栄学園」の接待問題について</li> <li>・多様な性を受け入れる共生社会の実現について</li> <li>・補聴器への助成について</li> </ul>	192
<b>有岡浩一議員質問</b> -----	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の政治姿勢について</li> </ul>	205



・アクションプログラムについて	
・農林水産業の発展について	
・観光推進について	
・ワーク・ライフ・バランスについて	
・文化・スポーツ振興について	
・改正動物愛護管理法について	
・特定外来生物について	
・路線バス・鉄道について	
・性犯罪被害防止について	
・投票率向上について	
<b>河野哲也議員質問</b> -----	215
・災害対策基本法等について	
・新型コロナの対応について	
・社会的孤立防止対策について	
・パーク処理について	
・沖田圃場整備について	
・建設資材の県産品優先使用について	
・学校給食費徴収について	
・プログラミング教育の可能性について	
1. 議案第1号から第19号まで及び報告第1号並びに請願委員会付託 -----	226
自6月24日（木曜日）	
<b>常任委員会</b>	
至6月25日（金曜日）	
自6月26日（土曜日）	
<b>休        会</b>	
至6月27日（日曜日）	
6月28日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	229
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	229
1. 議案第20号追加上程 -----	230
1. 知事提案理由説明 -----	230
1. 議案第20号委員会付託 -----	230
6月29日（火曜日）	
<b>休        会</b>	
6月30日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	235
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	235
1. 常任委員長審査結果報告 -----	236

西村 賢総務政策常任委員長 -----	236
日高利夫厚生常任委員長 -----	238
日高陽一商工建設常任委員長 -----	239
岩切達哉環境農林水産常任委員長 -----	241
重松幸次郎文教警察企業常任委員長 -----	243
1. 議案第1号から第20号まで及び報告第1号採決 -----	244
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	244
1. 議員発議案送付の通知 -----	245
1. 議員発議案第1号から第3号まで追加上程 -----	245
1. 討 論 -----	245
来住一人議員 -----	245
1. 議員発議案第1号採決 -----	246
1. 議員発議案第2号及び第3号採決 -----	246
1. 閉 会 -----	247
<hr/>	
1. 資 料 -----	249
令和3年6月定例会日程 -----	251
議案送付文書 -----	252
一般質問時間割 -----	255
議案・請願委員会審査結果表 -----	256
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	258
1. 議案議決件名一覧表 -----	259
1. 議員発議案等 -----	263
「子ども庁（仮称）」創設及び子ども政策の更なる充実を求める意見書 -----	265
地方財政の充実・強化を求める意見書 -----	266
宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則 -----	267
1. 請願一覧表 -----	269
1. 議事経過 -----	281

6月14日（月）



# 令和3年6月14日（月曜日）

午前10時0分開会

## 出席議員（38名）

- |     |       |                 |
|-----|-------|-----------------|
| 1番  | 有岡浩一  | （郷中の会）          |
| 2番  | 坂本康郎  | （公明党宮崎県議団）      |
| 3番  | 来住一人  | （日本共産党宮崎県議会議員団） |
| 5番  | 武田浩一  | （宮崎県議会自由民主党）    |
| 6番  | 山下寿   | （同）             |
| 7番  | 窪菌辰也  | （同）             |
| 8番  | 脇谷のりこ | （同）             |
| 9番  | 佐藤雅洋  | （同）             |
| 10番 | 安田厚生  | （同）             |
| 11番 | 内田理佐  | （同）             |
| 12番 | 日高利夫  | （同）             |
| 13番 | 中野一則  | （同）             |
| 14番 | 冨師博規  | （無所属の会 チームむか）   |
| 15番 | 重松幸次郎 | （公明党宮崎県議団）      |
| 16番 | 前屋敷恵美 | （日本共産党宮崎県議会議員団） |
| 17番 | 渡辺創   | （県民連合宮崎）        |
| 18番 | 岩切達哉  | （同）             |
| 19番 | 井本英雄  | （宮崎県議会自由民主党）    |
| 20番 | 横田照夫  | （同）             |
| 21番 | 外山衛   | （同）             |
| 22番 | 山下博三  | （同）             |
| 23番 | 右松隆央  | （同）             |
| 24番 | 西村賢   | （同）             |
| 25番 | 二見康之  | （同）             |
| 26番 | 日高陽一  | （同）             |
| 27番 | 井上紀代子 | （県民の声）          |
| 28番 | 河野哲也  | （公明党宮崎県議団）      |
| 29番 | 田口雄二  | （県民連合宮崎）        |
| 30番 | 満行潤一  | （同）             |
| 31番 | 太田清海  | （同）             |
| 32番 | 坂口博美  | （宮崎県議会自由民主党）    |
| 33番 | 野崎幸士  | （同）             |
| 34番 | 徳重忠夫  | （同）             |
| 35番 | 日高博之  | （同）             |
| 36番 | 星原透   | （同）             |
| 37番 | 蓬原正三  | （同）             |
| 38番 | 丸山裕次郎 | （同）             |
| 39番 | 濱砂守   | （同）             |

## 地方自治法第121条による出席者

- |          |       |
|----------|-------|
| 知事       | 河野俊嗣  |
| 副知事      | 日隈俊郎  |
| 副知事      | 永山寛理  |
| 総合政策部長   | 松浦直康  |
| 政策調整監    | 渡辺善敬  |
| 総務部長     | 吉村久人  |
| 危機管理統括監  | 小田光男  |
| 福祉保健部長   | 重黒木清  |
| 環境森林部長   | 河野讓二  |
| 商工観光労働部長 | 横山浩文  |
| 農政水産部長   | 牛谷良夫  |
| 県土整備部長   | 西田員敏  |
| 会計管理者    | 横山幸子  |
| 企業局長     | 井手義哉  |
| 病院局長     | 桑山秀彦  |
| 財政課長     | 石田渉   |
| 教育長      | 黒木淳一郎 |
| 公安委員長    | 江藤利彦  |
| 警察本部長    | 佐藤隆司  |
| 代表監査委員   | 緒方文彦  |
| 人事委員長    | 濱砂公一  |

## 事務局職員出席者

- |        |      |
|--------|------|
| 事務局局長  | 酒匂重久 |
| 事務局次長  | 日高民一 |
| 議事課長   | 児玉洋一 |
| 政策調査課長 | 鬼川真治 |
| 議事課長補佐 | 関谷幸二 |
| 議事担当主幹 | 佐藤亮子 |
| 議事課主査  | 内田祥太 |
| 議事課主事  | 山本聡  |

---

◎ 開 会

○中野一則議長 これより令和3年6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○中野一則議長 会議録署名議員に、徳重忠夫議員、田口雄二議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中野一則議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る6月4日の議会運営委員会において、本日招集されました令和3年6月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計20件、その内訳は、補正予算3件、条例9件、予算・条例以外7件、報告承認1件であります。このほか9件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から6月30日までの17日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本定例会は、6月17日から5日間の日程で一般質問を行います。一般質問終了後、議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。6月24日及び25日の2日間で各常任委員会を開催し、6月30日、最終日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行

います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○中野一則議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月30日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

◎ 議案第1号から第19号まで及び  
報告第1号上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第19号まで及び報告第1号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。

令和3年6月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、2点御報告を申し上げます。

1点目は、本県の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。県議会の皆様におかれましては、本県の新型コロナウイルス感染症対策につきまして格別の御理解をいただき、厚く御礼を申し上げます。

6月1日、県全体の警報レベルについて、県独自の「緊急事態宣言(レベル4)」から「感染拡大緊急警報(レベル3)」へ移行しました。これは、5月下旬以降、県内の感染が鎮静化しつつあり、医療提供体制への負荷も改善される見込みとなったことなどを踏まえ、専門家や市町村長の御意見も伺った上で判断したものであります。

また、県内7圏域のうち、唯一、「感染急増圏域(赤圏域)」の指定を継続していた都城・北諸県圏域につきましても、感染が落ち着きつつあることを踏まえ、6月4日から「感染警戒区域(オレンジ区域)」に変更するとともに、飲食店等への営業時間短縮要請について、当初の見込みより1週間前倒しとなる6月3日までで終了しました。

県民の皆様、県内事業者の皆様の御理解と御協力により、本県は、全国に比べても速いスピードで第4波の鎮静化を図ることができつつあるものと考えております。県議会をはじめとする県民の皆様に、心より感謝を申し上げます。

しかしながら、全国的にも感染者数が減少傾向にあるものの、依然として10都道府県で国の緊急事態宣言が継続されるなど、都市部を中心

に感染が高止まりしているとともに、より感染力が強いとされている新たな変異株「デルタ株」の影響にも強い警戒が必要です。

なお、6月20日までを目途に発令しております「感染拡大緊急警報」の取扱いにつきましては、県内及び全国の感染状況等を見極めながら、今後、具体的な方針をお示ししてまいります。

今般の第4波への対応に当たりましては、本県における第3波の検証を踏まえ、従来よりも早め早めに強い対策を打ち出してまいりました。私は、この1年半余りの経験から、感染症対策の要諦は、「早く・強く・短く」対策を講じることであると考えております。今後とも、県内はもとより全国の感染状況も十分に踏まえながら、県民の命と健康を守るため、迅速かつ的確に必要な対策を実施してまいります。

次に、県内におけるワクチン接種の状況についてであります。

医療従事者に対する接種は、6月末の完了に向けて順調に進んでおり、高齢者に対する接種につきましても、1回目の接種率が6月6日の時点で33.6%と、全国と比べて速いペースで進んでおります。

県では、早期かつ円滑にワクチン接種を進めるため、市町村の行う個別接種や集団接種における医療従事者の確保等を支援するとともに、集団接種会場で従事いただく医師、看護師等の公募を実施しました。この公募には、合計782名の医療従事者の方々から応募いただき、心より感謝を申し上げます。

また、県による広域集団接種につきましては、現在、西諸県地域及び西都・児湯地域における実施に向けて鋭意準備を進めているところであります。市町村や医療従事者の御尽力に加

え、こうした県の取組により、高齢者向けのワクチン接種につきましては、7月末に完了する見通しとなりました。

さらに、ワクチン接種の副反応に対する県民の不安や疑問に適切に対応するため、今月1日から24時間体制で相談対応できるよう体制を強化しております。

県としましては、引き続き、必要な取組を着実に進めながら、第4波の早期の収束を図り、地域経済や県民生活の回復に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

2点目は、「第35回国民文化祭・みやぎ2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやぎ大会」についてであります。

国文祭・芸文祭につきましては、来る7月3日から10月17日の107日間にわたり、「山の幸 いざ神話の源流へ」をキャッチフレーズに、県内全ての市町村でプログラムを実施します。

7月3日の開会式には、天皇陛下にオンラインで御臨席賜るという旨、宮内庁において決定いただきましたので、御報告申し上げます。陛下に御臨席賜りますことは、長引くコロナ禍の困難な状況において、県民にとって大きな励みになるものと考えており、県民を代表して心より感謝申し上げます。

いよいよ開幕まで3週間となりました。開会式をはじめとする大会プログラムの安全・安心な実施に向けて、市町村及び関係団体と緊密に連携し、感染対策を含め、しっかりと準備を進めてまいります。本県の文化と芸術の魅力を全国に発信する大会とするべく、引き続き、県議会の皆様の御協力、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の概要について御説明申し上

げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計について、補正予算第6号及び第7号を合わせまして、100億7,731万2,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,479億9,145万8,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金1億8,204万2,000円、国庫支出金89億1,622万2,000円、繰入金1億3,540万8,000円、諸収入4,894万円、県債7億9,470万円であります。主な歳入財源である国庫支出金89億円余のうち50億円余は、地方創生臨時交付金を活用しております。

以下、今回の補正予算の考え方及び予算案に計上しております事業の概要について、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、本県における第4波の経験を踏まえ、当初予算、5月補正予算等に加えて、感染症対策のさらなる強化と総合的な経済対策を講ずるべく、コロナ対策として、1、感染症に強い社会づくり、2、県民の暮らしと雇用を守る対策、3、地域経済の再生に向けた対策、4、本県の新たな成長につながる取組の4つの柱で事業を構築しております。

第1に、「感染症に強い社会づくり」の強化であります。

まず、「安全・安心な飲食店づくりへの支援」として、飲食店の認証制度の創設や、衛生対策に必要な資機材の設置等の支援を行うことにより、飲食の場面において感染防止を図る「みやぎモデル」の取組を強化し、本県の飲食文化を守るための取組を進めます。

次に、県内の救急・周産期・小児医療を担う医療機関の院内感染対策に係る設備等の整備を



支援するとともに、保健所及び福祉子どもセンターにおける感染症対策の強化として、トイレの洋式化や手洗いの自動水栓化など衛生環境の改善に取り組みます。

次に、県内の高齢者へのワクチン接種を早期に完了させるため、個別接種の回数増加や病院における接種体制の強化に取り組みます。

第2に、「県民のくらしと雇用を守る対策」であります。

まず、「県民のくらしを支える対策」として、新型コロナの影響による休業や失業等を理由に生活資金が必要となる世帯に対する生活福祉資金の貸付原資を確保するとともに、アルコールや薬物など各種依存症の克服に向けて活動しておられる県内の自助グループを支援します。

次に、「地域の公共交通を守る対策」として、通院・通学など県民生活に欠かせない移動手段である地域間バス路線など、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの維持を図るため、市町村と連携した事業者支援に取り組みます。

次に、「地域の雇用を守る対策」として、国の雇用調整助成金等を活用しながら雇用維持を図る県内の事業者を支援するとともに、新型コロナの影響による離職者等を採用する事業者への支援に取り組みます。

第3に、「地域経済の再生に向けた対策」であります。

まず、「地産地消・応援消費の輪を広げる取組」として、県産の農畜水産物の学校給食への提供や消費拡大・販売対策の強化を通じ、地産地消・応援消費を総合的に推進します。

また、「県民県内旅行（ジモ・ミヤ・タビキャンペーン）の推進」として、県民対象の宿

泊支援事業を後押しする地域クーポン発行により、厳しい状況に置かれている観光・宿泊事業者等を支援するとともに、昨年度に引き続き、小・中・高等学校等における県内教育旅行の定着・促進に取り組みます。

第4に、「本県の新たな成長につなげる取組」であります。

まず、県内のものづくり企業等の技術力向上や、新たなビジネスモデル構築に向けた支援などにより、県内の中小企業・小規模事業者の新事業展開を支援します。

次に、「農林水産業の成長産業化の推進」として、農林水産業の経営力やグローバル競争力の強化などによる基盤強化や輸出促進に向けた取組を支援します。

次に、「教育のデジタル化」として、県立学校等のICT環境等のさらなる整備や、林業・農業大学校等における教育環境の充実に取り組みます。

このほか、コロナ対策以外として、国庫補助事業の決定等に伴う事業を計上しております。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたこと等に伴い、県税の課税免除措置の拡充・延長等を行うため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第4号「国営西諸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例」は、市町からの負担金の徴収が完了したことから、条例を廃止するものであります。

議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、医薬品、医療機器等の

品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が改正されたこと等に伴い、関係する手数料の新設等を行うものであります。

議案第6号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されたことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第7号、第8号及び第11号の「宮崎県中山間ふるさと保全基金条例の一部を改正する条例」外2条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第9号「宮崎県犯罪被害者等支援条例」は、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復または軽減及び生活の再建、並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を目的として、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、制定するものであります。

議案第10号「宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」は、関係する国の基準が改正されたことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第12号及び第13号は、新船建造工事の請負契約の締結について、議案第14号から第17号は、防災・安全社会資本整備交付金事業、道路メンテナンス事業及び宮崎港整備事業に係る工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第18号「民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について」は、平成29年11月に県

立学校で発生した事故に係る民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の規定により、議会の議決に付するものであります。

次に、報告第1号は、地方税法等の一部改正により、自動車税種別割のグリーン化特例に係る改正等が4月1日から施行されたこと等に伴い、所要の改正を行うための宮崎県税条例及び宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決報告であり、早急に対応するため、専決処分を行ったものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。

県内においては、医療従事者及び高齢者の方々に対するワクチン接種が着実に進みつつあります。安全・安心かつ円滑なワクチン接種に向けて、最前線で御尽力いただいている市町村や医師会、看護協会をはじめとする関係者の皆様に心から敬意を表します。

県としましても、接種を希望される全ての県民の皆様へ、安全かつ早期にワクチンを接種していただけるよう、着実に取り組んでまいります。コロナ禍と言われる厳しい状況が続いておりますが、高い有効性を示すワクチンの接種が進むことにより、収束に向けて、一つの小さな光が見えつつあります。この小さな光を確実に希望の光とするため、関係機関と連携し、ワクチン接種を加速させるとともに、新型コロナウイルスの早期の収束と「ポストコロナ」の地域づくりに向けて、今後とも全力で取り組んでまいります。

県議会をはじめとする県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

令和3年6月14日(月)

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日15日から16日までは、議案調査のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、17日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時20分散会



6月17日（木）



# 令和3年6月17日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）	
1番	有岡浩一（郷中の会）
2番	坂本康郎（公明党宮崎県議団）
3番	来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿（同）
7番	窪菌辰也（同）
8番	脇谷のりこ（同）
9番	佐藤雅洋（同）
10番	安田厚生（同）
11番	内田理佐（同）
12番	日高利夫（同）
13番	中野一則（同）
14番	冨師博規（無所属の会 チームむか）
15番	重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創（県民連合宮崎）
18番	岩切達哉（同）
19番	井本英雄（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫（同）
21番	外山衛（同）
22番	山下博三（同）
23番	右松隆央（同）
24番	西村賢（同）
25番	二見康之（同）
26番	日高陽一（同）
27番	井上紀代子（県民の声）
28番	河野哲也（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二（県民連合宮崎）
30番	満行潤一（同）
31番	太田清海（同）
32番	坂口博美（宮崎県議会自由民主党）
33番	野崎幸士（同）
34番	徳重忠夫（同）
35番	日高博之（同）
36番	星原透（同）
37番	蓬原正三（同）
38番	丸山裕次郎（同）
39番	濱砂守（同）

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	福嶋清美

## 事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民一
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 一般質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。一般質問を行います。

毛利元就と言えば、山陰・山陽地方に勢威を振った武将であります。3人の子供たちに宛てた教訓状は、「三本の矢の教え」として広く知られております。

そして、その元就の三男であるところの小早川隆景ですが、以前は敵の関係にあった豊臣秀吉に、後には豊臣政権の五大老の中の一人として重用されるに至っております。

なお、このようなことが実現したのは、秀吉の軍師でありました黒田官兵衛の存在があったればこそだと言われております。

御案内のように、官兵衛は知略の名将として、秀吉の天下統一に際しては、胎動期から統一の実現に至るまでの間はもちろんのこと、その後も幾つもの城の建設工事で指揮を執るなど、多方面に大きな功績を残した歴史上の偉人です。

さて、これから申し上げるくだりですが、これは、小早川隆景が黒田官兵衛に言った言葉だと伝わっております。

「分別の肝要は仁愛です。どんなことであっても、決断するときに哀れみの心その基礎において判断すれば間違いありません。逆に仁愛

のない判断は、才覚がどれだけ巧みであったとしても、皆、道理に合わないことです。」

そして、その隆景であります。施政に際しては、常に相手の身分を問うことなく広く意見を聞くなど、日頃より仁愛を非常に大切にしていた武将であったと言われ、今もなお多くの人々から敬われております。うべなるかなであります。

さて、この仁愛であります。今回のコロナ禍では、ついそのときまでは想定できなかった、否、想定すべきを想定していなかったとも言えるべき、耐え難きまでの苦しさ痛さというもの、多くの人たちに様々な形で及ぼしております。

とりわけ、社会的に弱い立場にあるとされる方々への影響たるや尽きるところなく、最悪の事例では、自らの命を絶つことを選択させているのであります。誠に残酷であり、無念の上ありません。

いやしくも近代国家日本、福祉国家日本を名乗る限りは、災難から国民を守る責任については、当然、国家が負うべき政治の基本でなければなりません。

しかしながら、今回の災禍ではその期待は裏切られ、国家の力量がいかにもろいものであり、いかに無力なものであったかを、まざまざと実感させられました。

そういった中で、誠にふがいない話ながら、外国に頼るしかすべがなかったワクチン接種が、我が国でもようやく可能となり、私たちも集団免疫力によってこの災禍を乗り切れるのではとの見通しを、つらくも持てるようになりました。

そうなりますと、私どもの進むべき道は、今までのような感染拡大防止を目的とした施策か



ら、経済の回復、そして発展を目指す施策へと大きくかじが切られることとなります。

しかしながら、かじを切り、そして目指すこととなる目的地、つまり国や県が好んで口にする新しい生活様式への道行きには、様々な理由によりその流れに乗れない人たち、いわゆる社会的に弱い立場とされる人たちなどの存在が必ず出てくると思われます。

知事は、その存在も含めどう認識されているのか、お尋ねいたします。

そして、仮にもその存在があるとするなら、このことは決して見過ごすことのできない大きな問題であり、そのような面からも、今政治に求められるべきは、まさしく仁愛の政治だと信じます。

なお、仁愛の政治とは何かと問う者があったなら、仁愛の政治とは、頭で行う政治ではなく、心で行う政治、肌で感じ合える政治のことであると、私は答えます。

耐え切れぬほどのつらさや苦しさ、命がけで耐え忍ぶ人の、ちまたあふれる中、今、政治に求められているのは、紛れもなく慈悲の心ぞとの思いから、今回は名将隆景の言葉を引用してみました。

そしてまた、小早川家は吉田の荘、知事も同じ広島県の出であります。それもまた隆景の言葉を引用したもう一つの理由でもあります。

知事は、今回のコロナ禍から何を学ばれたのか、また、大きく変わるであろうこれからの時代をどう見通されているのか、さらにまた、どのような理念の下で、将来どのような郷土をつくらうとお考えか、お聞かせください。

続いて、感染拡大への対策などに関し伺います。

新型コロナウイルス感染症は、100年に一度と

も言われる過去に経験したことのないような危機であり、その影響は、人々の命や健康、暮らしや経済など、社会のあらゆる分野に長期にわたり大きく及んでおります。

3月からの第4波では、多くの地域で1日当たりの新規感染者数が過去最多を更新し、医療崩壊と言っても過言ではないほどの状況が生じるなど、第3波を上回る勢いで猛威を振るいました。九州でも本県以外の県で過去最多を更新し、特に福岡県及び沖縄県では緊急事態宣言が発出されております。

また、今でこそ落ち着いてはいますが、3月下旬には本県でも感染の端緒が見られ、5月上旬には1日当たり62名の新規感染者が発生した日もあるなど、急拡大を見せております。

そのようなことから私は、今回の第4波では年明けのときのように1日100人を超える状況になるのではとの危惧も一時は持ちましたが、幸いにも、県独自の緊急事態宣言の発令後は比較的早期に感染者数が減少に転じ、今はほぼ収まりつつあります。

第4波においては、知事は早めに強い対策を打つとの決断を県民に表明され、飲食店等への時間短縮要請や緊急事態宣言の発出などを、ちゅうちょなく実行されました。経済の疲弊著しい中での極めて難しい判断であったと思いますが、その決断と実行が、本県において爆発的な感染拡大を抑えた要因の一つではあったであろうと信じ、その努力を多とします。そして、それにも増して大きいと思うのが、県民が心を一つにしてこの災禍に対応したことであり、県民の皆様に、心から感謝の意を表したいと思えます。

さて、県内での感染がこのように鎮静化しつつあるのを見て、経済活動再開に向けての県民

の期待は日ごとに大きくなっていますが、今なお、その火種が完全に消えたわけではなく、ここで経済を再開するとなれば、再開していくスピードや規模をどのようにコントロールするのかもまた大きな関心事となっており、そこには慎重が上にも慎重なかじ取りが求められております。申すまでもありませんが、それはアクセルとブレーキの力加減やバランスの在り方によっては、また感染拡大局面に逆戻りすることへの懸念があるからであります。

ところで、今回の第4波が全国で大きく広がった要因には、変異株の影響があると言われております。そして、現在ではほとんどが従来株より感染力が強いアルファ株へ置き換わっており、それよりもさらに感染力が強いとされるデルタ株についても、既に隣県で陽性者が確認されております。

仮に第4波が収まりを見ても、次の段階に移行していく中で緩みを招くことのないよう、引き続きそのリスクに最大限の警戒が必要であると考えます。

そして、その上で知事に求められているものが、次の波への備えであります。新型コロナ対策の切り札となるワクチンが多くの県民に行き届くには、対応次第ではまだまだ時間を要すると思われまます。その間に押し寄せる波をいかに低く抑え切れるのか、そのためにも、今回の第4波に至るまでの間の対応をしっかりと総括し、次に講ずべき対策に生かしていかなければなりません。

知事は、これまでのコロナの感染拡大と対策をどのように総括し、次の波に向けてどのような対策を講じていかれるのか、お尋ねいたします。

ところで県は、6月20日までを目途に感染拡

大緊急警報を発令し、県全体が現在感染警戒区域に指定されておりますが、県独自の緊急事態宣言が発令された5月9日時点での直近1週間の人口10万人当たりの感染者数は、28.1人でありました。しかし、6月15日現在では1.0人と、かなり減少しており、今発令中の感染拡大緊急警報の扱いが気がかりであります。どうなされるのか、御見解をお聞かせください。

なお、現在の状況からすると、当然解除すべきであろうと私は思います。しかし、解除となれば、当然感染拡大の心配が伴いますが、もし解除される際にはどのような対策を講じられるおつもりか、福祉保健部長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、あとは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

まず、社会的弱者の認識についてであります。

コロナ禍によって、社会経済全般に甚大な影響が及ぶ中、とりわけ非正規労働者や障がい者、高齢者、孤独・孤立状態にある方々など弱い立場にある人たちが、より大きな影響を受けているものと考えております。

そして、コロナの影響などにより、結果として、本県における自殺者が増加したことにつきましては、重く受け止めますとともに、大変無念なつらい思いを抱いております。

これからポストコロナの時代に向けて社会の在り方も変わっていく中で、弱い立場にある方々の暮らしをどう支えていくのか、今後の大きな課題であると認識しております。

知事である私にとって、県民の生命や財産を守ることが使命であります。これら弱い立場の

人たちの支援にも気を配りながら、今後のコロナ対策に万全を期し、地域経済の回復・発展に向けて取り組んでまいる決意であります。

次に、コロナ禍から学んだことについてであります。

コロナ禍によって社会に大きな負荷がかかったことで、これまで築き上げてきた医療提供体制もその脆弱性が明らかになるなど、様々な課題が顕在化いたしました。

また、感染防止のための緊急事態宣言や「まん延防止等重点措置」の実施に当たっても、国と地方の役割分担や財源などが明確になっていない部分もあり、即時対応が難しいといった課題も明らかになったところであります。

コロナ禍に対応してきたこの1年半、感染防止等のブレーキと、経済回復のアクセルのバランスの取り方は、経済のみならず県民生活に直結するものであり、非常に難しい課題であると感じてきたところであります。

そういった中であって、本県におきましても第3波が急速に拡大し、亡くなられた方が出たことにつきましては、残念に思い、重く受け止めております。

感染症対策は、「早く・強く・短く」取り組み、早期に抑え込むことが肝要であることを強く実感いたしました。

このため、第4波の対応に当たりましては、第3波の教訓も踏まえ、県民生活や経済への影響を考慮してもなお、県民の命や健康を守らなければならないとの強い決意の下、早め早めの対策を取ったところであります。

私は常々、常在危機ということを申し上げておりますが、効率性や経済性ばかりを追い求めるだけでは、新型コロナの発生など新たな危機事象に対応できなくなるおそれもありますこと

から、平時から様々な想定に基づき、万全な備えを行っておくとともに、時々刻々と変化する状況に応じて適宜的確に対策を打つことの重要性も、改めて認識しているところであります。

次に、これからの時代の見通しについてであります。

本格的な少子高齢・人口減少時代を迎える中、労働力人口の減少や地域における経済規模の縮小により、あらゆる産業での競争力の低下が危惧されるところであります。

また、コロナ禍の中で、リモートでの会議やネット取引など、世界的にデジタル化の流れが急速に進むとともに、地方回帰の流れが加速化し、企業活動の在り方、人々の行動や価値観も大きく変わっていく可能性があります。

こうした変化は、直接会って話す機会を激減させ、人間関係が希薄となることが懸念されるところであります。人と人とのつながりを、どう維持・継続していくのかという点も、大変重要な課題であると認識しております。

技術やデジタル化は、あくまで道具でありまして、大事なことは、人が中心であるということでもあります。このことに十分留意しつつ、ICTをはじめとする技術革新を活用して、誰一人取り残されることなく、県民一人一人が希望を持って暮らせる社会を築いてまいります。

次に、郷土づくりの理念についてであります。

私は、この宮崎県を、県民の皆様が心豊かに暮らすことができ、「宮崎に住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と実感できるような県にしたいと考え、地域や人の豊かな絆の中で、誰もが夢や希望を持って生き生きと活動できる安全・安心な社会づくりに取り組んできたところであります。

コロナ禍を通じて、直接会うことの大切さ、人と人との結びつきの大切さを改めて実感いたしました。社会をつくっているのは人であり、これからの未来を築いていくのも人である、このことを基本に据えなければならないと考えております。

まずは、日常生活を取り戻すこと、経済活動を元に戻すことに集中して取り組む必要がありますが、経済的な豊かさを追求するだけでなく、他者や地域社会との関わりの中で、人を気遣い思いやる心、絆づくりも大切であります。

人々に閉塞感がある中、県民の皆様が未来に希望が持てるよう、様々な課題に真正面から向き合って、しっかりと結果を出してまいりたいと考えております。

次に、これまでのコロナ対応の総括と、次の波に向けた対応についてであります。

※  
昨年3月3日、県内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、県民の命と健康、暮らしを守り抜くという強い使命感の下、時々刻々と変化する感染状況を踏まえながら、その対策に懸命に取り組んでまいりました。

特に、今回の第4波では、第3波の検証を踏まえ、変異株のリスクにも対応すべく、従来よりも早め早めに強い対策やメッセージを打ち出してまいりましたが、県民や事業者の皆様の御理解と御協力により、早期に感染の鎮静化を図ることができたところであります。改めて、心から感謝を申し上げます。

私は、感染症対策は「早く・強く・短く」が基本と考えており、国が指定する「まん延防止等重点措置」などについては、事前調整に一定の時間が必要なことから、現場の責任者である私の判断で、県独自の緊急事態宣言をスピード感を持って発令し、国の措置とほぼ同等の内容

となる対応を図ってきたところであります。

今後も、検査・医療提供体制のさらなる充実を図るとともに、県民の皆様の十分な御理解を得つつ、必要な感染防止対策を迅速に講じることにより、次なる波による感染拡大を防いでまいります。

最後に、今後の感染拡大緊急警報の取扱いについてであります。

現在、県下全域に発令しておりますレベル3「感染拡大緊急警報」につきましては、期限の6月20日をもって終了し、県内の警報レベルは、翌21日からレベル2「特別警報」に移行する予定としております。

これは、5月下旬以降、県内の感染が鎮静化しており、医療提供体制の負荷も改善されていることに加え、全国の感染状況も落ち着きつつあることを踏まえ、総合的に判断したものであります。

また、圏域ごとの感染状況の区分につきましては、全市町村への「感染警戒区域（オレンジ区域）」の指定を終了し、21日より、各圏域の感染状況に応じ、「感染確認圏域（黄圏域）」や「感染未確認圏域（緑圏域）」に変更することといたします。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（重黒木 清君）〔登壇〕 答えいたします。感染拡大緊急警報終了後の対応についてであります。

感染拡大緊急警報終了後も、より感染力が強いとされる新たな変異株「デルタ株」の影響等に強い警戒を続けながら、必要な感染防止対策を継続しなければならないと考えております。

このため、県民の皆様には、感染が高止まりしている地域等への不要不急の往来自粛や、飲食の場におけるみやざきモデルの取組の徹底などの行動要請をお願いしてまいります。

また、来月以降は、夏休みやお盆など、人の移動が多くなる時期を迎えることから、今後の感染状況を見極めながら、必要なメッセージの発信など、感染の再拡大を防ぐための効果的な対策に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 政治姿勢としては、まず、変わるべきところはぱっと乗り遅れない、変えてならないものもあるということの基本にというような答弁でありました。そういくべきであろうなと思います。

それから、警報については解除ということと、そしてまた部長答弁で、警戒は緩めない。特に、デルタ株あたりの心配というのは大変大きいものがありますから、ぜひとも今の姿勢で、ずっと落ち着いた状態を保っていくような心がけを強めていただきたいと思います。

さて、我が国の政府は、財政健全化を国家的命題と位置づけ、小さな政府を目指し、諸施策を進めてきました。

しかし、今回の新型コロナへの対応状況から判断するとき、果たしてそれが国民に対し責任を果たせる国家であり、国民を幸せに導ける方向への道行きであったのかは極めて疑問であります。

事実、今回のような危機事象発生時は、巨額の財政出動など大きな政府でなければ責任を果たせようはずはありません。

したがって、望むべくは、常に大きな政府の実力を温存しつつ、通常時は小さな政府で事を進めていきながら、有事に際しては大きな政府となり危機事象に対応できる政府、すなわち常に大きな政府と小さな政府を併せ持つ行政の在り方を実現すべきだと思います。

今回の対応は、ことごとく後手に回り犠牲を

増やしたと言われても弁明の余地ない中にあります。そして、その大きな原因には人材不足がありました。

そのような中、対応策として講じられた潜在看護師の活用は、今後の大きな参考となるものだと思うのであります。

例えば、企業等に様々な技術などを有する人材を一定規模抱えてもらい、有事の際には公的にその人材を活用できるような仕組みなどはできないものかなと考えます。

当然、企業も余剰人員を抱えるには困難もあるので、税制上での優遇措置など支援策も要するとは思いますが、コロナが収まれば、早速議論の対象となるであろう巨大地震や異常気象など、あらゆる危機事象などに対し、責任を果たせる国家としての体制整備に向けての税財政常任委員長としての知事の見解をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナへの対応に当たりましては、経済性や効率性を重視してきた従来の社会システムの脆弱性が顕在化しておりまして、平時からあらゆる危機事象を想定して備えておくことの重要性を改めて認識したところであります。

特に、医療従事者や土木技術者など、様々な専門知識や技術を有する人材は、危機や被害の拡大を防ぎ、早期の回復を図る上で必要不可欠であります。平時における戦略性を持った専門人材の確保が、大変重要な課題であると受け止めております。

私としましては、県民の生命と財産を守るため、今後、南海トラフ地震や家畜伝染病、さらには新たな感染症など、様々な危機事象に対応できる行政や社会の在り方について検討を進めるよう、全国知事会の地方税財政常任委員会委

員長としての立場からも、国にしっかりと提言し、提案要望してまいります。

**○坂口博美議員** 何事でもやっぱり、人ありて初めて事は成ると思います。ぜひ、本気で、全力で取り組んでいただくことを期待いたします。

新型コロナの感染が拡大し始めた頃、国民に対して、新しい生活様式への移行という考え方が国や県により示されました。

この新しい生活様式なる言葉については、長年の経験の中で培われてきた生活様式を、新しいものへと変えることを求めるのは、単なる感染防止対策としてのものではなく、これからは時代が変わるぞという考え方を促すべく、ソーシャルディスタンスというインパクトある単語を用いた誘導策としての強いメッセージであったと、私は受け止めております。

当然ながら、いかにコロナ禍にあるといえども、人と人とのつながりが途絶え、孤立やいじめなどが深刻化するなど、新しい生活様式によってこれらのつながりや絆のような貴きものまでを失うことがあってはなりません。先ほどの壇上答弁のとおりだと思います。

もし、新しい生活様式という言葉が、単に感染防止のための心がけの生き方としての呼びかけであったとすれば、その表現はあまりにも不適切であり無責任であります。少なくともそうであるなら、ソーシャルディスタンスを銘打つことは誠に問題であり、それはフィジカルディスタンスであるべきだったと思います。

コロナ後には、デジタル化の進展など生活の一部において変化していくことはありましようが、生活の在り方を全く新しい姿に変えるというものであってはならず、その言葉が、もしもコロナからの逃避先的な生活様式を意味するも

のだというのであれば、それにはそろそろ区切りをつけ、新しい生活様式という旗を降ろすべきと考えますが、知事の見解を伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 新しい生活様式につきましては、ワクチンや治療法等が確立されていない未知のウイルスから県民の命と健康、暮らしを守るため、感染防止対策の取組としまして、マスクの着用や3密の回避、テレワークなどを要請してきたところであります。

その結果、人々の暮らしや働き方が多様化した一方で、人が直接触れ合う機会が激減し、孤独や孤立の問題が深刻化するなど、コロナ前は当たり前であった人と人とのつながり、絆の重要性というものを改めて実感したところであります。

私としましては、まずは、1年半に及ぶコロナ禍の経験を基に、人々がウイルスという見えない脅威を正しく恐れ、適切に対応していくことが重要でありまして、今後、ワクチン接種が進んで集団免疫を獲得し、流行がしっかり抑えられるような状況になった場合には、これまで県民に対しましてコロナ対策という文脈で求めてまいりました新しい生活様式という旗は降ろすことになるものと考えております。

その上で、コロナ禍で生じた心の距離を縮め、人と人との絆の中で安心して暮らせる宮崎らしい県民生活を取り戻せるよう、しっかりと取り組んでまいります。

**○坂口博美議員** やはりそうあるべきだと思うんですね。戻るところは戻さなきゃいかんと思うんですよ。

先ほどの答弁なんですけど、5月9日の宣言発出について、「感染症対策には早いことが基本と考えているので、県独自の宣言を発令することで対応してきた。それが早い鎮静化に至っ

た」との答弁でしたけれども、国が指定する「まん延防止等重点措置」と県の独自宣言とはどこがどう違うのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県独自の緊急事態宣言におきましても、外出自粛や営業時間の短縮要請など、国の「まん延防止等重点措置」と同等の対策を講じることが可能であります。

国の「まん延防止等重点措置」に指定されますと、時短要請に応じない事業者への命令や過料など、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、私権の制限を伴う措置が可能となりますが、その指定に当たりましては、まず、県から国へ要請を行い、その後国において専門家で構成される分科会への諮問や国会への報告、そして最終的には対策本部で決定するという一連の手続が行われ、一定の時間を要することとなります。

今回の第4波への対応では、一刻の猶予も許されない深刻な感染状況の中で、本県としては、まずは、迅速に対応が可能な県独自の緊急事態宣言の発令を行ったものであります。

○坂口博美議員 効力はまん防のほうがあるということで、制限力がありました。

それで、県独自の緊急事態宣言を出そうということ判断するのは、どの時点で、何を根拠としてなされるのか、発令までの一連の流れについて部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県の対応方針におきまして、県独自の緊急事態宣言の発令は、県内の感染状況が、国が示すステージ4相当になることを目安としておりますが、実際の発令に当たりましては、新規感染者数や医療提供体制、全国の感染状況などの今後の見通しも

踏まえながら、総合的に判断しております。

なお、発令の際には、事前に新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催いたしまして、医療関係の専門家等の御意見を伺うとともに、市町村長とも意見交換を行い、最終的には県の対策本部にて、その方針を決定しております。

○坂口博美議員 分かりやすそうで分かりにくかったんですけど、発令の必要を判断するというのは、県民に時短など何らかの制限なりを求めないと、いよいよ危険な状態に至るとということが避けられないと予測できるところまで来ているということなのか、それとも、いやいや、そこまでは深刻ではないと。まだまだ時間的には余裕ありだ、そういう状況だということなのか、再度お伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 緊急事態宣言は、県民生活や地域経済に大変大きな影響を及ぼしますことから、県内外の感染状況や今後の見通し等を慎重に見極めた上で、感染爆発が目前に迫るような段階におきまして、その発令の判断を行っております。

○坂口博美議員 じゃ、判断してから協議会を開いて本部会議を開く、そしてということになると、それに要する時間はどうなっているんですか。またそこで、宣言が効力を発揮する、実際それが実行されるというところ、そこまではどの程度の日数を要するのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 緊急事態宣言の発令に当たりましては、先ほど申し上げましたとおり、専門家や市町村長との意見交換を行った上で、県の対策本部を開催し、その方針を決定いたします。さらに、県民や事業者の皆様へ行動要請を行うに当たっては、一定の周知期間も必要となります。

このため、庁内での発令の意思決定から、実際の発令を経て、最終的に県民や事業者の皆様に対する具体の行動要請の開始までには、4～5日程度の期間を要することになります。

○**坂口博美議員** 県独自で出すのは、国との協議の期間があるからということで、独自で早期に対応だと言われたんですけど、その県独自の宣言を出すのに、国との調整というのは必要なのか、知事にお伺いいたします。

○**知事（河野俊嗣君）** 県独自の緊急事態宣言の発令自体には、国との調整は必要ないものがありますが、具体的な対策として、飲食店等への営業時間短縮の要請を行う際には、事業者にお支払いする協力金につきまして、国の交付金を活用するために、具体的な感染状況や時短要請の必要性等につきまして、国との事前協議を行うこととなります。

○**坂口博美議員** 現実として、財政支出を伴わない宣言というのは、現実的にはあろうはずはないと思うんですね。ですから言えば、県独自の宣言でも事前協議は要するという理解では間違いですか。

○**知事（河野俊嗣君）** この新型コロナ対策は、飲食の場が感染拡大の急所と言われておりますので、飲食店等への営業時間短縮の要請は、最も効果的な対策の一つであり、このため、通常、県独自の緊急事態宣言の発令に伴い、飲食店等への営業時間短縮を行うわけでありませう。

国の交付金を活用するため、県独自の緊急事態宣言でも、それに伴う国との事前協議が必要ということになります。

○**坂口博美議員** そうなりますと、県独自の宣言でも、大きくその日数の差はないということになります。先ほどの知事答弁は、ちょっと今

のを聞くと、唇が寒くなられたんじゃないかなという気もするんですけど、宣言なりまん防の要請が必要な状態に至ってから、その実行までは4～5日かかると。あるいはそれ以上の時間が過ぎてしまうということに、今の一連の答弁ではなりません。

場合によっては、その間に爆発的な拡大も起こりかねないわけでありまして、国との事前調整には、合理性でありますとか必要性などに大きな疑問を感じます。知事の所見を伺います。

○**知事（河野俊嗣君）** 重要な御指摘だというふうに受け止めております。

全国知事会でも、調整に要する時間を改めて見直すべきではないかという強い議論がなされているところであります。

時短要請に伴う協力金につきましては、第3波以降、国がそういう財源を用意した、そのことに伴い一定の時間が必要になってきたということがございます。

また、「まん延防止等重点措置」は、国の緊急事態宣言に至る前に機動的に対応すべく、より強い権限を持った措置を新たにつくったところ、私権制限に当たるものですから、慎重な検討が必要になってくるということで時間がかかってしまう。感染症対策の基本であるスピードを重視することの観点からは、そのような問題が顕在化したところでありまして、国との適切な役割分担の下、責任者である知事が、必要な対策をちゅうちょなく迅速に打てるような環境整備を、今後とも国に強く要望してまいります。

○**坂口博美議員** そこはすごく大事なところだと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

ところで、この第5波に向けての感染拡大防



止対策については、さっきの答弁では、少なくとも発症の予防効果に科学的な根拠を持つとされているワクチンでありますけれども、このワクチンについて触れられませんでした。第5波に備えるべく、これに寄せる期待というのはどう思っておられるのか、本県におけるワクチン接種の現状及び見通し、そして課題や対応などと併せ、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 新型コロナウイルスワクチンにつきましては、臨床試験におきまして約95%という高い発症予防効果が確認されておりました。重症化予防効果についても期待されております。

それらの効果を生かすためにも、1人でも多くの県民の皆様にも1日でも早く接種することが、感染収束の切り札になり得るものであると考えております。

本県におけるワクチン接種は、現時点で、医療従事者は6月末までに完了する予定となっております。また、高齢者につきましては、4割を超える方々が1回目の接種を終え、7月末までに完了する見通しであります。

今後は、一般接種とともに職域接種が進められていくものと考えておりますが、一般接種におけるワクチンの供給スケジュールが示されていないことに加え、医療従事者の継続的な確保や職域接種を希望する企業への支援など、課題があるものと認識しております。

県としましては、引き続き国に対して具体的なワクチン供給スケジュールを示すよう要望してまいりますとともに、できるだけ早期に県民にワクチンが届くような必要な取組を強化してまいります。

**○坂口博美議員** 感染予防効果については、このワクチンはどう評価されているのか、お伺い

いたします。

**○知事（河野俊嗣君）** ワクチン接種が進んでいる諸外国におきましては、感染者数が激減しておりますが、ワクチン接種はコロナ感染そのものを防ぐものではなく、あくまで発症を抑えるものであります。その感染予防効果につきましては、期待はされておりますものの、臨床データ上、実証されているものではありません。

このため、ワクチン接種によりマスクが不要といった報道が諸外国でなされておりますが、ワクチン接種により感染が完全に防げるものではないため、接種後も感染防止対策が必要となります。

県といたしましては、県民に対し、このようなワクチンの効果に対する正確な情報を、様々な機会や媒体を通して広く周知を図ってまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** その情報、正確な情報も大切だと思うんですね。5%の方に効果がないとなると、そこがやっぱり盲点になると思います。

国と県の責任について伺います。

自国での製造が不可能なワクチンを海外から確保する事務については、100%国が責任を持つべき外交課題であります。

その履行が大幅に遅れ、今ようやく緒に就いたや、その間を入れず、国は全国の市町村に対して、7月末までに65歳以上の希望者全員への接種を終了させることを求めました。

もともと感染症の予防に係る事務につきましては、法により国及び地方公共団体が責任を持つべきとされております。

そして同時に、法はその円滑な運営のため、感染症の予防に要する経費及び臨時の予防接種に要する経費については、その全部または一部

を国が負担するものと定めております。

さて、今回県は、ワクチン接種体制が不十分な自治体への支援策として10億円近い予算を組み、支援を行うことといたしました。

ところが、その中の約2億5,000万円につきましては、包括支援交付金が交付されておりますけれども、約7億円については、県は地方創生臨時交付金から歳出する単独事業としております。

本来であれば、この経費については、国は一律の交付金の上に積み上げて調整して本県に交付しなければいけない性格の金だと思いますが、そのために何らかの行動を取られたのか、知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** ワクチン接種につきましては、予防接種法に基づく国の指示により行うものでありまして、全額国が財政措置をすべきものと考えております。

これまでも全国知事会を通じて要望してきておりまして、国において一定の支援メニューが講じられてきたところではありますが、さきの市町村支援事業につきましては、7月末までに高齢者接種を完了するために、独自の支援措置を講ずる必要があったことから、使途の自由度が高い地方創生臨時交付金を活用した事業の構築を図ったところであります。

御指摘のとおり、ワクチン接種に係る経費につきましては、緊急包括支援交付金等により措置されるべきものでありますことから、先般、全国知事会を通じまして、今回行いました上乘せ措置を含む県独自の対策についても交付金の対象とするよう、河野ワクチン担当大臣に要請したところであります。

ワクチン接種につきましては、引き続き一般接種などについても早急に進めていく必要があ

りますので、必要な財政措置につきまして、今後とも国に強く求めてまいります。

なお、1点修正させていただきます。

先ほどコロナ対応の総括の答弁の中で、本県で初めて感染者が確認されたのを、私、3月3日と言ってしまったようでありますが、3月4日の誤りでありましたので、おわびして訂正いたします。

**○坂口博美議員** すごく本当に大きいことだから、ぜひ勝ち取っていただきたい。やっぱりしっかり責任を明確に分けていただきたいと思えます。

河野知事にとって3期目の任期というのも、実質で1年半ほどとなりました。その後のお考えについては分かりませんが、もし4期目を目指すとされるなら、いわゆる長期政権ということになります。

長期政権の是非はともあれ、本県ではこれまでに、黒木博知事と松形祐堯知事の2人がこれに当たります。松形知事の名君ぶりについては、この部屋の一番高いところに、松形氏と郷土を同じくされる中野議長がおられますので、私からは控えますが、黒木知事につきましては、昭和30年に就任以来6期約20年間、その職にあらられました。

そして、その間の特筆すべき大きな功績は、何といても、4期目の昭和49年にアジアのノーベル賞と言われるマグサイサイ賞を受賞されたことであらう。

受賞の理由については、3期目までに取り組まれた農業振興と観光振興であり、農業分野では防災営農や施設園芸、さらには人材育成のためのSAP活動の提唱など、極めて先駆的な農業政策の展開であります。

また、観光分野では、岩切章太郎氏とのタッ

グで本県の魅力などを存分に表現し、一大観光地として、また新婚旅行のメッカとして成長させた観光政策の展開などがありました。

ちなみに、マグサイサイ賞を受賞したのは、国内では昭和39年岡山県の三木知事、平成7年大分県の平松知事と合わせ3名のみであります。

これらからして、長期に政権を担う場合には、そこには、何か大きなことを成し遂げる、他の人にはできないことをすさまじいまでの情熱を持ってつくり上げる。さような実績の上に立ってほしいものだと考えるところでありませう。

今回のコロナ対策では、先ほどの一連の質問と答弁のように、1分1秒を争うようなケースにでさえ、国と地方との役割、責任、そしてその背後にある法や制度、あるいはその運用などに、極めて曖昧なる部分や不条理、不合理なる部分などがありました。

その実行に際しての流れを見ると、まさしく泥縄的愚かなる設計であるとしか言えませう。

河野知事には、まずは全国知事会の地方税財政常任委員長としての立場からは、法や制度にまで踏み込んで、そしてまた、申しあげましたような、現場や現実の状況に合わないような実態については、国に対し、あるべき姿に改めさせるなど、「ここに宮崎の河野あり」と、その存在を外に示してほしいものであります。

また、内に向けては、政治家たる宮崎県知事として、3期12年で何を成し遂げ、そして何をつくり上げようとされているのかを示してほしいところでありませう。御見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナへの対応

や、地方税財政のあるべき姿を考慮いたしますと、現在の国、地方の制度には課題が山積しております。

このような中、私は、昨年11月に地方税財政常任委員会委員長に就任いたしまして、その後、地方一般財源総額の確保・充実や、新型コロナ臨時交付金の増額、また、防災・減災、国土強靱化対策などを国に強く要請し、その実現に結びつけてきたところであります。

こうした制度の見直しや政策の実現のためには、全国知事会における議論や国との協議を重ね、真に地方にとっての財源確保につながるよう取り組んでいく必要があります。

私としましては、これまでの経験も生かして、地方のため、そしてこの宮崎のために、自分だからこそできる改革に取り組んでまいりたいと考えております。

また、私は知事就任以来、3期10年余り、この愛する宮崎のために全身全霊を傾けて県政運営に邁進してまいりました。

当初、口蹄疫からの復興という課題に直面する中で、農畜産業の再建やフードビジネスの取組、さらに海外輸出までを見据えた経済の振興に取り組み、全国和牛能力共進会におきます内閣総理大臣賞受賞や、農畜水産物の輸出増につながっているところであります。

現在直面しております大きな課題は、人口減少問題への対応であります。将来にわたって安心でき発展につながる基盤を整備するため、高速道路の整備をはじめ、防災庁舎や県立宮崎病院の整備、宮崎カーフェリーの新船建造、国民スポーツ大会に向けた施設整備などに取り組んでまいりました。

今後とも、人口減少の進行、科学技術の進展など様々な社会の変化が進んでいくものと考え

られますが、こうした中であっても、将来を見据えて持続可能な宮崎県の土台をつくっていくことが、私の使命であると考えております。

御指摘にありましたような先輩知事方の立派な業績にもしっかりと学びながら、コロナ禍による様々な社会変化やデジタル化等も見据え、世界の中で本県が輝きを放ち存在感を示すことができますよう、そして県民の皆様が真の豊かさを実感できるよう、全力で取り組んでまいり所存であります。

**○坂口博美議員** やっぱりその裏づけの一つは財源だと思うんですね。この前の骨太方針を見てみますと、一つには2021年水準を向こう3年間確保していくということがうたわれました。安心できそうで、じゃ、社会保障費の自然増、これは1兆円規模の中でどうやるのかなという不安も秘めておりました。そこらも含めて、しっかりと力を入れて仕事をやってほしいと思います。

そこで一つ、財政問題について伺います。先ず、先進国の公共投資額の2016年値の1996年比を見ますと、日本は0.57倍、米国1.9倍、フランス1.47倍、韓国2.48倍、英国3.39倍など、今回の日本国の実力の低さを裏づける数字であると感じ、戦慄を禁じ得ない気持ちであります。

このような中であってなお、骨太の方針では2025年のプライマリーバランスの黒字化を唱えております。「財政健全化至上主義」が誠にもって信頼するに足りなかった理論であることへの反省を感じ取られる内容とはなっておりません。

このような、まず初めに財政健全化ありきの考え方が、1995年以来のデフレに悩まされてきた我が国の企業投資や賃金圧縮などを招き、劣

悪な内需の拡大を大きく阻止し続けるに至り、これが我が国のインフラ整備の遅れと相まって、災害時の大きな損失や経済成長の妨げになっていると考えます。

国においては、もうそろそろ財政健全化至上主義から目覚め、日本の遅れを取り戻し、国家・国民に責任を持てる国づくりに向かうべきであります。機動的かつ積極的財政の施政を行うべきであります。

御案内のように、中国はインフラ投資分野への数十億ドルの拠出を表明し、米国は2度にわたっての巨大投資表明を行い、そしてこの3月12日には、約200兆円の追加投資により、3度目となる国民への現金給付、さらに1か月を待たずして、同じく200兆円の雇用計画をまとめております。

これは、「今、米国が抱えるべきは、コロナと中国という脅威に対する戦争である」との判断に立っての施策であり、かの緊縮財政論で有名なカーメン・ラインハート氏ですら、「まず戦争を戦うことを考えよ。どう戦費を調達するかはその次だ」と述べております。ポール・クルーグマンも、「戦時中の財政支出は、戦争に勝つために必要なだけ出すものだ」と言っております。

コロナ禍での経済損失の深刻さを実に正しく認識したものであり、今、米国では、「経済政策の静かなる革命が生まれている」と言われていることも、そのものであると思えます。

今の日本には、間髪を入れず大規模な財政出動が不可欠だと思いますが、どうお考えか。そして、国に対し、どう働きかけられるおつもりか、知事の御所見を伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 長期的な視点から、財政健全化に取り組んでいくこと、これは極めて

重要な課題であると認識しておりますが、御指摘のとおり、コロナ禍という未曾有の国難において、財政健全化だけにとらわれて、必要な対策を取れないことがあってはならないと考えております。

度重なる感染の波に、医療のみならず、社会経済の様々な方面に深刻な影響が長期化している今こそ、補正予算等を通じた大規模な財政出動により、感染症の徹底的な抑え込みと経済活動の回復に全力を挙げる必要があると考えております。

そして、経済対策としての国土強靱化等の推進を通じた南海トラフ巨大地震の被害軽減や高速道路のミッシングリンク解消等は、本県はもちろん、全国的にも必要な課題であると考えております。

このため、地方税財政常任委員会委員長として、全国知事会の提言に明記し、先日も国に要望を行ったところであります。今後、国政の動きも注視しながら、政府・与党に全国と本県の声を力強く届け、実現を図ってまいります。

**○坂口博美議員** 長期的な課題、それからもう直面しているのは、やっぱり大型補正ですね。これはやっぱり、いろんな事情から見て避けられないんじゃないかなと思います。これにも、その獲得に全力を尽くしていただきたい。本県分の獲得ですね、それをお願いしまして、F35B問題につき伺います。

今年4月4日には、国から何の連絡もないままに、「F35B宮崎配備へ」との新聞報道がなされ、これを本県議会は緊急かつ重大なる問題と判断し、「航空自衛隊新田原基地に関わる事項について速やかな情報提供を求める意見書」を送付したところであります。また、その際県は、情報収集の在り方につき、これまで以上に

積極的に対応していきたい旨の発言をしてもおります。

そのような中、小松基地に4機のF35Aが配備される旨の報道が去る2日になされ、併せてF35Bについても、新田原基地に配備の方向で調整に入った旨も同時にされました。

ここで、国の人事異動や組織の改編時期などを考えるときに、部隊の設置などについては既に決定がなされている時期ではないかと考えるのでありますが、県あるいは周辺自治体では何らかの情報をお持ちではないのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 県におきましては、F35B配備に係る4月の報道以降、継続的に情報収集を行っておりまして、九州防衛局に対しましては、ささいなことでも情報提供を行うよう、強く申入れを行っております。

そのような中、他県の地方紙ではありますが、「F35Bが新田原基地に配備の方向で調整に入った」旨の記事が掲載されたことにつきまして、すぐに九州防衛局を通して防衛省に事実確認を行ったところであります。

九州防衛局からは、現時点においても、「新田原基地も有力候補地として検討中であり、その決定の時期については調整中」との回答がありました。

また、周辺自治体にも確認を行いました。特段の情報はない」とのことでありました。

**○坂口博美議員** 今お答えになったように、「決定の時期は調整中」という返事であれば、それで終わりにするのではなくて、これからどんな調整をいつまで行って、いつ決定を見るのかを確認して、初めて一人前の大人の交渉だと思えます。知事の所見を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のとおり、調整

中という回答で納得すべきではないと認識しております。

このため、新田原基地に配備が決定するしないに関わらず、決定までのプロセスや時期、配備される部隊の人員体制、騒音を含む環境への影響、安全対策等につきまして、危機管理局を通じ、九州防衛局に対しまして確認を行っているところであります。

今後とも、県民の安全・安心に関わる案件につきまして、受け身の姿勢ではなく、積極的な姿勢で対処してまいります。

**○坂口博美議員** 九州防衛局という話ですけど、やっぱりこういったレベルの話となると、九州防衛局では無理で、逃れる道をつくってしまうと思うんですね。こうなると、防衛大臣など本省の政務方との話でないと思ってしまうんです。それもトップの知事が行かれて、直接、交渉をやる、それが必要だろうと思いません。

さて、もしもF35Bが新田原に配備されるとなると、現在建設中の弾薬庫、この設置と相まって、敵方からすれば、これらが建設される前の新田原基地から受ける脅威の大きさと比べ、弾薬庫あるいは弾薬庫とF35Bの双方を備えた基地から受ける脅威というのは、格段に大きくなると思います。明白であります。

そうなりますと、当然のこと、有事の際には敵国からの攻撃の危険度は大きく高まるものと考えますが、知事は、これらが整備されることでの敵国からの攻撃リスクについてはどう判断しておられるのか。そして、県民の安全についてはどうやって守ろうとされ、また国にはどうやって守らせるおつもりか、お聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 現在、我が国を取り巻

く安全保障環境は厳しさを増しております。国は、中国や北朝鮮の軍事動向を念頭に、九州・南西地域の防衛体制の強化を図っているものと認識しております。

このような中、新田原基地の機能が強化されれば、例えば、ミサイルによる攻撃対象としての脅威が高まるなど、より一層、県民の安全・安心の確保が求められるものと考えておりません。

私は、基地を有する自治体の長としまして、国に対し、F35Bの配備を検討する以上、あわせて、そのリスクを含めた諸課題につきましても具体的な対策を検討するよう、強く求めてまいります。

**○坂口博美議員** 国益あるいは公衆の安全、国防、その重要性は十分分かるんですけども、それがためのその安全というのは、それ以上にやっぱり知事には責任があるということを重ねて申し上げておきたいと思います。

今回のコロナ禍で、冒頭の質問でいろんなことを学ばれたという答弁をいただきました。国家の運営についてであります。まず財政健全化ありきか、それともまず国家・国民の健全化ありきか、そのどちらを大事にするのかということだと思えます。

先ほど、対1996年の公共投資比率を申し上げましたが、これは、自民、社会、さきがけ、この連立政権、1994年だったと思います。そのときの大蔵大臣、武村正義大臣のときに、「財政危機宣言」というのをなさいました。そこに、この流れの原点があると思います。

予算編成時になると、それからはもう毎年ですけれども、まるで合い言葉のように言われてきた財政危機、歳出削減による財政の健全化、それによる結果が先ほどのようなインフラの遅

れです。

特に将来に向けての投資、子供たち、有権者じゃないものだから、そこに対しての歳出の抑制というのをやって、今のような情けない国家になってしまったと思います。

インフラは当然ですけれども、今回のような危機事象に際して、世界に恥ずかしくない日本へと導いていただきたい。そういうところへ二度とつなげてはいけないと思います。知事は、それをぜひとも御理解いただいて、全力でこの全国知事会の中で、思う存分の実績を上げていただきたい、力を致していただきたいと思いません。

以上で一般質問を終わります。(拍手)

○中野一則議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) なかなか一番になれません。県民連合宮崎、満行です。

今日は何の日。今日は薩摩の日です。イギリスのハリー・パークス公使が薩摩に上陸した日です。旧薩摩藩であった中野議長や私たちからすると、思い出深い日だなど思っているところでもあります。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、地方財政の充実・強化についてであります。

新型コロナウイルスの出現により、今、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた住民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時に対応が求められています。

また、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地方交通の維持・確保など、少子高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高

まりつつあります。

しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する公務職場の実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタルガバメントへの対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる骨太方針2018に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。

しかし、コロナウイルスへの対応により、巨額の財政出動が行われる中、2020年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安があります。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要など地方の実情をしっかりと把握し、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に強く要請するべきと思います。

さきの全国知事会全体会で提言をまとめたとも聞きます。地方税財政常任委員長の立場でもある知事の答弁を求めます。

次に、時間外勤務の実態です。

コロナ禍でどの法人・組織も、その対応に大きなエネルギーを使っています。行政機関も例外ではないと思います。とりわけ保健所や衛生環境研究所、福祉保健を担当する各部署などは、大変な状況が続いていると思います。ワクチン接種対応も急がれています。

気がかりなのは、職員の時間外勤務の実態です。「何々対策室」なるものが次々にできていますが、職員の増員ではなく、各部署からの応援態勢で動いている。それぞれの部署に余裕があつて、そこから引き抜いているわけではありません。本来の業務があります。どの部署も大

変な勤務実態ではないかと思えます。

この状況が1年以上続いています、終わりはまだ見えない。職員の健康管理が不安でもあります。

福祉保健部職員の時間外勤務の実態、個々人の負担軽減の対策はどうなっているのか、福祉保健部長に聞きます。

以下、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。地方一般財源総額の確保についてであります。

本県のように財政基盤の脆弱な自治体におきましては、地方交付税を含む地方一般財源総額の確保・充実を図ることが、県民生活を支えていく上で極めて重要であります。

また、コロナ対策やデジタル化への対応など、新たな行政ニーズにも的確に対応していくことが求められておきまして、令和4年度の地方財政計画において、必要な財政需要を確実に積み上げるとともに、安定的な地方財政運営のための地方一般財源総額の実質同水準ルールが堅持されるよう、5月に、本県の令和4年度「国への提案・要望」を行うとともに、全国知事会におきましても、今月10日、その原案を決定し、地方税財政常任委員会委員長としての要望活動を行ってきたところであります。昨日もオンラインで、総務省の熊田副大臣に要望を行ったところであります。

先日、いわゆる「骨太の方針2021」の原案が明らかとなり、この実質同水準ルールが、令和3年度地方財政計画を基準として、令和4年度から3年間適用されるという案が示されたところでありますが、今後、この案がしっかりと決定され、地方財政計画において、必要な経費が適切に反映されるよう、あらゆる機会を活用し

ながら、国へ強く要望してまいります。以上であります。 [降壇]

○福祉保健部長(重黒木 清君) [登壇] お答えします。福祉保健部の時間外勤務の状況等についてであります。

新型コロナ対応の影響から、令和2年度の福祉保健部職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は、令和元年度と比較して約3割増加しており、特に感染拡大時において、患者の疫学調査等を実施する保健所や、入院・入所調整に携わる部署において大幅に増加しております。

これまで、必要な組織・人員体制の充実を図るとともに、部内各所属における適切な業務分担、会計年度任用職員の任用や、業務の外部委託も進めてきたところであります。

さらに、宿泊療養施設の運営等に当たりましては、庁内の他部局のほか、市町村職員にも応援をいただくなど、特定の所属や職員に負担が集中しないよう取り組んできたところであります。

今後とも、職員の心身の健康に十分留意し、その負担軽減も図りながら、新型コロナ対応に万全を期してまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○満行潤一議員 3割増と聞いてびっくりします。今までも、それなりの残業というのは実績があったんだろうと思いますが、それを3割増と。やっぱり長期化しているから、大変気がかりです。

今、そうやって部の実態を聞きましたけれども、知事部局の人事を担当する総務として、どのような時間外勤務削減や職員の負担軽減を図っておられるのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長(吉村久人君) 新型コロナウイルス



ス感染症対策について、福祉保健部の体制の強化と職員の負担軽減を図るため、これまで、「ワクチン接種担当」などの新たな組織の設置や、特命チームによる業務支援に取り組むとともに、職員の前倒し採用や、他部局からの年度途中での人事異動による職員の配置など、全庁的な対応を行っているところでございます。

また、PCR検査など夜間の業務が生ずる所属におきましては、長時間の勤務とならないよう、勤務時間を弾力的に運用しております。

なお、長時間の時間外勤務を行った職員については、健康管理医による面談の実施など、健康状態の把握にも努めております。

今後とも、必要に応じて職員の配置や組織の見直しを行うなど、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** ぜひ、職員一人一人の健康管理に目配りいただきたいと思います。

次に、若者の県内定着についてです。

若者の県内定着は、本県の大きな課題ですが、コロナ禍にあって、県外への就職を希望していた高校生が県内就職を選んだとの報道を見聞きします。

教育委員会がまとめた県立高校生の就職内定率を見ると、99%を超えています。この数字、率直に評価したいと思います。

また、県内比率がここ数年高まってきています。今年3月卒業の県内比率は61.6%、昨年3月が59.2%、2.4ポイント上がっています。これまで頑張ってきた関係者の努力を評価しますが、それでもやっと60%超えです。今後の取組を注視したいと思います。

知事部局や市町村、地場企業との連携強化など、今後どのような展望を持っておられるのか、教育長にお尋ねします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県立高校生の県内就職につきましては、県の関係部局や宮崎労働局などと連携し、企業説明会やインターンシップ等の取組を行っております。

また、就職支援エリアコーディネーターを県内6地区に配置し、地元企業の求人開拓など、企業と生徒をつなぐ取組も実施してまいりました。これらの成果として、県内就職率は6年連続で上昇してきたところであります。

しかしながら、全国平均を下回っている状況でありますので、県教育委員会といたしましては、求人要請のための企業訪問や、対象を保護者にまで広げた企業説明会の開催、さらには、地元企業に対して長期現場実習受入れのお願いなど、これまで以上に関係機関や地元企業との連携強化を図り、県内就職の促進に向けて積極的に取り組んでまいります。

**○満行潤一議員** ぜひ、1人でも多く県内定着できるように、今後とも努力いただきたいと思います。

次に、県境を越えたワクチン接種について伺います。

ワクチン接種は、住民票のある市町村での接種が原則となっていますが、県境を越え、幼稚園、小・中・高に通う子供たち、通勤者、また医療や福祉サービスを受けている人たちに対する接種はどうお考えなのか。

鳥取市と隣接する兵庫県の1市6町は、自治体の枠組みや県境を越えて、新型コロナウイルスのワクチンの接種を受けられるよう、協定を結びました。協定は、県境を越えて63の医療機関でワクチン接種が受けられると定めていて、住んでいる自治体以外の地域に通院、通勤している住民にとっては、選択肢が増えることになります。

鳥取県の平井知事と兵庫県の井戸知事との間で、県境を越えたワクチン接種ができるような体制をつくることで合意したことによって、実現したものです。

本県では、このような隣県との協定を締結する考えはないか、担当部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 新型コロナウイルスにつきましても、原則、住民票所在地の市町村で接種を受けることとされております。市町村におきましても、住民基本台帳の人口により接種計画を作成いたしまして、接種を進めているところでございます。

一方で、県内では、市町村と地域医師会の連携により、市町村域を越えた広域の接種を行っているところもあります。

現時点で、県境を越えて接種を行いたいとの市町村からの相談は受けておりませんが、今後一般接種が進む中で、要望等がありましたら、個別に相談に応じてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 了解です。

次に、県信用保証協会のコロナ融資実績に関して伺います。

2020年度、新型コロナウイルス関連融資が1万2,000件余、過去最高だったと聞きました。バブル崩壊やリーマンショックなどの経済危機を超える状況のようでもあります。件数、融資額のピークは、初の緊急事態宣言が発令された後の昨年6月で、その後は安定しているようではありません。

県は、この県信用保証協会のコロナ融資実績について、どのように分析されているのか。今後、事業者に対する新たな支援制度など検討されているのか、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 県信用保

証協会が保証を行いました令和2年度の新型コロナウイルス関連の融資実績は、1万2,163件の約1,737億円で、これは、過去最高の融資額でありました、平成20年度のリーマンショック時の3倍を超えております。

その内訳を業種別の件数で見ますと、建設業、サービス業がそれぞれ約2割、次いで、小売業、飲食業となっており、特に飲食業は、前年度比で4倍を超え、大幅に増加しております。

また、融資期間は8年から10年間が約7割、元金返済を猶予する据置期間は、1年以下が約半数となっております。

融資のピークが昨年の5月、6月でございましたので、多くの事業者の元金返済が始まる時期を迎えており、新型コロナウイルスの影響で業況が回復しない中、事業継続のための経営改善を支援する取組が、より重要になっております。

このため、本年2月に、県、金融機関などで構成します「中小企業支援ネットワーク」を再構築したところであり、関係機関が連携・協力しながら、事業者に寄り添った支援を行っていくこととしております。

**○満行潤一議員** 次に、生活困窮者対策についてであります。

社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業や失業などで、一時的に収入が減少し、当面の生活資金で困窮した人への緊急小口資金、総合支援資金の貸付事業などを行っています。

また、緊急小口資金等の特例貸付けについて、総合支援資金の貸付けを終了した世帯や、再貸付けについて不承認とされた世帯に対して30万円給付する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」も新設されましたが、

支援金の対象者は限定されています。

一人一人の困窮状況を把握し、丁寧なフォローが必要です。貸付金だけではなく、支給制度などの充実や就労先の確保を図らなければ、先の見えないこの状況下では借金だけが重くのしかかり、生活に行き詰まってしまうます。

生活福祉資金の現状と課題を、部長にお聞きします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県内の生活福祉資金の特例貸付けにつきましては、令和3年6月4日時点で、緊急小口資金は7,600件、総合支援資金は6,692件となっておりますが、コロナの影響が長期化することにより、利用後の自立に向けた支援が課題になります。

このような状況を踏まえ、償還開始が令和4年4月以降となるように猶予されるとともに、所得が一定水準以下の世帯については、償還免除が行われることとなっております。

また、福祉事務所に設置しております生活困窮者の相談支援の窓口におきましては、必要な方について一人一人の状況に応じた支援プランを作成し、ハローワークと連携した就労支援等に加え、他の給付金も活用しながら、利用者がしっかりと自立して生活していけるように寄り添った支援を行っているところであります。

**○満行潤一議員** 福祉保健部長が続きますが、介護保険料についてお尋ねします。

65歳以上が払う介護保険料が、20年間で2倍になっています。制度が始まった2000年度は、全国平均で2,911円、今年度は6,014円、本県は5,955円。ほぼ全国平均ですが、高齢化が進行し、要介護者も増加、介護サービスが増大しているのが原因です。団塊世代全員が75歳以上となる、いわゆる2025年問題もあり、必要な介護サービス確保と保険料負担額のバランスが問題

となってきています。

年金から差し引かれ、介護サービスを受けると、さらに自己負担が増える。高齢者にこれ以上の負担増は厳しいと思います。コロナ禍で、サービスの中止、また外出を控える高齢者も多く、認知機能や身体機能の低下が今後大きな課題になると思われまます。

そこで、2つお聞きします。今後の介護保険料の在り方、ポストコロナにおける高齢者の身体機能の維持策についてお尋ねします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** まず、介護保険料の関係でございますけれども、本県の介護保険料の平均月額、令和3年度から、65歳以上で5,955円となっております。制度が発足した平成12年度と比べて2,802円の増加となっておりますが、高齢化の進行により、今後も増加することが見込まれております。

県といたしましては、制度の持続可能性を高めるためには、健康寿命の延伸が必要と考えておりまして、市町村が実施する介護予防事業への理学療法士等の派遣や、高齢者の自立を促すため、様々な専門職が集まってケアプランを検討する自立支援型地域ケア会議の推進等の市町村支援を行っているところであります。

また、国の社会保障審議会におきましても、被保険者や受給者の範囲など、給付と負担のバランスを図る観点で、介護保険料の在り方について議論が行われておりますことから、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の身体機能の低下のお話でございますけれども、コロナの感染拡大に伴い、特に高齢者におきましては、外出の機会が減ることにより、身体機能等の低下が懸念されます。

このため、市町村におきましては、自宅です

きる体操動画をケーブルテレビで放送するなど、高齢者が居宅において健康を維持できる取組や、健康状態の確認のために調査員が高齢者宅を訪問する取組等を行っているところであります。

また、感染が落ち着いた地域では、健康の維持と社会参加の機会を確保するため、感染防止対策を講じた上で、体操教室を再開しております。

県といたしましては、今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、高齢者が地域で生き生きと暮らせる取組を推進してまいります。

**○満行潤一議員** コロナ禍では、ある程度仕方がないんですけど、ぜひ、できるだけそのダメージを抑えるように努力いただきたいと思っております。

次に、医師確保について知事に伺います。

臨床研修医が、県内過去最多の64名になりました。2000年度に始まった臨床研修医制度は、医師免許取得後2年間の臨床研修が義務づけられました。少ない年は29人だったものが、修学資金制度創設、医学部入学地域枠創設や、自治体、県医師会、宮崎大学で組織する「地域医療支援機構」創設など、本県での魅力ある研修制度充実の成果だと思っております。これまでの関係者の皆様の努力に敬意を表したいと思います。

しかし、宮崎東諸県医療圏に全県下の医師の過半数が集中している医師偏在の実態は、変わりはありません。宮崎東諸県医療圏以外の医療圏は、全国平均以下の医師不足の状況であります。医師の高齢化など、地域の医療確保には多くの課題が山積しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止で、本県の医療体制の脆弱性も明らかになりました。

12県の知事で結成する「地域医療を担う医師

の確保を目指す知事の会」のオンライン会議で、河野知事は、「医師養成を担う宮崎大学への財政的支援を国に求めていくことが重要だ」として、医師確保に国の財政面での手厚い対応を求める考えを示されたとのことでした。

今年度、県内で臨床研修を始めた医師が過去最多の64人となったことを受けて、今後、医師確保をどのように進めていこうとお考えか、知事に伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 今年度、過去最高となる64名の臨床研修医を確保できましたことは、医師少数県である本県にとりまして、大変明るいニュースであり、コロナ禍の中、御尽力いただきました宮崎大学、県医師会をはじめとする関係者の皆様に、改めて感謝申し上げます。これまでの取組の成果が徐々に現れてきているものと考えております。

さらに昨年度、宮崎大学や県医師会とともに「宮崎県医師養成・定着推進宣言」を行いまして、宮崎大学医学部では、令和4年度より、地域枠の定員を25名から40名へ拡充いただくこととなりました。

今後、この地域枠の学生をしっかりと養成し、定着を図るとともに、県内の医師少数区域等で一定期間勤務します「宮崎県キャリア形成プログラム」によりまして、偏在解消にも取り組んでまいります。

また、御指摘がありました、本県と同じように医師少数等の課題に直面する県で構成される「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」では、医学部に対する財政支援や臨床研修制度の見直しなどにつきましても、国へ提言することとしたところでありまして、これらの取組を一体的に推進し、さらなる医師確保に努めてまいります。

○満行潤一議員 よろしくお願いたします。

公的病院再編構想についてであります。

国はこの間、病院のベッドが余っているという理由で、過剰な病床を削減して、リハビリ患者向けの病床に転換・拡充するよう政策を誘導しています。

しかし、一向に病床削減が進まない状況に、厚労省は2019年9月、再編統合の議論が必要だとする全国424の公立・公的病院のリストを突然公表するという、私から言ったら本当に暴挙に出ました。「まずは公的病院から」との思惑だろうと思います。

しかし、コロナ禍での現状はどうでしょうか。感染症患者のベッドが足りない、自宅待機、療養施設で亡くなる人が続発しています。日本中のベッドは余っていると厚労省は言っているのに、ベッドが足りない。再編統合の矢面に立たされている採算性の悪いと言われる公的病院が、感染症患者を一手に引き受けている。民間病院は一部しか対応していない。

そもそも、救急医療、災害時における医療、僻地医療、周産期医療及び小児医療の政策的医療分野や高度医療、地域医療との連携、がん診療、精神医療及び臨床研修等の政策医療は公的病院でという役割分担が、歴史上確立しています。

他方、通常病気や外傷などの治療、疾病予防や健康管理など、地域に密着した保健・医療・福祉に至る包括的な医療、初期医療は地域のかかりつけ医の役割とされています。

感染症対策も政策医療の大きな柱ですが、この数十年、その対策が甘くなってきたのではないかと危惧します。伝染病予防法から感染症予防法に変わり、市町村に設置義務のあった伝染病隔離病舎は廃止されました。

政府は2025年に向けて、病床削減や病院の機能に応じた再編統合を進めていますが、感染症対策など地域医療や救急などの政策医療がしっかり担える地域医療構想にしていきたいと思えます。

本県の今後の公立病院の在り方を含め、担当部長の見解をお聞きします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 国は、令和元年、各医療機関が策定した将来方針について再検証が必要であるとする公立・公的病院を公表したところでありますが、新型コロナの感染拡大が進む中、昨年8月、再検証の期限を含め、地域医療構想の進め方について改めて整理するとの方針を示したところであります。

公立・公的病院は、救急医療や僻地医療など、民間では担えない機能を求められており、医療資源の限られた本県の地域医療に重要な役割を果たしておりますが、医療従事者の確保や病床機能の分化・連携といった課題もあるところであります。

今後、国から新たな方針が示された後、公立・公的病院の在り方を含め、持続可能な医療提供体制の構築に向けて、各地域の調整会議で協議が進められることとなりますが、県としましては、再編統合や病床削減ありきではなく、感染症リスクへの対応も含め、地域の実情を踏まえながら、関係者間で丁寧な議論を行うことが重要であると考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、その方針でお願いしたいと思えます。

次に、ドクターヘリの連携協定についてです。本県のドクターヘリの連携協定はどのような状況でしょうか。

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の5県と4つのドクターヘリ基地病院は、5県

において各県が運用するドクターヘリの広域的な連携体制の構築による救急医療体制の充実を図るための相互利用及び災害時における相互協力を目的として、協定を締結しています。「中国地方5県協定」と呼んでいますが、地域生活圏を優先して、県単独運用ではない柔軟なドクターヘリ運用を行っています。

さらに、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市の2府6県4市で構成する関西広域連合では、「鳥取県ドクターヘリ」の導入に伴い、中国地方各県のドクターヘリ間の連携体制を構築し、救急医療体制の充実及び災害時の相互協力を図ることを目的として、中国5県及び各ドクターヘリの基地病院との間で、広域連携協定を締結しています。関西地方と中国地方の広範囲による連携協定が出来上がっています。

本県の連携協定の現状と課題をお聞きします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 本県ドクターヘリの隣県との連携につきましては、救急車とドクターヘリが合流するランデブーポイントをお互いに利用することや、県境の高速道路上の事故対応などについて、あらかじめ取決めが行われているところであります。

他県との相互応援や共同運用などの連携につきましては、自県のドクターヘリで対応できない場合等に有効であると考えられますが、参加する県の基地病院におきまして、応援を行う地域の選定や要請ルールの調整、経費負担等の課題がありますことから、ドクターヘリ運航関係者をはじめ、各県関係者とも議論してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** ぜひ、検討を始めてほしいな

と思います。

今年、我が国のドクターヘリの運航開始からちょうど20周年です。ドクターヘリは現在、43道府県に導入されており、配備のない京都府は関西広域連合に所属しており、負担金を払って隣県のドクターヘリを利用しています。未導入は東京都、福井県、香川県ですが、どこも知事が導入を決めています。

本県のドクターヘリ運用開始は2012年4月で、これまで数々の全国トップの取組を行ってきました。前に紹介しました指導的医師の派遣、いわゆるドクターデリバリーに特化した運用が可能となったのも、全国で初めてです。

しかし、残念ながら、南北に長い本県のドクターヘリは、県北部までカバーできていません。当然、大分県境まで飛びますが、世界の標準である15分以内、半径50キロ圏内はカバーできていません。

航空医療学会では、九州内で必要とされている新たな基地病院は本県北部だけです。九州本土では、県北部だけが空白になっている。相互利用協定はお互いの利用協定ですから、ここがネックとなって隣県との利用協定が結べない大きな原因だと思います。

関西や中国地方のように、九州7県も相互利用協定を結び、大規模災害に備えることは当然。日頃の運用でも県境の壁を越え、最も早く患者にアクセスできるところから飛んでいける体制構築を急ぐべきです。

学会にも設置の必要性を指摘されている県北部、県立延岡病院のドクターヘリ導入について、知事の見解を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 県立延岡病院にドクターヘリを導入することは、県北地域における救急患者の救命率の向上や救急医療体制の充実

に有益であると考えられますが、一方、新たにドクターヘリを導入するためには、基地病院での救急専門医や看護師の確保などが必要になります。また、財政上の課題もありますことから、慎重に検討する必要があると考えております。

現在、ドクターヘリは、運航主体であります宮崎大学の御尽力などによりまして、県北地域を含めて安定的に運航されております。

さらに、本年4月からは、県立延岡病院におきまして、西臼杵や日向入郷医療圏まで範囲を広げた独自のドクターカーの運行も始まり、ドクターヘリとの一体的な運用によりまして、県北地域の救急医療体制が強化されたところであります。

県としましては、宮崎大学と連携して、救急専門医の養成や地域への派遣等を促進するなど、引き続き、県北地域の救急医療体制の充実に取り組んでまいります。

**○満行潤一議員** 県民の命は一緒ですから、やはり距離で助かる助からない、そうならぬように、財源的な問題とかおっしゃいますが、ぜひ、知事として一刻も早い2機目の設置をお願いしたいと思います。

次に、D-C a l l N e t (Dコールネット) についてです。

認知度が極めて低いDコールネットの知名度向上と、一刻も早い普及を祈念して質問したいと思います。

交通事故を起こした車から自動的に通報する救急自動通報システム「Dコールネット」は、具体的な出動事例で、救命につながる現場到着時間の短縮効果が裏づけられてきました。推定では、乗用車約6,000万台のうち約2%の120万台にこのシステムが搭載されています。トヨ

タ、ホンダ、HEM-N e t (へムネット)、救急通報サービスを提供する事業者が共同で運用するDコールネットの試験運用が、2015年11月より、ドクターヘリ基地病院の参加を得て開始しました。

Dコールネットは、事故自動通報システムを利用し、死亡・重症確率、車両からのセンサー情報、通報場所、接続した消防本部等のデータを連携該当病院に送信します。2018年4月からはサービスを高度化し、消防本部に対し、死亡・重症確率を送信する本格運用を開始、さらに2019年11月から、警察本部への死亡・重症確率の送信を開始しました。事故自動通報システムから送信されたデータを基に早期判断を行い、消防と病院で連携し、ドクターヘリを現地に派遣します。

事故受傷者の救命には、ドクターとの接触までの時間が大きく影響します。自動通報によって、その時間を大きく短縮する効果、17分短縮できるという実証実験の結果も出ています。大変効果が期待できます。課題は、このシステムの認知度向上、システム搭載車両の拡大だろーと思ひます。

ここでは、本県消防の取組状況等について伺ひます。

**○危機管理統括監(小田光男君)** Dコールネットによる消防本部への通報は、事故車両からの自動通報を受けた通報接続事業者からのデータ通信、ファクス、電話により行われておりまして、全ての消防本部がいずれかの方法で通報を受けることが可能となっております。

各消防本部におきましては、この通報を受けたときの迅速かつ的確な救助・救急体制が確立されているほか、通報接続事業者との間で、定期的に接続テストも実施されております。

○満行潤一議員 次に、テーマを変えます。

本県農業の将来、担い手の対策について1問お伺いします。

高齢化の進行もあり、本県農業の将来が気になります。2020年農林業センサス結果を受けて、改めて課題が見えてきます。

総農家数は、2005年が約5万戸だったものが、2020年では約3万戸、この15年間で6割に減少。基幹的農業従事者も15年間に5万5,000人から3万1,000人と、これも6割近くまで減少しています。当然、平均年齢は上昇し、60代、70代が従事者の大部分を占めています。

1,000万円を超える販売経営体の比率が上昇しているのが希望の光です。

本県農業の展望を見るときに、担い手対策として、各経営体の販売額の増など克服すべき課題は山積していると思いますが、今回のセンサス結果を踏まえた部長の所見をお聞きします。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 議員御指摘のとおり、本県農業を支える担い手は大幅に減少しており、担い手の確保・育成は喫緊の課題でございます。

このため、先般策定しました第八次農業・農村振興長期計画では、農業経営者とその経営を支える雇用人材を幅広く確保することとしておりまして、就農相談会の開催等による多様な就農ルートの確保や、経営状況に応じた体系的研修の実施などによる人材育成に取り組んでまいります。

また、市町村やJA等の関係機関と地域農業を支援する体制を構築し、家族経営や集落営農組織等と連携することで、労働力不足などの地域の課題解決を図ってまいります。

今後とも、関係機関と連携して、担い手の確保・育成に取り組み、本県農業の発展や、地域

農業の維持に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 次に、梅雨時期や台風時の降水量増について伺います。

今年の梅雨入りは平年よりも早く、5月の梅雨入り早々から長雨でした。気温や降水量、気候の基準となる気象庁の平均値が10年ぶりに更新されています。それによれば、本県の平均降水量が5%から20%増えているようです。地球規模で進む気候変動が、本県でもはっきり数値として表れています。梅雨時期の6月が20%増、台風シーズンの9月から11月が5%から11%増、毎年梅雨末期に大雨が降り、豪雨災害が発生しています。台風もしかり。年々増加する降水量に、河川管理者としてどのように対応するのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(西田員敏君) 県では、過去に発生した浸水被害を考慮し、堤防整備や河川掘削など計画的に進めております。

また、住民自らが迅速に避難を開始できるよう、河川の水位情報やカメラ映像などをインターネットを通じて提供したり、浸水想定区域図を公表するなど、防災情報の提供にも取り組んでいるところであります。

しかしながら、近年、自然災害が激甚化、頻発化しており、施設では防ぎ切れない大規模な洪水の発生が懸念されています。

このため、河川水位計やカメラを増設するほか、浸水想定区域図を作成する対象河川を拡大するなど、これまでの取組を強化し、より細やかな情報提供に努めることとしております。

今後とも、人的被害を最小とするため、ハード対策はもちろんのこと、市町村や関係機関と連携を図りながら、さらなるソフト対策に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 本当に50年に一度、100年に一



度という事象が毎年のように起こる。今までの経験則が全く使えない、そういう状況にあります。

降水量の増加に伴い、避難の在り方とかが変化しているのではないかと思います。どのように県民に周知していくのか、危機管理統括監にお伺いします。

**○危機管理統括監（小田光男君）** 風水害が激甚化する中、災害時に速やかな避難行動を取るには、日頃からハザードマップ等を活用し、自宅等の災害リスクや避難先の検討、避難経路の確認などの準備をしておくことが重要です。

また、今年5月20日から避難情報が新しくなり、災害のおそれが高い警戒レベル4に位置づけられておりました避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されるとともに、早期避難を促すため、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示が発令されることとなりました。

県としましては、こうした事前準備の重要性と新しい避難情報につきまして、国・市町村と連携し、ポスター掲示などにより周知に努めているところです。

今後とも、テレビ・SNS等の各種媒体や出前講座等も活用しながら、周知を行ってまいります。

**○満行潤一議員** しっかり備えていただきたいと思えます。

水力発電を行っている企業局には、どのような影響があるのでしょうか。現在は、総括原価方式に準拠した契約ですので、降水量が増えても売電収入に直結ということにはならないと思えますが、企業局長、お願いします。

**○企業局長（井手義哉君）** 降水量の増加による収支への影響ではありますが、水力発電はダムにたまった水を利用することから、売電契約の

内容の程度に差はありますが、一般論としては、降水量の増加は電気料金収入の増加につながるものであります。

しかしながら、近年、梅雨や台風時に大雨が降る傾向となっておりまして、こうした短期的な降水量の増大は、発電で使い切れない水をダムから放流することとなるため、一概に収入の大幅な増加につながるものではないこととなっております。

加えて、集中的な豪雨が予想される場合には、防災の観点から、事前にダムの水位を下げる事前放流への協力や、また、降雨後の濁水対策など、管理運用面でも影響が生じているところであります。

企業局といたしましては、今後とも、治水・利水の両面から、天候の変動に適切に対処するとともに電力市場の動向にも留意しながら、安定した経営に努めてまいります。

**○満行潤一議員** 次に、再生可能エネルギー倍増計画についてです。

政府は2030年度までに、再生可能エネルギー発電量を、現在の実績約18%を30%台後半に倍増させる計画です。また、「脱炭素社会実現」を掲げ、まずは再生可能エネルギーを優先としています。

脱炭素社会とは、地球環境に優しいという視点だろうと思えますが、引き続き、原発も重要な電源だと位置づけており、脱原発ではなさそうです。

固定価格買取制度（FIT）が大きく伸びましたが、買取り価格が低下し、また、大規模な太陽光発電施設の適地も限られてきました。採算性を重視して、メガソーラーと称される大規模な開発が進みましたが、環境の悪化、自然環境に与える負荷も大きく、立地する地域にとつ

では迷惑施設になっているところも多くあります。

環境に優しい太陽光発電の増加には、家庭の屋根が一番適しています。発電した電気は自家消費し、余りを電力会社に売る。初当選のときから、普及には補助金等の支援が必要と訴えてきましたが、実現していません。小泉環境大臣が、住宅の屋根に太陽光パネルをとっています。公共施設や、無限に近い数の家庭の屋根にパネルを設置するのが一番現実的だと思います。

補助事業や県民への啓発など、普及に向けた施策が必要です。部長の見解をお願いします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 県では、第四次宮崎県環境基本計画において、「2050年ゼロカーボン社会づくり」を重点プロジェクトの一つに掲げ、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むこととしております。

具体的には、太陽光発電に関するセミナーなどによる家庭への普及啓発等を行うとともに、公共施設などに再エネ設備の導入を進めるため、今年度から、市町村や事業所へのアドバイザー派遣にも取り組むこととしております。

また、設備の導入を促進する上でインセンティブとなる補助制度や優遇税制などの充実を国に要望しているところであります。

本県の恵まれた日照環境を生かすことができ、屋根等への設置が比較的容易な太陽光発電をはじめ、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大を図ってまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** よろしくをお願いします。

次に、県産品の販路拡大、海外展開支援について4点、商工観光労働部長にお伺いいたします。

県のまとめによれば、令和2年度の本県農産

物の海外輸出額が72億円強で、9年連続で過去最高を更新したとのことでした。

本県とジェトロ宮崎は、県内食品事業者の海外展開を支援する「宮崎県海外展開ネットワーク（食品部会）」を発足させました。同ネットワークは、グループメールを活用して、会員事業者同士の情報共有化、協働の場の創出を通じて県産品の輸出拡大につなげたいとしています。

会員登録の現状と認識についてお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 今年3月に発足しました宮崎県海外展開ネットワーク食品部会の登録企業数は、6月1日現在で41社となっております。その内訳は、加工食品関係が26社、農水産物関係が11社などとなっております。

本ネットワークについては、加入することで、マーケット情報の共有や協働したブランドづくりなど、企業間連携による競争力強化が図られるほか、海外からの引き合いや各種助成金等の情報をいち早く入手できるなど、海外展開に取り組む企業にとってメリットも大きいことから、より多くの企業が参加されるよう、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 本県は、焼酎やみそ、しょうゆなど、日本食文化の素材・食材を多く産出しています。本県産ウイスキーの輸出は大きく伸びているようです。焼酎も大きく伸びる可能性があります。

本物の品質、味は日本食ブームに乗って海外でも必ず受けるはずで、ハリウッドでの成功例もあります。

加工食品の県外展開の支援の在り方について

お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 加工食品の海外展開を推進するには、現地の購買者ニーズに合わせた商品パッケージの開発や調理方法の提案など、マーケットインの視点に立った商品づくりやプロモーション活動が重要と考えております。

このため、香港と上海に設置しております海外事務所や、有望市場であるシンガポール・台湾等に配置した輸出促進コーディネーターの活用によりまして、現地でのフェア開催や県内企業への市場ニーズ情報の提供などに取り組んでいるところでございます。

また、新型コロナへの対応としまして、ジェットロと共同でオンライン商談会も実施しているところであり、今後とも、関係機関と連携しながら、県産加工食品の品質の高さや特徴をしっかりPRし、輸出拡大を図ってまいります。

**○満行潤一議員** 次に、本県焼酎ブランド化等事業補助金について伺います。

県では、県産焼酎の普及拡大、海外販路開拓等を図るため、県内焼酎蔵元が外国人観光客受入れのため施設整備等を行う場合に、その経費の一部を助成する事業を展開中ですが、その成果についてお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 御質問にありました事業につきましては、令和元年度に2件、令和2年度には4件の取組が行われ、ホームページの多言語化や、外国人観光客とのコミュニケーションを図るための翻訳機の導入など、受入れ環境の強化が図られたところでございます。

新型コロナによる渡航制限のため、この事業を活用した蔵元への外国人の来訪は、2か国4名にとどまっておりますが、香港の飲食店と結

んだオンラインの焼酎PRイベントにおきまして、多言語化されたパンフレットやホームページを用いた案内が行われるなどの活用が図られているところでございます。

今後、渡航制限が緩和されまして、外国との往来が可能になった際には、外国人観光客を受け入れ、海外における焼酎の認知度向上や販路拡大につなげてまいります。

**○満行潤一議員** ぜひ、積極的な展開を期待しています。

次に、博多KONNEの現状と今後の展開についてです。

本県の新しいアンテナショップ「博多みやざき館KONNE」が3月22日、博多バスターミナル内にオープンしました。福岡市にアンテナショップの設置を提案した者として、うれしい限りです。

九州一の集客を誇る博多に立地しており、県産品の販路拡大、宮崎ファンの獲得、観光情報の発信など、今後の活躍に大いに期待しています。

県として、博多みやざき館にどのようなことを期待しているか、またどのように利活用しようと考えているのか伺います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 博多みやざき館KONNEは、大阪にある堺みやざき館に次いで設置されました、民設民営型のアンテナショップであり、多くの来店者が見込まれる博多バスターミナル内に店舗しておりますことから、福岡エリアでの県産品や観光の情報収集・発信拠点となることを期待しているところでございます。

このため、市町村と連携した県産品のテスト販売や、店内でのPR動画の放映、各種パンフレット等の設置による魅力発信に加えまして、

今議会をお願いしております「県産品販売促進強化事業」により、東京、大阪、福岡、宮崎の4つのKONNE館が連携したイベントを開催するなど、県産品の認知度向上や販路拡大の場として、利活用を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

次に、教育長にお伺いします。推薦入試制度の変更についてです。

本年3月、県教委は来年度の高校入試から、推薦入試が中学校長の推薦から自己推薦に変わると発表しました。

中学卒業者の減少と公立学校の定員割れが続く、入試制度の変更等は予想はされていたものの、急遽発表となった経緯と理由をお伺いします。

また、推薦枠や推薦検査は各高校で決定し、推薦入試要項の発表は8月下旬となっています。学力検査を課さない場合は適性検査が必須で、面接や小論文のほか、実技やプレゼンテーションなども想定されています。

中学校では、例年6月下旬から進路説明会が始まり、高校側から、学校案内のパンフレット、オープンキャンパス準備に向けて、現在の日程では準備ができないとの不安の声もあると聞きます。希望者全員に推薦入試受検資格を与えることとなると、中学校では入試指導業務の増加、高校では受入れ業務の負担が予想されます。

受検生である中学生、保護者、教職員の不安に対し、不安を払拭する具体的な情報発信をどう行おうと考えているのか、お伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 推薦入試を含めまして、高校入試の在り方につきましては、これ

までも、中学校と高校にアンケートを毎年実施し、その結果を踏まえ、改善を行ってまいりました。

そのような中、近年の志願者の減少という課題に対処し、県立高校の特色化・魅力化を一層図るために、今回、制度の大きな見直しを行ったところであります。見直しに当たりましては、各高校が、育成を目指す資質や能力を明確にすることにより、受検生が、自分の意思で学校を選び、個性を生かした受検がしやすくなるよう、特に配慮したところであります。

今後、受検生や保護者が安心して推薦入試に臨めるよう、7月には募集人員や検査内容を公表し、入試改善の内容を掲載したリーフレットを各中学校へ配付するなど、丁寧な情報発信にしっかりと取り組んでまいります。

○満行潤一議員 どの高校も、県教委の発表を待っていると思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、警察本部長にお伺いいたします。

毎度のことですが、都城警察署の改築についてであります。

毎年のように、改築を急ぐよう質問しています。最初の質問は2000年6月議会、21年前です。それから大きく変わることはなく、今日に至っています。本部長が前回赴任されたときから、状況は変わっていません。

現庁舎は、1957年（昭和32年）に開庁、ライバルたちが次々と改築されていき、とうとう日本最古の警察署となってしまいました。

歴史的建造物となった都城警察署の改築計画について、お伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 警察署の整備につきましても、厳しい財政状況ではありますが、治安基盤及び防災活動の拠点としての機能

を十分に発揮できる施設を整備するという観点から、著しく老朽化が進んでいる警察署や機能に支障がある警察署を最優先に整備していく方針であります。

なお、都城警察署の整備計画につきましては、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づき策定しました個別施設計画を踏まえ、整備の検討を早急に進めてまいります。

○満行潤一議員 今、本部長がおっしゃったように、災害時の拠点としても、本当に大事な地域の公共施設です。ぜひ早くやっていただきたいと思いますが、本部長は都城署の位置づけをどう考えておられるのか、再度お尋ねします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 警察署につきましては、治安基盤及び防災活動の拠点としての機能を十分に発揮できる施設が必要であると考えております。

この中で、都城警察署につきましては、人口、犯罪の発生件数などから見て、県西方面の治安の要として位置づけるとともに、南海トラフ巨大地震等の発生時における沿岸警察署の後方支援拠点等としての重要な役割もあると考えております。

○満行潤一議員 本部長がおっしゃるとおりなんです。ぜひ、そのことを知事部局としっかり協議いただいて、都城署に限りませんが、一刻も早い警察拠点の改築を急いでいただきたいと、切にお願いしておきたいと思います。

最後になりますが、ストーカー相談件数についてです。

警察本部のまとめで、昨年のストーカー相談件数が過去最多の607件、前年比34件増となったようです。また、ドメスティックバイオレンスの相談件数も781件と高止まりの状況です。

ストーカーの被害者と加害者の関係で多いの

が、交際相手、知人、DV被害ではパートナー、同居人と、どちらも身近な人から被害を受けているケースが多数を占めています。最初はささいな事案も、エスカレートして大きな事件になる可能性もあります。

この相談件数の増加は、全国的な凶悪事件が発生していることにも関係していると思われませんが、本県警察の取組状況についてお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 本県警察における、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案への対応に関しましては、被害者の安全確保を最優先に、事案の危険性・切迫性に応じて避難措置等の保護対策を行うとともに、事件化等の措置による加害行為の防止に努めているところであります。

この種相談には、認知段階では、事案の危険性・切迫性を正確に把握することが困難であるとともに、事態が急展開して重大事案に発展するおそれのある事案もあるため、積極的に相談受理し、対応しております。

警察といたしましては、今後とも、被害者の安全確保を最優先とした迅速、的確な対応に努めてまいります。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

質問、延べ29問、執行部の皆さんに本当にお世話になりました。

以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時55分休憩

---

午後1時0分再開

○濱砂 守副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団、重松幸次郎です。

通告に従いまして、令和3年度6月補正予算の中から抜粋し、関連事項を含めて質問を行いますので、知事をはじめ関係部長・教育長の皆様の明快な御答弁をお願いいたします。

今月7日、国勢調査の本県人口が公表されました。2020年10月1日時点の人口は107万213人で、前回の2015年から3万3,856人減で、減少率は3.1%と過去2番目に高かったとあり、またピーク時である1995年の117万5,819人からすると10万5,000人以上が減少しております。地域別では、宮崎市、三股町を除き、24市町村で減少し、人口減少に歯止めがかかっていない現状が浮き彫りになりました。

一方で、西米良村、日之影、都農、五ヶ瀬町など8市町村では、前回より減少率が改善されているようです。

県と各市町村も現実を見据え、まずは公共交通網と高速情報通信化の整備促進を、そして育休や教育費の無償化など子育て支援を継続し、コロナ禍の中でもテレワークなど地方回帰の転換を促し、本県の魅力を発信していくことが重要だと思います。

これからも、官民挙げて総力戦で、地域経済の成長戦略を進めながら、すばらしい自然環境を守り、そしてスポーツ、また芸術文化を楽しめる、安心安全で暮らしやすい宮崎モデルを構築して、人口減少対策に共に取り組んでまいりたいと思います。

では、本題に入ります。

新型コロナウイルスの感染拡大が、県民と関

係者の御努力により減少傾向に向かい、またワクチン接種の動きも加速されて、県民の皆さんも一時の動揺から落ち着きを取り戻しつつあると感じています。

まずもって、医療従事者や予防対策に御尽力されている皆様に敬意と感謝を申し上げます。

今後も感染予防対策をさらに施しながら、地域経済・雇用を守らなくてはなりません。

そこでまず知事に、6月補正予算案の概要とその狙いについて伺います。

壇上からの質問は以上とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

6月補正予算案につきましては、総額101億円のうち、その8割程度の80億円をコロナ対策費として計上しております。これまで、当初予算や、数次にわたる補正予算で措置したコロナ対策に加えて、感染症対策をさらに強化するとともに、総合的な経済対策を講じるものとして予算編成したものであります。

予算案の狙いとしましては、第1に、安全・安心な飲食店づくりのための認証制度の創設など「感染症に強い社会づくり」、第2に、県内の雇用維持に取り組む事業者への支援など「県民のくらしと雇用を守る対策」、第3に、県産農畜水産物の応援消費の促進など「地域経済の再生に向けた対策」、第4に、中小企業等の新たな事業展開に対する支援など「新たな成長につなげる取組」の4つの柱に沿って、幅広い対策を講じております。

この6月補正予算案までで、令和3年度のコロナ対策予算は、合計408億円を計上しております。

コロナからの復興に向けて、県民をはじめ事

業者の皆様の大きな力となるよう、きめ細かな対策を推進してまいります。以上であります。

〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

御答弁いただいたように、令和3年度6月補正額は100億7,000万円余であり、うちコロナ対策予算は、合計で80億円に達しており、感染防止と経済の再生を図るため、さらに対策を講じていかれるようです。

これから、具体的なその内容を伺ってまいります。

初めに、地域間幹線バス路線の支援について伺います。

県民の重要な移動手段であるバス路線のうち、地域間幹線バス路線については、現在22市町村間に28路線を運行されていますが、これら全てが、いわゆる赤字路線であり、これまでも国と県、そして事業者の負担、また路線によっては、市町村独自に上乗せ補助を行いながら運行されております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染の影響で、バス利用が激減、交通事業者の収益が悪化し、運行の継続が危ぶまれる状況となり、県は今議会に緊急支援の補正予算を提案されております。

改めて知事に、コロナ禍における、地域間幹線バス路線維持支援の背景とその内容について伺います。

○知事（河野俊嗣君） 路線バスは、通院や通学など県民生活に欠かせない移動手段としまして、大きな役割を果たしております。その路線の維持は非常に重要な課題だと考えております。私もプライベートな時間では、よく使っておるところであります。

このうち、地域間幹線バス路線につきまして

は、国と県による補助制度で運行支援を行っておりますが、平均乗車密度の低い路線は補助額がカットされることなどによりまして、バス事業者は毎年2億円程度を高速バスや貸切りバス事業などで補い、運行しているところであります。

このような中、新型コロナの拡大の影響によりまして、人の流れが大きく抑制されましたことで、利用者が激減し、収益性の高い高速バスや貸切りバス事業で補うことができず、路線の維持が困難な状況となっております。

このため県では、地域間幹線バス路線維持のため、関係市町村と協力し、今回、緊急的に支援を行うこととし、今議会に補助金の増額をお願いしているところであります。

○重松幸次郎議員 頂いた資料によりまして、単年度であること、地域間系統の路線維持を支援すること、また、ポストコロナを見据えたバス路線網の実態調査を基に最適化を図ることとあります。一方で、路線の統合や廃止なども懸念されております。

路線廃止など、地域住民にとって不安な面があると思いますが、どのような見直しを行っていくのか、再度知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 地域間幹線バス路線につきましては、今回の路線維持支援と併せて、路線網の最適化に向けた調査事業も今議会をお願いしております。

路線ごとの実態を把握した上で、地域の実情に応じた運行区間の見直しや乗合タクシーなど、他の交通モードへの転換など、市町村等と一緒に検討してまいります。

また、市町村が運行する広域的バス路線については、車両の小型化や運行のデマンド化の検討を促進するため、市町村の取組に対する支援

事業も、今年度から開始することとしております。

このような事業を活用することによりまして、市町村と連携しながら、新型コロナの収束後を見据え、安心して地域で暮らせる地域公共交通ネットワークの維持にしっかりと取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** デマンド化を、私も以前の質問でさせていただきました。

この地域間幹線バス路線の支援と併せて、市町村交通事業者支援や中山間地域移動手段確保支援の事業など、詳細はまた常任委員会等で議論されると思います。

いずれにせよ人口減少に加え、新型コロナ感染の影響もありながら、県内路線網の維持を一手に請け負う公共交通機関の支援は不可欠と考えます。

地域住民の生活を守る観点で、県と市町村での取組を、我が党の県内の議員と連携して議論を尽くしてまいりたいと思います。

次は、福祉保健部長にお伺いいたします。

まず、新型コロナウイルス対策についてであります。県独自の緊急事態宣言の効果が顕著になり、ここ数日、感染者がゼロまたは少数になり始め、落ち着いてきていると思います。

しかし、いつ増加傾向になるか油断できない状況の中、これまでにクラスターが起きている高齢者施設や飲食業の方たちも、まだ不安な毎日かと推察します。

そこで、安心して飲食店を利用いただくため、県が認証制度を創設することですが、飲食店ガイドライン認証事業の内容と事業効果についてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 御質問の事業につきましては、飲食店における新型コロナ

感染防止対策の徹底を図り、安全・安心な飲食店づくりへの支援として、新たに認証制度を創設するものであります。

具体的には、講習会の開催や相談窓口の設置により、必要な対策の周知を図るとともに、アクリル板や二酸化炭素濃度の測定器などを支給するほか、換気設備の設置補助など、飲食店の状況に応じた支援を行うこととしております。

その上で、店舗ごとに現地調査を行いまして、40項目以上の認証基準を確認した後、認証書を交付するとともに、県ホームページ等を活用して、広く利用者に紹介してまいります。

この認証制度の普及により、飲食を伴う場面でのクラスターの発生を抑制し、新型コロナの感染拡大防止を図ってまいります。

**○重松幸次郎議員** 40項目以上の基準を満たして認証されることで、感染防止、安全・安全な利用が図られることを期待しております。

さて、新型コロナワクチン接種が、医療従事者と高齢者から順次始まり、当初は電話受付が繋がらず混乱しておりましたが、ここに来て順調に接種が進んでいるようであります。

ワクチン接種に際しまして振り返ってみますと、海外ワクチンの確保が遅れていたときに、我が党の秋野公造参議院議員が、昨年7月の国会質問で、政府から予備費活用の方針を引き出しました。

さらに、万が一、副反応で健康被害が出たときは、国が全額補償する制度を導き、その結果、質問の僅か2週間後にアメリカ、ファイザー社との基本合意が発表されたことを申し添えておきます。

まだ先の長いワクチン接種の事業でありますので、医療従事者の方々の疲労や、診療への影響も懸念されております。



このことは私たち、県民の皆さんとしっかり受け止めて、その上で市町村の円滑なワクチン接種が進みますよう、県からの支援もお願いいたします。

一方、政府は官民挙げての総力戦で取り組むため、1日100万回の実現を目指し、企業・団体・大学などの職域接種を今月21日から始めると発表いたしました。

既に接種を開始している大手企業もあるようですが、職域接種の申請方法や手続について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 職域接種につきましては、接種を希望する企業等が自ら医療従事者や会場を確保した上で、県を經由して国に申請することとなっております。

県におきましては、市町村が実施するワクチン接種に影響を与えないことや、接種予定者が1,000人以上であることなどを確認することとなっております。

また、国において申請書が受理された後は、国から企業等に対し直接、冷凍庫やワクチン、接種に必要な注射器等の供給が行われることとなります。

現在、県におきましては、企業等からの相談に応じているところでありまして、引き続き必要な情報の収集とその提供を行ってまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 接種会場や打ち手の確保など容易ではないかなと思いますし、費用負担もあるのでしょうか。

そこでまずは、本県で職域接種を行う上での課題についてお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 職域接種につきましては、県内においてワクチン接種を進めていく上で重要な方策であると考えておりま

す。

本県では、医療従事者が少ないことから、実施企業における接種を行う医療従事者の確保や、市町村が行うワクチン接種に影響を与えない形での対応が課題になっており、加えて、中小企業等が多くを占めることから、接種対象者数が1,000人以上という要件を満たすための調整も必要と考えております。

県としましては、こうした課題に対しまして、企業等からの相談に丁寧に応じながら、必要な支援につつまして検討を行ってまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 他県では、中小企業向けに、会場や医師を確保する民間の受託サービスも動き出しているようであります。

政府の新型コロナ対策分科会の尾身茂会長は、接種者が人口の半分程度になると感染が広がりにくくなる「集団免疫」の効果が出始めるとの見解を示しております。

かつてない規模の接種事業を、医療従事者の御負担も配慮しながら、官民挙げて成功させていきたいと考えます。

続いて、改正動物愛護管理法についてお伺いします。

近年、不適正飼養や動物虐待に関する事件が多く報じられています。警察庁によりますと、2019年に動物愛護法違反で摘発した動物虐待等の事件数は、前年より21件多い105件で、統計を始めた10年以降で最多となっております。

ペットは家族の一員として、かけがえのない存在です。一方で、動物を傷つける事件が後を絶ちません。こうした状況を踏まえ、動物虐待などに対する規制強化を図るため、我が党も多岐にわたって法改正を進めてまいりました。

お尋ねいたします。昨年6月に施行された改

正動物愛護管理法の概要を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 動物愛護管理法につきましては、動物の飼養に関する諸問題に対応するために、大幅な改正が行われたところでもあります。

主な改正内容としまして、動物の飼養者の遵守すべき責務規定が明確化されるとともに、特に、動物虐待及び遺棄など、動物の不適正飼養に対する罰則が強化されたところでもあります。

また、ペットショップなどの動物取扱業者については、虐待や遺棄の防止につなげるため、飼い主の情報を記録できるマイクロチップの犬猫への装着が義務化されております。

加えて、従業員1人当たりの管理頭数の上限や、ケージなどの飼養設備の面積・広さについて具体的に数値化された飼養管理基準などが新たに盛り込まれており、犬猫の販売などを行う業者への規制が強化されております。

○重松幸次郎議員 罰則が強化されたということです。これは、動物の命を守るため、「動物虐待は犯罪である」という社会認識を変えていくことを念頭に置いてのことだと思えます。

また、犬猫販売業者への規制の一つとして、生後56日を経過しない犬猫の販売が禁止されましたが、その狙いは、生後間もない犬猫が早い段階で親などから引き離された場合、かみ癖やほえ癖など問題行動を引き起こす可能性が高まるとされていて、ヨーロッパなどの国際標準に合わせて、犬猫の販売などを制限することとしたようであります。

改正法が発令されて、先日の5月25日に環境省より運用指針が示されたようではありますが、法改正に伴う県の今後の対応について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 動物の虐待等につきましては、これまでも関係機関との連携の下、必要な取組を進めてきたところでありますが、今回の改正に伴い、虐待等に対する迅速な対応と、県民や事業者に対して求められる適正飼養の要件を周知していくことが必要となっております。

このため、虐待等についての警察との連携体制を強化し、事案ごとに情報を共有し、必要な対応を行うこととしております。

また、新たに追加された飼養管理基準やマイクロチップ装着等につきましては、動物愛護センター及び保健所による研修会や、市町村による広報、県獣医師会の協力をいただきながら、周知徹底を図ることとしております。

さらに、動物取扱業者に対しましては、必要な立入検査や指導を行い、動物の適正飼養の遵守について、適切な対応を行ってまいります。

○重松幸次郎議員 適正な飼育管理で動物の命と健康を守り、さらに殺処分ゼロを目指して、我が党もまた取組を続けてまいります。

次は、農政水産部長にお伺いいたします。

全ての産業・福祉・教育の現場で、ICTやデジタル・リモート化が革新的に進んでいます。それは、農畜産・水産業の分野でも情報連携と機能強化は大事な取組だと考えます。

そこで、新規事業であるデジタル連携アグリ推進事業の目的と内容についてお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本事業につきましては、生産者や県民の皆様にも、農業・水産業に関する情報を分かりやすく提供・発信するために開設しました農政水産部ホームページ「ひなたMAFiN」の連携機能や発信力の強化を行い、コロナ禍における接触機会の低減や

利便性の向上等を図るものであります。

具体的には、連携機能強化として、ひなたMAFiN上で、農産物や水産物の病害虫診断について、依頼から結果通知までをリモートで対応する機能や、スマート農業の機械や技術を試してみたい生産者とメーカーとのマッチングを行うためのシステムの追加などを行います。

また、発信力の強化として、SNSによる効果的な情報発信に向けた職員の資質向上研修や、情報配信機器の整備等を行うこととしております。

**○重松幸次郎議員** 今年3月からスタートしました「ひなたMAFiN」、ここ最近、私もよく視聴しておりますが、大変見やすく、分かりやすく、参考になります。

そこで、ひなたMAFiNの今後の展開・活用について、再度、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** ひなたMAFiNにつきましては、今年3月の開設から2か月余り経過したところでありまして、この間、関係機関・団体の方々から、「図や写真が多く、動画も使われており、分かりやすい」といった意見とともに、「画像を活用した相談ができないか」といった具体的な要望も寄せられております。

このような要望に応えるため、先ほど御説明しました事業による、連携機能や発信力の強化等に加え、動画を活用したコンテンツの充実を図るなど、分かりやすさと利便性の向上を図っていきたくて考えております。

今後、農業者や県民の皆様の「知りたい、伝えたい、相談したい」といったニーズにしっかりと対応するとともに、より多くの方々に活用していただけるよう、積極的な周知を図って

まいります。

**○重松幸次郎議員** デジタル技術を活用したスマートな農業・水産業への取組で、後継者の確保、また人材育成につなげていただきたいです。

次は、水産業振興についてお伺いします。

コロナ禍の影響で、外食産業などでの消費が低迷し、養殖魚の滞留が増加して、マダイなど魚価も4割程度低下していると聞きました。

先ほどの、ひなたMAFiNの中で、本県の海面養殖魚の生産量では、カンパチが3位、ブリが4位、マダイが7位と全国でトップクラスであります。さらなる成長産業として支援は重要であります。

コロナ禍においても養殖魚の価格安定を図るための生産体制について、お伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 養殖業においては、飼育する稚魚の大半が春に仕入れされますことから、全国の出荷時期が重なりますが、コロナ禍で需要が減退する中では魚価にも影響し、現在出荷時期にあるマダイ、カンパチの価格はコロナ禍以前と比べて約4割下落している状況でございます。

このような状況を踏まえ、養殖魚の出荷時期を分散化できる生産体制を確立するため、「養殖生産緊急対策事業」を本議会にお願いしているところでございます。

この事業では、稚魚の生産を担う宮崎県水産振興協会の飼育施設の機能を強化することによりまして、水温調節によって魚の産卵時期をコントロールし、春以外に稚魚を生産・供給するものでありまして、コロナ禍にあっても、本県養殖業の安定的な生産・販売体制の構築に寄与するものと考えております。

**○重松幸次郎議員** カツオ一本釣りや沿岸マグ

口はえ縄漁など、全国トップの生産量を誇る本県ですが、ひとしくコロナ禍の影響で漁獲量・単価とも低迷しております。

一方で、イワシ、アジなどのまき網漁は、巣籠もり消費の関係でしょうか、好調のようです。今後さらに、沖合・沿岸漁業の生産力強化や漁海況情報の高度化を図るため、コロナ禍において、漁業経営の継続に不可欠な漁労機器の円滑な整備を促進する対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 漁業経営の安定を図るためには、最新鋭の漁労機器や出荷設備を有効に活用し、生産性の向上に努めますとともに、これら機器等を計画的に整備する必要があります。

しかしながら、昨年から続くコロナ禍の影響により、機器の整備をちゅうちょされる漁業者においては、経営力の低下が懸念されているところでございます。

このような状況を踏まえ、経営力の維持・強化を図るため、これらの漁業者が共同で行う漁場探索などの活動に必要な機器等の整備を支援する「漁業経営基盤強化支援事業」を、本議会にお願いしているところでございます。

県としましては、今後とも、関係市町や団体等と連携し、ポストコロナを見据えた、漁業生産体制の維持・強化を支援してまいります。

**○重松幸次郎議員** 近海・沿岸漁業と養殖漁業と併せまして、内水面漁業の振興もよろしくお伺いいたします。

育てた魚、また漁獲された魚を大消費地に出荷するにおいて、魚価の低迷で採算性が取れない状況だと、県漁連さんからお聞きいたしました。

コロナ禍で滞留する水産物の出荷対策につい

て、いま一度お伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** コロナ禍により販売面で大きな影響を受けております水産物の消費拡大等を図るため、「県産農畜水産物応援消費推進事業」を本議会にお願いしているところでございます。

具体的には、水産物への理解を深める食育と消費拡大を図るための学校給食への提供支援や、コロナ禍で拡大している内食需要に対応したネット販売等の送料支援を、昨年度に引き続き実施しますとともに、本年度、養殖魚に加え、新たに、アマダイなどの天然魚も事業対象とし、取引先に安定的に供給するための運搬料支援などに取り組むこととしております。

県としましては、今後とも漁業者に寄り添い、コロナ禍における水産業への影響を注視しつつ、迅速かつ適切な対策を実施してまいります。

**○重松幸次郎議員** 農業・水産業の振興支援、引き続きお伺いいたします。

続いて、商工観光労働部長にお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の影響で、雇用は厳しい状態が続いております。総務省によりますと、2020年平均の完全失業率は2.8%、前年に比べ0.4ポイント上昇で、全国の完全失業者数は191万人と29万人増加しております。また、コロナ禍関連の解雇や雇い止めは7万1,121人など、就職活動にも影響が出ました。

県内企業への雇用調整や、離職者等の早期就労の支援は重要かと考えます。

そこで、新規事業である緊急雇用維持支援事業の事業内容について、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 今議会にお願いしております緊急雇用維持支援事業は、国の「雇用調整助成金」または、パートなどを

対象にした「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた事業者に対しまして、5月分から8月分までの支給決定額の10分の1相当額を給付するものでございます。

コロナ禍におきまして、多くの事業者が、雇用調整助成金等を活用しながら雇用の維持を図っておられますが、5月以降、助成率の引下げ等が行われ、さらに、休業させている労働者につきましても、社会保険料などの事業主負担は継続することから、経営状況は一層厳しさを増すものと考えております。

このため、本事業によりまして一定の支援を行うことで、事業の継続、雇用の維持を後押ししたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 雇用調整助成金は、あらかじめ事業主が支払った休業手当を、後ほど政府が補填する仕組みではありますが、一定割合が決められております。また、その助成率に関係なく、雇用維持を図る事業主に給付金を支給することを理解いたしました。

本当に細かいところですが、休職中の精神的な支えになるというふうに感じております。

昨年度の経済再生対策（観光需要喚起策）に「G o T o（イート・トラベル）」などのキャンペーンが実施されましたが、もう一つ「G o T o 商店街」が昨年10月にスタートし、全国で532事業が採択され、随時、各地の商店街で消費者を呼び込む、様々な取組が本格的に始まる予定でありましたが、昨年末の緊急事態宣言の下、一部事業においては活動が休止されました。ちなみに、本県での活用例は、株式会社油津応援団の1者でありました。

いま一度、商店街のにぎわいを支援して活性化のインセンティブを図らなくてはと考えます。

そこで、新規事業「みやぎき商店街活性化支援強化事業」の目的についてお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 新型コロナによって、全国の商店街は売上げの減少など大きな影響を受けており、国におきましては、商店街の活性化につなげることを目的に、「G o T o 商店街」事業を実施しているところでございます。

この事業は、商店街のよさを地域住民や店主自らが再認識するきっかけとなる取組であるものの、本県の活用事例は1件にとどまるなど、十分に活用できていない状況にございます。

その要因としましては、意欲はあるものの、商店街のマンパワー不足等により、申請まで至っていないものと考えられますことから、取組意欲のある商店街をサポートすることで、「G o T o 商店街」事業の活用につなげ、商店街の活性化を図っていくこととしております。

**○重松幸次郎議員** 感染対策と並行して、にぎわい創出の支援をお願いいたします。

一方で、商店街に足を運ばせるだけのお祭りとかイベントだけではない時代になりました。ICTの活用など、アフターコロナを見据えた魅力発信が期待されます。

G o T o 商店街事業の活用事例についてお伺いします。また、G o T o 商店街事業を通じて、県では商店街をどのように活性化していくのか、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 「G o T o 商店街」の活用事例としましては、店主が講師となってプロの技をオンラインを通じて住民に教える「まちゼミ」や、オープンテラスなどのウイズコロナに対応した取組のほか、S N

Sを活用し地域の魅力を発信するプロモーション事業などがございます。

県としましては、それぞれの商店街が現状をしっかり把握した上で、自らの将来像を描く必要があると考えております。

このため、専門家等によるヒアリングを行った上で、商店街自らが目指す姿や具体的な取組などを盛り込んだ活性化プランを策定いただき、「Go To商店街」事業の活用につなげるとともに、活用後も商店街の持続的活性化に資するものとなるよう、その取組を支援していくこととしております。

**○重松幸次郎議員** 今後、商店街がより魅力的な情報を発信してくることを期待しております。

商店街と併せまして、観光地への誘客、旅行需要を喚起することも求められます。

Go Toトラベルの休止解除が6月20日以降のいつになるかは決まっておりません。また、県では4月補正予算において、国の支援を活用した県民向けの県内旅行「ジモ・ミヤ・タビキャンペーン」が事業化され、県独自の平日誘導策として、繰越予算を活用したクーポンの付与が盛り込まれたところではありますが、今回の6月補正予算でも、誘客促進のための事業が計上されております。

そこで、観光みやぎき緊急誘客促進事業の取組内容についてお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 観光みやぎき緊急誘客促進事業につきましては、まず、国の支援を活用した県内旅行割引であります「ジモ・ミヤ・タビキャンペーン」の実施期間が12月末まで延長されたことに伴いまして、県独自の平日誘導策として付与するクーポンにつきまして、追加の予算措置をお願いするもので

ございます。

また、県外からの旅行需要の回復を図るため、交通機関や旅行会社と連携した旅行商品の造成やプロモーションに取り組むとともに、ゴルフ客の安全安心な受入れ体制を構築するため、ゴルフ場が行う感染防止対策に対する費用の補助を行うこととしております。

今後、県内外の感染状況を見極めながら、これらの取組によりまして、まずは県内、そして、徐々に隣県や全国へと誘客の対象を広げていくこととしております。

**○重松幸次郎議員** いよいよ来月から、国文祭・芸文祭が開催されます。また、オリンピック・パラリンピックの事前合宿も予定されております。ともに感染対策を十分に施しながら受入れ準備をお願いいたします。

観光振興においては、神話と文化、スポーツランドみやぎきが、本県の魅力と発信してこられた知事に、アフターコロナ禍を見据えた、今後の本県の観光振興の取組について、知事の思いをお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 観光につきましては、宿泊や交通、飲食など、大変裾野が広い本県産業の大きな柱の一つと考えております。

コロナ禍の影響によりまして、インバウンドはもとより、国内需要も大きく減少するなど、かつて経験したことがないほど厳しい状況に置かれております。

このため、県としましては、国のコロナ対策予算を活用しながら、宿泊施設や飲食店等における感染症対策を行い、安全安心な受入れ体制の整備に努めているところであります。

また、スポーツランドみやぎきの取組も、観光にとっては非常に大きなものでありまして、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャ

ンブにつきましても、しっかりと準備を行い、感染防止対策を徹底しながら円滑な受入れをすることによりまして、「国際水準のスポーツの聖地みやざき」として確固たる地位を築いてまいります。

先日、赤羽国土交通大臣に、大分の知事、また熊本の知事とともに、中央道の要望をオンラインで行いましたときも、観光について意見交換をし、しっかりと今後とも取り組んでいく、国としても支援をしていく、そのような方向を示していただいたところであります。

本県としましては、コロナの収束状況を見極めるとともに、あくまでも感染防止対策を徹底しながらであります。誘客の対象を、まずは県内からということで動かしていくという考え方の下に、午前中、答弁いたしましたように、感染拡大緊急警報は20日で終了いたしますので、現在準備しております県民県内旅行「ジモ・ミヤ・タビキャンペーン」につきましても、21日からスタートする方向で現在準備をしております。県内、そして次に隣県、国内、国外へと徐々に広げていきまして、コロナ後の観光需要への対応を図りながら、スポーツや食、神話といった本県の強みを生かした観光施策を官民一体となって進めることで、世界から選ばれる「観光みやざき」の実現を目指してまいります。

**○重松幸次郎議員** まずは、県民が県内を旅行するということが重要かと思えます。県民全員、観光大使・広告塔となって、本県の魅力を発信してまいりたいと考えております。

次は、森林・木材振興についてお伺いします。

先月初めから、輸入木材が高騰しているという情報と、国内の中小工務店などでは木材の調

達が困難になりつつあり、各地の住宅工事で工期が見通せないなどの問題が生じ、事実、私にも直接、関西のある議員事務所から電話があり、製材業団体の紹介を依頼されました。

アメリカにおける在宅ニーズの高まり、中国なども木材需要の増大、また海上輸送の船員やコンテナ不足も重なるなど、世界中で木材需要が切迫しているのが要因だそうです。

世界的な木材高騰、いわゆるウッドショックにおける県内の木材価格の動向と県の対応について、お伺いいたします。

**○環境森林部長(河野譲二君)** 本県の木材価格については、県森連の原木市場平均価格によりますと、本年3月には1立方メートル当たり約1万1,000円でありましたが、4月以降上昇し、5月の価格は1万4,300円と、21年ぶりの価格水準になったところあります。

このため県では、先般、国及び林業関係団体との意見交換会を開催し、輸入製材品の動向等の情報提供を行うとともに、県内における木材価格や需給の動向、課題等の共有を図ったところあります。

引き続き、情報収集や関係団体等への情報提供に努めるとともに、木材供給県である本県としましては、外材から県産材への転換の好機と捉え、県産材の需要拡大や安定供給体制の構築に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** 御答弁にありましたとおり、影響を抑えるためには、今こそ国内の林業または木材産業の発展を一層後押しすることが必要だと考えます。

そこで、「ポストコロナを見据えた持続可能な森林づくり推進事業」の目的と取組内容について、お伺いいたします。

**○環境森林部長(河野譲二君)** この事業は、

社会・経済情勢の変化による木材需要への影響など、様々な課題に対応するため、2つの事業により取り組みたいと考えております。

1つ目は、意欲的な林業・木材産業関係者と異業種・異分野人材によるチームをつくり、再造林や木材需要開拓などの課題解決に向け、革新的なアイデアの掘り起こしと、事業プランの策定を行うものであります。

2つ目は、労働災害が少ない造林作業において、林業未経験者でも受け入れやすい環境の整備に向け、作業内容ごとの労働強度の調査や現場での実証などを行うものであります。

本事業により、課題解決に向けた取組を加速させるとともに、新たな人材の確保につなげることで、持続可能な林業・木材産業の確立を目指してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 異分野からの人材・企業の参加で、独自の技術やノウハウを活用し、また様々な作業工程の中で、新たな人材を活用する実証と理解いたしました。革新的なアイデアと技術が移住定住につながることも、期待します。

また、国産材の需要を増やしていくことも必要です。これまでもCLT（直交集成板）の利用促進が議論されてまいりましたが、中高層建築物や非住宅分野での木材活用と、研究開発も大切な要素だと考えます。

そこで、「新たな需要に対応した木質部材の研究開発促進事業」に取り組む背景と内容について、お伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 本県で生産・加工されました木材は、住宅などの建築用が8割を占めておりますが、人口減少等により、今後、国内の住宅需要の減少が見込まれます。

このため、新たな需要先として、木造率の低

い店舗、オフィスなどの非住宅建築物や、4階以上の中高層建築物での木材利用を図っていく必要があります。

このようなことから、今議会にお願いしております本事業におきまして、品質が確かな木質部材の開発等に必要な試験機器を木材利用技術センターに整備し、非住宅や中高層建築物で必要とされる反りやゆがみの少ない木質部材や、強度の高いCLTなどの大断面部材の研究開発を進めることで、新たな建築分野での木材利用を促進し、県産材の需要拡大につなげてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 先月、我が党の稲津衆議院議員が農林水産委員会で、中長期的な国産材の供給体制の強化を求めています。あわせて林野庁に、高性能林業機械の開発導入による作業の効率化や製材工場の規模拡大などを推進していく方針を指摘しております。

本県でも積極的に、IT技術やロボットなどの先端技術を活用して進めていただきたいと思います。

次は、教育長にお伺いします。

ここで、我が党の主張から少し引用させていただきますが、

コロナ禍を契機に、ICT（情報通信技術）を活用した教育のデジタル化を一段と進めたい。政府はさきに閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」や新たなIT基本計画に「GIGAスクール構想」の加速を盛り込んだ。

同構想は、児童・生徒が1人1台のパソコンやタブレット端末を持ち、クラス全員が一度にアクセスできる通信環境の整備を支援するもので、2019年度補正予算に必要経費が計上された。



加えて2020年度第1次補正予算には、インターネット接続に使うモバイルルーターを家庭に貸し出すといったオンライン授業を支援する施策が盛り込まれた。

コロナは収束の見通しが立たず、今後も新たな感染症が起こる可能性も否定できない。政府が骨太の方針などで教育のデジタル化に一層注力する考えを示したのは、子どもの学びを保障するためであるということも言うまでもない。(中略)

ただ、ICTに不慣れな教員へのフォローやセキュリティの確保など課題はある。専門員の配置など国や自治体による後押しが必要だ。

との主張内容です。

教育のICT化・情報化は大変大切であります。そこで、新規事業である「教育の情報化」緊急対策事業の目的をお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 昨年度、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、学校では臨時休業が続きました。その中で、オンライン学習の導入を含め、「教育の情報化」の必要性を改めて強く感じたところでございます。

そこで、御質問の本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大時はもとより、災害発生時などの緊急事態においても、子供たちの学びを止めず、必要な教育活動を継続させることと、さらには、Society 5.0時代の到来を見据えて、宮崎の子供たちに、ICTを活用した、より効果的で魅力ある授業を提供すること等を目的として、人材育成と環境整備に取り組むものであります。

**○重松幸次郎議員** まさに教育者の人材育成、環境整備に着目した取組であると理解いたしました。

では引き続き、「教育の情報化」緊急対策事業の内容をお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本事業の主な内容といたしましては、まずは、人材育成として、全ての県立学校にICT教育を推進するリーダーを配置し、教育委員会内の指導主事とともに研修会を行うなど、学校と教育委員会が一体となって、教員のICT活用能力の向上に積極的に取り組んでまいります。

次に、環境整備としまして、教員が授業で使用する端末を各学級に整備するとともに、生徒及び教員が随時オンラインを活用できるよう、ICT機器を備えた「教育の情報化」の拠点となる専用会議室を、全ての県立学校に整備いたします。

さらに、県立学校における生徒用の1人1台端末の整備に向け、モデル校において、個人が所有する端末を授業で活用できないか、検証を行ってまいります。

**○重松幸次郎議員** よろしくお伺いいたします。

これまた主張を引用いたしますが、

教育へのICT活用は、コロナ以前からの取組であり、日本の教育が抱える課題の克服を目的としている。

1つは、国際社会で後れを取っている、ネット社会における情報リテラシー（情報を読み解く力）の向上だ。

もう1つは、障がい者や不登校児、外国籍児など特別な支援が必要な子供へのサポートである。既に、文字拡大や音声読み上げといった端末機能により、障がいを抱える児童が学習に取り組みやすくなったり、ネットを通じて不登校児がクラスメートと交流できたとの効果が出ている。

一人も取り残さない教育の実現に果たすICTの役割は大きい。  
との提言にマッチする取組だと思えます。

個別最適で、対話的、協働的な学びの実現を  
よろしく願います。

次は、「生理の貧困」についてであります。

経済的理由で生理用品を購入できない、いわゆる「生理の貧困」問題について、東京都は9月  
から全都立学校(254校)の女子トイレに生理用品を  
配備すると表明しました。

今回の都の表明は、6月2日の都議会本会議で我が党の  
高倉良生議員の質問に答えたものです。事前に3月12日に都教育長に申入れを  
求めているのが実現につながったものであります。

本県でも、男女共同参画センターが、不要になった生理用品を回収し、  
希望者に配付されています。

頂いた案内文には、「家庭環境や経済的な困窮から生理用品を  
買うことができない「生理の貧困」。学生の5人に1人とも  
言われ、日本だけでなく世界各国の問題として注視されて  
います。」とありました。

そこで、経済的理由などで生理用品を購入できない高校生  
に対して、県立学校でも東京都と同様の取組ができないか、  
お伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 現在、本県では、県立学校におきまして、  
保健室に生理用品を準備いたしまして、必要に応じて生徒が  
使用できるという形を取っているところであります。

議員御指摘のとおり、東京都をはじめとした他の自治体の  
事例もありますことから、これらも参考にしながら、検討  
してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 東京都では、5月から都立学校の7校の  
女子トイレに、先行して生理用品

を配備し、配置場所や補給方法など管理上の課題の整理等  
を進め、9月から全校で取り組むとの都教育長の答弁が  
ありました。

県立高のみならず、県内の自治体でも同様の要望が  
上がってくると思いますので、御対応をよろしく願  
います。

次は、「わいせつ教員対策法」についてお伺い  
します。

国において、教員による児童生徒への性暴力対策を  
強化する「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止  
等に関する法律」が5月28日に成立いたしました。

わいせつ行為などで懲戒免職となった教員が免許の  
再取得を申請した場合、都道府県教育委員会に交付を  
拒否する裁量を認めたことが柱であります。学校現場  
で子供の安全・安心を守ることが最優先事項であり、  
被害の根絶へ新法を制定した意義は大きいと思  
います。

そこで、県教育委員会では、県職員のコンプライ  
アンス推進における、これまでの取組についてお伺  
いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 教職員のコンプライ  
アンス推進につきましては、平成24年度から、県と市  
町村が一体となった推進協議会を立ち上げ、わいせ  
つ行為や体罰の防止などの重点事項を定めて、全  
県的に取り組んできたところであります。

県教育委員会といたしましては、教職員に対する  
効果的な研修ができるよう、講師派遣や具体的な  
情報提供を随時行うとともに、各学校におきま  
しては、コンプライアンスリーダーを中心に研修  
会等を実施し、不祥事等の未然防止に努めて  
いるところであります。

○重松幸次郎議員 いま一度、機関誌の紹介を  
いたします。

2019年度にわいせつ行為やセクハラで懲戒免職などの処分を受けた公立小中高校などの教員は273名に上る。過去最多だった2018年度の282人に次ぐ処分件数で、増加傾向にある。教員の優越的な立場を悪用し、心身に生涯消えない深い傷を負わせる行為には怒りを禁じ得ない。

現行制度では、教員が免職となっても、3年たてば教員免許を再取得できる。このため、処分歴を隠してほかの自治体で教職に復帰し、わいせつ行為を繰り返す悪質なケースが問題になっていた。

そこで新法では、教委が第三者による審査会で意見を聞いて再交付の可否を判断できるようにした。不適格な人物が再び教壇に立つことは許されない。免許の再取得を厳格化するのとは当然と言える。

とありました。

そこで、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行に向けて、県教育委員会としてどのように対応していかれるのか、お伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 先般公布されました、わいせつ教員の対策に係る新たな法律では、わいせつ行為等で懲戒免職となり、教員免許を失効した教員の情報を国が各県から集約し、共通のデータベースを作成することや、免許状の再交付に当たっては、県が設置する審査会でその可否を判断できることなどが明記されております。

県教育委員会といたしましては、今後、国から示される基本指針を踏まえて、法律の基本理念の周知を図るとともに、児童生徒への性暴力等の防止及び早期発見・対処に関する事項について、着実に準備を進めてまいりたいと考えて

おります。

**○重松幸次郎議員** 教師と生徒という弱い立場で、「泣き寝入り」が散見される事案であります。被害者が声を上げやすい環境整備や、被害者の早期発見、心のケアへの取組を急ぐべきと考えます。県教育委員会の速やかな対応をよろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、いよいよ7月3日より「国文祭・芸文祭」が開幕いたします。

県のホームページには、「国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を宮崎県において開催するにあたって、次の基本方針のもと、開催に向けた取組を進めます。」とありました。

それは、方針1、「神話の源流みやざき」の探求。はじまりを知り、継承、熟成されたみやざきの宝を堪能するに始まり、方針2、全ての県民が参画し、若い世代が輝く。方針3、新しい出会いから始まる文化の創造。方針4、共に生きる 共に感じる 文化で紡ぐ共生社会。方針5、「ひなた」に育まれた食と暮らし そして世界へ。

待ちに待った文化芸術の祭典を展開していこうということでもあります。

最後に知事に、国文祭・芸文祭に向けた意気込みをお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 国文祭・芸文祭につきましては、いよいよ来月3日、開会式に天皇陛下をオンラインでお迎えして開幕いたします。

新型コロナの感染拡大を受けまして、1年延期となりましたが、この間、さきがけプログラムを実施するなど、機運醸成を図りながら、準備を進めてきたところであります。先に延びたからこそ、本大会にかける気持ち、その機運、思いというものがより高まっているのではないかと考えているところであります。

また、コロナ禍で、人と人とは分断され、先  
の见えない苦しい状況が続く中ではあります  
が、表現できる喜びを全身で伝えようとする姿  
を通して、また、文化芸術に触れた感激、感動  
を味わうことなどによりまして、文化芸術の持  
つ力や大会を実施する意義というものを、私自  
身、改めて実感しているところでありまして、  
ようやく開幕を迎えようとしていることにつ  
きまして、万感の思いを抱いているところで  
あります。

会期中は107日間の長丁場となりますが、ま  
ずは感染防止対策を徹底して万全を期すとも  
に、本大会が、暗闇から光を取り戻した「岩戸  
開き」のように、多くの県民に勇気と元気を  
与え、コロナ禍からの復興の光となりますよ  
う、関係者の皆さんと手を携えながら、しっ  
かりと取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** ありがとうございます。

「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」の  
キャッチコピーのとおり、豊かな自然と悠久  
のロマンを表現し、感謝の心、おもてなしの  
精神で、大成功を願っております。

用意した質問は全て終了いたしました。以  
上で終了させていただきます。ありがとうござ  
いました。(拍手)

**○濱砂 守副議長** 以上で本日の質問は  
終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に  
引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時53分散会

6月18日（金）



# 令和3年6月18日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）	
1番	有岡浩一（郷中の会）
2番	坂本康郎（公明党宮崎県議団）
3番	来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿（同）
7番	窪菌辰也（同）
8番	脇谷のりこ（同）
9番	佐藤雅洋（同）
10番	安田厚生（同）
11番	内田理佐（同）
12番	日高利夫（同）
13番	中野一則（同）
14番	冨師博規（無所属の会 チームむか）
15番	重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創（県民連合宮崎）
18番	岩切達哉（同）
19番	井本英雄（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫（同）
21番	外山衛（同）
22番	山下博三（同）
23番	右松隆央（同）
24番	西村賢（同）
25番	二見康之（同）
26番	日高陽一（同）
27番	井上紀代子（県民の声）
28番	河野哲也（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二（県民連合宮崎）
30番	満行潤一（同）
31番	太田清海（同）
33番	野崎幸士（宮崎県議会自由民主党）
34番	徳重忠夫（同）
35番	日高博之（同）
36番	星原透（同）
37番	蓬原正三（同）
38番	丸山裕次郎（同）
39番	濱砂守（同）
欠席議員（1名）	
32番	坂口博美（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
選挙管理委員長	茂雄二
監査事務局長	阪本典弘
人事委員会事務局長	福嶋清美

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民子
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 一般質問

○濱砂 守副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。

コロナワクチンの接種も、様々な取決め事項ののっとり、順調に進んでいるものと思います。私も、都城市高齢者接種計画にて5月29日に、集団接種会場で1回目の接種を終えました。夜の時間帯にもかかわらず、多くの方々が順番を待っておられました。スタッフの方々の機敏な誘導により、効率よく接種作業は進んでおりました。私だけではなかったと思いますが、このような集団接種を初めて経験してみて、新型コロナウイルスとの闘いの異様さを感じたところでありました。

本県でも3,000人以上の方が感染されており、亡くなった方も27名いらっしゃいます。御冥福をお祈りするとともに、現在も入院、療養中の方々に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い御回復を心からお祈り申し上げます。

昨年3月4日に1例目が発生して以降、今日まで献身的に対応していただいている医療従事者の皆様、行政当局の皆様に、心より感謝を申し上げます。

そして、長引く新型コロナウイルスの影響を受けておられる各種業界の皆様の御苦労をお察しいたします。我慢の限界を超える域に達しておられるだろうと拝察いたします。

今、ワクチン接種が一步一步進んでいること

が皆様の希望となり得ると信じて、どうかこの苦境を共に越えてまいりたいと思っております。

そこで、知事にお伺いいたします。

知事は、今回の第4波では、今日まで早め早めに対策を講じられ、5月9日の県独自の緊急事態宣言発令後は、感染者が減少に転じ、第4波の大波も収まりつつある兆しが見えてまいりました。

知事は、これまでもアクセルとブレーキを踏むタイミングにつきましては、かなり苦労されながら判断されてきたものと思います。特に緊急事態宣言は、県が取り得るべき最後の切り札である一方で、県民生活や県内経済に多大なる負担を生じさせるものであります。これまでにない早いタイミングで第4波での緊急事態宣言を発令するには、極めて難しい判断が必要であったと思いますが、その判断の基準についてお伺いいたします。

この後、質問者席より続けてまいります。

(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

第4波におきましては、第3波の検証を踏まえて早いタイミングで対策を講じる、その方針を定めておりました。4月下旬以降、地域の感染状況を踏まえ、第3波より早いタイミングで、「感染警戒区域(オレンジ区域)」や「感染急増圏域(赤圏域)」の指定を行うとともに、感染拡大緊急警報を発令するなどの措置を講じてまいりました。

しかしながら、大型連休の人の動きや変異株の影響もあり、5月7日には、第4波で最大となる62名の感染が確認されるとともに、宮崎市では、医療機関による検査で陽性が判明した感



感染者が30名を超えるなど、県下全域に感染が大きく広がるのが強く懸念される状況に至りました。さらには、隣県も含む県外における感染急増も強く警戒すべき状況にありました。

私は、過去の口蹄疫や鳥インフルエンザへの対応、そして年末年始の第3波の経験を踏まえ、見えないウイルスとの闘いでは、早く・強く・短く対策を打つことが極めて重要と考えておりまして、今は即座に最大限のブレーキを踏むタイミングと判断し、県独自の緊急事態宣言の速やかな発令を決断したものであります。以上であります。〔降壇〕

**○山下博三議員** 世界を震撼させている新型コロナウイルスですが、日本においては、昨年1月の横浜港に停泊した大型クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」での発生以来、連日昼夜にわたり報道されない日はありません。

また、イギリスで最初に確認されたアルファ株や、インドで最初に確認されたデルタ株など、様々な形に変異しており、真にウイルスと人間との生き残りをかけた闘いのように感じております。

このような中、国のコロナ対策に用いた令和2年度の補正予算額は61兆7,407億円であり、巨費が投じられております。本県の取組として、令和元年度3月から令和3年度までで総額1,322億円の対策が組まれております。ほかにも、金融支援について1,800億円もの資金を確保し、各企業への支援がなされたところであります。

私が心配しておりますのは、これだけ国・県の対策を講じる中、コロナに対する緊急治療的なものであり、産業活性化に向けた投資ではありません。

第4波が鎮静化していく中で、社会の関心も徐々に経済活動や人的交流の活性化に向かって

いくものと思いますが、長引くコロナの影響により、社会や地域経済のシステム、それを支える人々の意識も大きく変容してきているものと思われま

す。このような中、ワクチンが県民に行き渡るには、まだしばらく時間が必要であり、本格的な経済活動の再開は難しいとは思いますが、少しずつ地域経済の活性化に向けた取組も進めていかなければならないと考えます。

知事は今後、地域の活力や地域経済の活性化に向けてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** コロナ禍前の日常生活や経済活動を取り戻すためには、ワクチン接種に最優先で取り組んでいく必要がありますが、御指摘のとおり、希望する全ての県民が接種を終えるまでには、いましばらく時間を要するものと考えております。

このため、コロナの中にあっても経済活動の歩みを止めない安全・安心の環境づくりとしまして、5月補正予算におきます県境往来者を対象としたPCR検査の支援や、今議会でもお願いしております新たな飲食店の認証制度などに取り組むこととしております。

またあわせて、現在開始を見合わせております県民県内旅行の促進「ジモ・ミヤ・タビキャンペーン」の再開や、当初予算等に計上しました事業の積極的な展開によりまして、域内から域外に向けた需要の回復・拡大も図ってまいりたいと考えております。

今後は、ワクチン接種の進展に伴い、人の流れや経済活動が一層活発化されることが期待されますので、状況をしっかりと見極め、市町村や関係団体とも連携を図りながら、県内経済の早期回復に向けて、全力で取り組んでまいりま

す。

**○山下博三議員** 本県のコロナ対策として今議会に上程された79億円を含め、総額1,322億円の予算が計上され、事業配分として、「感染拡大防止策と地域医療の確保」に770億円、「県民の命と暮らしを守るための支援」に339億円、「地域経済の再生、応援消費に向けた対策」に127億円、「本県の新たな成長につなげる取組」に84億円の支出となっております。

十分な予算措置とは思いませんが、国において、令和3年度当初予算106兆6,097億円と過去最高の予算規模であります。その中で、国は5兆円のコロナ対策予備費を計上しており、現時点ではそのうち5,000億円が臨時交付金として事業者支援に充てられるようであります。

コロナの影響は社会のあらゆる分野に及んでおり、必要な対策は、感染症拡大防止はもとより、影響を受けた人々の暮らしや地域経済への支援など多岐にわたり、なかなか見通しがつきませんが、私は、市町村を含めた地域の声を拾い上げ、さらなる対策を進めていかなければならないと思います。

臨時交付金については、現在3,000億円分は配分され、残り2,000億円は留保されているとお伺いしていますが、臨時交付金のさらなる確保に向け、知事は今後どのように取組を進めていかれるのか、お伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 新型コロナウイルスの影響によりまして疲弊した本県経済を一刻も早く回復させ、地域の活力を取り戻していくためには、対策に必要な財源の確保が極めて重要な課題であります。

これまで本県では、地方創生臨時交付金を感染拡大防止策や事業者支援等に活用してまいりました。先ほど答弁申し上げましたような、早

いタイミングでの緊急事態宣言でありますとか時短要請、これをちゅうちょなく打つことができたのも、財源の裏打ちがあつてこそということもございます。

今後さらに感染状況にも配慮しながら、本県経済の活性化に向けた取組を講じていく必要があると考えております。

このため、国に対し、まずは、事業者支援分のうち留保されております2,000億円の早期配分を求めるとともに、感染状況を踏まえた必要額の確保についても、要望を行ったところであります。

今後とも、先ほど答弁しましたような本県経済の活性化に向けて必要な財源が確保されますよう、知事として、また全国知事会の地方税財政常任委員会委員長としての立場から、国に対し、しっかりと要望を重ねてまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** ありがとうございます。

多分、オリンピックも開催されると思うんです。そうすると、人の動きがまた出てきます。やっぱり必ず第5波が訪れるような気がいたしますので、変わらない早急な対応をお願いしておきたいと思います。

そこで、ここ1年半になるコロナ禍の中、様々なイベント、会議、地域活動も自粛してまいりました。大変心配しているのが、こうした地域において直接人と人が触れ合う機会の減少に伴う、地域コミュニティ活動の維持であります。2025年問題を間近に控え、高齢者をはじめとする地域における福祉は、本県の大きな課題として様々な取組がなされてきましたが、人と人との交わりが長い期間途絶えがちになる中で、地域コミュニティ、とりわけ地域の福祉を取り巻く状況にも大きく影響を与えているの

ではないかと憂慮いたしております。

このことをどのように認識され、コロナ収束後の地域コミュニティの維持を含む地域の福祉についてどのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** コロナ禍では、感染拡大時の不要不急の外出自粛などにより人と人との交流の機会が減少しており、特に、地域活動を担ってこられた高齢者の方々が活動の場を失い、地域を支えてきた様々な仕組みが機能しなくなることが懸念されております。

このため、「第4期地域福祉支援計画」の基本理念であります「ともに支え合い、自分らしく活躍できる 地域共生社会の実現」に向けた取組をさらに充実し、絆を取り戻していくことが重要となっております。

今後、コロナの収束に向けた取組を進めてまいります。引き続き福祉人材の確保に努め、地域福祉関係者、民間事業者など多様な担い手の活動を促し、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域コミュニティの維持を含めた地域福祉の推進に、より一層取り組んでまいります。

**○山下博三議員** よろしくお伺いいたします。

次に、農業問題について15問ほど、農政水産部長にお伺いしてまいります。

第八次農業・農村長期計画の質問に入ります前に、第七次長期計画について振り返ってみたいと思います。

第七次長期計画は、平成23年から令和2年までの10か年の計画で、「新たな時代の変化に対応したみやざき農業の成長産業化」が目標でありました。この10年間は、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火などの家畜疾病や災害、

さらにはTPPやEPAなど国際競争の激化により、農業関係者の生産意欲は大きく減退いたしました。

県では、これらの早急な復興・再生が本県経済の活性化に不可欠であるとして、畜産では復興再生プランを策定し、その後「みやざきフードビジネス振興構想」に発展してまいりました。産地や食品加工企業の育成、6次産業化、農商工連携などの取組に加えて、飲食業や観光産業など産業の垣根を越えて、総合的・一元的に取り組むフードビジネスの取組を強力に推進されたことは、高く評価されます。まさに第七次長期計画において、本県の基幹産業である農業を起点に産業全体を支えていくといった、施策の基礎ができたと考えております。

この結果として、全国和牛能力共進会では、平成19年、平成24年、平成29年と3大会連続で内閣総理大臣賞を受賞し、名実ともに宮崎牛は和牛トップブランドの地位を確立されました。災害を克服し、本県農産物のブランドが確立されてきたのは、農業者の血のにじむ努力をはじめ、JA等の農業団体やフードビジネスに関わる産業横断的なオール宮崎県の取組で、底力を示せたものと、敬意を表します。

私なりに、第七次農業・農村振興長期計画を振り返ってみましたが、第七次長期計画の主な実績についてお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 本県は、台風被害を回避する営農方式を目指した昭和35年の防災営農計画を礎として、先人のたゆまぬ努力により、施設園芸と畜産を基幹とする農業産出額第5位の食料供給基地に発展し、第七次計画の土台が築かれたところがございます。

第七次計画におきましては、口蹄疫からの再生・復興が至上命題となる中、先ほど議員から

もございましたように、3大会連続で内閣総理大臣賞を受賞した宮崎牛や完熟マンゴーなど、国内外で高い評価を受けるブランドづくりが着実に進展しますとともに、宮崎牛をはじめとした農畜産物の輸出額が、9年連続で過去最高を更新し、また、生産量日本一となった冷凍ホウレンソウが、冷凍野菜初の機能性表示食品になるなど、フードビジネスの大きな進展も見られております。

これらの取組もあり、本県農業を支える担い手については、農業法人が増加し、新規就農者が4年連続で400人以上となるなど、多くの農業者や就農希望者が、夢と希望を持って農業に挑戦できる環境づくりが進んでいると考えております。

**○山下博三議員** それでは、令和3年度から12年度までの第八次長期計画についてお伺いしてまいります。

第八次計画の目標は、「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」であります。その実現には、「SDGsの取組」はもとより、「危機事象に負けない農業構造の実現」や、「稼げる農業」「消費者や他産業との連携」が掲げてありますが、まず、「危機事象に負けない農業構造の実現」と「稼げる農業」についてであります。

本県の令和元年度の農業構造は、法人経営体と主業農家の合計7,854経営体で農業経営体の24.8%を占め、経営耕地面積の59.1%を耕作し、農業算出額で86.2%の2,954億円を生産しております。

農林業センサスにおける法人経営体は、平成22年に比べ、10年後の令和2年には758経営体となっており、実に136%の伸びであります。

特に、100ヘクタール未満規模の経営体は294

であったものが529経営体に、100ヘクタール以上となると、4～10経営体と2.5倍となっております。経営規模の大型化が加速化しております。

200ヘクタールを超える大規模経営体も5経営体あり、3つが都城市に、小林市と川南町にそれぞれ1経営体ということであります。

第八次長期計画における、農業法人の地域ごとの育成方針についてお伺いいたします。

**○農政水産部長(牛谷良夫君)** 担い手の減少や高齢化が進む中、県内でも増加傾向にあります農業法人は、農地の維持や雇用の受皿など大変重要な役割を担っております。

本県では、地域ごとに、気象や地理的条件、生産品目など、経営環境が異なりますので、例えば、畑作地域では、露地野菜140ヘクタールの経営規模を目指し、複数品目による農地の高度利用や、ロボットトラクターなどスマート農業技術の導入を、水田や畑地かんがいの整備地域では、施設野菜3ヘクタールの経営規模で、高軒高ハウスや養液栽培、環境制御技術の導入を推進してまいります。

第八次長期計画においては、これら大規模経営体の所得目標を4,000万円と掲げ、地域ごとの特徴を生かしながら、農業法人の育成に取り組んでまいります。

**○山下博三議員** 大規模農業法人の育成に努めるということですが、土地利用型の大規模経営体の効率化を図るためには何が必要と考えておられるのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長(牛谷良夫君)** 土地利用型農業は、米や加工・業務用野菜などの複数の品目の組合せによる輪作体系で、農地の高度利用を行いながら、スケールメリットを発揮させることが重要でございます。

このため、大規模経営体に適切に農地を集積

・集約し、経営発展に応じた規模拡大が行われますとともに、一筆ごとの区画が拡大し、水田の汎用化やかん水の自動化が装備されるなど、圃場整備のさらなる加速が必要であります。

あわせて、作業の機械化やスマート化を進めるとともに、契約農家の作業を一部引き受けるなどの分業体制の構築や、広域における経営体同士での管理作業の補完といったネットワークづくりを整備していくことも必要であると考えております。

**○山下博三議員** 先日私は、地域を代表する2つの農業法人の代表と意見交換会をいたしました。

1つは、経営規模110ヘクタールの大規模法人であり、もう1つは、経営規模30ヘクタールで、スマート農業を実践しているスマート法人であります。

大規模法人は、この3年間で、経営面積を90ヘクタールから110ヘクタールに拡大し、400筆の農地を250筆に集約して、大根、カンショ、加工用米等の生産に取り組んでおられます。農地1筆の平均面積は、3年間で20アールから44アールに拡大されております。全農地を回るのに5時間かかっていた農地を集約し、畦畔を除去しながら、作業の効率化を図ってこられました。一筆の面積を拡大することで作業の効率化は図られたものの、農地内の生育のばらつきが目立つようになったということでもあります。畦畔を除去して複数の農地を一つにすると、排水不良の場所ができやすくなり、作物の生育や除草剤の効きなどが悪くなり、収量や品質に大きな影響が出てまいりました。

一方のスマート法人は、国のプロジェクト指定を受け、AIやITを活用した先進農業の実証に取り組んでおられます。最大で1筆1.5ヘク

タールの農地も含め、多くが50アール以上となっており、作業時間の短縮が図られました。

1筆1.5ヘクタールの圃場も、作付前にGPSレベラーで均平化することにより、排水不良とならず、作物の生育や収量・品質が向上し、雑草防除など生産管理も省力化できております。均平化の作業は、10アール当たり2時間でありませぬ。農地を借りる側にとって、農地の集積はもちろん、1筆の面積をいかに拡大できるかが重要であり、AIやITを用いてスマート化を進めるには、ヘクタール単位のより大きな農地が必要であります。

平成25年に農研機構が、水稻の面的集積に向けた研究を公表しております。10アール当たりの作業時間は、農地の集約化が進み、移動時間が少なくなることで10%、区画整理されることで8%、さらに大区画化されることで20%、合計で約40%の省力化が図られるということでもあります。

現在では、さらに作業効率や生産性を上げるために、GPSレベラーによる均平化が必要であります。

農林水産省の資料によると、水田の50アール以上の基盤整備率は、茨城4.4%、鹿児島8.1%、千葉8.8%でありまして、宮城、秋田は20%以上であります。

本県は1.1%で、全国第41位であります。土地利用型農業を推進する中でも、あまりにも脆弱であります。

第八次長期計画における水田の基盤整備の考え方と目標についてお伺いします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 規模拡大を目指す担い手農家の持続的かつ安定的な農業経営を実現するためには、農地の集約とスマート農業に対応した圃場の区画拡大を進め、徹底した

農作業の省力化、効率化を図る必要があります。

このため、第八次長期計画におきましては、担い手のニーズに対応し、従来の圃場整備事業はもとより、畦畔除去などの簡易な基盤整備についても積極的に推進し、圃場の区画拡大を加速化させることとしております。

このような取組を通じ、基本計画の目標年である令和7年度までに、前長期計画実績の2.8倍となる725ヘクタールの水田整備を目標に、関係機関・団体と連携しながら、水田の基盤整備にしっかりと取り組んでまいります。

**○山下博三議員** 次に、第八次長期計画では、「みやざき型家族農業」がキーワードとなっております。

中山間地域を多く抱える本県では、地域の農地を守る家族農業も、地域農業の重要な担い手であります。

第八次長期計画において家族経営体をどう位置づけ、その経営継続に向けてどのような取組をされるのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 家族経営体は、農畜産物の生産にとどまらず、農村における集落機能の維持や地域の伝統文化の継承などを担う、農業・農村の重要な担い手と認識しております。

このため、第八次長期計画では、家族経営体を含め、経営規模の大小や個人・法人の別を問わず、家族を中心とした産地を支える経営体を「みやざき型家族農業」と定義し、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現に向けた重要な担い手として位置づけております。

家族経営体につきましては、経営規模や品目に応じた営農支援が重要であり、スマート農業をはじめとする生産技術支援の強化や、作業受

託組織の育成などのサポート機能の強化にも取り組み、地域の重要な担い手として、確保・育成に取り組んでまいります。

**○山下博三議員** よろしく申し上げます。

次に、土地改良区の皆さんから、「国や県の制度事業を活用して基盤整備に取り組もうとすると、要件が厳しく、同意取得から完了まで10年以上かかるため、取り組みにくい」という声を、必ずと言っていいほど伺います。

農業者の高齢化と、受託できる農業経営者の減少は待ったなしであります。

そこで、区画を拡大する意欲のある農業者からの簡易な基盤整備の要望に対してどのように対応していくのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 畦畔除去等の簡易な基盤整備につきましては、従来の圃場整備事業に比べ、簡素な手続で実施できる「農地耕作条件改善事業」などを活用し、実施しておりますが、地域の状況に応じた具体的な整備手法が不明確であることや、地域内の合意形成に向けた調整に遅れが生じていることなど、担い手のニーズへの機動的な対応が不十分な状況もあります。

このため、圃場の高低差や耕作者の情報を基に、農地の集約化や区画拡大に向けた最適な整備手法を県から地域に提案することを目的に、「簡易基盤整備加速化事業」を本年度創設したところであります。

県としましては、本事業を有効に活用し、市町村等と連携を強化しながら、畦畔除去等の簡易な基盤整備に、スピード感を持って取り組んでまいります。

**○山下博三議員** 私は今日まで、何回となく基盤整備の必要性を訴えてまいりました。スマート農業の発展のためには、やはり農地の集積と

基盤整備は待ったなしであります。力強い政策をお願いいたします。

農地の大区画化を進めると、その均平化が必要となり、GPSレベラーと操作する技術が必要となります。10アール2時間で均平化はできますが、レベラーの価格が800万円程度と、個々の経営体が購入するには高額であります。

そこで提案であります。農業者が畦畔除去等の簡易な基盤整備を依頼できる仕組みが必要かと思っておりますが、見解を伺います。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 圃場の区画の拡大を加速化させるためには、農業者自らが簡易な基盤整備に取り組むことも大変有効であると考えておりますが、大区画圃場においては、農業者が直接、土地の凹凸をならす均平作業を行うことは、技術力や労働力の点から、難しい場合もあると思われま。

このため、畦畔除去や均平作業等の作業受託が期待される建設業者等と意見交換や現地検討を行うなど、地域の状況に応じた作業を依頼できる仕組みについて、検討してまいります。

**○山下博三議員** ありがとうございます。

大規模経営体は、機械を購入せずとも作業効率や生産性が向上し、建設業者は、基盤整備の技術を生かして地域に貢献いただけます。地域には多くの需要があります。ぜひとも実現に向け、早急な取組を期待したいと思います。

次に、「持続可能なSDGsの取組」についてお伺いいたします。

昨年10月、菅総理は、2050年までに国内の温室効果ガスの排出を実質ゼロにする、温暖化対策の基本方針を打ち出しました。

2018年度の我が国の電源構成は、総供給量1兆512億キロワットのうち、化石燃料由来が77%、水力が7.7%、水力以外の再エネが9.1%で

あります。

経済産業省は、2030年の電源構成に占める太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスといった5つの再生可能エネルギーの比率の目標を2割程度から、2050年に5割から6割に拡大する考えを示しました。

また、政府は「再生可能エネルギー等に関する規制等総点検タスクフォース」を開催し、農地における再エネの推進策を議論しております。

これまで農地では、太陽光パネルの下で農作物を栽培する営農型太陽光発電の取組が認められておりました。

しかし、その要件は厳しく、単位面積当たり収量の8割以上を上げなければならず、本県においては取組が厳しかったと聞いております。

今回、荒廃農地を活用する取組について、許可基準を見直し、太陽光パネルの下にある農地が適正かつ効率的に利用されているか否かによって判断するなど、緩和されたということでもあります。

そこで、本県における営農型太陽光発電の設置箇所数と面積についてお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 本県の営農型太陽光発電設備につきましては、平成26年以降、県内11市町において16か所、全体で約3.6ヘクタールの農地に設置されておまして、近年、年に2～3か所程度増加しているところでございます。

**○山下博三議員** 営農型太陽光発電の普及には、荒廃農地の活用を図ることが重要と考えますが、荒廃農地の面積の推移についてお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 令和元年の本県の荒廃農地面積は2,818ヘクタールとなっております。

り、5年前に比べ50ヘクタールの増加となっております。

一方で、荒廃農地は、その荒廃程度により、再生利用が可能な農地と再生利用が困難な農地に分けられ、令和元年の再生利用が困難な農地面積は1,532ヘクタールと、5年前に比べ264ヘクタールの増加となっております。

**○山下博三議員** 県内の農地面積が6万6,000ヘクタールですから、再生利用困難土地が1,532ヘクタールという答弁でありますので、約2.3%を占めていると思います。

この農地というのは、今からまだまだ拡大していく予想ができますので、太陽光等の発電も、またよろしく願いしておきたいと思いません。

次に、再生利用が困難な荒廃農地において、太陽光発電施設の設置などを促進できるよう、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の見直しが図られました。

具体的には、再生利用が困難と農業委員会が判断した場合は、市町村長が法務局に対して、職権で一括して地目変更が可能となるなど、手続の迅速化が図られました。

これらの規制見直しを踏まえた太陽光発電施設の導入に係る荒廃農地の有効利用の考え方と、市町村及び農業委員会の理解促進について、どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 御指摘のとおり、今般、国において再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検が進められ、既に山林原野化した再生利用が困難な荒廃農地を活用して、農村地域への再生可能エネルギーの導入を促進していくための要件緩和がなされたところでもあります。

県におきましては、国の規制緩和を受け、適切な非農地判断を行うとともに、地目変更をはじめ、農用地区域からの除外や農地転用などの手続について、適正かつ迅速に対応していくことが必要であると考えております。

このため、手続を行う市町村や農業委員会に対し、研修会等を通じて、再生可能エネルギー導入に係る制度の周知や助言に努めてまいります。

**○山下博三議員** さらに、再生可能な荒廃農地についても、耕作者を確保できず、今後耕作の見込みがないことのみで、再エネ法の取組の対象にできる方向で検討されていると伺っております。県としても、今後対応する必要があるのではないかと考えております。

本県は、日本一日照時間が長い、晴れた日が多いという優位性があります。荒廃農地への積極的な取組をよろしく願いいたしておきます。

本年1月、菅総理は脱炭素社会の実現に向けて、2035年までに全ての新車販売を電動車に切り替え、純ガソリン車、純ディーゼル車の新車販売を禁止する方針を明らかにしました。

同じ頃、農機具メーカーのクボタは、2024年をめどに、電動の小型トラクターを商用化すると発表いたしました。

SDGsの取組は、太陽光発電や農業機械の電動化も大切であります。本県施設園芸における脱炭素の取組も、今後極めて重要となっております。

本県も参加する自然エネルギー協議会では、脱炭素社会の実現に向けて、地域への投資を加速するための財源確保を政府に提言するとともに、エネルギー基本計画の2030年再エネ比率を現在の30%から40%超とすることも求められて



おります。

本県ではこれまで、ICTやバイオマス加温機を活用した次世代施設園芸団地の実証や、木質ペレットを安定的に安価に供給するための「施設園芸の杜」といった、SDGsの先駆的な取組が進められてきました。

今後、本県のマンゴー、キュウリ、ピーマン等、消費エネルギーの高い施設園芸における脱炭素の取組をどのように進めていかれるのか、お伺いいたします。知事、お願いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県農業の中核であります施設園芸におきましても、脱炭素の実現に向けた取組は、将来世代に対する責務として、また、全国有数の食料供給県として大変重要であると認識しております。

このため、さきに策定しました第八次宮崎県農業・農村振興長期計画におきまして、持続可能な魅力ある農業を実現するため、ICTを活用した省エネルギー技術の導入を進めるとともに、本県ならではの畜産バイオマス等の発電エネルギーの活用など、脱炭素を目指した取組を推進することとしております。

国におきましても、先般「みどりの食料システム戦略」が策定され、この中で、2050年までに化石燃料を使用しない施設園芸への移行が示されており、営農型太陽光発電やバイオマス・小水力発電など、再生可能エネルギーの活用実証や、社会実装に向けた動きが加速していくものと思われま。

県といたしましては、こうした動きに的確に対応しながら、本県のエネルギー資源を最大限に生かした脱炭素への取組をしっかりと進めてまいります。

**○山下博三議員** 次に、農業就業人口の減少と県外からのUIJターン就農について、お伺い

してまいります。

昨今の農業就業人口は減少傾向にあり、新たな担い手の確保が重要な課題となっておりますが、私はUIJターンの就農に注目しております。

本県の令和2年度の移住実績は755世帯、1,326人でありまして、前年度に比べ36.3%の伸びとなっております。

また、コロナ禍にある中、「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」における相談件数も、2,224件と30%程度伸びている状況でありまして、県外から農業に人材を呼び込む機会として、大切な時期であると考えます。

一方、第八次長期計画の目標の実現には、担い手の確保・育成や、その支援体制の構築が必要であります。

中でも、次代の担い手の確保・育成が重要であり、UIJターンや定年帰農など、就農に向けたキャリア教育を進めることが求められます。

本県のUIJターンによる就農者数とその年齢層はどうなっているのか、就農後の定着状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 本県のUIJターンによる就農者数は、平成30年から令和2年までの過去3か年の平均で、年間84名となっており、それぞれの年の新規就農者全体の約2割を占めております。

また、就農時の平均年齢は34歳であり、年代別では20歳以上30歳未満が最も多く、約4割を占めております。

就農後の定着状況につきましては、県が把握しております平成30年のUIJターンによる自営就農者34名のうち、32名の方が、令和2年末においても引き続き就農されております。

○山下博三議員 次に、長期計画では、青年農業者の相互啓発の場となるネットワークづくりを進めるとあります。

私の周りでも、コロナ禍の中で、都会での生活に見切りをつけ、ふるさとに帰り、農業参入を希望する青年が多くなってまいりました。

私の知人の息子さんであります。2月まで航空自衛隊のF15パイロットとして国を守っておられた方がふるさとに帰ってこられました。彼は、パイロットとして一定の達成感、やり切った感じ、一方では、より直接的に地域に貢献したいという気持ちが湧き上がってきたことが、Uターンのきっかけということでもあります。また、彼の実家は地域でも歴史のあるシイタケ農家であり、祖父の時代から培った技術や資源を継承しなければという思いが芽生えてきたということでもあります。

宮崎は、人柄や食、自然環境がよく、移住を希望する若者たちの中では人気が高いということですが、一方では、同世代の後継者などに出会う機会が少ない、就農準備で、どこにアプローチすればいいのか分かりにくいといった悩みや、栽培技術や経営、農産物の販路開拓等、様々な不安を持っておられます。

私は、農業実践塾の取組や、JAの営農研修施設の情報、さらには、みやぎきブランドや、ひなたMBAの取組を紹介させていただきました。

あわせて、宮崎方式営農支援体制により、安心して農業に参入できる環境が整っていることも紹介し、普及センターへの連絡を取ることも勧めてまいりました。

30歳になるこの青年は、東京出身の女性と結婚され、女性は何の迷いもなく彼についてきたということでもあります。地域に知り合いもな

く、一抹の不安がなかったかということ、否定できないということでありました。

本県にUIJターンで就農された方及びその家族の地域定着に向けた、関係機関・団体と連携した取組についてお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） UIJターン者については、地域の担い手としての期待が膨らむ一方で、議員御指摘のとおり、UIJターン者と御家族の定着を円滑に進めるため、営農面だけではなく、地域コミュニティ活動への参画など、生活面に対する様々な相談にも真摯に寄り添った対応が大切であると、改めて強く感じたところであります。

このため県では、地域のリーダー的な農業者とUIJターン者をアグリファミリーとして結びつけ、身近に相談しやすい体制づくりへの支援を行いますとともに、市町村やJA等で構成する支援チームの相談体制を強化し、相談内容等の共有化を進める事業を、本議会でお願ひしているところでございます。

今後とも、UIJターン者等のスムーズな定着に向けて、関係機関等と緊密に連携しながら、支援を強化してまいります。

○山下博三議員 次に、養豚対策についてお伺いします。

平成30年9月、岐阜県の養豚場で、国内で26年ぶりとなる豚熱の発生が確認されました。

豚熱については、本県では昭和55年に感染が確認されたものの、その後の関係者の御尽力により、平成18年に国内全てのワクチン接種を中止し、翌19年にはOIEから清浄国の承認を得るまでに至りました。

しかし、平成30年9月以降、野生のイノシシにも感染が拡大し、現在までに、関東甲信から関西圏に及ぶ広い範囲で、109の農場と4つの屠

畜場で、24万330頭を対象に防疫措置が行われるとともに、発生地域を中心にワクチン接種が行われております。本県を含む九州地域においては、新たな発生はありませんが、影響は深く及びつつあります。

先日、本県を代表する養豚農家の皆さんと意見交換を行いました。本県には441の養豚農場があり、種豚の約8割を県外から導入しております。現在、ワクチン接種地域は全国30都府県に及び、これらの地域からは、豚熱ウイルス感染のおそれがあることから非接種地域への種豚の移動はできなくなっております。これまで導入を行ってきた、大規模な種豚場がある静岡県や宮城県、秋田県がワクチン接種県となったことから、種豚導入が止められ、種雄豚や母豚が更新できず、生産性の低下が懸念されるということでもあります。

全国第2位の本県養豚の生産基盤の維持・強化を図るためにも、本県における種豚流通への対応についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 国内での豚熱の拡大を受け、養豚経営者に種豚の導入状況を調査したところ、3割程度が、豚熱ワクチン接種対象県が徐々に拡大しております東北地域から導入されている実態が確認されました。

このため県としましては、早急に種豚を県内に供給するため、種豚業者と養豚経営者のマッチングや、国の支援事業の紹介を行ったところでもあります。

その結果、種豚の県内への供給が一部継続されますとともに、種豚業者が、九州をはじめとする非接種地域へ種豚を移動させたことにより、種豚の確保に向け、一定の成果が見られました。

今後も引き続き、県内への安定的な種豚流通が必要でありますことから、国に対し、種豚供給施設の整備やその施設用地確保に向けた支援について、要望したところであります。

**○山下博三議員** 今回の答弁の中の種豚供給施設、鹿児島県120万頭、本県が84万頭です。200万頭を超える豚が鹿児島・宮崎におりますから、ぜひこの施設について積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

それでは次に、本県では全農場で84万頭の豚が飼育されております。県内で野生イノシシが感染するなどにより、ワクチン接種推奨地域に指定されると、飼養する豚、全頭へのワクチン接種に加え、ワクチンの効果を確認するための抗体検査が必要となります。

そこで、万が一、ワクチン接種推奨地域に指定された場合、どのようにワクチンを接種し、抗体検査をしていくのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 県内84万頭もの豚に、迅速かつ適切なワクチン接種を行いながら、全ての農場での抗体検査を進めるためには、家畜保健衛生所の獣医師である家畜防疫員だけでは対応が困難なため、民間獣医師や関係者の協力が不可欠であります。

国においても、本年3月に防疫指針を改正し、家畜防疫員以外の獣医師による接種が可能となったことから、県としましては、民間獣医師を活用した迅速な接種や検査のための協議を、本年4月に始めたところであります。

しかしながら、この制度を活用してもなお、次々と生まれる子豚への継続した接種が困難なため、農場管理者等による接種について検討を行うよう、国に要望したところでございます。

野生イノシシの感染地域が拡大する中、県内への侵入リスクが日々増大しておりますので、

農場への衛生指導を徹底しますとともに、関係機関・団体と連携しながら、早急な体制整備に取り組んでまいります。

○山下博三議員 よろしくをお願いします。

県内は、イノシシなどの野生動物の宝庫でもあります。最悪を想定してシミュレーションしておくことは、危機管理上からも極めて重要であります。ぜひとも、生産者や関係団体などと十分協議し、事前の準備をお願いいたします。

最後の問いになりますが、JA全農の4月から6月の配合飼料価格は、その前の期間と比べ、トン当たり平均で5,500円値上がりし、7万6,000円を超えております。昨年7月から1万円も値上がりしております。

関係者によると、中国を中心とした穀物の爆買いによるものと言われており、畜産経営を大きく圧迫し始めております。

一方、養豚経営の安定のために制度化されたのが、肉豚経営安定交付金、いわゆる豚マルキンであります。豚マルキンは牛マルキンと異なり、四半期ごとにその標準的な生産費が算定されます。

さらに、発動されない時期は次の期間と合わせて算定されるということでありまして、実際の経営環境の変化と連動しないのではないかと声を、生産者から数多く聞いております。

全国の養豚経営の安定のためにも、豚マルキンを毎月算定することで、現場の経営環境と連動すると考えますが、認識をお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 養豚経営において、豚マルキン制度は、法制化された重要なセーフティーネットであり、標準的販売額が標準的生産費を下回った場合に、その差額が補填される仕組みとなっております。

この制度が発動された場合、四半期ごとの販売額や生産費が算定されるため、生産サイクルの短い養豚経営においては、毎月算定と同様、直近の経営環境が反映されるものと認識しております。

しかしながら、急激な豚価の下落や飼料価格高騰など、予期せぬ経営環境の変化に備える必要もありますことから、県としましては、生産費の算定基礎の考え方など、生産者からの現場の声をしっかりと国へ伝えてまいります。

○山下博三議員 いろいろ答弁ありがとうございました。

私も久しぶりの一般質問だったものですから、牛谷農政水産部長にいろいろお伺いしましたけれども、部長も都城の高崎出身であります。地域の事情、中山間の抱える課題等も十分御認識でありますし、いかに都城の農業も基盤整備が必要かということは重々分かっておられるだろうと思っておりますので、御活躍を御祈念申し上げ、質問とします。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守副議長 次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。

本日は、私と重松議員の誕生日であります。（拍手）ありがとうございます。私も49歳になりました。初当選が34歳でありましたから、15年目になります。まだまだ若輩者でありますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

質問に移ります。

この1年以上、コロナの感染拡大防止、人流抑制の観点から、県民に対し様々な行動要請がなされてきました。

発生当初は、初めて経験することで、政府を

はじめ県も、その対策方針に苦慮してきたと思いますが、1年がたち、県民からは、「屋外のスポーツ施設や公園などの公共施設の利用停止はやり過ぎだ」「会食ルールは柔軟にあるべきだ」「飲食店以外の経済損失はどうするのか」など、個別具体例を挙げれば切りがありませんが、マスコミ報道の影響やネット情報、個人個人のコロナ観もあり、県民から数多くの不満や意見を伺ってきた1年でもありました。

県民のコロナ感染の不安やストレスについて、知事は私以上に多くの声を聞いてきたと思いますし、県の責任者としてじくじたる思いもあったのではないかと思います。この1年超を振り返り、この間対応に当たってきた知事の思いを伺います。

以下の質問は、質問者席より行います。(拍手) [降壇]

**○知事(河野俊嗣君)** [登壇] お答えします。

新型コロナへの対応では、県民の皆様に対し、必要に応じて様々な行動要請を行っておりますが、県民生活に大きな御不便、御苦勞をおかけしますことから、その内容や期間等は、蔓延防止等のための必要最小限のものでなければならぬと考えております。

例えば、県有施設の扱いなど、これまでの全国的な知見の積み重ねや県民からの様々な声も踏まえ、その方針につきましては、適宜見直しも行いながら、運用を図ってきたところであります。

また、コロナ禍の巣籠もり生活が続く中では、過度な外出控えによる心身の機能低下にも警戒をする必要があります。

このため、今回の第4波では、「原則、外出自粛」の行動要請を行った際には、「日常の買

物や健康維持のための散歩やジョギングなど、生活に必要な外出は構わない」旨、私自身も自分のSNS等も活用して、しっかりとその説明に努めたところであります。

また、運動や新しいことへのチャレンジなど、専門家が勧める心の不調を防ぐための取組について紹介して、県民に対し、感染防止と心身の健康の両立を図ることを呼びかけたところであります。以上であります。[降壇]

**○西村 賢議員** ありがとうございます。

知事も今おっしゃいましたが、規制を出す側は、心身のコントロールと申しますか、しっかり県民のストレスも踏まえつつ、非常に難しいとは思いますが、感染防止対策とともに、ぜひ続けていただきたいと思っております。

次に、コロナ対応に当たっている県職員、医療従事者の勤務状況について質問いたします。

この1年、コロナの感染防止対策に当たった行政当局、保健所の皆様、医療現場で患者の治療に当たった全ての方々に、感謝と敬意を表します。

それぞれに過重な労働があったのではないかと、勤務状況を心配するところではありますが、令和2年度における福祉保健部・病院局職員の時間外勤務の実績及び過労死ラインと呼ばれる月100時間以上の時間外勤務の状況を、前年度と比較して伺いたいと思っております。まず、総務部長、お願いします。

**○総務部長(吉村久人君)** 福祉保健部における職員1人当たりの月平均の時間外勤務の実績につきましては、令和2年度が約14.6時間であり、前年度と比較し、3割程度増加しております。

また、月100時間以上の時間外勤務をした職員は、令和元年度が延べ9名、令和2年度が延

べ62名と、前年度を上回る状況となっております。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 各県立病院の新型コロナウイルス患者を主として受け入れる病棟では、その業務の心身への負担の大きさを考慮して、職員の時間外勤務が増加しないよう配慮を行っているところでありまして、当該病棟の看護師1人当たり月平均の時間外勤務の実績は、令和2年度が約4.3時間となっております、前年度と比較し、7割程度減少しております。

また、月100時間以上の時間外勤務を行った職員については、令和元年度、2年度ともに該当者はありません。

**○西村 賢議員** 福祉保健部で62名の方が、過労死ラインの目安である100時間を超えているという状況があります。

これも普通に考えれば、平日だけであれば毎日5時間程度という残業になりますし、土日フル出勤でも100時間というのはなかなか超えてこないわけですから、県民の健康を守るのはもちろんであります、職員の方々の健康管理も、ぜひ、上司の方を含め御検討いただきたいと思っております。

また、病院局のほうですが、病院局ではコロナ以前より残業時間が減っております。現場の勤務の変化に応じて柔軟な対応がなされたようではありますが、誰がこのような指示を行えたのか、また、具体的にどのように取り組んだのかを、さらに病院局長に伺います。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 新型コロナウイルス患者への対応に当たりましては、防護服の脱着をはじめ、感染防御のための専門的な知識・技術が求められますとともに、高い緊張感を持って看護を行う必要があります、さらには、病院内、家族への感染防止のため、職員自身の日常生活も制約

を受けるなど、職員の心身への負担は相当に大きくなっております。

このため、コロナ対応病棟の職員に過度に負担が集中することのないよう、各病院の病院長は、必要に応じ、通常医療への影響を最小限にとどめながら、ほかの病棟を閉鎖するなどしてスタッフを確保し、コロナ対応病棟への応援体制を構築することで、職員の負担軽減を図ったところでございます。

**○西村 賢議員** それぞれの病院がしっかりと対応していただいたことを、ありがたいと思います。

また、このコロナ禍、まだまだ続きます。油断もありませんので、ぜひまた、柔軟な対応を続けていただきますようお願いいたします。

次に、長期のコロナ禍におきまして生活が困窮している家庭の食糧支援について、質問いたします。

これまでも、生活困窮世帯に直接食材を送るこども宅食やフードバンクの支援を訴えてまいりました。県内でも、昨年徐々から徐々にフードバンク事業が広がり、昨年立ち上がりました「フードバンクみやざき」に話を伺ったところ、現在、フードバンクみやざきから県内12の宅食事業者を通じて、350を超える世帯に約1,000人分の食料が支給されているとのことであります。

口コミで支援を求める方が増え、半年足らずでこのような状況となり、さらに支援を希望する家庭は増えていく状況にあると考えられます。

生活に苦しむ方々のところへ直接食材を届けることが、この事業の最も効果的などころかもしれませんが、定期的に食材を届けることで、心を開き、悩みを打ち明けてくれるケースも多

いとのことです。社会から孤立させない取組にもつながっていると思います。

また、食材の提供自体もフードロス問題の解決につながり、うまく提供者とマッチングしていくことで、運営コストを抑えることにもつながります。

今は民間ボランティアが中心となって活動しておりますが、支援を求める方々の増加により、業務量の増加や食品不足(偏り)のため、とても苦勞している状況にあるとのこと。

他県や市町村によっては、運営を支援しているところもあるようですが、県は生活困窮者の食料支援についてどのように考えているのか、フードバンクの支援について福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 長期化する新型コロナの影響などによりまして、生活に困窮する世帯が増加しておりますことから、フードバンクの実施団体が増加しており、その利用件数も増加しているものと考えております。

県では、生活資金の貸付けや住宅確保のための給付金、ひとり親世帯に対する給付金等を通じまして、困窮する世帯の支援に取り組んでいるところでありますが、フードバンクの取組は、生活困窮者への支援として大変有意義であると認識しております。

このため県では、国や政府備蓄米無償交付制度の紹介、企業等からの食材提供の申出に係るマッチング、必要な人材の育成等を行っているところであり、今年度は、コロナ禍での活動に必要な資材等の購入補助を実施することにより、その活動が円滑に進むよう支援しているところであります。

**○西村 賢議員** 続けて、困窮者の経済支援について質問いたします。

長期のコロナ禍で、本県経済にも大きな影響があり、特に観光・飲食関連などで影響が大きい状況になっております。

全国的には、コロナによる経営破綻も、1,000万円以上の負債が1,556件、本県は7件と厳しい状況になっております。

ただ、本県の統計を見てみますと、倒産件数、廃業件数はコロナ以前並みであります。また、生活保護件数は下がっており、有効求人倍率などは逆に伸びている状況にあり、数字の上では、一概に大きな落ち込みは感じられません。昨日の満行議員の質問でもありましたが、信用保証協会の貸付けをはじめ、様々な支援策に一定の効果があるとも言えます。

その中で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々が利用できる「生活福祉資金の特例貸付」の実績に注目して見ますと、緊急小口資金は累計7,600件、総合支援基金は6,692件と、合わせて1万4,292件もの貸付けが、令和2年3月25日から今月までなされております。この上限であります200万円の借入れを行っているケースも、1,000人程度出ていることが分かりました。

これらの特例貸付けで助かっている方も多いでしょうが、償還期限が来れば返さなければなりません。

また、今議会の議案で、既にこの限度額に達してしまっている方々への支援を行う予算も計上されておりますが、コロナの収束が長期化すればするほど、生活が苦しくなる方々が増えている現状もあります。この現状を県はどう考え、支援を行っていくのかを伺います。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 御指摘のとおり、長引くコロナの影響によりまして、生活保護に至らないまでも、生活に困窮する世帯が

増加しており、寄り添った支援が必要であると  
考えております。

県におきましては、福祉事務所に設置して  
おります生活困窮者の相談窓口の機能強化を図  
るとともに、必要な方について、一人一人の状  
況に応じた支援プランを作成し、ハローワーク  
などの関係機関との連携を図りながら、就労  
や転職の支援、家計改善の指導、給付金等  
を活用した住居確保の支援などを行っている  
ところであります。

また、国では、貸付限度に達したことによ  
り、これ以上の特例貸付けを利用することが  
できない世帯に対する、給付型の支援金制度  
を創設したところであり、県におきまして  
必要な予算を今議会にお願いしている  
ところであります。

今後とも、このような制度を活用しながら、  
さらなる支援に取り組んでまいります。

**○西村 賢議員** よろしくお願ひいたします。

1,000人の方が既に限度額に達している  
という状況を、非常に重く受け止めなければ  
なりません。また、このコロナが収束した  
としても、飲食や観光関連がすぐさま元の  
状況に戻るとは思いませんし、また場合  
によっては自然淘汰される部分も幾つか  
あるのではないかと懸念もあります。ぜひ、  
支援に対してはしっかりとフォローを  
続けていただきますようお願いいたします。

次に、地域おこし協力隊について伺います。

コロナ禍の影響で、働き方や価値観などが  
変わってきた部分もあり、都市部から地方  
回帰への動きも広がっております。本県  
にとっては、移住先やワーケーション先  
として選ばれるチャンスも増え、令和2  
年度の移住者は1,326人、前年比36%  
増と増えてきているとのことでありま

す。

この機を生かしたいところでありますが、  
この中で、国は、人材不足の地域に、マン  
パワーの補完や交流人口の増加などを期  
待し、地域おこし協力隊の事業を行って  
おります。

このコロナ禍で、本県の地域おこし協  
力隊の現状はどうなっているのか、総  
合政策部長に伺います。

**○総合政策部長(松浦直康君)** 地域  
おこし協力隊は、地方自治体が都市住  
民を受け入れ、特産品の開発や農林業  
の支援などの活動に従事していただき  
ながら、当該地域への定住・定着を  
図る制度であります。

本県で活動する地域おこし協力隊の  
人数は増加傾向が続いておりまして、  
令和2年度における隊員の人数は93  
名でありましたが、令和3年4月1日  
現在で124名となるなど、コロナ禍  
の中でも、地域活動に従事する方が  
拡大している状況であります。

県といたしましては、この制度が、  
地域を支える若い人材を外から呼び  
込み、定着させる上で大変有効な  
ものと考えておりますことから、  
隊員への研修や、協力隊OB・OG  
による支援のネットワークづくり  
を後押しするなど、様々な面から  
隊員の活動を支援しているところ  
であります。

**○西村 賢議員** 地域おこし協  
力隊で派遣される方々の6割が、  
期間を終えてもそのまま、その  
派遣先の地域に残るとも言われて  
おります。

この事業は、コロナで交流人口が  
減っている中山間地域にとっては、  
定住促進にもつながる重要な  
事業でありますので、市町村と  
しっかりと連携していただきたい  
と思っております。

次に、いよいよ来月より始まる  
国文祭・芸文祭について質問いた  
します。



延期されたものの、依然コロナ禍は続いており、長期にわたり準備を行ってこられた関係者の方々には、開催の喜びとともに不安もあるのではないかと思います。

東京オリンピックの開催についても、世論の賛否が分かれておりました。国文祭も延期したとはいえ、まだコロナ禍でありますから、期間前半は来場者も多く見込めない状況もあるかもしれません。

しかし、期間が10半月ばまで4か月(107日)あるわけですから、しっかりと感染対策などを行い、後半に向けしっかりと盛り上げていただきたいと思っております。

国文祭・芸文祭の開催の意義を、改めて知事に伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 国文祭・芸文祭はコロナ禍での開催となりますが、文化芸術は私たちの心を癒やし励ましてくれるものであります。人と人が分断され、先の見えない苦しい状況である今だからこそ、この大会を開催する意義を強く感じているところであります。

新型コロナの感染拡大を受け、大会は1年延期となりましたが、この間、さきがけプログラムを実施し、多くの参加者からは、創造し表現できること、そして文化芸術に親しむことの喜びの声を伺っているところであります。

これらの取組を生かしながら、市町村や文化団体等の関係者の皆様と共に準備を進めております。いよいよ開幕を迎えられますことを大変うれしく思っておりますし、私自身、わくわくする思いで楽しみにしております。

大会では、入場者数を制限するなど、感染対策を徹底しながらの開催となります。オンライン配信のほか、メディアを活用するなど様々な工夫を凝らすことによりまして、多くの皆様に

本県の文化と芸術の魅力に触れていただき、希望の光にあふれる大会に、そして将来につながる大会にしてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 私も、この国文祭・芸文祭の開催を心待ちにしております、ぜひとも成功につなげていただきたいと思っております。

また、次の和歌山大会、年内に2度あるわけですから、ある意味、メリットも生かしながら引き継いでいける大会にさせていただくのかなと思っております。

また、文化の面でも宮崎、和歌山、非常にゆかりもありますので、ぜひそのあたりも含めて、知事の発信をよろしく願いいたします。

次に、デジタル人材確保・育成について伺います。

政府は、今年9月のデジタル庁の設置に向け、デジタル分野に特化した人材の新規採用を目指しているとの報道がありました。

このデジタル分野において、日本が後れを取っていることがコロナ禍で露呈し、福祉分野のみならず、サイバーセキュリティ、治安、教育、ビジネス面においても対策が急務であります。

デジタル庁の設置により、地方自治体にもデジタル政策などに対応する人材が必要になってくると考えられます。既に、全国の自治体職員がデジタル庁への出向を希望しているケースもあると聞いております。

これからの本県においても、デジタル対策は避けて通れず、待ったなしだと思いますが、本県のデジタル人材の確保・育成はどうなっているのかについて伺います。

**○総務部長(吉村久人君)** 県におきましては、これまでIT技術に関する高度な知識・経験を有する人材を任期付採用により確保すると

ともに、IT技術に詳しい職員を情報政策課に配置しております。

また、今年度、「宮崎県デジタル化推進本部」の設置に併せまして、新たに、非常勤の特別職として専門的な助言・提案を行う「デジタル化戦略アドバイザー」を任用したところであります。

今後、デジタル化の動きはますます加速化していくことから、引き続き、高度な知識・経験を有する人材の確保に努めますとともに、デジタル化戦略アドバイザーや外部機関の活用による研修の充実を図り、人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、マイナンバーカード取得と活用について質問いたします。

本県はマイナンバーカード取得先進県であると、度々報道でも名前が挙がります。しかし、このカードの普及数だけでは意味がありません。

市町村に毎年のように提出する書類の中には、本人確認ができる保険証や免許証のコピーを添付しなければいけないものも、いまだたくさんあります。

さらには、マイナンバーを記載する欄の隣に現住所や連絡先などを書く欄があり、その書類1枚見られただけで全てが把握されてしまい、全く個人情報保護の体をなしていない書類もあります。

マイナンバーカードのメリットを各自治体が生かしていかなければ普及も進みませんし、国が行おうとしている運転免許証や保険証などとのひもつきが始まらなければ、本腰で取り組めないところもあるかもしれませんが、まだまだ県民のマイナンバーカードのメリットの享受ができておりません。

県民へのメリット周知と今後の活用について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長(松浦直康君) マイナンバーカードは、デジタル化を進めるための重要な社会基盤であります。現在、オンライン上で確定申告する際の本人確認や、住民票のコンビニ交付等に利用されておりますが、カードを日常的に利用する機会が少ないこと、それから個人情報の漏えい等に対する不安などから、十分に普及が進んでいない状況にあります。

このため、国においては、健康保険証としての利用や運転免許証との一体化、スマートフォンへの機能搭載など、利便性向上への取組が進められているところであります。

県としましては、全国知事会等を通じまして、カードのさらなる利便性向上や個人情報保護対策の強化を国に要望しておりますけれども、あわせて、今年度の新規事業では、市町村や事業者と連携し、カードの活用方法等を検討いたしますとともに、県民向けの広報を強化するなど、県民の皆様へメリットを理解していただけるような取組を進めていくこととしております。

○西村 賢議員 よろしく願いいたします。

次に、本県のSNSに起因する犯罪について、警察本部長に伺います。

先日、今話題となっております「SNS～少女達の10日間」というドキュメンタリー映画を見ました。

幼い顔だちの18歳以上の女優さん3人が、12歳のふりをしてSNSアカウントを登録し、連絡してきた男性とコミュニケーションを取るといったドキュメンタリー作品であります。10日間で2,458人から連絡があり、大多数の成人男性がSNSを通じて性的な要求を行い、中には恐喝

などを行う者もいました。子供への性暴力・性犯罪を映像化した作品でもあり、顔や体などモザイク編集はされておりますが、生々しい描写ややりとりは、現実に行われることと寸分も違わないのではないかとも思います。

このようなショッキングな内容を見ますと、我々はいよいよ目を背けがちになり、どうせ海外や都会での出来事だと思いがちであります。どこにでも起こり得ることであります。特に本県の子供たちは純朴な子が多く、さらに心配でもあります。

本県のSNSに起因する18歳未満の子供に係る性犯罪被害の検挙件数、その推移及び犯罪防止策について、警察本部長に伺います。

**○警察本部長（佐藤隆司君）** SNSに起因する18歳未満の児童に係る性犯罪被害の検挙件数は、過去5年を見ますと、平成28年が12件、29年が15件、30年が21件、令和元年が21件、令和2年が13件——ちょっと去年は落ちていますがけれども——と推移しています。

被害防止対策としましては、インターネットを正しく使う能力を向上させるため、学校当局と連携して、児童生徒及び保護者に対し、SNSを利用する際の注意点などについての情報モラル教室を実施しているほか、昨年4月から、ツイッター上の不適切な投稿に対し、注意喚起のメッセージを送る取組などを行っております。

警察におきましては、今後とも、被害防止対策に積極的に取り組んでまいります。

**○西村 賢議員** もう5年で80件以上も、実際、宮崎県内でも検挙されているということでもあります。実際、検挙に至らないまでも、泣き寝入りしているケースもあるかと思えますし、また、そういうことがあってはならないと思

います。今後とも、警察当局の皆様方の御尽力に期待をするとともに、また、ほかの機関との連携もよろしく願いいたします。

次に、県教委の取組についても伺います。

インターネットやSNSが生まれながらにある今の子供たちにとって、教育現場での指導はとて重要であります。以前なら「スマホやパソコンは子供たちに触れさせない、持たせない」という指導や各家庭への通達もあつたでしょうが、もはやそれも難しい状況であります。

義務教育の期間は、正しい使い方、間違っただけの使い方、インターネット犯罪がどういうことであるかを、保護者と共に子供たちに教えていかなければなりません。高校生くらいになると、自ら考えていく必要も、自らの責任も出てきます。

高校生が、性犯罪の被害者、あるいは場合によっては加害者にならないように、SNSの利用について教育委員会が行っている取組を伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 生徒が、SNSを介した性犯罪の加害者にも被害者にもならないためには、自他を大切にすする心や規範意識とともに、SNSなどを利用する上でのルールやマナーなどの情報モラルを身につけさせることが重要であります。そのためには、教職員はもとより、家庭の果たす役割も大きいことから、保護者への啓発が大切であると考えております。

県教育委員会といたしましては、ITの専門家を学校に派遣し、個人の情報や画像の流出など、SNS利用における注意点や危険性の啓発を行っておりますが、その研修におきましては、保護者も含めて実施するよう働きかけているところであります。

今後とも、警察をはじめとする関係機関や専門家と一層連携しながら、学校と家庭が一体となった、具体的でかつ実践的な取組を進めてまいります。

○西村 賢議員 高校生、中学生もですけれども、思春期であり、また多感な時期であり、家族とのコミュニケーション、SNSに限らなくても、インターネットに限らなくても取るのが難しい時期だと思っております。そのことを踏まえて取組をしていただいているとは思いますが、特に被害者は一生の傷になりますので、ぜひ、そのことも踏まえて、このような事件が起こらないような教育の徹底をお願いしたいと思っております。

次に移ります。鳥インフルエンザの補償（算定基準）について質問いたします。

本県では2007年、2014年に続き、2020年の年末に鳥インフルエンザが発生し、多くの生産農家が、殺処分あるいは移動制限などによる出荷延期により、経済的、精神的負担を強いられました。

現在、鳥インフルエンザ発生農家の経済的損失は補填されておりますが、移動制限により出荷延期を強いられた農家から、その補償額と算定基準に対して不満の声が出されています。

不満の内容としましては、大きく2つありました。

1つ目は、移動制限を受けて出荷が遅れ、出荷予定日以降体重が増えた分の金額——太って高値になった額であります——を、補填された飼料代などの経費から相殺されて減額されてしまっているところでもあります。生産者からすれば、出荷延期になった期間も毎日、鶏舎で働いているわけですから、そこで体重が増えた分を減額されてしまえば、全てがただ働きになっ

てしまうということでもあります。制限延期が長くなれば、年間出荷回転数も通常より少なくなり、年間売上げも少なくなります。このように、算定基準の補償の中には含まれない項目が幾つかあることです。

もう1つは、移動制限の補償の算定基準が、過去5回平均（約年間平均）になっているところでもあります。鶏は冬場に体重が増加し価格も高くなります。また、逆に夏場は価格が下がる傾向にあります。鳥インフルエンザは冬場に発生することが多いので、算定基準が年間平均となれば、冬場の出荷額との価格差が大きく生じてしまいます。前年冬期や直近半年などで算定してほしいという声が上がっています。

農家は、冬が近づくと毎年鳥インフルエンザの発生が起きないか気が気でない状態が続いているようで、自分の鶏舎から発生させないことはもちろんのこと、周囲の鶏舎の状況に気をとんでいます。

過去に比べ、補償も少しずつは充実されてきておりますが、安心して生産できる体制をつくっていくことが、ブロイラー日本一の本県の役割だと考えています。

県は、鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限により影響を受けた農家への支援をどう考えているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 鳥インフルエンザが発生した場合、蔓延防止のため、原則、発生農場周辺の鶏や鶏卵等の出荷が制限されます。この制限により損失を受けた生産者に対しては、出荷の遅れによる売上げの減少や増加した餌代について、家畜伝染病予防法に基づき、国と県で支援しております。

本県では、国の示した算定式に基づき、年間平均を用いて売上減少額を算出しております

が、今回、影響を受けた生産者の一部から、支援内容が実態に即していないとの声もあったところでございます。

このため、県としましては、算定方法について研究してまいりますとともに、光熱費など餌代以外の経費につきましても助成対象に追加するよう、国に要望してまいります。

**○西村 賢議員** ぜひ、これは知事も国に対してしっかりと要望してほしい内容であります。

ブロイラー日本一ということは、それだけブロイラーに関わる農家が多いということでありますので、ぜひとも知事、よろしく願いいたします。

次に、本県の鳥インフルエンザ防疫体制について質問いたします。

隣県の被害が少ないのに、なぜに本県が多いのか。これまでも、家畜伝染病の本県内の発生時において、その都度、原因究明や各農家や運搬業者への指導の徹底についての質問がなされてきました。

原因究明にはなかなか至らないものの、防疫対策については、様々なケースを想定して講じていく必要があると思いますが、現在の取組について伺いたいと思います。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 県内12例の発生を重く受け止め、今後の防疫指導の在り方について検討を重ねた結果、これまでの指導内容を、生産者が十分理解した上で実行することはもとより、生産者や養鶏関係者とも情報を共有し、複数の視点による指導が必要であると認識したところであります。

このため、農場防疫では、鶏舎点検や破損箇所

の修繕、人や車両の消毒、ネズミや害虫駆除といった作業手順を生産者自らがマニュアル化し、これに基づき自己点検を行うことで、防疫

レベルの強化を図りますとともに、地域防疫として、新たに、近隣の生産者同士での相互チェックや優良事例の共有を行い、地域一体となった防疫体制を構築してまいります。

**○西村 賢議員** 次に、畜産業の振興と住環境のバランスについて伺います。

養鶏業は、比較的安定して生計が立てられる畜産業であります。牛や豚などのほかの畜産業と同様に、周囲に臭いが出てまいります。し尿処理対策や畜舎施設の更新などで、以前に比べれば随分と悪臭もなくなったと言われておりますが、現在では、農村部にあっても農業と全く関係ない職種の人

も住んでおり、理解が得られないケースも出てきております。住環境の悪化は、農村地域の人口流出にもつながります。

畜産業の振興と住環境をどうバランスを取っていくのか、畜産振興を図る上で重要なことだと思いますが、環境対策についてどのように取り組んでいくのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 県では、「家畜排せつ物法」に基づく計画を策定し、家畜排せつ物の適正管理や利用の促進等の環境対策に取り組んできたところでございます。

このような中、畜産経営の大規模化や集落における混住化の進展等の環境変化に伴い、昨年、国の基本方針が見直されましたことから、県計画につきましても、年度内に見直す予定としております。

計画では、引き続き、家畜排せつ物の適切な堆肥化による臭気の低減を図るための指導を徹底し、良質堆肥の県内外に向けた広域流通を促進しますとともに、脱炭素社会の実現という新

たな視点に立った、家畜排せつ物のバイオマスエネルギーとしてのさらなる利用などを盛り込むこととしております。

今後とも、市町村等と連携して、家畜排せつ物の適正管理を推進し、地域住民等に対して畜産業への理解醸成を図りながら、環境と調和した本県畜産の振興に努めてまいります。

○西村 賢議員 年度内に見直すということですので、期待しております。

養鶏業の話を中心に出しましたけれども、非常に安定した経営によって、後継者が帰ってくる、後を継いでくれるというケースが、日向市内でも非常に多く聞かれるようになりました。親御さんもほっとしているところもありますが、やっぱりこれは農村部の人口流出を止める意味でも、大きな成果が出ていると思っております。

畜産業の振興で、またその地域が持続的に成長していけるといいなと思っておりますし、この住環境のバランス、これから非常に重要だと思いますので、当局におきましては、しっかりと対策をしていただきますようお願いしたいと思います。

次に、国土強靱化対策のうち、河川の掘削工事について伺います。

本県は、南海トラフ地震、台風やゲリラ豪雨の対策、地形的にも中山間地域を多く抱え、様々な災害対策を必要としています。

政府は、国土強靱化5か年加速化対策を昨年決定し、本県も防災対策事業を継続させておりますが、この国土強靱化事業が始まり、本県のメニューに河川の掘削工事が多いように感じます。

台風に限らず、近年の大雨（線状降水帯）やゲリラ豪雨などによる雨量は、過去とも比較に

ならず、河川の増水対策は急務であります。

長年、河川の掘削に対しては流域の住民から要望が多かったものの、なかなか進まず放置されていたように感じました。今になって河川の掘削が増加している背景と県の今後の取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 河川掘削については、家屋浸水のおそれのある箇所など、緊急性の高いところから順次、県単独事業で実施しておりました。

このような中、近年、全国各地で頻発する甚大な災害を受け、国において、平成30年度以降、国土強靱化3か年緊急対策や緊急浚渫推進事業が創設され、県では、これらの事業を活用し、河川掘削に積極的に取り組んでいるところであります。

さらに、引き続き5か年加速化対策により、令和7年度までの5年間で、52河川、約200万立方メートルの掘削を予定しております。

今後とも、定期的な河川巡視等の情報を基に、対策が必要な箇所を把握し、河川掘削に取り組むとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。

○西村 賢議員 次に、関連して河川の汚濁と水質に触れてまいります。

日向入郷地域を流れる耳川では、九電の2つのダムで通砂工事が完了し、平成29年度から通砂が行われています。

下流域に当たる日向市民からは、「通砂によって下流域に河川の濁水は見られないのか」との問合せがありましたが、その状況について県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 耳川では、九州電力において、治水、利水、河川環境改善を図ることを目的として、台風などの大規模な出

水時に、ダムに流れ込む土砂を下流に流す「ダム通砂運用」を平成29年から実施しております。

通砂運用の開始に当たっては、九州電力では、事前の濁水防止対策として、濁りの原因となる土砂の除去工事などを実施済みであります。

また、通砂後には耳川の状況を把握するための調査を実施しており、産学官で組織された委員会では、毎年その結果を評価しているところであります。

昨年開催された委員会では、平成29年以前の通砂運用前に比べ、ダム下流域の濁水状況に顕著な変化は見られないと評価されております。

今後とも、九州電力や地域の方々などと連携し、耳川の適切な管理に努めてまいります。

**○西村 賢議員** また、市民からは、「ダム通砂運用に限らず、流域の山林伐採が進み、山腹の新陳代謝が進む中、表土の河川への流れ込みから、水質の変化があるのではないか」という声も上がっています。

県は定期的に水質検査を行っているとお聞きしておりますが、耳川の水質の状況について、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 県では、水質汚濁防止法に基づきまして、県内の河川や海域などの水質の監視を行っており、耳川につきましては、毎年、美々津橋や坪谷川合流後など6か所で、年4回から12回の調査を行っております。

調査結果につきましては、河川水質の代表的な指標であります生物化学的酸素要求量、いわゆるBODにつきまして、昭和52年度の測定開始以来、環境基準を達成しており、良好な水質を保っております。

**○西村 賢議員** 良好な水質を保っているということで、安心いたしました。

それにしても、やはり市民の方々の不安というものはありますので、しっかりとそういったデータを公表していくとともに、地域の沿川住民に対しても、安心につながる発表をしていただきたいと思っております。

次に移ります。コンクリート舗装の普及について伺います。

現在でも、トンネルや港湾工事などでコンクリート舗装は多く使われ、この近くでは高岡町花見地区の国道10号で施工されています。アスファルトより強度が高く、長寿命化が可能な反面、初期コストが高いデメリットもありますが、長期的な視点で考えると、コンクリート舗装のメリットは大きいと考えられております。

こう私が話しても説得力がありませんが、宮崎大学名誉教授の中澤先生の記事によりますと、コンクリート舗装はライフサイクルコスト——初期コストと維持管理コストを足したものであります——に優れ、初期コストはアスファルトに比べ20%割高であります。耐用年数までの総費用は、逆に20%安価であり、耐久性が極めて高く、多くの一般国道で40年以上、最大で70年程度供用されている箇所もあるとのことでした。

また、転がり摩擦係数が比較して小さいため、大型車の燃費向上や、光の反射率が高く道路照明の電力削減に効果があり、また、路面温度が10度程度低減するなど、ヒートアイランド対策など環境負荷低減にもつながるとのことです。

現在では様々な施工法が確立され、雨水透水対策や吸音対策も可能となっており、また、コンクリート廃材やごみ焼却灰、下水汚泥の活用

も可能であるなど多くのメリットが紹介されておりました。

道路によっては、アスファルト舗装のほうが適している箇所もあると思いますが、県内の国県道でのコンクリート舗装実績は、延長ベースで約2.4%と、あまりにも差があり過ぎます。

コンクリート舗装の普及は、将来の公共事業の道路維持費用の低減にもつながっていくと思いますが、このコンクリート舗装の活用について、県の考えを伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** コンクリート舗装につきましては、アスファルト舗装に比べ、一般的に工事費が高く、車両走行時の騒音や振動などの課題があるものの、耐用年数が長いことから、主に補修時の交通規制の影響が大きいトンネル区間で採用しているところであります。

しかしながら、騒音や振動が抑えられる工法などが開発されており、昨年度、試験的に都城志布志道路の一部区間において施工したところであります。

議員御指摘のような様々なメリットも考えられますことから、新たな技術開発の動向を注視しながら、今後とも、現地の条件、経済性、施工性を総合的に判断した上で、コンクリート舗装の活用に取り組んでまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 新しい施工法や材料などを活用し公共事業に取り入れることで、県内建設業の成長にもつながってくると思いますし、ぜひ、環境負荷の低減や将来的なコスト削減にもつなげていただきたいと思います。

次に、細島港周辺道路について質問いたします。

世界的なゼロカーボンの流れの中、物流にお

いては改めて海運が成長していくと考えられ、港湾の活用は今後の本県の発展にとって重要であります。

細島港周辺の工業用地は、この数年、企業立地が進み、用地不足から、さらなる工業用地の確保が重要な課題となっております。このことは、何度も過去質問してきましたので、今回は割愛いたしますが、この地域の企業進出に伴い、交通量が増え、特に朝夕は周辺道路の渋滞が目立つようになってきております。

細島工業地区を横断する県道日知屋財光寺線は、過去の質問で4車線化に対応できると聞いております。

また、この地域の西側の入り口に当たる新開交差点では、特に渋滞が発生します。ここは、10号線方面から左折信号の設置で随分とスムーズになりましたが、今はさらに交通量が増えており、渋滞解消には対応できておりません。

この交差点の改良ができないかを含め、渋滞対策について県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県道日知屋財光寺線、新開橋付近の渋滞対策につきましては、これまで、新開橋交差点において、細島港側の右折レーンの延長、国道10号側からの左折レーン設置、信号機の矢印表示追加及び表示時間の見直しを実施しており、渋滞緩和に一定の効果が見られたところであります。

今後、細島港の整備に伴う貨物量の増加や、国道10号財光寺地区の4車線化などにより、交通量が増えることが予想されます。

県としましては、周辺道路の整備状況や交通量を注視しながら、引き続き関係機関と連携して、日知屋財光寺線の4車線化の必要性を含め、交通の円滑化について検討してまいりたい



と考えております。

○西村 賢議員 最後に、国道327号永田バイパス整備について質問いたします。

細島港へのアクセス向上のため、国道327号永田バイパスの早期開通を望む声が多くあります。特に木材需要の高まりから、この道路整備は急ぐ必要がありますが、現在では線形の悪い日向市塩見地区から東郷町周辺までを運転すると、私でも大型車とすれ違う際には脅威もあり、より注意して運転するようにしています。

この区間を大型車が迂回できれば、沿線や地域住民にとっても随分と気が楽になるでしょうし、バイパスが完成すれば、大型車の安全運行にも大きく寄与します。

永田バイパスの工事の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(西田員敏君) 国道327号永田バイパスにつきましては、東九州自動車道や重要港湾細島港へのアクセス性の向上を図るため、平成27年度より、日向インターチェンジと日向市永田地区を結ぶ約3キロメートル区間の整備に取り組んでおります。

これまで、日向インターチェンジ側から整備を進めてきており、昨年度、秋留地区の市道交差点までの約0.3キロメートルを供用したところであります。

今年度は、木ノ谷川に架かる秋津橋の整備や改良工事を進め、来年度中に、広域農道付近までの約1.1キロメートルを供用する予定です。

今後とも、必要な予算の確保に努め、永田バイパスの早期完成に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○西村 賢議員 少しでも早い整備を、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

す。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時42分休憩

---

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い一般質問を行います。

毎日報道されるコロナ感染者数に、いつしか習慣的と思えるほど反応しながら、ウイズコロナの生活は続いています。

我が国のコロナ対策において、感染症と連動した経済活動のガイドラインが出せず、予想以上に国に対応力のないことが表面化したことは、とても残念です。閉塞感のあるウイズコロナの生活は、まだまだ続いていくことになりそうです。

日本において、コロナが「パラダイムシフト」に至るのか議論となるところですが、実感としては、デジタル化へのスピードが格段に上がりました。

そんな中で、ワクチン接種が進むことを期待しつつ、本県の県民の価値観や生活スタイル、企業の経済活動等の在り方が大きく変わるポストコロナの時代における、県民生活や経済活動等を継続・発展させていくための施策への議論を積み重ねていくことが大変重要だと考えます。

本県では、ポストコロナ時代における本県の在り方調査事業を進めています。ポストコロナ時代の在り方を考える際のポイントと、本県の

強み、課題は、1、デジタル化の急加速、2、地方への関心の高まり、3、地域循環、生活・命に着目した産業へ、4、身近なコミュニティーへの注目、この4つの視点で整理していくこととしています。

ここから見えてくる課題解決は、県民に明らかにしつつ具体的に取り組んでいく必要があり、ウイズコロナの生活の中で生き、ポストコロナ時代での時代に即した宮崎県が築いていくことと期待をしています。

まず知事へ、宮崎県の未来を紡ぎ、また、戸惑いながらもコロナ禍を経験し、育っていく子供たちへの思いをお伺いいたします。

また、これから宮崎の学校教育で、どのような子供たちを育てていこうとされているのか、教育長へ伺います。

残りの質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、学習活動のみならず、部活動や学校行事の制限など、子供たちの学校生活にも大きな影響を与えました。

そのような中、県高校総体が2年ぶりに開催され、躍動する高校生の懸命な姿を見て、宮崎の子供たちのたくましさや力強さに、感動を覚えたところでもあります。スポーツの力でもあり、また、若い躍動する姿が県民全体に元気を与えてくれることを、改めて強く感じたところでもあります。

このような、可能性に満ちあふれた宮崎の子供たちも、今回、我々がコロナ禍で経験した、予測が困難で変化の激しい社会に立ち向かっていく必要があります。

そのため、子供たちには、答えのない課題にもしっかりと向かい合い、よりよい宮崎や世界を創造できる人財、そして何より、宮崎で生まれ育ったことや、宮崎のすばらしさを誇りに思い、愛するふるさとに貢献できる人財に育ってほしいと願っております。

そのためにも、宮崎のあらゆる分野の力を結集して、このような未来を担う若い世代の育成に全力で取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○教育長(黒木淳一郎君) [登壇] お答えします。

私は、これまでの教員生活におきまして、子供の可能性は無限であるということ、多くの子供たちから学びました。

こうした経験から、一人一人の子供たちに、自分の可能性を信じることや、新しい自分に挑戦することの大切さを訴えてきました。また、そうした挑戦する経験の中で、失敗することの大切さや、そこから立ち上がることの貴さも、繰り返し伝えてきたつもりであります。

これらを踏まえ、これからの予測の困難な時代を生きる子供たちには、強い意志と行動力を身につけ、新しい世界に果敢に挑戦できる、そういう人財に育ってほしいと願っております。

今後とも、私自身、学校へも足を運び、様々な声に耳を傾けながら、現場と一体となって本県教育の推進に邁進してまいります。以上であります。[降壇]

○井上紀代子議員 御答弁ありがとうございます。

教育長から、御自分の経験を通して答弁をいただきましたが、今後の本県教育を進めるに当たり、教育のありさまが変化している現在、教員に何を求めるのか、お伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 社会状況や価値観が大きく変化する中ではありますが、教員には、「今と自分」に意識の向かいがちな子供たちに、「未来と社会」を見せていくことが、いつの時代も変わらない大きな使命であると考えております。

この大切な使命を果たすため、教職員の資質向上に関するプランに示す教師像を目指すことはもちろんであります。別の言い方をしますと、子供たちの目標、憧れの存在になることであると思っております。

そして、教員には、子供たちの無限の可能性に期待を寄せ、新しい世界に果敢に挑戦できる人財へと育て上げてほしいと願っております。

○井上紀代子議員 続けて、県内市町村立の小中学校及び県立学校におけるGIGAスクール構想の進捗状況について、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県のGIGAスクール構想に関する現時点での進捗状況であります。まず、市町村立学校では、21の自治体が、校内ネットワーク及び「児童生徒1人1台端末」の整備を完了しており、残りの5つの自治体でも、本年9月までには整備を完了する予定となっております。

次に、県立学校では、3人に1台程度の生徒用端末や校内ネットワークの整備が完了し、加えて、より効果的で魅力ある授業を提供するために、普通教室への壁かけプロジェクター等の整備を重点的に行ったところであります。

また、ICT教育を組織的・計画的に推進するために、管理職を中心とした校内の推進体制の整備を、現在進めているところであります。

○井上紀代子議員 続けて、今後のICT活用

における教員の人材育成と環境整備について、お伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） ICT機器の急速な整備に伴い、今後は、これらの機器を効果的に活用できる教員の人材育成が急務であると思っております。

そのため、県教育委員会では、全ての県立学校にICT教育を推進するリーダーを配置し、教育委員会の指導主事と共に研修会を行うなど、まずは中核となる教員の育成を行うこととしております。その後、全ての教員に対しても、指導主事による支援訪問や研修会を通して、ICT活用の能力の向上を図ってまいります。

また、全ての県立学校に、教員が授業で使用する端末の追加整備や、ICT機器を備えた「教育の情報化」の拠点となる専用会議室の整備を行うなど、各学校のICT環境の充実を図ってまいります。

こうした取組の充実のために、今議会に「教育の情報化」緊急対策事業をお願いしており、今後も、本県の全ての教員に、ICT機器を生かした授業設計の力が身につくよう、人材育成と環境整備に取り組んでまいります。

○井上紀代子議員 本県の教員のICT習熟度は低いという報道がありました。

知事からの答弁にありましたように、21世紀は「答えのない時代」と言われ、社会から求められる人材はがらっと変わりました。答えのない時代においては、教員にできることは「答えを見つける力の養成」であり、「生徒と一緒に答えを見つけること」だと言えます。

しかし、答えを見つけるといっても、正解があるわけではないので、具体的には、いろいろ答えを出し合って、議論しながら意見を集約

し、実行するものを選択するというプロセスをリードしていくリーダーシップ力が、これから教員に求められる重要なスキルだと私は考えています。

また、サイバーの世界では、教員1人に対する生徒数という固定概念はなくなりますから、教員は、進路指導だとか人生の相談相手だとか、児童生徒一人一人の個性を見極めて伸ばす役割も求められると思われます。

教員として、ICTだけでなく、子供から目を離さず、モチベーションが下がらない学校教育環境づくりこそ大切なのではないかと思います。ぜひ、御一考ください。

次に、私立学校におけるICT環境の整備にどう取り組んでいかれるのか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 私立学校におけるICT環境の整備につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、昨年度、国の補助事業の予算が大幅に増額されたところではありますが、一方で学校側にとっては、自己負担などの課題もありまして、短期間に整備を進めることは難しかったと伺っております。

私立学校は、調理や看護など、現場での実践的な技術を身につける学科が多いという特性もありますが、ICTが最大限、有効に活用されることは、一人一人の適性或学習の進捗に応じた学びを実現する上で大変重要であると認識しております。

県といたしましては、本年度、地方創生臨時交付金を活用し、県独自の支援を行いますとともに、学校にもICT環境整備の重要性を十分に理解してもらえよう、効果的な活用事例の情報も提供しながら、積極的に後押ししてまいります。

**○井上紀代子議員** 私立学校に通っている子供たちも、我が宮崎県の子供たちなんですよ。そしてまた、他県からお見えになっている人たちもいらっしゃるんですよ。

公立高校でいったら一律のことができるんですけども、私立の学校となりますと、その経営者の方の経営理念といいますか、経営の状況にも非常に大きな影響を与えるということになりますよね。

できるだけ、宮崎県の子供たち、そしてまた県外からお見えになっている子供たちにも、本当に公平なというか、教育の機会という意味でいう公平さが浸透できるように、経営者の皆さんとも積極的に話をさせていただくようお願いしておきたいと思います。

また、ICTの問題からいえば、本当に機器を文房具のように使いこなせるということが大変重要ですので、ぜひ、そのことを頭に入れた上で、先生方も対応していただくことをお願いしておきたいと思います。

また、大変問題になるかも分からない、一人一人の教育的な、経済的な教育環境といいますか、それにはすごい差があります。また、習熟度についても、それぞれ子供たちによっては差が出てくるというふうに思います。

一人も取り残さないという決意の下で、追加学習の必要性が大変大きいと考えますが、その体制は取れるもののでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 児童生徒を取り巻く環境が多様化する中であっても、誰一人取り残さない教育を徹底することは大変重要であると認識しております。

その実現に向けて、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた教育を進めるとともに、

様々な事情を抱える児童生徒にも、これまで以上に寄り添った指導を行うことが重要であります。

そのような学習者主体の教育の実現のためにも、県教育委員会では、現在整備を進めておりますICTも活用し、多様な教育の機会を学校内外において提供できるようにするとともに、教員とは異なる知見を持つ専門スタッフを配置するなど、体制整備に向けた取組を進めているところであります。

**○井上紀代子議員** ICTの活用できるようなサイバーの世界の中では、本当に貧富の差も何もないので、そこで、子供によっては、そこから違うものを生み出すことができ、今の経済状況から転換して新たな世界をつくり出すこともできますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そういう意味で、次の質問なんですが、リカレント教育の必要性について、教育長の見解をお伺ひいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 人生100年時代を迎え、誰もが幾つになっても学び直し、様々な可能性に挑戦し活躍できる、そんな社会が実現するためにも、リカレント教育の推進は大変重要であると認識しております。

そのため、学校教育におきましては、社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる資質や能力を育むことに加え、地域が抱える問題を、学校と地域が協働し、解決していく学びにも取り組んでいるところであります。

今後、より一層変化していく社会を子供たちがたくましく生きていくために、また、必要なときに必要なことを学ぶ力を身につけていくためにも、リカレント教育の必要性を伝えてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ぜひ、商工観光労働部にも支援をしていただきたいと思います。リカレント教育を支援する教育訓練給付金制度というのは、国がつくっているんですけども、大変有効な制度だというふうに私は思います。

雇用保険に加入している在職者、加入していた離職者が教育訓練を受ける際に、費用の一部が支給されるという、これは物すごく有効な内容なんですね。学校で、そういうことがあるということも含めて、1回就職したら、そこで最後なんだというような就職の仕方ではなくて、就職しているけれども、そこで働いているけれども、ステップアップのための勉強がしっかりとできると。それを国が保障しているということになりますので、ぜひこのことを、子供たちが就職するときにも、進路相談の先生方も、きちんと子供たちに伝えていただきたいと思います。

もちろん、県庁の職員の方だって、リカレントという意味では、教育訓練給付金制度というのは使えるわけですので、ぜひこういうのをしっかりと活用していただきたいと思いますところなんです。

それでは次に、学校における性に関する指導において、ジェンダー平等や性の多様性や人権等についても包括的に取り扱うことが必要だと考えます。いわゆる包括的性教育に今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長にお尋ねいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 学校における性に関する指導につきましては、学習指導要領に基づき、異性への理解と尊重などを、発達段階に応じて計画的に行っているところであります。

しかしながら、ジェンダーへの理解や性暴力

などの現代社会における課題等を踏まえますと、性に関する内容を包括的に取り扱うことも、大切な視点だと考えております。

今後とも、児童生徒の実態等に応じて、学校の教育活動の様々な場面で、効果的で柔軟な性に関する指導が行われるよう、研修の充実を図り、教員の意識を高めるとともに、指導力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 子供たちの実態は、教員の方たちが把握するまでもなく、もっと先に進んでいるわけです。

このとおり、教育長の見解というのを伺いましたが、もっと実態が進んでいるなら、それに対応できるようにしないと、やっぱり妊娠をしないこと、避妊するということが教えないといけないという実態に来ていることは事実なんですね。もしかして、せっかく恵まれた子供をどこかで、いろんなところで、自分の力で殺さなければいけないようなことというのはさせてはいけないと思うんですね。

ですから、ジェンダー教育、人権教育、それと包括的にやっぱり性教育というのをしっかりしていくというのは、余った時間を使うなどというようなことでは、決して徹底できないということを、ぜひ分かっていただきたいなと思っております。ぜひ、よろしく願いしておきます。

次に、私、これは大変大変、強く申し上げたいところなんです、主権者教育について、これまでの取組を踏まえて、今後どのように進めていかれるのか。18歳でせっかくみんなが選挙権を持つようになって、そして、きちんと選択できるということ、政治に参加できるというチャンスを提供したにもかかわらず、18歳、19歳の投票率は大変低いという残念な状況

になっています。

学校側としての主権者教育はどのように進めていかれるのか、お伺いしたいと思います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 主権者教育につきましては、これまでも各学校で、社会科や公民科の学習に加え、生徒総会や模擬投票をはじめ、主権者意識を高める学習活動等に積極的に取り組んできたところであります。

今後とも、県教育委員会といたしましては、児童生徒に主権者としての意識や政治への関心を高めるため、社会の様々な課題や、校則などの身近な問題を自分事として捉え、考え、議論する中で、自ら判断し、行動していく、そういうことができるような教育活動を推進してまいりたいと考えております。

現在行っております、県選挙管理委員会や関係機関と連携した取組につきましても、さらに充実させていきたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 教育に関して、るるお答えいただきましたが、世界が、社会が変わろうとしているときに、日本の子供たちの置かれている新世代の人材育成のための教育改革は大変遅れているのではないだろうか、私は思っております。教育システムをゼロベースでつくり直さなくてはならないのではないのかと思っております。

高校までを義務教育の期間として、偏差値教育というのをやめて、社会的責任を果たせる成人を育てるために、英語教育、それからSTEAM教育、リーダーシップ教育、考える教育等々に力を注ぐ期間に。大学は「稼ぐ力」を養っていく、インテリジェンスよりも自分の考えをロジカルに伝えることのできる人材を育てると決める。家庭は「お金」よりも、たっぷりと「時間」をかけて育てていけるほうが望まし

いと私は考えています。

また、地方自治体に対して、地域ごとの事情に即した教育内容を実施する権限を、ぜひ与えてほしいなと思っているところです。

国はちゅうちょせず、21世紀に活躍する人材を育成するための教育システムの改革に、ぜひ取り組むべきだと、私はそういう意見を持っているところです。

続けて、主権者教育に関して、選挙管理委員長に3点お伺いしたいと思います。

今回、宮崎の選挙管理委員会は、「若者の政治意識アンケート」を取られて、私はその内容をつぶさに見せていただきましたが、大変感動もしましたし、そして、これをどうにかして生かしていける方法はないのかということを考えて、それをちょこちょこ見せていただいているところなんですけど、まず、「若者の政治意識アンケート」の結果をどのように見ていらっしゃるのか、お伺いいたします。

**○選挙管理委員長（茂 雄二君）** 県内在住の15歳から39歳までを対象に県独自で行いましたアンケートでは、時事問題への関心について、全体の8割が「関心がある」または「少しある」、また、これまであまり投票していない人のうち6割以上が、「条件が整えば投票する」と回答しており、一定の手応えを感じているところです。

また、分析の結果、時事問題に関心がある層は、日頃から様々な機会を通じて情報を入手している一方で、関心があまりない層は、情報収集に積極的ではないことが伺えまして、この関心があまりない層にいかにかアプローチしていくか、この点がなかなか難しいところではありますが、若者の政治意識の向上に向けての大きな課題だと感じたところでもあります。

県選挙管理委員会といたしましては、今回のアンケート結果を今後の施策につなげていくとともに、主権者教育の参考等に活用していただくため、県立高校の研修会等におきまして情報共有を行っているところであり、今後も有効に活用していきたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 学校には、県立学校——高校ですけれども——この主権者教育を主たる役割として持っていらっしゃるリーダーの先生がお一人ずつ、約60名近くいらっしゃるんですけども、その先生方は各学校に1人ですので、そのお一人の先生がどうやってこの主権者教育をきちんと伝えるかというのは、大変難しいと思うんですね。ましてや、偏差値教育がまだ続いている宮崎県において、その時間を持ってもらえるというのは大変難しいことだと、私は思っています。

ですから、高校における主権者教育をされている先生方との連携、そしてまた、その先生方の悩みもあるでしょうし、ある意味、それを一緒に生かしていけるようなことを、県選管としてはどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

**○選挙管理委員長（茂 雄二君）** 県選挙管理委員会では、選挙権年齢の引下げに伴いまして、平成27年度に、県教育委員会や県私学振興会等と協定を結び、主権者育成のための協力・連携を行うことといたしております。

具体的には、県・市町村の選挙管理委員会が学校等に出向き、選挙の出前授業や教職員への研修等を通じて、選挙の重要性について理解を深める取組を行っております。

また、県選挙管理委員会が行います啓発事業につきましても、協定に基づき、参加年齢を高校生まで引き下げて、各高校等からの参加を

募っており、政治や選挙を学ぶ連続講座「ボーターズ・ゼミ」では、大学教授や報道関係者、弁護士等を講師に招きまして、高校の授業では体験できないような学びの提供にも努めているところです。

県選挙管理委員会といたしましては、引き続き、教育委員会や各高校等との連携を図り、若者の政治意識の向上について取り組んでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 大変積極的な答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いしておきたいと思っております。

そして、やっぱり家庭の中でも選挙のことについて話をするとか、そういうこともとても大事なんです、小中学校向けの取組について、お伺いしておきたいと思っております。

**○選挙管理委員長（茂 雄二君）** 小中学校におきましては、市町村の選挙管理委員会が中心となって出前授業等に取り組んでおりまして、例えば川南町では、給食メニューの模擬投票など、小学生が楽しみながら選挙を学ぶ取組を行っております。

また、県選挙管理委員会が行います「明るい選挙啓発ポスター・書道作品コンクール」におきましては、小学生から高校生までもを対象に作品を募集し、制作を通じて、選挙についての関心を高めることを取組の狙いといたしております。

小学校など早い段階から、政治や選挙を身近なものとして考える機会を提供することは、主権者教育への第一歩として非常に重要と考えておりますので、引き続き、市町村選挙管理委員会や関係団体と連携しながら、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ぜひ、市町村の選挙管理委

員会共々、そして学校教育の現場、いわゆる何かを選ぶということは、自己確立していく第一歩だと思うんです。自分が何かを選び取っていくというのは、物すごく大きな自己確立の行動だと思います。ぜひ、小中学生に向けても積極的に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いしておきたいと思っております。

それでは次に、農政問題についてお伺いいたします。

最近よく耳にします「プラネタリー・バウンダリー」は、言葉どおり「地球の限界」という意味で、この地球で私たちが暮らしていくために必要な9つの環境要因の限界が示されているものです。

一体、何がこの美しい地球の限界を超えているのかといいますと、「気候変動」「生物多様性の喪失」「開発による土地利用の変化」「窒素とリンの循環」の4つについては、既に人間が安全に活動できる限界を超えてしまっているとのことです。

このような動きを踏まえて、国ではみどりの食料システム戦略が、県では新しい農業・農村長期計画が今年度よりスタートしており、前回の議会でも、SDGsの目標達成に向けてしっかりと取組を進めていくという御答弁をいただいております。

新しい長期計画では、本県の農業・農村を次の世代に承継するため、産地を支える経営体を「みやざき型家族農業」と位置づけ、これらの経営体を核とした生産基盤の強化に取り組むとされています。

その上で、農政水産部では、この4月に組織の見直しが行われています。新しい長期計画を実現していく上で必要な布陣を整えたものと思っております。



そこで、県は新しい長期計画の実現に向け、どのような視点に着目した組織改革を行ったのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 第八次長期計画では、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現に向け、1つ目の視点として、多様な人材確保と地域農業の調整機能の強化による「人材の育成と支援体制の構築」、2つ目の視点として、生産から流通・販売を連動させる「みやざきアグリフードチェーン」の実現、3つ目の視点として、農村の活性化と持続的な農山村づくりによる「力強い農業・農村の実現」を掲げております。

この3つの視点に関する施策を迅速かつ的確に展開するため、このたびの組織改正では、担い手や多様な人材の確保・育成対策を強化するとともに、農地集積等を一体的に推進するため、「農業担い手対策課」を、輸出・流通及び販売対策を強化し、持続可能で効率的な物流体制の構築等を推進するため、「農業流通ブランド課」を、試験研究と普及の連携を強化し、スマート農業技術等の開発・普及を加速化するため、「農業普及技術課」を設置したところであります。

**○井上紀代子議員** この組織改編には大変私は興味を持っておりまして、丁寧に見せていただきました。

昨年実施された2020年農林業センサスでは、九州の若手農業者比率は増加に転じており、本県の基幹的農業従事者の平均年齢は65.9歳と、5年前の65.5歳より0.4歳上がったものの、50歳未満の農業者の割合は14%と、5年前より0.7%増えています。

この数字は、農業者の総数が大きく減っている影響もありますので、単純に評価できるもの

ではありませんが、担い手確保に対する県や市町村、JA等関係団体の地道な取組の結果が反映されたものと評価しています。

さて、この本県農業を支えている担い手ですが、4万1,000人から3万1,000人と、5年間で1万人、1年に2,000人の割合で減少しているという、まさに危機的な状況にあります。

これから先、全国第5位の食料生産県である宮崎県の産地をどう維持し発展させていくのか、まさに第八次長期計画は本県農業の存亡をかけた10年間になると言っても過言ではありません。

先人が営々とつくり上げてきたこのすばらしいブランド産地を次の世代に承継していくために、これまでとは抜本的に視点を変えた対策が必要であることは自明であり、そのための今回の組織見直しであったのだらうと、私は考えています。

そこで、本県のブランド産地を存続し、承継するための対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 本県のブランド農産物の産地においては、これまで70の産地において、生産者が主体となり、将来目標と具体的取組を明らかにする産地ビジョンづくりに取り組んできたところでございます。

この取組により、産地の将来像を生産者が確認したことで、課題解決や目標達成に向け、生産者自らが就農を目指す研修生を受け入れるなど、自発的な活動が見られるようになってきております。

しかしながら、産地においては、農地や施設の遊休化とその承継をはじめ、労働力の不足など、個々の産地だけでは解決が難しい問題も多く抱えているところであります。

このため、県といたしましては、第八次長期計画の重点施策として、新規就農者等が求める地域内の情報を共有し、調整を行う産地サポート体制づくりを掲げ、経営資源の円滑な承継や労働力調整の仕組みづくりなどに、関係機関一体となって取り組んでまいります。

**○井上紀代子議員** 大きく減少しているのは農家だけではありません。本格的な人口減少社会においては、例えば宮崎市では、この10年間で0.9%しか減少していないのに対し、西都市や日南市では、11%もの人口が減少しています。このような農村部での人口減少は、農業経営に必要な雇用の確保にも大きな影響を及ぼしており、現実の農家経営では、経営の柱である施設園芸や肉用牛を切り盛りする労力すら確保できない中で、先祖伝来の水田や畑を維持する余力はほとんどない状況にあります。

このため、まだ田畑に出られる高齢者が何とか日常の田・畑の管理を行い、何とか農村の居住環境を守っている、プラネタリー・バウンダリーならぬ、ルーラル・バウンダリーは、本県が直面している真の危機と言えるのではないのでしょうか。

この危機を打開していくためには、U I Jターンを加速させ、農村集落に新しい人材が集まる仕組みを強化していく必要があると思います。

そこで、新規就農者の確保に向けたこれまでの対策と今後の対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 新規就農者につきましては、「宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンター」を拠点とした就農相談会等の定期的な開催や、県内13か所の就農トレーニング施設における研修の実施などにより、県内外から

の確保に努めているところであります。

また、今後は、コロナ禍における田園回帰志向の高まりや、本県への就農相談の増加を追い風として、温暖多照な気象条件等に育まれたピーマンやマンゴーなど、本県農業の魅力を積極的に発信することなどにより、多様な人材を幅広く確保してまいります。

県としましては、引き続き、関係機関・団体と連携して、相談から就農・定着まで、切れ目ない支援を行い、本県農業の将来を担う人材の確保・育成に取り組んでまいります。

**○井上紀代子議員** 県やJ Aの就農に向けた研修施設が取り扱う品目は、当然のことながら、収入が安定し初期投資を回収できる施設キュウリやトマト、イチゴ、肉用牛繁殖といった品目となっています。

しかしながら、これら研修施設において取り扱っていない花卉や果樹等についても、産地を守っていくためには、研修品目と同様に何らかの支援体制を確立しておく必要があると思います。

そこで、花卉や果樹で新規参入を希望する若者への技術研修支援や、離農する農業者からの事業承継支援対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 御指摘のとおり花卉や果樹では、品目の特性や産地の状況から、就農前に研修可能なトレーニング施設を設置・運営することが困難な状況がございます。

このため、花卉や果樹の技術研修につきましては、先進農家や農業法人等での短期・長期研修による支援体制の構築等に取り組んでおり、昨年度の研修者数は31名となっております。

また、事業承継につきましては、中古ハウスの移転に伴う改修費等を支援するとともに、特

に果樹では、キンカンの木など樹体の資産評価が必要となりますことから、昨年度、その手法等をまとめたマニュアルを作成し、市町村やJA等の関係機関・団体に配布したところです。

県としましては、引き続き、関係機関・団体と連携し、ブランド品目としても重要な花卉や果樹産地の維持・発展に向けた新規就農者の確保に取り組んでまいります。

**○井上紀代子議員** さて、国は、農村集落の将来プランである「人・農地プラン」に、新たに「半農半X」、いわゆる週末農業の兼業農家も担い手として位置づけるとしています。基幹的農業者だけでは農村集落を維持していけない現状では、集落の構成員をいかに多様化していくかが鍵となるのではないのでしょうか。

多様な人材を農村に集めるためには、みやざき農業の魅力の多様性をしっかりと伝えていく必要があります。

この意味で、本県には綾町というよい先例があります。照葉樹林のまちという自然豊かなイメージを有機栽培と組み合わせることで、見事に安全・安心・健康のまち「綾」というブランドを確立し、県外からの移住者を迎え入れてきました。

小林市においても、かつて私たちの仲間であった市長が、瞑想・ヨガの愛好家と小林の食や薬草を結ぶ取組で、小林ファンを獲得しています。

本県の1次産業には、マンゴーや宮崎牛、美々鰯といったみやざき産品以外にも、新しいブランド候補となるカキの養殖やカツオカレー・バニラ・スパイスの生産等、新たなチャレンジが始まっています。

本県の宝・強みである食資源を生かした新しい商品づくりに取り組む人たちの取組を、県は

どのように支援していくのか、農政水産部長にお尋ねします。

**○農政水産部長(牛谷良夫君)** 議員御指摘のとおり、農漁業者による商品開発をスムーズに進めるためには、多様な業種の方々とのさらなる連携強化による新しい視点を取り込んだ商品づくりが重要であると考えております。

このため、今議会をお願いしております「ポストコロナ食農連携プロジェクト推進事業」により、農漁業者や加工販売業者、観光業者など、多様な食の関係者が知識・技術・人材など、それぞれの強みを出し合いながら、ポストコロナの消費ニーズに対応した新商品や新サービスの開発に挑戦する取組を支援したいと考えております。

県としましては、今後とも、このような支援を通じて、本県の食資源を活用した新商品・新ビジネスの創出に取り組んでまいります。

**○井上紀代子議員** 今、御紹介しましたカキは、これまで県庁の職員として頑張っていた人が、実際に外浦の海でバケット式のカキ養殖を始めたという、これは例ですよ。

もう一つのカツオカレーというのは、私の友人なんですけど、外浦で捕れた本当にぴちぴちのカツオでカレーを——もうスパイスだらけのカツオカレーなんですけど——実際、作ってすぐ大きい鍋に入れて外浦漁協に持って行って、漁師のおじいちゃんたちにも食べていただきました。最初はそのスパイスの辛さに涙をためておられましたけど、後はすごく癖になるカツオカレーというか、1回食べたら、またちょっと食べてみたくなるという、免疫力アップのカツオカレーなものですから、これにみんな大変喜んでくださって、いよいよ販売に入ります。

外浦のことを、ポルトガル語でT e n o r a

(テノーラ) と言うらしいんですよ。Tenoraカツオカレーというふうに命名して、これを売り出します。

本人は最初は名誉だけが欲しいと言っていましたけど、最近は10円でも欲しいとか言い出しておりますので、どうするか、これから非常に楽しみなんですけど、このカツオで作ったピクルスがまたおいしいんですよ。これも商品化していきたいなと。

カツオって、私、魚のレシピ本を全部調べてみましたけど、カツオのレシピはないんですよ。いわゆるわらで焼いたりする、あんなのぐらいしかなくて、カツオのこのカレーと、もしカツオのピクルスが完全に出来上がれば、本当に新たな魚の大きなレシピになっていくのではないかと。水産庁の方は、これを送りましたらすごく喜んで、すぐ水産庁のレシピには載せていただきました。

第3号ぐらいでしたかね、それに載っていますので、ぜひ見ていただきたいなと思っています。

みんながその知恵を集めると、意外や意外、宮崎の食をどうアレンジするかなんですよ。そして、小林に来られている瞑想家の方は、自分で詩をつくっていて、その詩をすごくいい値段で売っています。個数がそろわないということで、逆にその販売をストップするというような状況になっています。

だから、本当に欲しいと言っている人たちの気持ちと、売る商品とがマッチすれば、絶対に大丈夫なのではないかなと。ここに力も入れていますので、ぜひよろしくをお願いします。

次に、農村に多様な人材を集めるためには、産業振興施策だけでなく、市町村と連携して取り組む移住施策は重要です。

今般の新型コロナの蔓延により、3密を避けられない都市部から地方への移住が加速しているという報道がなされています。県においても、移住支援金制度や空き家情報の提供など様々な支援策が講じられていますが、いただきましたデータによりますと、令和2年度に移住された方の実績は、755世帯1,326人で、前年度比197世帯353人増となっています。移住前居住地の上位は、関東で280世帯、九州・沖縄が214世帯で、近畿が136世帯で占められています。地方回帰の動きとともに、県や市町村の努力が数字にしっかりと表れているのは、とてもうれしい結果です。

そこで、農村部へ県の移住支援策で移住された方々の動向について、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 本県の農村部への移住者には、就農目的以外にも、農山村での生活を目的に移住される方や、市町村の業務に携わる地域おこし協力隊員などがおられます。

この中には、ドローンを利用した農薬散布等を行う会社を起業された方や、地域おこし協力隊の任期終了後に食品製造販売の会社を立ち上げたケース、日向備長炭の製造販売に取り組まれている方など、それぞれ特色ある事業に取り組んでいる方々がいらっしゃいます。

このような移住者の事業活動は、本県の農村地域の活性化に大いに寄与するものと考えておりますので、今後とも、地方回帰の流れをしっかりと捉え、さらなる移住促進に努めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 次に、鹿児島県の霧島市なんですけど、ここは九州でも最も移住者の多い町として知られてきました。私の政務活動費

の、全部ではありませんけれども多くを使って、この霧島市を何度も何度も訪ねて、実際にそのお店にも行ったり、お話も聞かせていただきました。

条件としては、うちとそうは変わらないんですけども、なぜ霧島市が多いのかなということ話を話したところ、これまでの意見交換の漠然とした印象ではございますけれども、霧島市では、民間主導のリノベーションまちづくりが具体的に進められていて、結果として街のイメージが、何となく軽井沢のイメージと重なる、おしゃれな人が集まるような街に変化し、移住してきた方々の満足感が、行政を離れたところでSNS等で県外に発信されていると。

選ばれるためには、選ばれるような周到的ブランディングが大切で、移住までではなく、移住後の活動や生活の充実に向けた支援策の積み重ねが大切なのではないかと考えます。

移住先として本県が磨くべきブランディングのポイントをどのように捉えられているのか、総合政策部長にお尋ねいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 本県へ移住される理由といたしまして、全国に誇れるサーフィン環境などがありますけれども、農業産出額が全国5位である本県の農業も、移住希望者にアピールできる強みであると考えております。

そのため、今年度の当初予算「移住者受入環境整備・情報発信強化事業」におきましては、こうした本県の強みを生かし、例えば、リモートワークと農業の組合せによる「半農半IT」の生活や、サーフィンと農業の組合せなど、宮崎ならではの「新しい暮らし方」のパッケージ化を図り、移住専門誌等を通じて、全国に強力に発信することとしております。

県といたしましては、これらの取組を通じて、将来への移住につなげられるような積極的な取組を進めてまいります。

**○井上紀代子議員** まず、私の大好きな宮崎県は、光と風、美しい景観、スピリチュアルな趣、住んで暮らすには十分な交通網など、移住先として本県のポテンシャルはかなり高いと思っています。あとは移住後の職業選択の多様性など、本県での自己実現の可能性を支援する仕組みが大切なのではと思っています。また、県民を挙げて移住者を迎える機運の向上が必要なのではと思っております。

移住先として、本県の強みと弱み、その弱みを克服できるものなのか、また、強みを県民と共いかに高めていこうとされているのか、知事の思いをお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 新型コロナの感染拡大によりまして、特に大都市圏に生活するリスクや課題が顕在化したところでありまして、地方でのゆとりある暮らしや豊かな自然などに、人々の関心が高まっていると感じております。

こうした中で本県が、実際に移住も今増えているところでありまして、さらに移住先として選ばれるためには、本県ならではの魅力をさらに磨いて発信していく必要があると考えております。豊かな自然や食、恵まれたスポーツ環境などとともに、御指摘のように農業も大きな強みであると考えております。

本県の農業は、高い実力を持つ一方で、大消費地から遠いという距離のハンデを抱えておりますので、より付加価値を高めていく必要があるわけでありまして、近年、通販を利用した農産物の直接販売にチャレンジする新規就農者や、商社での勤務経験を有する人材が海外輸出を成功させた取組など、移住者の力が「新たな

風」を吹き込んだ、そういうよい事例も出てきているところでもあります。

午前中の山下議員の質問への答弁の中で、年間、今、新規就農者が約400人ある中で、その2割がUIJターンであるという御報告もしたところでもあります。東京での就農フェアなどを行ってありますが、宮崎の農業に対する関心は大変強いものがありまして、大いに可能性を実感しているところでもあります。

全国から多くの開拓者を受け入れてきた本県の歴史、そしてチャレンジしやすい環境は、本県の誇るべき特徴、また強みであると考えておりまして、こうした強みを生かしながら、さらなる移住者の受入れに努めてまいります。

**○井上紀代子議員** ぜひ、知事には、「日本のひなた」を売り込んで、売り込んで、売り込んでいただきたいと、強く願っているところです。

次に、ケアラー支援についてお伺いいたします。

本県は、今後75歳以上の後期高齢者の人口が増加、それに比例し介護が必要になる方、介護サービスの需要及びケアラーも増加することが見込まれています。

国勢調査でも明らかなように、単身世帯の増加や核家族化の進行により、家族構成も従来に比較して大きく変わり、ケアラーの介護負担の割合が大きくなっています。

また、高齢者だけでなく、障がい者、医療的ケア児、高次脳機能障がいの方など、ケアを受ける方の状況は多様であり、ケアラーの介護や看護に大きな負担がかかっている現状にあります。

とりわけ、家族による介護においては、「家族が介護するのは当たり前」といった根強い規

範意識を、介護する側、介護を受ける側、双方を含めて社会全体で持っているため、介護するほうが孤立し、悩みを声にしにくい環境があります。

また、ケアラーは大人とは限らず、18歳未満のヤングケアラーの存在が問題視されています。家庭環境や親の就労状況により、必然的に介護を行っている場合が多く、ケアラーとしての自覚がないまま、将来の大切な時間をケアに費やしている可能性があります。

まず、本県のケアラーの実態をどのように把握され、認識されているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 平成29年就業構造基本調査によりますと、県内の介護者は5万5,300人、そのうち就業者は2万9,500人です。また、家族の介護や看護を理由としました離職者は、年間1,200人となっております。

介護者の実態につきましては、介護される側である高齢者、障がい児・者、難病の方などにより、様々な状況があります。介護に伴う離職、それから長時間の介護による介護疲れやストレスの蓄積、また、自分の代わりに介護を担う人がいないことや、将来の見通しが持てないことへの不安などの問題を抱えておりますことから、介護者を身体的また精神的にサポートすることが重要だと認識しております。

**○井上紀代子議員** 続いて教育長に、ヤングケアラーの実態についてどう認識されているのか、また、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 昨年12月に国が実施した抽出調査によりますと、中学2年生の5.7%、高校2年生の4.1%が、いわゆるヤングケア

ラーとして報告されております。

現在、学校では、ヤングケアラーなど、児童生徒が家庭環境に不安を抱えている状況が見られた場合、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフや福祉部局の担当者等を加えたケース会議で対応を協議し、関係機関につなぐなど、家庭環境の改善を図るために、必要な支援を行っているところであります。

ヤングケアラーの問題につきましては、このように、福祉や介護など多岐にわたる支援が必要であると考えており、今後、実態の把握も含め、関係部局と連携しながら、取組の充実を図っていききたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 国の全国調査報告書でも明らかにされていますけれども、極端に成績が下がる、学校を休みがちだなど、生徒の側に具体的な変化がない限り、教師がヤングケアラーの実態をつかめない可能性があります。つまり、教師の側がヤングケアラーの視点を持って生徒の変化に気づくということが、とても大切だと思います。

次に、福祉保健部長にお伺いいたします。ケアラー支援に関する施策を、今後、どのように推進していくおつもりなのか、改めてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 介護をめぐる社会環境は複雑化・多様化してきており、様々な状況の介護者をどのように支援していくかは大きな課題と考えております。

このため、地域包括支援センターや相談支援事業所等で各種相談に応じるほか、一時的に介護から解放されるためのホームヘルプやショートステイの利用、さらには、同じ境遇の人が集まり、悩みや情報を共有する家族教室や交流会等を実施しているところであります。

しかしながら、子育てと親の介護の時期が重なる「ダブルケア」や「ひきこもり8050問題」等の新たな課題もあります。

このため、介護者の悩みや気持ちにしっかりと寄り添いながら、実態をよく知るケアマネジャー等に意見を聞くなど、ニーズを的確に把握するとともに、関係機関が連携することにより、介護者も要介護者も、共に地域で安心して暮らせる取組を推進してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ぜひ、実態をきちんとつかんでいただきたいと思います。数字というのも一つの認識ではありますけれども、実態をきちんとつかむケアマネジャーさんたちのお話も、ぜひ聞いていただきたいなと思っています。

私ごとで恐縮ですが、私は要介護度4の夫の介護をしています。このコロナ禍の中だと、デイサービスに行く場所を、1つの契約では済まずに2つ、3つとちゃんと契約しておかない限りは、デイサービスにしっかり行けるという環境にはないということで、大変転々としながらデイサービスを受けさせていただきました。

そして、4月の半ばなんですけれども、介護を一緒にしている息子が入院しまして、そのときに本当に思ったんですけど、これから先、どうしていったらいいんだろうかというのを。私一人ではとても介護ができるような——要介護度4というのは難しい。息子を診てくださった先生に、「この体で要介護度4の人の介護ができますか」と言われると、本当にどうしていったらいいんだろうと。

そのときに寄り添っていただいたのがケアマネジャーさんなんですけれども、大変いいケアマネジャーさんで、迅速に対応していただいて、7月の末までは、今、デイサービスに行っ

ているところで見いただいています。

これから先をどうしていくのかというのが、大変私も胸の痛いところなのですが、コロナ禍の中で面会することもできませんので、リモート面会を時々させていただきながら、7月以降をどうしていくのかを、息子の全快と同時に、これから先のことを考えていこうとは思っています。

だから、私の例だけではなく、多くの同じような方がいらっしゃるということを考えれば、ぜひ、ケアラーの問題というのはしっかりと取り上げてもらいたいし、今のようにコロナの関係でお金を使っている以上は、もう社会保障費に回せるお金はないと思うんですよ。社会保障費をリノベーションするには、やっぱり一つ一つのことを丁寧に解決しておくことが必要なのではないかなと思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、21日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時59分散会



6月21日（月）



# 令和 3 年 6 月 21 日 ( 月 曜 日 )

午前10時0分開議

出 席 議 員 (38名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	中 野 一 則 (同)
14 番	冨 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームむか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	岩 切 達 哉 (同)
19 番	井 本 英 雄 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	山 下 博 三 (同)
23 番	右 松 隆 央 (同)
24 番	西 村 賢 (同)
25 番	二 見 康 之 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	野 崎 幸 士 (同)
34 番	徳 重 忠 夫 (同)
35 番	日 高 博 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
39 番	濱 砂 守 (同)

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	渡 辺 善 敬
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	小 田 光 男
福 祉 保 健 部 長	重 黒 木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	牛 谷 良 夫
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	横 山 幸 子
企 業 局 長	井 手 山 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	佐 藤 隆 司
監 査 事 務 局 長	阪 本 典 弘
人 事 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 清 美

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	酒 匂 重 久
事 務 局 次 長	日 高 民 子
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	内 田 祥 太
議 事 課 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

◎中野一則議員 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、横田照夫議員。

◎横田照夫議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の横田照夫です。

2009年4月、メキシコで原因不明の呼吸器感染症集団が発生しました。豚由来の新型インフルエンザと確認され、僅か9週間でWHO地域に感染が拡大し、パンデミックとなりました。私たちも、タミフルやリレンザなどのワクチン備蓄について協議したことを覚えています。私は、パンデミックという言葉は初めて聞きましたので、どういう状況なのかを知りたくて、たまたま同じ頃に封切りされた映画「感染列島」を見に行きました。その映画では、感染拡大で病院が麻痺し、患者が廊下やロビーなどにあふれ、そこで治療を受ける場面などがありました。今回の新型コロナウイルス感染症でも、インドなどの報道で、病院の廊下や屋外で治療を受けていたり、火葬場が足りずに川辺や駐車場などにまきを組み火葬している様子が映し出されていました。まさに、映画「感染列島」のような状況ではないでしょうか。我が国では、そこまで至らないうちに終息することを祈りたいと思います。

新型コロナウイルスの感染が確認されてから1年半が経過しました。こんなにも長くなるとは想像もしていませんでした。

この間、政府や自治体の要請に反して外出する人や営業する店舗を過度に批判したりする「自粛警察」や、マスクをしていない人をとが

める「マスク警察」と言われる人たちが出てきました。また、コロナウイルスに感染した人やその家族、感染者を命がけで治療している医療関係者やその家族、感染者が利用した飲食店や学校、会社、福祉施設などで、心ない言動やデマ、SNSへの書き込み等で差別や誹謗中傷される人たちも相次ぎました。そんな中、「シトラスリボンプロジェクト運動」が提唱され、不当な差別や偏見、いじめ等をやめ、お互いを思いやりながら、みんなが心から暮らしやすい社会をつくっていきましょうという機運づくりが進められています。厳しいコロナ禍を乗り越えて、ぜひそういう社会をつくっていききたいものです。

これまでのコロナ禍の中で、私たちの生活環境や生産活動に大きな影響が出てきました。企業の倒産や休業業・解散、事業縮小とそれに伴う雇用情勢の悪化、公共交通機関の苦境による減便、教育環境の変化など、近い将来に大きな不安を感じる要素も多いと思います。国全体では、製造業がコロナ禍以前の水準に回復する一方で、非製造業の回復が遅れていて、二極化してきているそうです。そういう中でも、ワクチンの普及による収束への期待が高まっており、コロナ禍が収束すれば、これまで抑制されてきた消費の繰越し需要が発生し、国内での旅行や外食など、これまで抑制されてきた反動から、旺盛な需要が発生するとの予想もあるようです。本県において、コロナ禍が収束したときに反動できるくらいの余力が残っていることを期待したいと思います。

本県もこれまで、新型コロナウイルス対策として様々な対策を打ち出してきました。今年度の一般会計当初予算や6月補正予算にも、感染拡大防止や地域医療の確保、地域経済の再生等に大きな予算が充てられていますので、それらに関

連する質問は、後ほどさせていただきます。

昨年から重苦しい雰囲気の中で推移してきましたが、そういう中でも明るいニュースもあります。今年からプロスポーツチームとしてサッカーのJ3に参戦することになった、テゲバジャーロ宮崎の快進撃です。3月14日にホームスタジアムである「ユニリーバスタジアム新富」で行われた、開幕戦となる「対いわてグルージャ盛岡戦」は、シュートがゴールポストにはじかれるなど惜しい場面もありましたが、善戦むなしく0対1で負けてしまいました。でも、J3でやっていけるのではないかと予想できる試合内容でした。その後、3連勝もあり、現在、6勝3敗2分けで、J3全体で4位という高位置につけています。

スポーツには大きな力があります。東日本大震災から3年後、それまでなかなか勝てなかった東北楽天ゴールデンイーグルスは、星野仙一監督が、東北の被災地のために、勝つチームへの変身を選手に求め続け、見事にパリーグ初優勝を果たしました。そして、巨人との日本シリーズでは、最終戦でエースの田中将大投手が最後のバッターを三振に切って取り、日本一を勝ち取りました。このときのテレビの瞬間最高視聴率は、地元仙台で60%を超えたそうです。大震災から3年目の悲願達成に、復興に弾みがつくとの声上がるなど、東北の被災者に大きな勇気と元気を与えたそうです。

テゲバジャーロ宮崎にも、このように地元宮崎県民に大きな勇気と元気を与えてくれるようなチームに育ってもらいたいと思います。テゲバジャーロ宮崎はプロチームなので、気持ちで応援するだけではなく、スタジアムに足を運んで入場料を払って応援することが大事です。議員や県職員の皆さんも、ぜひスタジアムで応援

していただきたいと思います。

河野知事も開幕戦に行かれていましたが、テゲバジャーロ宮崎に対する思いと県民に対するメッセージがあれば、お聞かせください。

この後の質問は質問者席からさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。

テゲバジャーロ宮崎は、悲願のJリーグ入りの夢を実現されたところでもあります。昨日は、ホームゲームで、勝ち点の積み上げがもう少し欲しかったところではありますが、議員と隣り合わせで現場で応援をして、すばらしい試合でありました。本当に、選手一人一人の頑張りがひしひしと伝わってくる、よいゲームだったというふうに考えております。私も、今御指摘がありましたように、今シーズン、開幕戦も含めて4月のゲーム、5月の緊急事態宣言のときを除けば月1ぐらいのペースで応援に行っているところでもあります。J3入りして間もないこの時点で15チーム中4位、とてもよいスタートを切ったというふうに考えております。改めて、チームの皆様、チームづくりに対して心から敬意を表するものであります。

県としましては、ホームタウンである宮崎市や新富町とともに、集客への協力などのサポートを行っているところでもあります。長いシーズンを考えますと、今後、チームの調子の浮き沈みもあろうかと思っておりますので、やはり県民の皆様の応援というものが大きな力になると考えております。今、東北楽天ゴールデンイーグルスの話がありましたが、自分たちのチームとして応援するチームがあること、その喜びというもの、大変大きなものがあると考えております。昨日の入場者数は約900名ということでありまし

て、これだけのすばらしい好スタートを切ったチームの割にはもう少し入ってほしいものだというところを感じたところでありまして、ぜひ、もっと多くの子供たち、サッカーをしている子供たちがたくさんいるわけですから、スタジアムで日本トップレベルの真剣勝負を目の当たりにしてほしいなと思います。

ホームスタジアム「ユニリーバスタジアム新富」は、サッカー専用スタジアム5,000人収容でありまして、ピッチとスタンドの距離が非常に近く、大変迫力あるプレーを間近で見ることができるわけでありまして。私も、練習のときにボールが自分のところに飛んできたりとか、また特に、試合だけでなく、その前の練習風景を見るのが、サッカーをやっている人間にとっては大変勉強にもなるというふうに考えております。県民の皆様にもぜひ足を運んでいただきたい。昨日の芝生ゴール裏席は1,600円で、S席も3,200円ですから、映画を1本見るような金額だというふうに考えております。もっとも多くの皆様に足を運んでいただき、本県初のJリーグチームをしっかりと盛り上げていきたい、そのように考えているところでありまして。以上であります。〔降壇〕

**○横田照夫議員** スポーツには応援の楽しみもあると思います。プロ野球やJ1の試合を見ているのを見かけますが、宮崎県民はまだまだ応援の仕方がぎこちないです。応援そのものも楽しめるような応援文化も、みんなで作っていききたいものです。

次に、コロナの影響とアフターコロナに向けて何点か質問します。これまでの質問とかぶるものもありますが、お許しをいただきたいと思っております。

まず、企業存続と雇用情勢についてです。

帝国データバンクの調査によると、企業の休業・解散動向は、経営者の高齢化や後継者問題、経営環境の厳しさなどの理由で、これまで増加傾向にありましたが、2020年は、コロナ禍により経営に大打撃があった一方で、緊急の資金繰り支援策として、交付型の補助金とか助成金の支給がされたことで、事業の延命が図れた企業も多かったそうです。

ただ、今後の支援の多くは、主に金融機関等による無利子・無担保融資や返済リスケジュールなどに順次委ねられることになるとし、一方で、交付型支援による効果が薄まる企業も出始めているようです。コロナウイルスの感染再拡大、緊急事態宣言の延長などが最後の一押しとなって、事業継続を断念するケースも相次いで発生していて、これ以上の経営改善が見込めないとして、今後は休業・解散を選択せざるを得ないケースが増えてくると見込んでいるようです。

県事業継承・引継ぎ支援センターにも、昨年は対前年度比で15.4%増の相談件数があったそうです。岡村統括責任者は、「今年からコロナ関連融資の償還が始まる企業もあり、今後の事業継続に悩むケースが増えると思われる」と言われているようです。今後、企業存続が難しくなり、雇用も失われる事態が懸念されますが、県の認識と対策について、商工環境労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 新型コロナの影響の長期化によりまして、売上げ低迷・借入金返済の課題を抱えての倒産の増加、先行き不透明感や後継者不在による廃業の増加、雇用の創出を懸念しているところがございます。

このため、県におきましては、中小企業支援

ネットワークを再構築しまして、関係機関と連携しながら、企業の経営改善を支援することとしております。

また、廃業を防ぎ、雇用を守るためには、親族のほか第三者への事業承継も有効な手段でございますので、これらが企業存続の選択肢として検討されるよう、事業承継・引継ぎ支援センターと連携しながら、様々な機会を通じて周知を図りますとともに、市町村と連携して、第三者承継に係る費用を支援するなど、事業承継の推進に取り組んでまいります。

**○横田照夫議員** 廃業すると、これまで築き上げてきた独自のノウハウやブランド、技術などの経営資源が後世に引き継がれなくなるし、取引先や顧客との関係も消滅し、従業員の解雇にもつながってしまいます。それらを守る手段としてM&Aもあるし、そういう手段なども広く理解を深めながら、雇用を守るための努力をお願いいたします。

次は、公共交通機関について総合政策部長にお伺いします。

コロナウイルス感染症の影響で人の移動が制限されている中、公共交通事業者では輸送人数の減少等の影響が大きく出ています。

こういう中にあっても、生活、社会インフラ、経済などを止めないための公共交通網が果たす社会的役割は大きく、コロナ禍での需要減少や経営の危機的な状況下でも、社会的な不可欠業務として、その運行継続を社会から要請されています。これらの要請に基づき事業運営を続けたことで損失が拡大したことは容易に想像でき、公共交通網を維持するための対策は待たなしと言える状況ではないでしょうか。

コロナ前と比べて、現在のバス、鉄道、航空機、フェリー、それぞれの利用状況及び減便状

況はどうなっているかを伺います。

**○総合政策部長(松浦直康君)** 各交通機関の利用状況等につきまして、県独自の緊急事態宣言が発令されました本年5月とコロナ前の令和元年5月を比較しますと、路線バスの利用者数は、37.0%減の約52万人で、乗車率の低い夜間便などを中心に17.4%が減便されております。

鉄道につきましては、利用者数の変化率が公表されておりました、約60%の減、減便率は3.2%となっております。

航空につきましては、宮崎空港利用者数が77.5%減の約6万人、減便率は30.4%となっております。

カーフェリーにつきましては、総旅客数が69.2%減の約5,000人で、減便は実施されておられません。

**○横田照夫議員** コロナが収まったらコロナ前の便数に戻すということは聞いてはいますが、経営的にそれができずにコロナを境に便数が減ったということにならないか心配です。例えば、遅い時間帯のバスや電車の便がなくなると、飲食業の回復にも足かせになります。

公共交通事業者にとって、利用者に安心して利用してもらうための取組と、利用者が減少している中でも事業を継続できるような工夫を講じることが急務だと考えます。

県は、今年度の一般会計当初予算に、「持続可能な「新たな総合交通対策」の推進」として5億2,900万円余を充て、県民生活・経済活動を支える公共交通ネットワークの維持・充実を図るため、広域的な移動手段の最適化や物流網の安定化等の新たな総合交通対策に、戦略的かつ集中的に取り組むとしています。また、今回、宮崎交通が市町村間の路線バスの維持をめぐり3億円規模の財政支援を要請していることを受

け、県は今議会の補正予算案に「地域間幹線バス運行支援事業」として1億6,200万円を提案しています。コロナ禍の中で県民の足を維持確保してくれることでさらに苦境に陥っていることを考えると、何とかしなければとも考えます。バス路線の維持に向けての県の考え方をお聞かせください。

**○総合政策部長（松浦直康君）** バス路線のうち、地域間幹線バス路線につきましては、国・県の補助制度と一部市町村の上乗せ補助により運行支援を行っておりますが、新型コロナの影響もありまして、路線の維持が困難な状況となっていることから、緊急的な対応として、今議会に補助金の増額をお願いしているところがあります。

また、路線の最適化に向けた調査事業も併せて行うこととしておりまして、地域の実情に応じた運行期間の見直しや他の運行形態への転換など、市町村等と一体となって検討をしております。

このほか、市町村が運行しております広域的バス路線につきまして、車両の小型化等の検討を促進するため、市町村の取組に対する支援事業を今年度から開始することとしております。

**○横田照夫議員** 今後、高齢化社会が進展し、免許返納も増加していく中で、自家用車等に頼らない移動手段を確保しておくことは極めて重要です。先日、「道路が公的資金で建設・維持され、「赤字」「黒字」という概念すら無縁であることとは対照的に、鉄道やバスは「公共交通」と呼ばれながらも原則独立採算が求められている。日本の公共交通政策を抜本的に変えて、公共交通を公的資金で支えて利便性を確保する方向に向かうべきだ。」という意見が新聞に載っていました。

私は、オンデマンド交通システムについて、平成22年9月定例会から合わせて4回取り上げてきました。もうそろそろ、黒字が期待される路線はバス会社に任せて、そのほかはオンデマンド交通システム等を取り入れて、それを自治体がバックアップしていくような方向転換をする時期にきているのではないかと思います。運行形態そのものを考え直すことに対する県の考えをお聞かせください。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 人口減少や少子高齢化が進展する中、特に過疎地域におきましては、持続可能な交通ネットワークを構築することが大変重要であると考えております。

このため、路線ごとの実態を把握いたしまして、地域の実情も考慮しながら、運行区間の見直しやバスの小型化による効率化、乗合タクシー等、他の運行形態への転換など、地域の交通需要に応じた柔軟な見直しを進めていく必要があると考えております。

議員御指摘のオンデマンド化につきましても、利便性向上と運行の効率化につながる可能性は十分あると考えておりますので、運行形態の見直しと併せて検討してまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 将来的に公共交通網を維持していくために、政府や自治体と公共交通事業者がこの問題を共有し、利用者も自分のことと考えて行動していきたいものです。

次に、教育環境について教育長にお伺いします。

本県の小中学校、高校、特別支援学校は、安倍前首相の要請を受けて、昨年3月2日、市町村によっては3日から一斉休校になりました。

授業が再開されても、様々な制約がかかり、常にマスクの着用が求められ、給食も黙って食



べる「黙食」で、また、感染リスクの高い教科や部活動も制限されてきました。修学旅行や文化祭、運動会や、目標にしてきたスポーツ大会なども中止や規模縮小となり、子供たちにも相当のストレスがたまっているのではないのでしょうか。

文部科学省などによると、令和2年に自殺した小・中・高校生は前年より140人増え、統計のある昭和55年以降、最多の479人となったそうです。文科省は、コロナとの関係の分析や今後の対応策の検討を急ぎ、児童生徒の自殺予防に関する有識者会議を重ねているそうです。

コロナ禍で子供たちの学校生活等が制限されてきた状況の中で、児童生徒における変化をどのように判断しているかを伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会では、子供たちの不安解消を図るための手だての一つとしまして、従前より、電話相談やスクールカウンセラーによる相談を行ってまいりました。

令和2年度における相談状況を見ますと、いずれの相談も増加しており、その具体的な内容としまして、「感情のコントロールができずいららする」「行事がなくクラスになじめない」「何となく学校に行きたくない」などの心の健康や不登校に関する相談が増加していることが報告されております。

このことから、コロナ禍における様々な制約により、子供たちが、これまでとは違う悩みやストレスを抱えているのではないかなと憂慮しているところであります。

**○横田照夫議員** そのような子供たちの変化とコロナとの関係の検討や、その対応策の協議をしっかりと進めていただきたいと思います。

休校が長期化してきて学習が進まないことを

打開するために、オンライン学習が導入されてきました。ある財団法人が行ったアンケート調査では、休校によって学業で困ったことに関して、「初のオンライン学習に戸惑った」とか「ネット環境が悪く、オンライン学習が受けにくい」「勉強して質問したいことがあっても、先生に聞くことができない」というような回答があったそうです。家庭にWi-Fiなどのネット環境がない、もしくは乏しい家庭も当然あると思いますが、そういうことを考えると、家庭環境の違いで学習機会の不平等、格差が生じてくるのではないのでしょうか。本県での学校と家庭とを結んで行うオンライン学習の取組状況を伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 昨年春の臨時休業の際、学校のICT環境は十分には整っていなかったこともありまして、家庭と結んでのオンライン学習は、西米良村の小中学校や県立学校の一部での取組にとどまっていた状況でありました。

このため、県教育委員会といたしましては、県立学校におきまして、学校の通信回線の強化や民間の学習支援ソフトの導入、国の制度を活用したオンライン学習の経費補助等の対応を進めてきたところであります。

この結果、昨年度後半には、同時双方向型のオンライン学習のほか、学習動画の配信など、家庭学習を支援する取組が広がりつつありまして、今後も取組の充実に努めたいと考えているところであります。

**○横田照夫議員** コロナ禍を経験して、これからの学校教育はどのように変わっていくと考えておられるかをお聞かせください。

**○教育長（黒木淳一郎君）** コロナ禍を経験して、学校は、学力を保障するという役割だけで

なく、児童生徒が触れ合いながら社会性を育み、安全・安心に生活できる居場所としての役割も担っていることが再認識されたところであります。

これからの学校教育は、これまでの実践で培ってきた対面指導と、新たに整備の進んだICTを活用した指導との最適な組合せによって、両方のよさを最大限に生かすことで、子供たちが答えのない問いにしっかりと立ち向かうことができるよう、学習者主体の視点をこれまで以上に重視していくことが何よりも大切であると考えております。

**○横田照夫議員** 次に、移住者定着や若者定着について伺います。

コロナ禍を契機として、地方移住への関心が高まっているようです。サテライトオフィスの開設やIT環境の向上などにより、ワーケーションの取組も盛んになってきています。宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターへの相談件数も増えてきているようですし、実際に本県への移住も増加しているようですが、この傾向を確実なものにしていくためにどのように取り組むのかを、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 令和2年度の本県への移住世帯数は大きく増加をいたしました。その要因としましては、昨今の地方回帰の流れだけでなく、コロナ禍の影響もあったものと考えております。

そのため、今回の増加が一過性のものとならないように、また、移住者がコロナ収束後に再度流出しないよう取り組むことが大切であります。

今年度当初予算では、移住者向けの空き家確保の対策や、本県での暮らしの魅力の情報発信を強化したところであり、引き続き、この地方

回帰の流れを取り込んでいくため、市町村と連携しながら、移住された方へのサポートや相談対応にも力を入れてまいりたいと考えております。

今後とも、移住希望者に本県を選んでいただけるよう、また、移住された方の定着が図れるよう取り組んでまいります。

**○横田照夫議員** 新規学卒者の就職希望者のうち県内就職内定者の割合も、3月末現在で62.7%と大幅に増加したそうです。県内の高校や大学卒業者等、若者の県内就職率の向上や就職後の定着も、コロナによる一過性のもではなく、確実なものにしなければならないと考えますが、県の取組について商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 今春卒業した高校生の県内就職率が高まるなど、県内企業に若者の目が向けられている今は、若者の県内就職率を向上させる好機でございます。

このため、若者に県内で働く魅力をしっかりと伝えるため、宮崎大学にあります産業人財育成プラットフォームと連携し、企業の紹介動画や先輩社員からのメッセージなどをまとめた、就職に関する総合情報サイトを新たに構築するなど、情報発信を強化してまいります。

また、就職後の定着を図っていくことも重要でありますことから、働き方改革に関する講演会の開催や、ワークライフバランスに取り組む事業所の認証などにより、働きやすい職場づくりを促進してまいります。

**○横田照夫議員** 先日、経済3団体から、事業継続や雇用維持のための緊急支援や経済活動が再開できる段階になったときの県内経済の早期回復支援、持続可能な公共交通の在り方についての検討をすること等の緊急要望書が届きまし

た。これまで、関係部長から答弁をいただきましたが、これらの要望を受け、改めてアフターコロナに向けての知事の思いや考えをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 長引くコロナ禍への対応ということで、地域経済は大きな影響を受けておりまして、感染拡大防止とのバランスを取りながら、その回復にしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

経済団体からいただいた要望も踏まえまして、5月補正予算におきまして、県内事業者への緊急的な支援を行うとともに、今議会におきましても、地域公共交通の維持や新たな飲食店の認証制度の導入など、県民の暮らしを守り、感染症に強い社会づくりのための予算をお願いしているところであります。

また、現在進めておりますワクチン接種による集団免疫の獲得が、感染を収束させ、県民生活や経済活動を平常化させる切り札になるものと考えておりますので、県民への早期接種に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。

今後は、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンの再開によります観光需要の回復や、当初予算等に計上しました事業を積極的に展開することによりまして、域内から域外に向けた需要の回復・拡大を図るとともに、コロナ禍により生じた地方回帰やデジタル化等の新たな動きにも対応しながら、市町村や関係団体とも連携し、県内経済の早期回復に努めてまいります。

**○横田照夫議員** 今回のコロナ禍が、社会全体の大きな転換点となる気づきをくれたような気がします。「災い転じて福となす」という言葉がありますが、県民みんなで「福」を手繰り寄せたいものです。

次に、スマート農業の推進について農政水産

部長にお伺いします。

本県は、農業における担い手の減少や高齢化の進行により、生産力の低下や高齢農家のリタイア等による荒廃農地の増加、熟練農家の技術喪失などで産地の衰退が懸念されることから、時代の変化に対応した生産構造への転換が必要として、令和元年12月に「みやぎきスマート農業推進方針」を策定しました。ICTやロボットなどの先端技術を農業分野に導入することによって、無人化・省力化や規模拡大・生産性向上を図り、農業の担い手や労働力不足の解消に加え、熟練農業者の技術伝承の観点からも、スマート農業の円滑な導入を図るとしてしています。

それに基づき、今年度からの10か年計画である「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」の長期ビジョンに「スマート農業技術の普及」をうたい、基本計画に施策の方向性や重点的に展開する施策等が入っています。

しかしながら、今年度の農政水産部の予算の概要を見ると、「スマート生産基盤推進支援事業」でスマート技術を支えるデータ収集・分析をすとか、「スマート農業による働き方改革産地実証事業」で産地実証支援やスマート農業を牽引する人材を育成することくらいしか見当たらず、まだまだトンネルの入り口をのぞき見るぐらいの印象でしかありません。

新富町役場が設立した地域商社である「こゆ財団」は、JAグループが食、農業、地域の暮らしに関わる社会課題を解決するイノベーションを創出するために開設した「アグベンチャーラボ」と、テクノロジー活用や企業と地域農業の融合を通じて持続可能な農業を目指すことを目的に、スマート農業で連携協定を締結しました。このアグベンチャーラボが求めているものは、スピード感だそうです。本県も、スマート

農業の円滑な導入促進を図るためにはスピード感が重要だと考えますが、スマート農業の導入に対しての思いをお聞かせください。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** スマート農業の導入は、第八次長期計画が目指す、持続可能な魅力あるみやざき農業を実現するための重要な取組でございまして、担い手及び労働力不足の解消に加え、熟練農業者の技術承継の観点からも必要不可欠であると認識しております。

県ではこれまで、技術の実証でありますとか、担い手農家等への学習機会の提供等を進めますとともに、生産現場や試験研究の取組を農業者などへ幅広く周知するため、農政水産部ホームページ「ひなたMAFiN」等を活用して紹介してきたところであり、担い手が新しい技術に挑戦し、夢を持って農業を経営できる環境を1日でも早く整えていきたいと考えております。

このため、具体的な取組やスケジュール等を取りまとめた推進計画を早急に策定し、スマート農業の導入にスピード感を持って取り組んでまいります。

**○横田照夫議員** こゆ財団の関係者で、アメリカのシリコンバレーで経営手腕を発揮してきた人や、ロボット技術者等で立ち上げた農業ベンチャー「アグリスト」は、ピーマンなどの自動収穫ロボットを開発生産しています。アグリストの創業メンバーは、新富町の若手農家と勉強会を重ね、その中で現場の声を解決するのはテクノロジーであると確信し、アグリストを立ち上げたそうです。こうした現場主義とテクノロジーの掛け合わせは、病害虫の早期発見や農作物の生育状況の把握など、様々な事業への可能性もあるということです。農家の課題、ひいては人類の食糧問題を解決するテクノロジーを開

発するとあって、能力の高いエンジニアが、その課題を自分の技術で開発したいという思いでグローバル企業等を辞めて応募してくるそうです。アグリストのこういう取組に対して、宮崎太陽キャピタルや宮銀ベンチャーキャピタル、ENEOSイノベーションパートナーズ等が資金融資をしてくれているそうです。大きな可能性を確信しているからだと思います。今回の資金調達によりロボットの量産が始まるということですし、農家の関心も一気に高まってくるのではないのでしょうか。

本県も、これからのスマート農業をこのように持っていきたいとのしっかりとしたビジョンを示して、関係企業等にプレゼンテーションをし、民間の力を引き込みながら進めることが、スマート農業の速やかな普及につながると考えますが、県の考えをお聞かせください。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** スマート農業は、様々な分野において、目覚ましいスピードで技術開発が進んでおりますことから、技術の普及を図るためには、実践する農業者等や関連技術を有する企業との連携が重要であると考えております。

このため、国の実証事業等を活用して、ロボット技術を有する企業と連携したトラクターの無人走行や、データ分析を行う県内企業と連携した、野菜の生産性向上に向けたハウス内の環境データ活用などの実証に取り組んでいるところであります。

今後とも、農業の現場から、普及に向けた課題を関連する企業に提案し、解決しながら、スマート農業の速やかな普及につなげてまいります。

**○横田照夫議員** 新富町は、JA児湯と連携し、農畜産物の直売所やスマート農業の実証農

場など「農」を核とした新たな拠点として「一般社団法人ニューアグリベース」を共同設立したそうです。県とも連携しながら事業を進めるということですが、その事業内容と県との連携はどのようなものになるのかをお伺いします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 「一般社団法人ニューアグリベース」は、地域農業の発展に向け、他産業の誘致やスマート農業の活用等を行う「農」の拠点として、新富町がJA児湯と共同で設立した農業公社でございます。県では、この町の取組に対して、事業への助言等を行いますとともに、本年度から人事交流により町に職員を派遣し、公社の設立・運営支援を行うなど、密接に連携しているところでございます。

今後、公社は、試験研究用ハウスの整備や誘致企業との新技術実証等を行うこととしておりますことから、県としましては、地域との連携・調和を図りながら、企業の持つ技術や情報などを本県農業に取り入れるモデルとして、積極的に支援してまいります。

**○横田照夫議員** ニューアグリベースが農畜産物の直売所を開設すると聞いて、周りにある直売所を連想しましたが、それとはちょっと違うようです。もちろん、そこでの直売もあると思いますけど、主にネット販売や全国の同じような施設とネットでつながり、端境期をカバーしたり、新富町の産物をPR販売したりすることを考えているようです。生産部門ではなく販売部門でのスマート農業ということではないかと思しますので、今後の推移を期待しながら見守っていきたいと思います。

次に、みどり戦略について、同じく農政水産部長にお伺いします。

農林水産省は、5月12日、「みどりの食料シ

ステム戦略」、いわゆるみどり戦略を策定しました。農業者の減少、高齢化による生産基盤の脆弱化の問題解決、また、世界的にSDGsや環境への対応が重視されるようになったことを踏まえ、農業の環境負荷の軽減と生産力向上の両立を目指すというものです。CO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにするという政府目標である脱炭素社会に合わせ、みどり戦略も2050年までに実現を目指すという長期戦略です。

目標達成の前提として、消費者の理解を得て有機食品の市場を拡大したり、農家が取り組みやすい新技術を確立し、支援を講じることで、誘導・普及する方針だそうです。

今から始まる長期戦略であります。このみどり戦略を県としてどのように判断しているのかを伺います。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 国が策定しました「みどり戦略」は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立について戦略的に取り組む政策方針として示されたものでございます。

具体的には、生産力向上に向けたスマート農業の推進や、脱炭素・環境負荷軽減に向けた化学農薬・肥料の低減、営農型太陽光発電、バイオマス・小水力発電などの取組を進めるとされており、非常に重要であると認識しております。

県におきましては、第八次長期計画において、ICT等を活用した省エネルギー技術の導入や、脱炭素を目指した再生可能エネルギーへの転換などを積極的に進めていくこととしておりますことから、このような国の動きも注視しながら、持続可能な魅力ある農業の実現に取り組んでまいります。

**○横田照夫議員** このみどり戦略の達成に向け

た主な技術として、省エネ型施設園芸設備の導入、ドローンによるピンポイント散布、RNA農薬、光を使った防除、電動トラクター、ICTを利用した需要予測など、スマート農業の技術もたくさん入ってくると思われま

す。みどり戦略という社会的要請に応えるためにも、スマート農業の速やかな普及が求められると思いますが、どう考えるのかをお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** みどり戦略には、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現するために、スマート農業がイノベーションの一つとして位置づけられております。

戦略では、スマート農業が進展することにより、作業の省力化や安全性の向上、化学農薬や化学肥料の使用量低減などが革新的に進み、そのメリットは、経営規模の大小や年齢を問わず、あらゆる経営で享受することができるものと期待されております。

県としましては、みどり戦略を推進する上でも、スマート農業の普及が重要でありますので、今後とも、国の動きや新技術開発の動向を注視しますとともに、積極的に取り組んでまいります。

**○横田照夫議員** 次に、流域治水についてお伺いします。

4月28日、「特定都市河川浸水被害対策法」などの9本の法律を改正する流域治水関連法が可決、成立しました。激甚化・頻発化する水災害や気候変動による降雨量の増加に対応した、流域治水の実現のための法改正ということですが、流域治水とはどのようなものなのか、また、本県の取組状況も併せて県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 流域治水と

は、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、これまで河川で取り組んできた堤防整備などの対策をより一層加速するとともに、河川の氾濫をできるだけ防ぐため、田んぼやため池で雨水をためたり、また、家屋の浸水被害を減少させるため、氾濫が予想される区域で土地利用規制をかけるなど、流域に関わるあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体となった水害対策を行うものです。

本県では、流域治水の取組として、昨年度、国・県・市町村及び企業で構成する協議会を新たに設置し、関係者が行う対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」の策定・公表を進めております。

今後、国や市町村、地域住民などと、より一層連携を図りながら、流域治水対策のさらなる強化に取り組んでまいります。

**○横田照夫議員** この中で利水ダムの事前放流がうたわれていますが、県内の利水ダムにおける事前放流の取組状況について、県土整備部長、お聞かせください。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 利水ダムは、発電やかんがいなどの目的で造られたダムですが、流域治水の取組として行う事前放流は、大規模な洪水が予想される場合、ダムにためている水をあらかじめ放流してダムの水位を低下させ、確保できた容量を洪水対策に活用するものであります。

県内には、国や県が管理する河川に33の利水ダムがあり、今年1月までに、全てのダムにおいて、河川管理者やダム管理者などの関係者と事前放流に関する協定を締結しております。このうち、一ツ瀬ダムなどの18の利水ダムにおいては、昨年9月の台風10号の際に、事前放流を実施したところであります。

事前放流は、九州電力など利水者の御協力が必要であることから、引き続き関係者との連携を図りながら、浸水被害の軽減に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 水田貯留、いわゆる田んぼダムを取組もうたっておりますが、以前から田畑は、農業の多面的機能として、洪水防止機能とか河川流況安定機能を持つと言われてきました。その上での田んぼダムというものが何となくイメージできないんですけど、田んぼダムがどういう取組でどのような効果が期待できるのかを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 田んぼダムは、その貯水機能を利用し、例えば、排水口に通常10センチの水位を25センチまでに調整できる施設を設置し、大雨のときに、より多くの水をためることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水被害を軽減できる重要な流域治水対策の一つであると認識しております。

また、田んぼダムは、多面的機能支払交付金の活用が可能であり、この取組を促進するために、今年度から、加算される仕組みも設けられたところでもあります。

しかし一方では、営農への影響や農家の負担、地域住民の合意取得などの課題もありますことから、県としましては、今後、市町村とも連携しながら、流域治水の重要性を啓発しますとともに、交付金の活用と地域の状況に応じた取組を推進してまいります。

○横田照夫議員 延岡市北川町には6つの霞堤がありますが、度重なる浸水被害を受けて、「霞堤の開口部を閉めてほしい」という要望も上がっていたそうです。そのことを受けて、町民参加のワークショップを通じて、霞堤は洪水被害の拡大を防ぐ、堤防の決壊を防ぐ、パイプ

ング現象を防ぐ等の効果で北川町を守るもので、川下の治水対策のために造られたものではないということを町民に理解してもらったそうです。

今回の流域治水の取組には、相当長い年月がかかると思います。また、土地利用規制や集団移転のこともうたっておりますが、そのことの住民の理解や合意を得ることも容易なことではないと思います。そこで、流域治水を推進していくことと並行して、自分たちが住んでいる場所の浸水リスクや、災害が起きそうなどきのような行動を取る必要があるのかなどの住民理解と対策等についても、これまで以上に周知徹底をしていく必要があると思います。

次に、県営住宅の共用部分管理について、県土整備部長にお伺いします。

県営住宅には、階段や通路、広場、駐車場などの共用部分がありますが、その管理はどのようにしているのかをお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県営住宅の共用部分の維持管理につきましては、高木の剪定や斜面の草刈りなど作業が困難なものを除き、住宅への入居に際し、入居者が行うことを説明し、お願いしているところであります。

具体的には、団地内の広場や集会所の草刈りや清掃、通路や階段の照明の球替えなどを入居者に行っていただいております。

なお、これらの活動の実施や費用徴収の取りまとめについては、それぞれの団地自治会などで行っていただいております。

○横田照夫議員 例えばある県営住宅では、広場などの草刈りなどは、各棟ごとに順番を決めて行っていたそうですが、高齢化が進んでいることとか、草刈り機などの作業手段を持っていないことなどにより、管理作業をせずに飛ばす

棟も出てくるなど、一部の人たちに負担がのしかかっている状況にあるということです。

民間の賃貸マンションでは、管理費として徴収すべき項目を、管理費ではなく家賃の一部として徴収しているところもあるそうです。県営住宅でも、広場などの管理費を家賃に上乘せし、指定管理者の責任で、広場等の維持管理をするというのも一つの方法ではないでしょうか。広場など、草刈りなどの労を要する場所だけでも、管理者である県が負担することはできないかをお伺いします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 共用部分全ての維持管理を県において実施する場合、草刈りの作業などを外部委託することになり、費用が発生し、その金銭的負担を入居者にお願いすることになります。

また、自治会による草刈りや清掃などの維持管理活動は、団地内のコミュニティー形成にも寄与していることから、意義のあるものと考えております。

このため、県としましては、これまで同様、入居者の皆様に共用部分の維持管理をお願いしたいと考えております。

**○横田照夫議員** 今日、思ったよりも滑舌がよくて、早く終わってしまいました。通告した質問は全て終了しましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○中野一則議長** 次は、岩切達哉議員。

**○岩切達哉議員**〔登壇〕（拍手）立憲民主党の岩切達哉でございます。本日、今回の議会での一般質問8番目ということで、15人登壇される皆さんの中でちょうど真ん中ということになります。後半戦に移られる中で、答弁の執行部席の皆さん、マスクをしておられ息苦しいこと

と思いますが、どうか元気に御答弁をいただくようお願い申し上げて、質問をさせていただきたいと思います。

今、NHKの大河ドラマは、「青天を衝け」という渋沢栄一氏を主人公としたドラマが放映されていますけれども、渋沢栄一氏を称して、日本資本主義の父と伺うところであります。

今のみずほ銀行につながる第一国立銀行という日本最初の銀行の創業を担ったとか、東京株式取引所——今の東京証券取引所でございますけれども——の創設者であるなど、数々の企業を興したことで有名であります。

一方、現在の全国社会福祉協議会につながる中央慈善協会——1908年（明治41年）に発足されたものでありますけれども——初代会長でもあったという方であります。

慈善協会は、全国社会福祉協議会となる前に社会事業協会と名称が変わるのですが、その際に、渋沢栄一氏は、個人の貧しさではなく社会の貧しさを指摘し、「社会連帯の観念を喚起せよ」と、福祉の道を示した方とされています。1921年（大正10年）の話で、ちょうど100年前でございます。

社会連帯を渋沢栄一氏が提起した、その社会連帯は、100年後の現代、皮肉にも過度の資本主義、新自由主義経済と言われる中で、片隅に追いやられている感があります。

宮崎県においては、地方自治の理念の下、限られた財政の中ではありますが、社会連帯の理念を取り戻すべく、コロナの早期収束を図り、ポストコロナの社会づくりに全力で取り組み、皆がそれぞれに生きていきやすい社会づくりを進めてほしいと願うところであります。

その立場から、最初の質問として、知事の政治姿勢を伺いたいと思います。



政府のコロナ対策は、様々努力されておられるところでございますけれども、都市部では、第4波の感染流行ははまだ継続しており、大変長引いてしまっている印象です。また、ワクチン接種率において、本日現在は一定の進捗は見られますものの、他の先進国に後れを取ったということは否めません。

宮崎県では、他の議員質問でも評価されておりますけれども、先手先手を打っての対策で、4月から5月の第4波感染流行を抑えることにつながったと思います。5月臨時会での知事の提案理由説明で示されました、他者の痛みを我が事と受け止めることができる感性、その姿勢で役割を果たす、為政者として重要な要素と考えます。私も高く評価し、支持したいと思えます。

また、来月からの国文祭・芸文祭には、来県者に事前の検査を提供できる体制も準備いただいています。事業の成功のためには、感染防止策の徹底によって安心・安全を第一とし、感染流入は許さない姿勢で実施されるよう願うところでございます。

その上で、今後、ワクチン接種によって社会が集団免疫を獲得していく中で、いよいよ疲弊し切った感がある我が県経済の復興を目指すところに今あると思えますけれども、経済復興に対し、知事はどのような姿勢で立ち向かうのか、お聞かせいただきたいと思えます。

さらに、この間、コロナ禍によって疲弊した産業はあまねく存在するところでありますけれども、とりわけ公共交通機関は厳しい状況にあります。横田議員の指摘もありましたように、県民の移動手段を守ることが大変重要であります。5月28日朝刊を皮切りに、繰り返し新聞報道されている宮崎交通に係る対策でありま

す。

自社内部では、もうからない路線にもうかる路線からの補填ができなくなってしまったというところであります。

路線バスについて、全国にまれな1県1社体制で、また、観光立県宮崎をリードした企業として、歴史を持つ宮崎交通であります。

県としては、一企業ということではなく、県民財産としての企業として捉えてほしいところですし、その保全には大きく寄与する責任はあるというふうに思います。

フェリーには、社長が前副知事、スタッフも派遣しておられます。宮崎交通には具体的にどのような対応を予定しているのか、お尋ねしたいと思います。

以上を壇上の質問とし、残余の質問は質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、本県経済の復興についてであります。

コロナ禍の長期化により、県民生活が大きく疲弊するとともに、地域経済にも甚大な影響が広がっておりますことから、これまでの日常を取り戻し、一刻も早い県内経済の回復を図ることが喫緊の課題と考えております。

このため、これまで、感染対策のほか、コロナ対策制度融資の拡充や各種支援金の支給など、県民の暮らしと地域の雇用を守る対策や、経済再生に必要な需要回復の取組、さらにはデジタル化や産業基盤の強化といった、ポストコロナの地域社会における新たな成長を見据えた事業など、今議会にお願いをしております補正予算も含め、累計で1,300億円余のコロナ対策事業を構築してきたところであります。

今後、ワクチン接種の拡大により、経済活動

が徐々に活発化していくものと期待しているところでもあります。引き続き、県民の命と健康を守り抜くという強い覚悟の下、苦境に立たされておられる県民や事業者の方々がこの困難を乗り越えられるよう、しっかりと寄り添いながら、本県経済の復興に全力で取り組んでまいります。

次に、宮崎交通のバス路線についてであります。

路線バスは、新型コロナの影響により、利用者が大幅に減少していることなどから、一部の路線においては、路線の維持が困難な状況となっております。

このため県では、地域間幹線バス路線維持のため関係市町村と協力し、今回、緊急的に支援を行うこととし、今議会に補助金の増額をお願いしているところであります。

また、地域間幹線バス路線については、今回の路線維持支援と併せて、路線網の最適化に向けた調査事業も今議会にお願いしております。路線ごとの実態を把握した上で、地域の実情に応じた運行区間の見直しや乗合タクシー等、他の交通モードへの転換など、市町村等と一緒に検討してまいります。なお、県からの人的支援については考えておりません。以上であります。〔降壇〕

**○岩切達哉議員** 宮崎交通支援、様々な形でお願いしたいと思います。

国文祭・芸文祭が我が県の経済復興の起点となってほしいと思います。県境を越えて多くの来県者がいることと思いますので、万全なコロナ対策で感染者増などを発生させず、成功させてほしいと、重ねて要請させていただきたいと思います。

公共交通機関の利用促進というのは、実はグ

リーン政策だと認識しておりますし、過疎地を維持するという地域創生の取組でもあると思います。ぜひ、県民の交通手段を堅持する、そのために様々な知恵と工夫と人材を駆使して、まさに社会連帯という姿勢でこの問題に取り組んでいかれるように求めたいと思います。

では次に、福祉の関係で何問か質問をさせていただきます。

まず、障害者差別解消法の改正についてでございます。

この法律は、2016年4月の施行から5年が経過し、204通常国会で改正案が成立し、3年以内の施行ということとなりました。この改正で最大の変更点は、合理的配慮が、行政機関同様に民間事業者についても努力義務から義務とされることであります。

県は、この法改正をどう受け止めていますでしょうか。また、県の条例に係る改正などどのように予定をしているのか、福祉保健部長にお聞かせいただきたいと思います。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 今回成立いたしました障害者差別解消法の改正では、御質問にありましたように、障がいのある方々が社会生活を営む上での様々な制約に対しまして、必要かつ合理的な配慮をすることを事業者に義務づけるとともに、差別に関する相談に対応する人材育成に係る国及び地方公共団体の責務が明確化されており、差別解消の機運を一層高める契機になるものと捉えております。

また、関連いたします条例改正については、今回の法改正を受けまして、国から基本方針等が示される予定ですので、その内容を確認の上、今後新たに盛り込む事項などの検討を進めてまいります。

さらに、今回の法改正の趣旨を広く県民や事

業者の皆様にも周知することによりまして、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくりを一層進めてまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 合理的配慮という言葉がまだまだ定着し切れていない。これは、場面に応じてどうしたらよいかを想像できる感覚だというふうにも言われます。その場面に合った対応、これをケアフィットと言うそうです。そのようなことができる人材育成研修などが今、行政にも企業にも求められていく、そういうことだと思いますので、後れることのないよう、研修や啓発を進めていただきたいと思います。

次に、児童相談所の体制強化の課題です。

現在、児相には弁護士と警察職員を配置していただいております。配置以降の効果、変化というのはどうなのか、現実の対応状況について聞かせていただきたいと思います。

また、国においては、一時保護の全てのケースについて司法が関与する方向で議論が進んでいます。

全件司法関与となる場合、課題は何なのか、どのように対応するかお聞かせください。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県では、子供の迅速な安全確認と保護者への法的対応を適切に行うため、昨年度から警察職員と弁護士を中央児童相談所に配置いたしまして、県内の各児童相談所の業務支援を行っております。これによりまして、緊急性の高い虐待ケースにおける警察との連携や、法的説明が求められる保護者面談への対応の充実などが図られているものと考えております。

また、国におきましては、児童相談所が一時保護を行う際の判断の適正性や手続の透明性を一層確保するため、一時保護への司法関与の強

化について検討が進められておりますが、司法手続に時間と労力が増えれば、虐待を受けた子供の安全確保に遅れが生じるなどの課題もありますことから、県といたしましては、引き続き国の動きを注視してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 虐待の対応は大変なんですけれども、令和元年度に1,953件、その前年より600件、40%増加しているという報告です。件数増加は、警察からの面前DV通告が増えたからとも言われますし、ダイヤル189（いちやく）というものの導入もあるというふうに解説されています。

いずれにしても、しっかり通告があることが大事だと考えていますけれども、この虐待件数増について、部長はどのような見解を持たれるか、また、件数増に対する県の対応はいかがされているのかお聞かせください。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 本県の令和元年度の児童相談所におきます児童虐待相談対応件数が増加した主な要因といたしましては、全国における児童虐待死亡事件の報道等が増えたことで、県民の虐待への意識が高まったこと、また、学校や警察等における児童虐待への早期対応、児童相談所への通告の徹底が図られたことなどが考えられます。

このため県では、児童福祉司の増員等による児童相談所の体制強化に取り組むとともに、子供や家庭に身近な市町村が、関係機関と連携して児童虐待相談に対応する「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けた支援を行っているところであります。

**○岩切達哉議員** 拠点の整備、大変ありがたい方向性だというふうに思います。

DV対策を所管する内閣府統計では、DV相

談ケースの6割に、児童虐待問題が同時に存在しているという分析をしておられまして、DVは虐待との結びつきが強いものと結論づけています。

やはり、DV通告を一件一件、丁寧に、大事に取り扱う必要があります。通告の一件一件の対応に神経を研ぎ澄ませることが児童相談所の役割で、それをぜひ県庁全体でバックアップし、理解し合ってもらいたいと思っています。

2019年初冬の千葉県野田市の虐待死事件、栗原心愛さん、小4(10歳)が激しい身体的、心理的、性的虐待の後、命を落とした事件でありますけれども、この事件でもDVが虐待対応の端緒となっています。DV通告を甘く見てはいけないゆえんだというふうに思います。

児童相談所における相談件数増に対して、児相ごとに係の数を増やし、職員を増やしていただいておりますけれども、ここ最近の職員の増加実績をお示しいただきたいと思っています。

その上で、その数是对応すべき相談数に足りていると捉えているのか、まだ足りないと思うのか、どう考えるか部長の所見を伺いたいと思います。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 児童相談所に配置しております児童福祉司及び児童心理司につきましては、国が平成30年度に策定した児童虐待防止対策体制総合強化プラン、いわゆる新プランの配置基準に基づきまして、計画的に増員を進めております。

この新プランの基準となります平成29年度以降、令和3年度までの5年間に、県内3か所の児童相談所におきまして児童福祉司を27名、児童心理司を9名増員したところであり、現在、国が定める配置基準につきましては、充足している状況にあります。

**○岩切達哉議員** 国の配置基準を充足している状況と伺いました。努力いただいているというふうに思っています。その上でありますけれども、今答弁にありました児童虐待防止対策体制総合強化プラン、新プランにおいて、国においては、児童福祉司の業務量を踏まえた配置の見直しを図り、配置標準を人口4万人に対して1人から、3万人に対して1人に改正するといわれています。これは来年度からの施行を予定しているのですけれども、来年度以降の人員配置についてのお考えをお聞かせください。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 県では、新プランに基づく児童相談所の体制強化のため、これまで、相談対応件数などに応じた児童福祉司の増員等に取り組んできたところでございます。御指摘のとおり、令和4年度の児童福祉司の配置基準におきましては、人口4万人に1人から、人口3万人に1人のより手厚い配置となることに加えまして、里親養育の支援及び市町村の相談対応強化の支援を行うための配置も求められているところでございます。

このため、令和4年度における児童福祉司及び児童心理司の必要な配置につきましては、関係部局等と連携いたしまして、今後取り組んでまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 関係部局と連携してということでございますので、しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その関係部局の総元締として、知事がいらっしゃいます。知事に伺いたいと思います。

政府は前倒しで、「本年度中に児相体制強化を目指す」とも言っております。県としても、遅延や後退は許されない、そのような場面です。子供の命が絡む問題であります。改めて知事に、どのように取り組むのか、姿勢を伺いた

と思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 我が国の将来を担う子供は国の宝でありまして、その命と健やかな成長を守るため、増加する児童虐待相談に適切に対応することができる体制づくりは大変重要と考えております。

このため、県としましては、市町村との適切な役割分担を図りながら、国の新プランに基づき、児童福祉司等の増員をはじめ、警察職員や弁護士を配置するなど、児童相談所の体制と専門性の強化を進めているところであります。

今後さらに、社会経済情勢の変化に伴う児童虐待の増加や相談内容の複雑化・深刻化が懸念される中、これまで以上に、子供や家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が求められるなど、児童相談所の役割はますます重要となってまいりますので、引き続き、必要な体制強化にしっかりと取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** 今、知事からしっかりと取り組むという答弁をいただいたことを心強く思います。市町村がありまして、市町村には市町村の役割があります。また、前から申し上げているんですが、宮崎市は中核市ですので、他県に見られるように児童相談所を設置することが可能な市であります。市長選も間近ですので、児相を設置する公約を持つ候補者を応援したくもありません。

そのようなこと、市町村との役割分担と同時に連携を図りながら、その上でも児童相談所の必要な体制をしっかりと強化していただくこと、取り組んでいただくこと、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、教育長に伺います。性加害の防止ということでございます。

「生命（いのち）の安全教育」ということが

出されています。文部科学省は、性犯罪・性暴力対策強化の一環に、発達段階に応じた生命（いのち）の教育を実施することとしています。加害者、被害者、傍観者にならないための教育です。具体的な教材、指導の手引もあります。令和2年度から4年度までの3年間を集中強化期間として、実効性のある取組を速やかに進めていくとしているんですけども、宮崎県の教育実践はどのような状況でしょうか。教育長、御答弁をお願いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為で、心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育は非常に重要であると考えております。

近年、SNSに起因する性犯罪が全国的に増加していることから、県教育委員会では、ITの専門家の派遣や犯罪被害の実例及び相談窓口を紹介したリーフレットを全ての児童生徒に配付するなど、未然防止に取り組んでおります。

また、本年4月に文部科学省が作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材につきましても、各学校に周知したところでありまして、今後、様々な場面で積極的な活用を働きかけるなど、引き続き、取組の充実を図ってまいります。

**○岩切達哉議員** この問題は、子供時代から学んで、当然親も学ぶ、そういう対応の方法を知っておくことが大事だと思います。今までは、性被害を恥だというふうに隠してしまう、被害を受けたほうが悪かったというようなことが言われることもありました。悪いのは加害者だ、このことをしっかりと受け止めるためには、しっかりとした学びが必要なんだという主

張で、生命（いのち）の安全教育が行われているようであります。ぜひ教育委員会で実践のほうをお願いします。

同様に、4月は「若年層の性暴力被害予防月間」ということで、内閣府が関係省庁とともに取り組むこととしていましたけれども、宮崎県内ではどのような取組が行われたのか、総合政策部長、よろしくをお願いします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 御質問のとおり、4月は「若年層の性暴力被害予防月間」とされておりまして、県といたしましては、内閣府作成のリーフレットを各高等学校に送付したり、市町村に対して広報啓発の協力依頼を行いましたほか、県男女共同参画センターによるSNSを活用した広報等に取り組んだところでございます。

このほか、被害者の負担軽減を図るため、性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」を設置いたしまして、相談対応や病院・警察への付添い、カウンセリング等の支援を行っており、あわせて、当センターの周知につきましても、新中学1年生全員にチラシを配付するなど、特に若年層に対して力を入れているところでございます。

今後とも、こうした取組を通じて、性暴力に関する啓発や被害者支援に努めてまいります。

**○岩切達哉議員** この問題は、相談を受けた体験、また身近にその問題の存在を経験する、そういったことが影響しているというふうに思いますので、ぜひ十分な、学齢期から成人期に向けてのこの問題についての取組を連携していただきたいと思います。切にお願いしたいと思っております。

次に、県プール整備運営事業について伺いたいと思っております。

議会が始まる前に、事業者の選定が行われたとの報道がありましたが、PFI事業者の選定は、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式により行うものとされています。本事業の成否を握るのが、この競争性と透明性ではないでしょうか。

そこで、価格競争という側面よりも、PFI事業者から提案される隣接地での事業、それが相乗効果の発揮やにぎわいを創出するということの蓋然性なり発注側の期待こそが評価の分かれ目になったと理解していますが、それは不明確な事柄が多いのであって、難しい判断だったのではないのでしょうか。

今回、選定が行われたところでありますけれども、選定に当たって、どこをどのように評価して、建設されるプールとの相乗効果、にぎわいが創出されると認めたのか、知事の所見を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 県プール整備運営事業者の選定につきましては、総合評価落札方式によることとしておりまして、外部有識者も交えた審査委員会を設置し、あらかじめ公表しております落札者決定基準に基づき、各委員が審査した結果を踏まえて、県として事業者を選定したところであります。

具体的には、事業全体の取組方針、プール施設の整備及び運営・維持管理、民間収益事業の実施内容等について審査いただき、入札価格も加味し、総合的な評価を行ったところであります。

そのうち、民間収益事業につきましては、選定事業者から放送局、大学施設、医療・飲食モールを整備する内容の提案があり、文化、教養、交流、健康といった多彩な都市機能との相乗効果により、プールの利用促進が図られると

ともに、このエリアの恒常的なにぎわいの創出に寄与することが期待できるものと判断したところであります。

**○岩切達哉議員** プールの建設に反対しているというふうにも受け止められている私でありませぬけれども、そういう立場ではありませんで、何より、事業手法や財政への影響を懸念しておりますして、そのことを訴えて質問させていただいております。

コロナで疲弊した経済、収入減が予想される県税収入、その中で、およそ100億円で建設して、15年間に55億円かけて管理するというこの事業の運営に係る費用の捻出には、全く心配ないし、とりわけ私が心配している福祉や医療、保健など、県民生活に係る事業などに影響は及ばないんだと、そのように知事から明確にお約束をいただけたらと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 国民スポーツ大会の会場となるプールにつきましては、大会後の活用を考慮して屋内での整備を進めておりますが、整備や維持管理に要する費用が多額となるため、PFI手法の導入や余剰地を活用した民間収益事業を一体的に実施することによりまして、可能な限り財政負担の軽減に努めるとともに、県債の活用により財政支出の平準化を図ることとしております。

これらを踏まえて、令和3年2月議会において公表しました令和3年度から10年間の財政見直しにおきましては、今後とも地方交付税などの一般財源総額が同水準で確保されることが前提ではございますが、令和12年度においても一定の財政の健全性が維持されるものと、試算をしております。

今後、実際の予算編成において、福祉・医療など、県民生活に関わる事業に影響が

出ないよう、引き続き、一般財源総額の確保・充実について国へ強く要望していくとともに、健全な財政運営に努めてまいります。

**○岩切達哉議員** 知事からお約束をいただきました。まさに、地方自治の中で必要なものは必要としてしっかりやっていく、ただ、システム上、自主財源は一定の割合しかない。国に、本来地方に回すべき予算はしっかりと回していただくことが重要なポイントだろうと思いますので、ぜひタイアップしながらその問題を前進させていただきたいと思っております。

今回は特異な方法での建設でありますから、契約手続などにおいて疑問が生じないように、いささかの瑕疵も許されたいと思っております。それ以上に、宮崎県財政、健全な財政運営についてしっかり運営していただくように、私どもも見詰め続けたいと思っております。

次に、県土整備部長に伺います。

宮崎県無電柱化推進計画についてであります。これは、1年半前の令和2年2月議会で満行議員も質問しているところで、当時の部長は、無電柱化の推進に取り組むというふうに答弁をされました。このことを踏まえて伺いますけれども、この宮崎県無電柱化推進計画は、令和2年度までのものでございました。今年度以降の展開はどのように考えているのでしょうか。御答弁をお願いします。

**○県土整備部長(西田員敏君)** 無電柱化は、道路の防災性の向上をはじめ、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成の観点からも、大変重要な取組であります。

県管理道路におきましては、緊急輸送道路や主要な駅周辺で、これまでに12路線、12.4キロメートルの整備を行ってきたところであり、現在、5路線、6.4キロメートルの無電柱化に取り

組んでおります。

このような中、国において、緊急輸送道路における電柱の減少やコスト縮減などを盛り込んだ新たな計画が先月25日に策定されたことから、県では、令和7年度までを期間とする次期「宮崎県無電柱化推進計画」を今年度中に策定することとしております。

県といたしましては、安全・安心なまちづくりに向け、無電柱化の推進に着実に取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** 県管理道路ではそういう距離で、国も直接にやっという距離もあるということで、県内それぞれに実施されているというお話でございます。これに合わせて、ガスや水道、通信事業者など、いずれも重要な生活インフラでありまして、欠かせないものであります。それらが連携して災害に備え、無電柱化を推進してほしいと考えます。ガス、水道、通信の事業者との協議はどうなっているところか、お聞かせください。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 無電柱化を進めるに当たりましては、様々な事業者に加え、警察や市町村との連携が重要と認識しております。

特に、費用負担が生じる通信事業者などの電線管理者におかれましては、計画の策定を行う「宮崎地区無電柱化協議会」に委員として参加いただき、整備する路線や手法などについて調整を行っているところであります。

また、電線管理者などに加え、ガス、水道などの地下埋設物の事業者とは、工事の設計や施工の際に、適切な施設配置や工事の施工時期、施工方法などについて協議を行っているところでありますが、今後は、より効率的な整備を目指し、計画段階から情報共有を行うなど、関係

機関とのさらなる連携強化に努めてまいります。

**○岩切達哉議員** 事業者さんに御負担をいただくものもあるということでありまして、難しい側面もあると思いますけれども、観光立県宮崎、美しい宮崎づくりという側面からも、ぜひ積極的な事業展開をお願いしたいと思います。

関連して、上水道の耐震化の進捗は、実際のところいかがな状況でしょうか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 上水道の耐震化につきましては、事業主体であります市町等において計画的に進められているところであります。令和元年度におきましては、主要な水道管であります基幹管路のうち、耐震性のある管路の割合を示します耐震適合率は、本県全体で28.5%となっております。

しかしながら、全国の耐震適合率であります40.9%と比べますと、低い状況になっておりますことから、県といたしましては、市町等に対しまして、引き続き、国庫補助事業を活用した早期の計画的な耐震化を促しているところであります。

**○岩切達哉議員** いずれも費用がかかりますので、難しい問題とは思いますが、この中心的な視点は防災なのでありまして、予想される大型地震があるところでありますので、ぜひ御尽力を賜りたいと思います。

次に、農政水産部長に質問をさせていただきます。

政府は、東北大震災で被災した福島第一原子力発電所を冷やすために今も発生し続けている汚染水を処理した水、これを福島県沖に約100万トン放出するという話でございます。

これによる宮崎県漁業への影響について伺い



たいと思います。福島県沖、三陸沖など影響を受ける海域で操業する宮崎県船籍の数ほどのような状況でしょうか。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質の大部分を除去した、いわゆるALPS処理水は、2年程度の準備期間を経て放出される計画が公表されております。

この放出が想定されている海域の沖合では、県内の3漁協に所属する16隻が操業を行っており、千葉県勝浦港や宮城県気仙沼港を基地として水揚げしております。

**○岩切達哉議員** そのように、処理水を海洋放出する予定の福島県沖まで行って操業していただいているわけなんですけれども、今回の政府方針は、漁業者が一番懸念している魚介類の消費抑制につながるのではないかと、こういう心配を持っておられるんですけれども、農政水産部長の所見を伺いたいと思います。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 国のALPS処理水を海洋放出する方針については、全国漁業協同組合連合会をはじめ放出海域の漁業者等が、深刻な風評被害を生じかねないとして猛烈に反対しております。

仮に風評被害が生じた場合には、放出海域の沖合で操業を行う本県漁業への影響も危惧されるところであります。

**○岩切達哉議員** この放出される水には、トリチウムの残存があり、その安全性の評価は分かれていますけれども、漁業者が風評被害を受けるといふ訴えは、そのとおりだといふふうに思います。

今、コロナで魚価が下がり切ってしまい、燃料代も高騰しているということで、漁業者は大変厳しいということをお伺いしました。

政府が、この海洋放水に向けていろいろ発信しておられますけれども、県には、この問題に対して、宮崎県の漁業者の立場に立って、漁業者の生活を守る立場で行動をしていただきたい、このようにお願いしておきたいと思いません。

次に、県内で暮らす外国人の皆さんに対する対応について伺いたいと思います。

地元新聞社が、外国人労働力に係る連載をしておられます。今朝の紙面にも特集がありました。

まず、現在の宮崎県内の外国人労働者についての数、主な出身国の数など、把握しているところを商工観光労働部長からお示しいただきたいと思いません。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 宮崎労働局によりますと、令和2年10月末現在の県内の外国人労働者数は5,519人となっております、この5年間で2.1倍に増加しております。

主な国籍は、ベトナムが最も多く2,420人、次いで中国866人、インドネシア592人などとなっております。

**○岩切達哉議員** 連載を見ていますと、「支援したいが限界がある」というような内容もあります。外国から来て生活をしておられる皆さんに、行政として何ができていて何ができていないのか、できていないことをできるようにするためには何が必要かを考えたいと思いません。

今の答弁では、5年で2倍ということであります。これから5年後には、1万人を超えるのではないのでしょうか。大切な隣人、我が県産業を支える重要な皆さんと認識しなくてはならないと思いません。

私の平成31年2月議会の外国人労働力に関連した質問に対し、知事から「宮崎県外国人材受

入れ・共生連絡協議会で体制整備していく」という答弁をいただきました。

新聞にあった労働実態は、その協議会での体制整備の下での努力の結果なのでしょうか。外国人から選ばれる県になるということを目指したいと言いますが、それが実現できているのか、知事の所見を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本格的な人口減少社会が到来する中で、外国人をはじめとする多様な産業人材を確保することは、県内産業の活力を維持するために重要な取組であると認識しております。また、技能実習の制度などでは、国際貢献という観点も非常に重要だということ、これも忘れてはならないと考えております。

御質問のあった協議会は、外国人材の受入れに当たりまして、労働・生活の両面における支援体制の整備・充実が必要であることから、県と市町村が連携して取り組むために設置したものであります。

これまで、この協議会におきまして、特定技能制度や多文化共生に関する情報共有や意見交換を行った結果、県内各地におきます「みやざき外国人サポートセンター」の出張相談の実施や、ごみの出し方や災害ハザードマップの多言語化につながるなど、円滑な受入れ・共生に向けた総合調整機能を果たしてきたところであります。

今後とも、この協議会を通じて、労働・生活実態の把握に努め、適正な労働環境を確保し、地域社会全体でサポートすることによりまして、「国籍にかかわらず、誰もが暮らしやすい宮崎づくり」に取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** 「国籍にかかわらず、誰もが暮らしやすい宮崎づくり」という方針で取り組むことは、その一番望ましい姿として、私たち

が暮らす地域でしっかり受け入れて支えることだというふうにも思っています。

残念ながら、連載の中には、雇用する事業所によってはでありますけれども、事業所外での交流をさせないとするところがあると、課題として書かれています。

県には、日本一外国人が生活しやすい県づくりを進めてほしいと思います。繰り返しになりますが、確実にその労働力に頼らなければ、それぞれの産業で労働力不足が顕著となる状況が明白だということであるからでして、そのためには、賃金の水準ではなかなか都市部には勝てないんですけれども、生活のしやすさでは、この宮崎県が外国から来られる方々に選ばれる、そういう県になってほしいと思うからであります。

雇用される事業所さんのほうから実情が開示されて、適切な受入れがなされていることが、第三者からも確認されていくことが必要だと思います。そのことは、地方自治体の支援も容易にさせていくのではないかと思います。

現場での実践をどのように展開していくか、商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 外国人労働者は、本県の産業を支える大切な人材であり、働きやすい環境の整備は重要であると認識しております。

これまで県では、外国人の受入れを検討しております企業を対象に、外国人雇用のための在留手続などのセミナーの開催や、個別相談会を実施してまいりました。

本年度も、外国人労働者を受け入れている企業などに、法令遵守や働きやすい職場づくりへの意識をしっかりと持っていただくため、受入れ環境の整備や人権への配慮を内容とするセミ

ナーを開催することとしており、その中では、優良な受入れ事業者に関する情報共有も行いたいと考えております。

県といたしましては、今後とも国や市町村とも連携しながら、外国人労働者が働きやすい環境整備の促進に向け、取組を強化してまいります。

**○岩切達哉議員** 環境整備について、今朝の新聞にもありましたけれども、外国人の方が日本での生活になじむためには、言葉の獲得が大事だというふうに書かれておりました。言語獲得に関する支援などはどのように展開されているのか、お尋ねしたいと思います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 議員御指摘のとおり、外国人住民に対して、日本語を学ぶ機会を提供することは大変重要であると認識しております。

このため県では、「地域日本語教育体制整備事業」におきまして、日本語の学習を支援するボランティアの養成講座を開催しており、昨年度は33名が修了しております。

また、外国人が地域住民との交流を通じて日本語を学ぶ日本語教室を県内4地域で開催し、地域住民を含む延べ96名の参加があったところでございます。

日本語教育の推進には、住民に最も身近な市町村の役割が重要でありますことから、市町村が独自で実施をする取組とも連携しながら、本県で生活する外国人への日本語教育の充実を図ってまいります。

**○岩切達哉議員** コロナが収束したらばということでございますけれども、恐らく外国から多くの方に来ていただけるものと思います。笑顔での交流が県内のあちこちで可能となるような、地域社会全体でのサポートづくりを進めて

いただくよう、部長には求めさせていただきたいと思っております。県内に、最近でありますけれども、日本・ベトナム友好協会が、我が県議会からも日高陽一議員などが参加されて発足いたしました。今朝の新聞に写真入りで出ておりました。このような支援団体との活動とも、ぜひ県としては十分に連携をしていただきたいと思いますと思っております。

続いて、消防指令業務の共同運用検討という新規事業がありました。これについて、危機管理統括監に伺いたいと思っております。

この調査事業は、広域共同運用を実施すべしとの態度で行う事業なのか、御答弁をお聞かせいただきたいと思っております。

**○危機管理統括監（小田光男君）** 消防指令業務の共同運用に係る判断につきましては、各市町村が主体となって行うものであると認識しております。

今回の調査は、市町村がその判断を行うための基礎資料を作成して提供することを目的としておりまして、調査に当たりましては、市町村にその趣旨を御理解いただいた上で進めることとしております。

県としましては、各市町村における共同運用についての検討や協議が進むよう、今後も助言や情報提供を行ってまいります。

**○岩切達哉議員** コロナ以前の行政の姿勢としては、単独でやるより広域でやったほうがメリットがあると、このことが大前提にあって様々なものを大きくやろうというふうな風潮があったと思っておりますけれども、119番通報を受けるに当たっては、県北部地域は県北部地域の方言、諸県地域のほうには諸県地域の方言があって、なかなか理解し難い言葉もあります。また、地元のみで通用する、そのような地域名と

いうのもあって、119番でどこどこに来てくださ  
いというのが、共同運用の中で十分に生きるの  
か、このような広域ゆえのデメリットもありや  
というふうに思います。しっかりと考えられる  
調査にしてほしいと思います。今一度、危機管  
理統括監の所見を伺いたいと思います。

**○危機管理統括監（小田光男君）** 消防指令業  
務の共同運用に当たりましては、施設整備コス  
トの削減や情報の一元化等の効果が期待される  
一方、人員配置や指令センターの運営方法等の  
運用上の課題も想定されるところであります。

県としましては、この調査によりまして、共  
同運用に当たり解決すべき課題とその方策につ  
いて、市町村が様々な角度から検討できる資料  
を提供してまいります。

**○岩切達哉議員** なかなか単純なことではない  
と思いますので、ぜひ丁寧な対応に徹するよう  
求めておきたいと思います。

最後の質問になります。プロ野球チーム広島  
カープ日南キャンプ60周年への対応でありま  
す。

同僚議員には、熱心な広島カープファンがお  
りまして、その広島球団が、1963年を第1回と  
して、来年2月に第60回のキャンプ実施となる  
とのこととあります。数年前には同様に、巨人  
軍の記念事業などに取り組みましたと伺います  
けれども、営々と宮崎の日南市をキャンプ地と  
して選択いただいております広島カープ、この貢  
献に対して記念事業などの実施など、県として  
の支援はどのようなものを予定されているの  
か、商工観光労働部長に伺いたいと思います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 広島東洋  
カープ日南キャンプは、本県や日南市の知名度  
アップ、誘客を通じた地域の活性化に大きく貢  
献をしていただいております。

県としましては、長年の貢献に対する感謝の  
気持ちを表すため、県も加入し、日南市や地元  
商工会議所などの関係機関で組織します「広島  
東洋カープ日南協力会」におきまして、様々な  
記念イベントを実施するなど、広島東洋カープ  
の日南キャンプ60周年をしっかりと盛り上げて  
いくこととしております。

**○岩切達哉議員** まさに、プロ野球キャンプ  
シーズンはコロナ後だというふうに願っており  
ます。ゆえに、盛大に盛り上げて、県内経済復  
興の火種としていただくようお願いしたい、  
そのために御尽力いただきたい、そのようにお  
願い申し上げて、私の質問を全て終わらせてい  
ただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○中野一則議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時43分休憩

---

午後1時0分再開

**○濱砂 守副議長** 休憩前に引き続き会議を開  
きます。

次は、内田理佐議員。

**○内田理佐議員〔登壇〕**（拍手） 皆さん、こ  
んにちは。自由民主党、内田理佐です。

日本旅行の「T r i p a（トリパ）」という  
ウェブサイトを紹介します。

宮崎県を「九州最強のパワースポット」と紹  
介され、「宮崎県といえば皆さんは何を思い浮  
かべますか。マンゴーや地鶏などおいしいもの  
が多いという方もいらっしゃるでしょうし、多  
くの野球チームがキャンプをしに来る場所とい  
うように感じている方もいらっしゃるでしょう  
う。もちろん、それらも宮崎の大きな魅力です  
が、実は宮崎には「神話と伝説が宿る町」があ

るのです。」とあります。

令和元年に策定された宮崎県観光振興計画には、第2節「取り組むプロジェクト」の「1.みやぎの強みを生かした誘客の促進」の中で、「(1)「神話の源流みやぎ」ブランドを生かした観光誘客の推進」と記載されています。この計画は、令和元年から4年間の計画ですが、県が取り組む観光の一丁目一番地が神話だと書いてあると理解します。

このように神話は、宮崎県を代表する最強の観光コンテンツであり、唯一無二の宝であります。

例えば、宮崎県のお隣の県である鹿児島県や熊本県、大分県の観光シンボルを何か一つ示すとすれば、何を示すでしょうか。6月9日に発表された九州のサイクルマップに、各県のモチーフが描かれています。鹿児島県は桜島、熊本県は熊本城、大分県は温泉でした。確かに各県のモチーフとして誰もが思っている納得のいくシンボルであると言えます。では、宮崎県のモチーフは何が示されておりましたでしょうか。そこには、サーフィンが書かれておりました。サーフィンを否定しているわけではありません。しかし、誰もが思っている宮崎県のシンボル、宮崎県の心、宮崎県の魂がサーフィンなのでしょうか。

私は、宮崎県のシンボルは神話だと思いません。

神話は、宮崎県の、観光でありシンボルとして定着させるために記紀編さん1300年記念事業を進めてきたのだと理解しています。そのかいあって、随分と宮崎の神話や神楽がメディアや雑誌でも取り上げられてきました。このことは、県が市町村に対し、各地の神話ゆかりの地の掘り起こしや磨き上げを促していただいたお

かげでもあります。

今後も、「神話の源流みやぎ」として、神話と呼び水とした観光誘客を強力に推し進めるべきと思いますが、知事のお考えをお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

本県に伝わる日向神話や、これにまつわる神社や神楽などの歴史的・文化的資源は、長年大切に引き継がれてきたみやぎの宝であり、国内外からの誘客が見込める価値の高い観光資源であると考えております。

県では、これまで記紀編さん1300年記念事業として、県内外に「神話の源流みやぎ」を浸透させるため、神話をテーマとした観光資源の磨き上げや様々な形での情報発信を行ってまいりました。

いよいよ来月3日からは、国文祭・芸文祭が本県で開催されます。これまでの集大成として、宮崎に伝わる神話の魅力を全国に向けて力強く発信してまいりたいと考えております。

御指摘のとおり、神話は、本県における観光の大きなシンボルでありますので、今後は、こうした取組を一過性のものにとすることなく、「神話の源流みやぎ」ブランドがしっかりと引き継がれていくよう、市町村や関係団体とも連携しながら、神話を生かした観光誘客に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○内田理佐議員 ぜひ、観光推進課の中に神話の担当をつくっていただきたいと思っております。なぜなら、これまで総合政策部の中に記紀編さん記念事業推進室がありましたが、なくなりまして、文化振興課が神話を担当するというところに

なっておりますが、観光の視点で取り組んでいただけるのかなということをちょっと心配に思っております。

神話は文化事業だけではいけないと思っております。宮崎の観光であって宮崎のブランドということで、全職員が取り組んでいただきたいと思っておりますし、担当をつくっていただくことが宮崎県の発展につながっていくと思っておりますので、ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思っております。

また、以前から要望しています、県北の神話を含む神話のマップの更新と、神話の看板の設置も併せてよろしく願います。

宮崎県の観光を、例えば、「神社参拝からのスポーツ」とか、「夜神楽からの食」、また「古墳からの花」と、自然などつなげていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

次に、来月から開催される国文祭・芸文祭を一過性のものとせず、新たな起点として市町村と連携しながら、神話などの文化資源を活用した人材育成や地域づくりを図っていくことが重要と考えますが、県の見解を総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 国文祭・芸文祭の開催は、地域に根差した文化の魅力を県民の皆様にも再認識していただきますとともに、それらを生かして人づくりや地域づくりを進める好機となるものと考えております。

このような認識の下、県では、国文祭・芸文祭後も市町村と連携し、子供たちが神話や地域の伝承を学ぶ出前講座の開催や子ども神楽の発表の場の提供などによりまして、郷土への愛着や誇りの醸成を図ってまいりたいと考えております。

また、地方への新たな人の流れが生まれている中で、今年度から、神話ゆかりの祭りや神楽などを生かして関係人口の創出を図る市町村の主体的な取組を支援することとしておりまして、今後とも、人材育成や地域づくりに積極的に取り組んでまいります。

**○内田理佐議員** 文化振興課が引き継いでいかれるということですので、観光振興課との連携も必要だと感じました。観光振興計画の中には、「文化資源である神話を情報発信し、県内外での講演会や講座、神楽公演等を通じて誘客促進につなげる取組を展開していきます」とあります。観光と文化、どちらも含む取組だと思います。国文祭が終わりましたが、神話のブランド化をぜひよろしく願います。

次に、修学旅行についてです。

昨年度は新型コロナの影響で、修学旅行を県外から県内に変更して行った小中学校も多く、魅力の再発見や郷土愛の育成、楽しい思い出づくりができるとともに、受注が激減していた県内の観光業を救いました。

例えば延岡市では、地元企業の協力により工場見学などを行い、産業観光として県内観光再発見プログラムを作ることもつながりました。

また、子供たちに、魅力的な企業が地元にあるということを感じてもらうことで誇りを感じ、地元企業就職へとつながり、将来、その子供たちが地元を背負っていくのだと思います。今の子供たちは、私たちが学生の頃と比べ地元のことをよく知っていますし、頼もしく思っております。

そこで、小中学校の県内修学旅行における昨年度の実績、本年度の予定及び県内のよさを広める取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 昨年度の修学旅行につきましては、実施した公立小中学校257校のうち、228校が県内で行ったところです。

県内で実施した児童生徒や職員からは、「宮崎のよさを見詰め直すことができた」「移動が短く、見学や体験活動にじっくり取り組む時間が確保できた」など、肯定的な意見が数多く寄せられたところでもあります。

このような昨年度の実績を基に、本年度につきましても、多くの学校が修学旅行の行き先を、年度当初から県内を含めて検討をしている状況であります。

なお、県内各地には、修学旅行のみならず遠足などにも活用できる見学先や体験施設がまだまだありますことから、県教育委員会では、各市町村から集めた情報を各学校に提供したところでもあります。

○内田理佐議員 前向きな取組に感謝いたします。遠足でも新たな宮崎の魅力が伝わっていくことを願っております。

次に、昨年度に引き続き今年度も、「みやざき学び旅」促進事業を行っています。この事業は、県内観光業の需要回復を図るため、県内での宿泊を伴う教育旅行、修学旅行を取り扱う旅行会社に対し、その経費の一部を助成するというものです。今回、新たに作られたプログラムをしっかりと作り込んでいけば、アフターコロナには他県からの修学旅行誘致につながるもので、今のうちから旅行会社に対してや、ネット上で成果をPRしていくことも大切だと思います。

そこで、昨年度、県内で行われた修学旅行の状況と今後の進め方について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 昨年度の県内での修学旅行は、新型コロナの影響で、県

外からの受入れは大幅に減収しましたものの、県内の小学校を中心に、262校、延べ宿泊者数1万4,874人となり、令和元年度と比較しますと205校、1万1,658人の大幅増となりました。

また、県内企業の工場見学や、戦争遺構の掩体ごう見学など、新たなメニューの掘り起こしが進んだところでありまして、学校関係者からも、宮崎のよさを再認識できるよい機会となったとの声が寄せられております。

今後、こうした成果を生かしますとともに、神話をはじめとします本県ならではの魅力を活用したメニューの磨き上げやセールス活動の強化によりまして、県内校の県内定着化はもとより、県外からの受入れ増に取り組んでまいります。

○内田理佐議員 昨年、新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会で観光業の方々との意見交換をした際に、旅行会社の方に修学旅行プログラムについて説明をいただきました。その中で、宮崎県のプログラムの紹介はありませんで、質問させていただき、一応、宮崎県のプログラムはあるということだったんですが、具体的なお話もありませんでした。ぜひ、昨年の成果を旅行会社の方に報告していただいて、他県でPRして、プログラムを实际組んでいただいて、県外からの呼び込みというのを期待しますので、どうか御報告のほう、よろしく願いいたします。

次に、東京オリパラ事前合宿についてです。

新型コロナウイルスの第3波到来と言われた今年1月以降、本県では、プロ野球、Jリーグサッカーの合宿を無観客で行い、受入れ実績をつくりました。関係者、選手のPCR検査、感染予防策を徹底したため、選手、関係者から発症者もなく、また、本県での感染拡大の原因と

はなりませんでした。これは、宮崎モデルと  
言ってよいかと思えます。

宮崎県内の市町村では、事前合宿を行うホス  
トタウンが決定し、県は感染対策を盛り込んだ  
マニュアルの作成を進めているようですが、海  
外チームの受入れ予定とその準備状況につ  
いて、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 本県での  
海外チームの事前合宿につきましては、2つの  
チームから中止の連絡があったところござ  
いますけれども、7月上旬から8月下旬まで、ド  
イツ、イギリスなど9か国から、陸上やトライ  
アスロンなど6競技、計13チームの受入れを行  
う予定でございます。

現在、円滑な受入れに向けまして、練習会場  
や宿泊施設、交通機関との調整、マニュアルの  
整備等の準備を行っているところでございま  
すが、特に、新型コロナウイルス感染症対策につ  
きましては、国の交付金を活用したPCR検査や、宿  
泊施設のフロア貸切り等の対策をはじめ、体調不  
良者が発生した際のスムーズな医療受診体制の  
整備等に取り組んでおります。

県としましては、受入れが円滑に行われ、  
チームの好成績につながるよう、しっかりと対  
応してまいります。

**○内田理佐議員** そこで、その受入れ体制に関  
してのワクチン接種について質問させていただきます。

オリンピックの受入れでも分かるように、海  
外ではワクチン接種が進み、逆に海外選手が接  
種の遅れる日本を警戒している状況ではないか  
なと推測できます。知事はじめ部局長、県や市  
町村の職員の皆さんの中には、オリンピック事  
前合宿受入れで選手と接触する方や、国文祭の  
対応をされる方もたくさんいらっしゃるものと

思えます。ワクチン接種を済ませておくのも、  
一種のおもてなしであると考えます。

特に、南海トラフ巨大地震のような、いつ発  
生するか分からない危機管理事象の備えとし  
て、危機管理のトップである知事は真っ先にワ  
クチンを接種しておくべきと考えますが、知事  
のお考えをお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** ワクチン接種につ  
きましては、国において、まず医療従事者、高  
齢者などの優先順位が定められ、進められて  
おります。

その後の一般接種の優先順位につきま  
しては、市町村において定めることとされて  
おまして、県では先般、市町村に対し、基礎  
疾患を有する者等に次ぐ優先接種の対象者の  
考え方をお示しし、感染症対策・危機管理に  
関する意思決定等に携わる者についても、そ  
の対象の一つとしたところでありまして、こ  
の中に自治体の長や議員も含まれるところ  
であります。

私自身の接種時期につきましては、高  
齢者接種などの進捗状況を見ながら、適切  
に対応してまいりたいと考えております。

**○内田理佐議員** 知事は、ぜひ真っ先に打  
つべきだと私は思います。そのための県民  
の理解も必要ですし、県民の危機管理意  
識を育てていくということも大切だと思  
います。できれば、国文祭、事前合宿ま  
でに2回まで接種していただきたいと思  
っております。リスクを回避された状  
況をつくっていただきたかったです。ワ  
クチン接種1回目、2回目、3週間空  
けるということで、国文祭は間に合  
いませんけど、1日でも早く知事の接  
種をよろしく願いいたします。

次に、新型コロナウイルスの影響につ  
いてです。

学生にとっては一生に一度の経験とな  
る県高校総体、県中学総体ですが、同  
様に保護者に



とっても一生に一度の観戦です。特に3年生にとっては、本当に最後です。保護者からの多くの相談があります。判断の難しいところでしょうが、練習試合など、保護者は感染対策の上、応援をしているわけですから、先日行われました、テゲバジャーロの試合や国文祭のさきがけプログラムのように、徹底した感染対策で、ほかと同じように観戦をさせるべきだと思います。練習試合などでは、保護者は感染対策の上、学生の応援をしています。

県高校総体における保護者の観戦について、また、これから行われる県中学総体における対応について、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県高校総体は、県独自の緊急事態宣言を受け、日程を6月1日以降に延期するとともに、感染リスクを可能な限り抑え、安全・安心な状況の中で大会を行うことを最も優先し、原則、無観客での開催となりました。

しかしながら、多くの高校生にとっては最後の大会となりますことから、保護者の観戦につきましても、県高体連と協議を行い、撮影等を目的に、部活動ごとに2名まででお願いしたところでもあります。

7月10日から行われる予定の県中学総体における保護者の観戦につきましても、感染状況や施設等の状況を確認しながら、現在、中体連と検討をしているところであります。

**○内田理佐議員** まず、大会を行っていただけないということは、本当にありがたいことだと思います。でも、これまで見てきましても、初めウイルスは大人が持ち込み、そして、大人から感染が子供たちにうつり、しかし、子供たちが感染を広げる可能性が高いということで、強めの対策が講じられ、勉強やスポーツ、経験、思

い出までもウイルスが奪ってしまっています。そう感じてしまいます。家で一緒にいる親と子を、なぜ大会の会場入り口から分けてしまうのか、最良の策でぜひ望んでいただきたいと思えます。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者等で、入院や自宅待機を余儀なくされた児童生徒に対し、10日間から2週間、またはそれ以上の期間中、担任から電話確認や宿題さえ一度も届かなかったとの不満の声を何度か聞きました。県教育委員会は生徒の学びを止めないための取組を行っているという説明を受けていますが、具体的な取組について、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 自宅待機を余儀なくされた児童生徒への対応でございますが、何より大切なことは、連絡を絶やさないことです。そのため、学級担任等が電話連絡を通じて、まずは個別に、心と体の健康状態の確認を行っております。

その後、個々の状況に応じて、現在の学習状況を伝えたり、保護者を通じて課題プリントを届けたりするなどの取組を行ったところであります。

また、高等学校におきましても、ICTの活用も加わりましての、課題の指示や学習状況の確認を行った事例もございます。

県教育委員会といたしましては、今後とも、児童生徒の学びを止めないための取組が、全ての学校において確実に行われるよう、さらなる周知を図ってまいります。

**○内田理佐議員** 教育長がおっしゃったとおりであればいいのですが、実際には、そういう連絡とか宿題とか届かなかったというような子がいらっちゃったと私は思います。1回も連絡が

来ないということで、保護者もすごく不安な思いをしたというようなことを何件か伺ったんですが、それとコロナじゃない別の病気の方にも連絡がいかなかったということがあり、ふだんはまめに連絡をされているのかもしれないですけど、今回、このコロナというのがすごく特別なものである、でも、それゆえにしっかりと、本当は毎日でも心を寄せていただければなと思いましたので、周知徹底をぜひよろしくお願い致します。

次に、災害備蓄品の有効活用についてです。

宮崎県は、宮崎県備蓄基本指針に従い、県内8か所で災害備蓄を行っています。特に、食料、水、粉ミルクは期限があるため、食品ロスをなくすためにも有効利用することが望まれます。

農林水産省では、以前は災害備蓄食料を更新する際には廃棄していましたが、食品ロス削減に向けた機運の高まりにより、役割を終えた食品をフードバンク活動団体等に提供しました。

私がお聞きした県内のフードバンク2団体、こども宅食10団体では、企業から受け入れた災害備蓄食料を、新型コロナの影響を受ける困窮家庭へ宅配しており、5月現在で351世帯への支援をされています。

そこで、現在、社会的な問題として挙がっているのが、「生理の貧困」です。重松県議も取り上げられましたとおり、家庭の問題で生理用品を親に買ってもらえない、または恥ずかしくて父親や祖父母に話せないといった、様々な問題を抱える子供たちが10人に1人いるといった貧困の実態です。保健室で用意されている生理用品は、借りた分だけ返さないといけないシステムが多く、貧困の学生には借りることもできません。

延岡市では、学校保健師や生理の貧困から守る任意団体に防災備蓄品を配る取組が始まりました。ぜひ、県には、県内8か所ある災害備蓄品のうち、一定期間備蓄品として保管した食料品やその他について、貧困世帯に直接届けることも宅食や、フードバンクに供給するような体制づくりをお願いします。

そのことによって、多くの災害備蓄を保管する市町村や企業などが無駄なく、本当に必要とする人たちに供給される仕組みがつかれるのではと思います。

そこで、使用期限が近づいた備蓄品の取扱いについて、危機管理統括監をお願いします。

**○危機管理統括監（小田光男君）** 県では、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、食料や毛布、簡易トイレ等の備蓄を計画的に進めており、昨年度は、避難所等での感染症対策として、マスクと消毒液を購入したところでありませ

す。賞味期限のある食料や粉ミルクにつきましては、防災訓練での使用や啓発イベント等で配布するほか、最近では、子ども食堂やこども宅食を運営する団体に提供するなど、有効な活用に努めているところであります。

また、10年を経過した生理用品等について、品質を確認した上で、必要とする団体等への提供を予定しております。

今後は、使用期限が明確でない物資につきましては、メーカーが推奨する使用期限や他県の状況を参考に、更新時期や活用方法を検討してまいります。

**○内田理佐議員** 県の備蓄物資の数を見ますと、生理用品で3万6,288枚、紙おむつで2万4,608枚と大量にあります。無駄が出ないように、必ず必要とする困窮家庭へ届く仕組みをつ

くっていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、東九州メディカルバレー構想についてです。

宮崎県は、平成22年10月に大分県とともに、東九州地域において血液や血管に関する医療を中心に医療機器産業の一層の集積を図るため、東九州メディカルバレー構想を策定し、様々な取組を進めています。

この構想は、国の地域活性化総合特区にも指定され、地域の活性化とアジアに貢献する医療産業拠点を目指すとともに、全国の医療機器産業の成長と世界市場における地位の向上に貢献するものです。

そのために、本構想は、「産学官連携による研究開発」をはじめ、「医療技術人材育成」「医療機器産業」「血液・血管に関する医療」といった4つの拠点づくりを掲げています。

また、県との連携の下、延岡市、日向市、門川町において、「医療産業の振興等に関する連携協定」を締結しております。その結果、これまで、県内の地場企業では医療機器産業への新規参入が見られ、今後の進展に大きな期待が寄せられています。

そこでまず、東九州メディカルバレー構想の進捗状況と成果について、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 県では、東九州メディカルバレー構想に基づき、県内企業の医療関連機器の開発支援や、大学寄附講座設置による研究開発支援、県内大学とタイの大学とのネットワークを生かした医療技術・機器の海外展開支援などを行ってきたところでございます。

これらの取組によりまして、産学官から成る

「宮崎県医療機器産業研究会」の会員企業が、32社から101社に増加しますとともに、様々な医療関連機器が開発され、中には輸出されるものも出てきております。

また、大学と企業との連携では、痛みを軽減する注射針開発の取組や、透析機器の開発に関する共同研究なども進められ、成果も現れてきております。

このように、東九州メディカルバレー構想策定から10年が経過する中で、着実に進展が図られてきているものと考えております。

**○内田理佐議員** では次に、この構想は、産学官の緊密な連携が必須であり、宮崎大学や九州保健福祉大学との協力関係の強化が重要です。東九州メディカルバレー構想推進会議の構成メンバーでもある両大学には、中心的な役割を果たしていただいておりますので、構想を進めるためにも、両大学とのさらなる連携強化が必要です。

また、これからはコロナ禍の教訓から、医療環境の充実に向けて国民の関心は一気に高まり、国としても早急な対応を求められると思いますし、コロナ後の新たな産業振興という点で大きな意味を持ちます。

本県には、これまで本構想に取り組んできた実績があります。その課題や成果を踏まえ、コロナ後の新たな時代に向けてさらに磨き上げ、両大学や東九州随一の工業集積を誇る旭化成を中心とした県北の地元企業などと連携して、県北地域において医療産業振興拠点づくりを一層進めてはどうかと考えますが、知事の見解をお願いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 東九州メディカルバレー構想の策定から10年が経過し、地元企業の機器開発や血液・血管に関する研究、医療技術

の海外展開など、これまで積み重ねてまいりました4つの拠点づくりの取組の成果が着実に現れてきているところであります。

昨年からの新型コロナの影響によりまして、感染症対策をはじめとした医療関連分野への関心が全国的に高まっているときであります。

県としましても、こうした機会を捉え、この10年の歩みや成果を振り返り、しっかりと発信していく取組も進めてまいりたいと考えておりますし、構想推進の主要メンバーであります地元企業や大学、延岡市などとの連携を一層強化し、医療関連機器開発への取組などを積極的に支援してまいります。あわせて、他産業からの新規参入を促進することで、県北地域を中心とした医療機器産業の拠点づくりをさらに推進してまいります。

今後とも、これまでの取組を生かしながら、大分県とも一体となって、東九州の医療機器産業の集積を図ることで、本県経済の発展につながるよう努めてまいります。

**○内田理佐議員** 日本は明らかに、この医療分野の後れがありました。宮崎県では、この医療産業を成長させていただきたいところですが、大分県と比較しますと、医療機器生産額で宮崎県が約160億円、大分県が約599億円と大差が開いておりますし、会員数も宮崎が101社、大分が161社と、力の入れ方が違うのではと感じます。ぜひ、強力なバックアップをよろしく願いいたします。

次に、県立延岡病院についてです。

コロナ禍において、県立延岡病院は県北地域の非常に重要な医療機関となっております。最後の命のとりでである延岡病院ですが、神経内科など、今なお休診の続いている診療科もあり、延岡市医師会の輪番体制も限界が来ている

ように感じます。昨年、延岡病院の医師の定数を増やし、人材を育てていただき、いずれ地元で開業していただくなど、地域医療に貢献いただく仕組みをつくってほしいことを、議会や委員会で要望させていただきました。

そこで、県立延岡病院の医師の現況について、病院局長にお伺いします。

**○病院局長(桑山秀彦君)** 県立延岡病院の医師数は、本年4月1日現在で、昨年度から3名増の64名となっております。

また、その後、6月に救急専門員1名、小児科医1名を新たに採用しております。

さらに、従来から確保に取り組んでまいりました麻酔科医について、宮崎大学より7月から1名を派遣いただけることとなりまして、手術部門などの充実・強化が期待されるところであります。

これにより、延岡病院の7月時点での医師数は67名となる見込みでありまして、10年前と比べますと10名程度増加することになります。

こうした医師数の増加に合わせまして、その任用枠も66名から78名に見直したところでありまして、引き続き、御質問にありましたような必要な診療科の医師確保に取り組むことによりまして、延岡病院の一層の機能充実に努めてまいります。

**○内田理佐議員** それでは次に、延岡病院における臨床研修医の採用状況について、病院局長にお伺いします。

**○病院局長(桑山秀彦君)** 病院局では、臨床研修医の確保に向けて、民間企業が開催する説明会への参加によるPR活動や、学会等への参加支援など、研修環境の整備に取り組んでまいってきております。

お尋ねの研修医の採用状況であります、延

岡病院の臨床研修プログラムによる基幹型の研修医として、平成30年度が3名、令和元年度2名、令和2年度1名、今年度2名を採用しております。

また、延岡病院は県北地域の中核病院であり、数多くの症例を経験できるとの評価を得ているところでありまして、先ほどの基幹型の研修医のほかに、協力型の研修医として、宮崎大学や熊本大学、済生会熊本病院から毎年20名程度を受け入れているところであります。

**○内田理佐議員** 着々とドクターが増えている要因は、県がドクターの要望に対してスピード感を持って対応していただいていることや、魅力あるドクターが増えています、そこに引かれてドクターが集まっているように感じております。ドクターが増えるということは、それだけ、その他の医療スタッフも増やしていかないといけないということだと思います。コメディカルスタッフの確保をぜひお願いします。現場では、スタッフ不足の声を多く聞きます。十分意見を聞いていただき、医療体制を整える努力をお願いします。

次に、県立延岡病院の洪水災害への浸水対策についてです。

南海トラフ巨大地震が起きた際、津波及び地震により、延岡を含む県北地域に被害が集中するとの想定があります。

延岡病院は災害拠点病院の指定を受けているので、病院機能を継続するためのダメージコントロールこそが非常に大切です。病院内の訓練だけでなく、各方面との連携訓練をふだんから繰り返しておくことが必要であります。

また、延岡は昔から「水郷延岡」と言われますとおり、延岡病院のある新小路町は、すぐ近くを大瀬川が流れ、津波より洪水による河川の

氾濫による被害のほうが大きく、ハザードマップでは100年に一度、1メートルから3メートル浸水すると予測されています。

そこで、洪水災害時の浸水対策はどのような状況か、病院局長にお伺いします。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 県立延岡病院では、洪水が発生した場合に、施設内に水が浸入して機能に支障が生じないように、敷地出入口などには自動の止水装置、あるいは鉄筋コンクリート造りの止水壁を設置しておりまして、建物出入口においては、洪水時に止水パネルをはめ込む構造に改修しております。

さらに、仮に浸水した場合にも、通常の医療機能が維持できるよう、非常用発電機を建物屋上へ設置し、地下オイルタンクを防水型に改修するなど、対策を講じているところであります。

県立延岡病院は、県北地域の災害拠点病院でありますとともに、第3次救急医療機関でもありますので、引き続き、災害への備えには万全を期してまいりたいと考えております。

**○内田理佐議員** 止水対策、浸水対策はできているということですが、それを地域住民や行政、また延岡病院の職員の皆さんにしっかりと周知徹底をお願いいたします。企業防災で大切なのは、具体的な対策に対する説明と実践、訓練だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、県立体育館についてお伺いします。

新県立体育館は、令和6年度完成予定で、現在の延岡市立体育館の2倍以上の大きさと、バレーボールコートが7面できます。

新体育館は市立体育館を取り壊して建設しますが、完成予想図では、敷地内ぎりぎりいっばいに建てるイメージです。そのため、敷地内駐

車場は110台程度となっており、現在、延岡市において、周辺の駐車場の用地取得を行っている最中です。

多くの来訪者は、周辺の駐車場から歩いて体育館に行くこととなりますが、大きなイベントが開催された場合、体育館周辺の市道、県道とも大変混雑が予想され、歩行者の安全確保が課題となっています。

そこで、新体育館の整備に当たり、車両の混雑を低減させるための取組について、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 新体育館は、御指摘のとおり、現在の延岡市民体育館の2倍以上の規模となりますことから、駐車スペースの拡充や、大会時等における周辺交通対策は大変重要であると考えております。

そのため、県及び延岡市におきまして、それぞれの役割分担の下、新たな駐車場の確保や、交通予測を踏まえた道路整備箇所の把握などに、現在取り組んでいるところであります。

今後とも、延岡市と連携しながら、新体育館とその周辺道路等における車両混雑の緩和対策に努めてまいります。

**○内田理佐議員** 次に、現在、延岡市が市立体育館を運営していますが、使用料は、市民が気軽に借りられるような料金体制となっています。

しかし、市立体育館は解体され県立体育館が整備されるため、現在の利用者から、「使用料は、負担軽減のため現在の料金と同じレベルにしてほしい」との声をよく聞きます。

そこで、供用開始後の運営方法などの決定は、今後どのようなスケジュールで進めるのか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 新体育館につ

きましては、建設期間中も継続して利用できますよう、段階的に整備を進めることとしております。令和7年9月の全館完成に先立ちまして、令和5年度にはサブアリーナの供用を開始する予定としております。

そのため、供用開始後における具体的な管理・運営方法等につきまして、今年度末までに大枠を定める必要があると考えております。

新体育館が県民の皆様使いやすい施設となるよう、引き続き地元延岡市とも意見交換を行いながら取り組んでまいります。

**○内田理佐議員** ここ1年近く、多くのスポーツ団体との意見交換とか説明会がなかったということで、皆さんが注目されていますので、早めの意見交換会開催をよろしく願いいたします。

次に、森林経営管理制度についてです。

平成30年5月に森林経営管理法が制定され、翌年から森林経営管理制度がスタートしました。この制度は、高齢化などで経営や管理をされていない森林に対し、市町村が主体となって、森林所有者に意向調査や働きかけ、森林の有効活用を行い、ひいては地域経済の活性化につながると期待されています。これはSDGs、つまり「持続可能な開発目標」の15番目、「陸の豊かさを守ろう」の「森林の持続可能な管理」に当てはまります。林業県である本県としても、ぜひこの制度を推進していただきたいと思っております。

また、今年4月に「みやざき森林経営管理支援センター」が設置されました。しかし、制度は始まったばかりで事例が少なく、森林所有者への制度の普及がこれからですので、市町村は、県やセンターと連携していく必要があると思っております。

そこで、県の森林経営管理制度の現状と課題解決に向けた取組について、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 森林経営管理制度につきましては、令和元年度の制度創設以降、所有者への意向調査に13市町村が取り組み、調査対象面積に対し、約6%の進捗率にとどまっております。

これは、制度の中心的役割を担う市町村に林業の専門的知識を持った職員が少ないことや、所有者や境界が不明で調査できない森林が存在することが、主な原因であると考えております。

このため県では、市町村に対する研修会の開催や林地台帳の整備支援などに取り組んでおり、また、今年4月には「みやざき森林経営管理支援センター」を設置し、専任のアドバイザーによる巡回指導など、市町村へのきめ細かな支援を強化したところであります。

今後とも、市町村や支援センターとの連携を図りながら、円滑な制度の推進に努めてまいります。

**○内田理佐議員** 4月より2名のアドバイザーが巡回されているということです。意向調査のほうはまだ約6%ということで、8月から1名増員するというご期待を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、水産行政についてです。

今回、新型コロナの影響で、大消費地の外食産業への出荷が滞り、大量の在庫を抱える養殖業者が苦境に立たされています。県内では、串間市のブリ、延岡市では島野浦・北浦地区でのカンパチ、マダイの養殖が盛んですが、その中でも特にカンパチ、マダイが苦戦しているよう

です。

令和2年度では、農水省の国産農林水産物等販売促進緊急対策事業を活用し、県や市が食材の購入費を支援し、養殖カンパチが延岡市内の小中学校などの給食で提供されました。また、沖縄県のスーパー19店舗で行った宮崎フェアでは、お刺身として販売していただき、6月にはイオン九州とマックスバリュ九州の協力で、「のべおかの魚・地産地活キャンペーン」を行い、水産物の消費拡大を行いました。しかし、それでも在庫を抱え、マダイは通常2年で出荷するところ、現在、大きく育ち過ぎて規格外品となっている3年目のマダイが60万匹、4年目が10万匹と大量に在庫を抱えております。

県外では、愛媛県や千葉県、三重県において、くら寿司、コストコ、イオン、マックスバリュなど民間企業に販売への協力をしていただき、販売促進をされています。

そこで、新型コロナウイルス感染症に伴う養殖業の影響とその対策について、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 養殖業は、コロナ禍による外食需要の減退で、マダイ、カンパチの魚価がコロナ禍前に比べ約4割下落し、また出荷の滞留に伴う餌代等の掛かり増しなどにより、厳しい経営状況にあります。

このため、本議会においてお願いしている事業によりまして、昨年度に引き続き実施する、消費拡大に向けた学校給食への食材提供や市場への運搬料の支援に加えて、養殖魚の出荷時期を分散化する稚魚の生産・供給体制づくりに新たに取り組む、また、国が公募する販売促進対策に意欲的に取り組もうとする漁協等を積極的に支援しているところでございます。

県としましては、養殖業がコロナ禍を乗り越

え、力強く成長していけるよう、今後とも、関係市町・団体と連携しながら、しっかりと対策に取り組んでまいります。

**○内田理佐議員** ぜひ、県北において食品加工を進めていただきたいと思います。振興局で行う農産物加工組合の水産版を望む声がたくさんあります。今日も傍聴に来られているんですが、ぜひ調査や御検討をよろしく願いいたします。

最後に、結婚支援についてです。

新型コロナにより影響を受けていると思われる、出生数や婚姻件数の過去3年の本県の推移について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 厚生労働省の人口動態統計によりますと、本県の出生数は、平成30年が8,434人、令和元年が8,043人、令和2年が7,719人となっております。

また、本県の婚姻件数は、平成30年が4,637組、令和元年が4,633組、令和2年が4,147組であり、いずれも人口減少の流れの中で減少傾向となっております。

**○内田理佐議員** 出生数が、年々300~400名ずつ減少しております。婚姻件数が過去10年で見ても、平均100名ずつ緩やかに減少しているように思われます。

では、別の角度から質問をいたしたいと思えます。様々な結婚に関するアンケート結果を見ますと、男性、女性とも、友人、知人などの結婚式に出席したときが一番結婚したいと思うそうです。そのため、結婚式や披露宴を行うことは、独身で参加した方々の結婚願望を確実に増やすことになり、結果として、少子化対策やコロナで疲弊したサービス業界の経済支援にもつながると思えます。

先ほど、婚姻件数は人口減少の流れの中で減

少傾向との見解がありましたが、果たしてそうでしょうか。

リクルートブライダル総研の調査によりますと、婚姻数は今年度から回復すると予測されております。ブライダル業界の調査によりますと、全国で昨年1年間におよそ24万組の結婚式が延期や中止となり、業界の経済損失は約8,500億円に上りました。

そこで、延岡日向ウェディング協議会にお願いし、宮崎県内を調査していただきました。リクルートによると、県内30社の婚礼業への調査では、コロナ前の令和元年に1,921組が結婚式を挙げています。しかし、令和2年には669組に減少、この669組は、ほとんどが家族や親戚のみの小規模な披露宴です。宮崎県における結婚式の費用は1組約395万円ということで、コロナ前ブライダルマーケット規模は約82億8,596万円となります。これには、結納や新婚旅行、列席ゲストによる観光消費、食材やギフト等は含まれておりません。コロナ禍におけるブライダルマーケット毀損額は約58億9,989万円となりました。

宮崎市内だけの状況を見ますと、昨年度、1,473件の婚礼予約のうち、70%を超える1,031組が延期や中止をしております。売上損失約41億円の見込みです。県外ゲストの観光消費も併せてキャンセルとなり、概算で約3億1,755万円の毀損です。

平成23年より9年連続で出生数の減少が続く宮崎県で、出会いの場や子育ての支援と同様に、安心して子供を授かるための幸せ共有の場である結婚式の実施に向けた支援が、少子化対策として重要であります。

そこで、大分県では今年、「新型コロナ対応ウェディング支援事業」を行い、対象者に支給対象額の2分の1、最大10万円を支給しており



ます。結婚するカップルが増えれば結婚式が増え、コロナの影響を受けたブライダル関連産業の振興にもつながります。このため、結婚支援を推進すべきと思いますが、その取組について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県では、結婚を希望する若者の出会いの機会を創出するため、みやざき結婚サポートセンターにおける1対1のマッチング支援等に取り組んでおります。

大分県や佐賀県で実施されているウエディング支援は、コロナ禍により結婚式の開催が困難になったカップルに対して、経済的な支援により結婚式の開催を後押しする取組であると伺っております。

本県では現在、出会い・結婚から子育てまでの切れ目のない支援を行っているところであり、今年度は、AIを活用した新マッチングシステムの導入や、結婚サポートセンターの会員数増加に向けた広報活動の強化を行うこととしております。

県といたしましては、引き続きこのような結婚支援を推進することで、結婚式を挙げるカップルの増加につながるものと考えております。

**○内田理佐議員** カップルが挙式、披露宴の予約をする際、平均して9か月先に予約を入れるそうです。ブライダル業界の回復のためには、1年先を見越した支援、そして、婚礼や見学の相談などは月18件だったのが、去年は6件に減少したとも聞いております。そして、先ほどのマダイについて、婚礼する方にはマダイをプレゼントとか、そういうような横断的な県庁内の取組もお願いします。

ぜひ、九州最強のパワースポットである宮崎県で結ばれたいカップルが全国からたくさんお

越しいただきますように、神話の源流宮崎県をこれからも発信していただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

**○濱砂 守副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時51分散会



6 月 22 日 (火)



# 令和3年6月22日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

- 1番 有岡浩一（郷中の会）
- 2番 坂本康郎（公明党宮崎県議団）
- 3番 来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 5番 武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
- 6番 山下寿（同）
- 7番 窪菌辰也（同）
- 8番 脇谷のりこ（同）
- 9番 佐藤雅洋（同）
- 10番 安田厚生（同）
- 11番 内田理佐（同）
- 12番 日高利夫（同）
- 13番 中野一則（同）
- 14番 冨師博規（無所属の会 チームひむか）
- 15番 重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
- 16番 前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 17番 渡辺創（県民連合宮崎）
- 19番 井本英雄（宮崎県議会自由民主党）
- 20番 横田照夫（同）
- 21番 外山衛（同）
- 22番 山下博三（同）
- 23番 右松隆央（同）
- 24番 西村賢（同）
- 25番 二見康之（同）
- 26番 日高陽一（同）
- 27番 井上紀代子（県民の声）
- 28番 河野哲也（公明党宮崎県議団）
- 29番 田口雄二（県民連合宮崎）
- 30番 満行潤一（同）
- 31番 太田清海（同）
- 32番 坂口博美（宮崎県議会自由民主党）
- 33番 野崎幸士（同）
- 34番 徳重忠夫（同）
- 35番 日高博之（同）
- 36番 星原透（同）
- 37番 蓬原正三（同）
- 38番 丸山裕次郎（同）
- 39番 濱砂守（同）

欠席議員（1名）

- 18番 岩切達哉（県民連合宮崎）

地方自治法第121条による出席者

- |           |      |     |
|-----------|------|-----|
| 知事        | 河野俊嗣 | 俊郎  |
| 副知事       | 日隈俊寛 | 理康  |
| 副知事       | 永山浦直 | 善敬  |
| 総合政策部長    | 松浦善久 | 人男  |
| 政策調整監     | 渡辺善久 | 光男  |
| 総務部長      | 吉村久光 | 清二  |
| 危機管理統括監   | 小田久光 | 義彦  |
| 福祉保健部長    | 重黒木  | 渉   |
| 環境森林部長    | 河野譲  | 浩文  |
| 商工観光労働部長  | 横山浩  | 良夫  |
| 農政水産部長    | 牛谷良  | 敏子  |
| 県土整備部長    | 西田員  | 幸子  |
| 会計管理者     | 横山幸  | 哉   |
| 企業局長      | 井手山  | 秀彦  |
| 病院局長      | 桑山秀  | 淳一郎 |
| 財政課長      | 石田   | 隆司  |
| 教育長       | 黒木   | 典弘  |
| 警察本部長     | 佐藤   | 清美  |
| 監査事務局長    | 阪本   |     |
| 人事委員会事務局長 | 福嶋   |     |

事務局職員出席者

- |          |      |    |
|----------|------|----|
| 事務局 局長   | 酒匂重久 | 久子 |
| 事務局 次長   | 日高玉  | 一治 |
| 議事課 長    | 児玉川  | 真幸 |
| 政策調査課 長  | 鬼谷   | 亮子 |
| 議事課 長 補佐 | 関谷   | 太  |
| 議事担当 主幹  | 佐藤   | 祥  |
| 議事課 主査   | 内田   | 聡  |
| 議事課 主事   | 山本   |    |

◎ 一般質問

○濱砂 守副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、佐藤雅洋議員。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。自民党の佐藤雅洋です。

まず、いまだに続く新型コロナウイルス感染症と闘っている全ての方々に敬意を表しますとともに、一日も早い収束を願います。

我がふるさと西臼杵では、田植の最中であり、棚田に水が張られた、きれいな景色が見られる季節となりました。

その中山間地域に生まれ、その地に根を張り、そこを守る議員として、本日5回目の質問をさせていただけることに感謝し、県政のため、県民のために、是は是、非は非として、以下の質問をさせていただきます。

神話の源流、天孫降臨の地、高千穂、天の岩戸開きについて、知事にお伺いしたいところですが、昨日、内田議員が大変よい質問をされましたので、私は、日本のふるさと宮崎県のデジタル化についてお聞きします。

世界では、AI（人工知能）の登場により自動化が進み、人間に近い活動も行えるロボットも誕生しています。様々な分野でデジタル化が進み、それによって生まれるメリットと可能性は大変大きなものであると考えます。

例えば、宮崎を支える農林水産の分野でも、デジタル化を取り入れることでプラスへの変化は大きく期待できます。

また、地方回帰の今、それらを駆使し、宮崎

を全国へ、世界へとアピールする手段としても期待ができると考えます。

この時代の変化に後れを取ることなく、十分に活用するための本県のデジタル化をどのように推進していくつもりなのか、知事の考えを伺います。

各分野でのデジタル化が進み、それらに対応すべく、我々もいまだ勉強を強いられる次第であります。今では、インターネット等の通信技術を活用したコミュニケーションやサービスは必要不可欠となりました。オンラインでの行政手続なども、特にこのコロナ禍では大変有効であります。

県では、既にそれらを有効活用し、業務の効率化が図られていると思われませんが、高齢化や担い手減少の影響が大きい農林業、就業者が不足し、生産性向上が課題の建設産業、そして、国がGIGAスクール構想を進める教育分野、これら各分野におけるICT等を活用したスマート化の状況と今後の取組について、関係部長及び教育長に伺います。

以上で壇上での質問は終わり、以下は質問者席にて質問いたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

お答えします。デジタル化の推進についてであります。

多くの中山間地域を抱える本県において、デジタル化は、少子高齢化や人口減少による地域活力の低下といった様々な課題の解決や、大都市圏から遠く離れていることによる地理的・時間的制約を克服するための有効な手段になるものと期待しております。

一方、コロナ禍の中で、リモートワークへの対応の遅れなどの課題も見えてきたため、デジ

タル化のさらなる推進が急務となっております。

そのため本県では、今年度を「みやざきデジタル化元年」と位置づけ、行政手続のオンライン化やマイナンバーカードの普及をはじめ、暮らしや産業分野などのデジタル化の取組を進めていくこととしております。

また、今年度、県庁内に、デジタル化推進の司令塔として「宮崎県デジタル化推進本部」を新設したところであり、民間や市町村とも十分連携し、スピード感を持って取り組むこととしております。

デジタル化というと、何やら難しいことだとか、高齢者には縁遠いことだと受け止められがちですが、デジタル化といっても、あくまで道具であります。道具の進化に応じて、それをしっかり使いこなしていき、県民一人一人がその恩恵を享受できるようにしていくこと、そこが大事だと考えております。

今後とも、デジタル庁をはじめとする国の動きに連動しながら、県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けて取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

**○環境森林部長（河野譲二君）**〔登壇〕 お答えします。林業分野のスマート化についてであります。

林業分野では、生産性の向上等を図るため、広範囲の樹木を一度に計測する地上レーザー測量等の実証試験や、ドローンを活用し、森林施業の状況を遠隔で把握するリモートセンシングの導入支援など、ICTの活用に取り組んでおります。

また、今年度から、AI技術を活用した衛星画像により、伐採等の森林変化の情報を効率的

に把握することとしております。

さらに、宮崎林業大学校でICTを活用できる人材を育成するため、高性能林業機械やタブレットの導入に要する予算を今議会にお願いしているところであります。

今後とも、国や関係機関と連携して、本県に適した技術の早期実用化やその普及などにも努め、スマート林業を積極的に推進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○農政水産部長（牛谷良夫君）**〔登壇〕 お答えします。農業分野のスマート化についてであります。

農業では、担い手の減少や高齢化が進む中で、生産性向上や省力化等を図るため、施設園芸の環境制御や肉用牛の繁殖率向上に向けた装置などへのICT、AIといった先端技術の活用が進みつつあるほか、土地利用型農業では、ロボットトラクターやドローンなどの導入事例も見られます。

また、生産条件が厳しい中山間地域においても、水田の水管理の自動化や、傾斜地にも対応したラジコン草刈り機などの導入に向け、実証が行われております。

県としましては、今年度からスタートした第八次長期計画において、他産業の技術など様々な情報を積極的に取り込んだスマート化を重点施策として掲げ、生産現場から流通・販売まで、幅広い分野で技術を活用し、生産条件や地域を問わず効果が実感できるよう、取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

**○県土整備部長（西田員敏君）**〔登壇〕 お答えします。建設産業のスマート化についてであります。

建設産業におきましても、就業者の減少や高齢化が深刻な問題となっていることから、県土

整備部では、建設現場における生産性向上を図るため、ICTの活用に取り組んでおります。

具体的には、工事の測量、施工、管理、全ての段階においてICTを活用する「建設ICT活用工事」を昨年度までに131件実施し、本年度からは、対象工事の種類を拡大したところがあります。このほか、これまで直接出向いて行っていた現場確認をビデオ通話で行う「遠隔臨場」なども導入しており、今後これらの取組をより一層進めることとしております。

引き続き、関係団体などと連携しながら、ICTの活用を推進し、建設産業における生産性向上や担い手の育成確保に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

**○教育長（黒木淳一郎君）**〔登壇〕 お答えします。教育分野のスマート化についてであります。

教育の情報化は、現在、最重要課題であり、昨年度来、県立学校のICT環境の強化を積極的に進めてきたところであります。

また、今議会に「教育の情報化」緊急対策事業をお願いしております、教員が使う機器等の整備につきましても、進めてまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、今年度をICT活用元年と捉え、教員の指導力向上に向けた取組を強化するとともに、オンライン学習の推進など、ICTを活用した多様な教育の充実に努めてまいります。

一方、ICT活用は、統合型校務支援システムの導入など、働き方改革にも大きな効果がありますことから、より一層、積極的に推進し、令和のみやぎ型教育の実現を目指してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。記

念すべきデジタル元年となりますよう期待いたします。

次に、災害対応について伺います。

私たちの暮らしは、幾度となく自然の脅威にさらされてきました。早いもので、東日本大震災から今年で10年が過ぎました。今年3月のデータで、死者は災害関連死を含め1万9,675人、行方不明者は2,525人、全壊した住家被害は12万2,000戸に上ったとあります。

南海トラフに備えなければいけない宮崎県にとって、対岸の火事ではありません。その教訓を生かさなければなりません。県民一人一人の防災意識の在り方はもちろんですが、その先にある大きな安心と備えが必要であります。

県民の生命・財産を守るに当たって、災害対応の陣頭指揮を執る知事はどのような心構えで取り組まれるのか、お伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 災害対策本部を設置するような災害が発生した場合、まずは人命救助と被害状況の把握を最優先に、迅速かつ的確な判断や指示を行うことが、私の最も重要な役割となります。県民の生命・財産を守るため、全責任を負う覚悟を持って陣頭指揮に当たる、そのような思いでございます。

近年、災害は激甚化の様相を見せております。本県でも、平成17年の台風14号災害をはじめとする様々な大規模な風水害、そして新燃岳の噴火など、災害を経験してまいりました。災害対応、そして危機管理対応がリーダーの極めて重要な役割であるということを、身をもって実感したところであります。

大規模な災害に当たりましては、多くの関係機関との広域的な連携が不可欠となります。東日本大震災を教訓とした南海トラフ地震への備え、その思いも込めて、災害対応の



司令塔となる防災庁舎など、ハード対応も行ったところであり、常日頃から、防災訓練や研修会の開催、災害時応援協定の締結など、顔の見える関係の構築に努めるソフト対策にも力を入れているところでもあります。

今後とも、常在危機の意識を徹底しながら、あらゆる災害から県民の生命・財産を守るため、私が先頭に立って、災害対応に全力で取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** 知事の覚悟は分かりました。ありがとうございました。

30年前、消防団員も含め、多くの犠牲者を出した雲仙普賢岳噴火がありました。あの日の消防団員たちは、地元を守るためにあの場所に残り、被害に遭いました。自然の猛威を前に太刀打ちできないことは多々ありますが、そのような場面で最前線に立つこととなる消防団員は、皆、私たちと同じ、それを専門としない方々です。かく言う私も消防団員であります。火山災害時に対応した訓練というのは行われません。

本県は、新燃岳などがある霧島山を擁しております。隣県に桜島、そして阿蘇山があるように、九州においては、各県とも火山災害対策は必要と考えますが、本県においてはどのような対策を取っているのか、危機管理統括監にお伺いします。

**○危機管理統括監（小田光男君）** 本県の火山対策は、新燃岳や硫黄山など、活発な活動が続く霧島山を対象としておりまして、気象庁も常時観測火山に位置づけているところです。

県では、霧島山火山防災協議会の場で、専門家の意見を伺いながら、周辺自治体や関係機関と連携し、対策を強化しております。

具体的には、新燃岳や硫黄山などの想定火口

について、噴火警戒レベルに応じた避難計画の策定や、観光客等の安全確保のための避難施設などの整備を進めているほか、硫黄山周辺で火山ガスの測定・監視を行い、結果を公表しております。

また、地元市町では、火山災害を想定した訓練や講演会の開催、防災マップの配布など、火山防災意識の普及啓発に努めているところです。

**○佐藤雅洋議員** 山地が多くを占める宮崎では、林野火災にも大いに注意を払う必要があります。

過去に、県生コン協同組合と協定を結び、山林火災発生時に水の運搬等で協力をいただけると伺っております。これは大変ありがたいことです。

しかし、いざ大規模な林野火災が起こったときに、実際、どれだけ協定を生かした活動ができるのかが重要です。

そこで、林野火災における消防用水の確保について、民間企業との協定など、どのように進めているのか、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（小田光男君）** 林野火災における消防用水につきましては、各消防機関で管理する消防水利のほか、水道、河川、ダムなど、その他の水利により確保しているところがあります。

県は、災害時における飲料水以外の生活用水や消防用水の確保に関し、平成18年5月24日付で、宮崎県生コンクリート協同組合連合会と「災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定」を締結しておりまして、林野火災において消防用水の確保が必要な場合に、コンクリートミキサー車に水を積載して火災現場に運搬し、消防用水の確保を行うなど、民間から協力が得

られるようにしております。

**○佐藤雅洋議員** 今までに経験のないことが起こる今の世です。その地域、現場をよく知る企業との連携をしっかりとって、災害対策のさらなる充実を要望します。

自然豊かな宮崎県ですが、それと同時に、自然災害とも常に背中合わせの状態です。昨年の人吉の水害のように、全国各地でも河川の氾濫等で大きな被害が出ています。近年の頻発化・激甚化する水災害を踏まえ、県民の生命や財産を守るため、河川の適切な機能を維持することが極めて重要となっています。

河道が本来持っている流下能力を確保・維持することにより、浸水被害の軽減を図り、人命を守ること、社会経済活動への深刻な被害を軽減することにつながると考えます。その対策として、場合によっては河川掘削など人工的に手を加える必要も出てまいります。

そこで、県民を守るために、河川掘削が必要な箇所の把握方法と掘削した土砂の有効活用について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 河川掘削においては、過去に浸水被害が発生した箇所のほか、地元要望や定期的に実施している河川巡視などの情報を基に、現地で堆積状況の確認を行った上で、対策が必要な箇所の把握に努め、緊急性の高いところから掘削工事を実施しております。

掘削工事で発生した土砂については、まずは、国や市町村などと土砂発生情報を共有し、公共事業で有効活用しております。その上で、受入れ時期や量の調整がつかない場合は、受入れ可能な民地での埋立てや盛土に利用しているところであります。

今後、国土強靱化5か年加速化対策などで

堆積土砂除去が促進され、大量の土砂が発生する見通しであることから、引き続き関係機関と連携を図るとともに、新聞広告で公募をするなど、受入先の確保に努めてまいります。

**○佐藤雅洋議員** 掘削土砂が有効活用され、利用可能な県土が広がることを期待いたします。

次に、環境森林行政について伺います。

温室効果ガス削減等に向けた国際的な枠組みである「パリ協定」が平成28年11月に発効するなど、地球環境の持続性に対する国際的な危機感が急速に高まっております。

また、日本においても昨年10月、菅首相の所信表明演説で、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること、すなわち、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、同年11月には衆参両院で、気候非常事態宣言が議決されました。

地球温暖化の防止には、温室効果ガス、中でも温暖化への影響が最も大きいとされるCO<sub>2</sub>の大気中の濃度を増加させないことが重要であります。地球上の炭素循環の中で、森林は、大気中の温室効果ガスを吸収する吸収源として大きな役割を果たしており、日本においては、森林の吸収量が約9割を占めると言われております。

そこで、カーボンニュートラルの実現に向け、林業先進県として、森林・木材産業分野でどのように貢献していくのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 森林・木材産業分野では、適切な経営管理による森林のCO<sub>2</sub>吸収量の確保や、木材利用の拡大による炭素の長期的な貯蔵などの貢献が期待されております。

このような中、本県では、全国に先駆けて利用期を迎えた人工林について、適切な再生林や

間伐の実施によりまして、CO<sub>2</sub>吸収効果の高い森林への若返り等を積極的に進めております。林業先進県として、健全で豊かな森林の造成に努めているところであります。

また、30年連続杉素材生産量日本一の本県は、製材品の約7割を県外へ出荷する木材供給県でありまして、都市部を含む建築物の木造・木質化による炭素貯蔵にも貢献しております。

引き続き、林業関係団体等と連携しながら、これまでの取組を推進するとともに、特に成長の早い優良苗木による再生林や非住宅分野への木材利用を推進するなど、「伐って、使って、すぐ植える」循環型林業に積極的に取り組み、カーボンニュートラルの実現に貢献してまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** 林業先進県として、それを支える林業団体との連携を密にし、循環型林業のさらなる充実を要望します。

次に、カーボンニュートラルの実現に向けた森林の若返りや、ウッドショックにより伐採・再生林が増加すれば、それに対応する苗木の確保も必要であります。

杉素材生産量日本一の本県では、苗木生産農家や森林組合のほか、山村地域で自家用苗木を生産する林家などの生産者が、年間約550万本の杉苗木を生産しており、本県の林業を支えています。

また、杉の苗木は、種を用いる実生苗が全国的に生産されておりますが、本県では、親木から取った穂木を用いる挿し木による苗木生産が古くから行われております。本県の苗木生産者がこれまで培ってきた優れた生産技術を、再生林の増加というビジネスチャンスと捉え、生産拡大につなげていく必要があると考えます。

そこで、再生林に必要な苗木の生産拡大の取

組について、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 循環型林業を確立するためには、伐採後の適切な再生林が重要であり、また、今後、県内外で再生林の増加が見込まれることから、苗木の生産拡大が必要と考えております。

このため県では、採穂園の再整備や生産技術講習会の開催に加え、民間の採穂園造成や生産用機械の導入支援等により、生産者の育成や生産性の向上に取り組んでおります。

また、本県は、優良な親木のDNAを引き継ぐことができる挿し木生産技術を確立しており、挿し木による優良苗木の生産及び販路拡大に向け、DNAを解析・判別できる機器の導入に要する予算を、今議会にお願いしているところであります。

今後とも、生産基盤の強化等を図るとともに、市場調査やモデル出荷等を通じて、優良苗木のさらなる生産や販路の拡大に取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** 杉生産日本一だけでなく、再生林、苗木生産日本一の県も目指していくべきと考えます。

先ほどありましたように、昨年、宮崎県の杉丸太生産量は173万9,000立方メートルで、30年連続日本一となりました。この夏、オリンピックのメイン会場となる新国立競技場でも多く使用されており、デザインを手がけた建築家からも、「宮崎県産材は、国内でも代表的な杉でクオリティーが高い」と、大変うれしい評価をいただいております。これも、日々、木に森に携わっている方々のおかげであります。

これほどの林業県で、木材に関するキャンペーンとして、「みやざきWOOD・LOVEキャンペーン事業」というものがあります。大

変よいネーミングだと感じておりますが、このキャンペーンに取り組む背景と、具体的にどのような内容なのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** コロナ禍での長期の巣籠もり生活等を背景に、癒やしやぬくもりを与える森林のニーズや、木材利用への機運が高まっており、また、本年3月の県木材利用促進条例の施行や、木材利用促進法改正による対象建築物の民間への拡大など、脱炭素社会の実現に向けた取組の充実が求められております。

このため本事業では、本県の豊かな森林や木づかいの意義について、県民の理解を深めるキャンペーンを展開したいと考えております。

具体的には、テレビ・SNS等を活用した啓発CMや特別番組の放送、プレゼント企画などのプロモーションをはじめ、木にまつわる写真コンテストのほか、新たに木のおもちゃを使った木育体験など、県民参加型の取組を考えております。

**○佐藤雅洋議員** 木のぬくもりで、コロナ禍で疲れた県民の心を癒やす取組をお願いいたします。

次に、教育行政について伺います。

この夏、待ちに待った東京オリンピックが開催されようとしています。コロナ禍の中、大変苦渋の判断でもあったと思われませんが、何よりも、日々競技と向かい合っている競技者のための祭典です。世界中の競技者と戦う選手の皆さんへ、大きなエールを送りたいと思います。

そして、国内でのオリンピックとも言えます国民体育大会、2024年から国民スポーツ大会と名称を変え、2027年に、昭和54年の第34回大会から48年ぶりとなる本県開催が予定されてお

ます。総合的に見て、全国ではまだまだ力及ばずといった宮崎県ではありますが、トップアスリートらが合宿に集うなど、恵まれた環境があります。それらを生かし、宮崎からも全国、世界で戦える競技者を送り出すために、県として支援し、全体的な底上げを望みます。

県は、天皇杯獲得を目指しているものと認識しておりますが、この4月から競技力向上対策本部長に就任された日隈副知事に、天皇杯獲得への意気込みと、現在の競技力向上の取組状況について、お伺いいたします。

**○副知事（日隈俊郎君）** 本県で開催予定の第81回国民スポーツ大会につきましては、1年延期となりましたことから、基本計画等の見直しを行い、関係機関や各種団体等と一丸となりまして、競技力向上に係る施策や必要な施設整備について、積極的に取り組んでいるところであります。

その中でも、本県の課題であります青年選手の確保や女性アスリートへの支援、少年競技力の向上等に加え、競技人口の少ない競技種目の強化につきましても、競技団体等と連携を図りながら、具体的な対策に鋭意取り組んでおります。

前回の昭和54年開催の宮崎国体における天皇杯獲得は、県民に大きな感動を与えるとともに、現在のスポーツランドみやぎの礎につながったところでありまして、大変意義深いものでありました。

今回の国民スポーツ大会におきましても、県民の皆様の期待に応え、何としても天皇杯を獲得したいと考えておりますが、そのためには、前回に比べ競技数・種別数が増え、競技レベルも格段に上がっておりますので、量・質ともに前回以上の取組が必要となってまいります。

競技力向上対策本部といたしましては、県民の皆様への御理解と御協力、御支援をいただきながら、その目標に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** 天皇杯は、生半可な覚悟では獲得できません。具体的かつ迅速に、確実な対策を要望いたします。

次に移ります。

県内各地で活動している団体の一つに、青年団があります。地域に密着し、自分らの住む地域を若者の力で盛り上げよう、活性化させようと活動しています。

私の住む西臼杵でも、人口減少が進み、高齢化社会となる中、そのような若者の活動が地域を活気づけています。

それらの団体の中心的役割を担う県青年団協議会の役割は、非常に重要であると考えます。その青年団協議会の現在の活動状況や今後の支援の在り方について、教育長に伺います。

あわせて、事務局移転もあると伺っておりますが、その状況についても伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 青年団協議会は、各地域における清掃活動や子供たちの映写会を実施するなど、豊かな郷土づくりに貢献していただいている重要な社会教育団体であると認識しております。

県教育委員会といたしましては、現在も運営費等の補助をさせていただいております。今後とも、地域を支える社会教育団体のネットワークづくりを推進するなど、活性化に向けた支援を行ってまいります。

なお、青年団協議会の活動の拠点となります事務局の移転の在り方につきましては、団体の皆様への御意向を十分に踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** 青年団協議会につきましては、重要な社会教育団体であると認識しております。重要であれば、事務局の移転について、もう少し積極的に関わるべきだと思いますが、県の考えを改めて教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 青年団協議会の事務局移転につきましては、昨年度より、団体の皆様との意見交換を重ねているところであります。先日は、私も事務局に伺ってまいりました。

県教育委員会といたしましても、今後、団体の皆様が十分に活動できますよう、あらゆる可能性を含め、引き続き検討してまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** 青年団が十分に活動できるよう、積極的な支援を要望いたします。

近年、「チーム学校」という言葉をよく耳にするようになりました。時代の流れとともに、教育現場や教育の在り方の変化もあり、子供を育てるという基本理念の下で、柔軟な対応が必要になってきていると考えます。

それらの対応を現場の教育者だけに任せるのではなく、関係機関が一丸となって、未来ある子供たちを育てていく環境づくりも大切です。子供を育てるということは、私たち大人全員の永遠の責任であります。

県では、「チーム学校で子どもを支える教育相談体制推進事業」に取り組んでいることですが、その概要について、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本事業は、新型コロナウイルス感染症に起因するトラブル等による児童生徒の心理的負担の解消を図るため、外部専門家や関係機関と連携し、チーム学校とし

で教育相談体制を強化することを目的としております。

内容としまして、まず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充が挙げられます。また、これまで以上に、様々な悩みを抱えた子供たちがより気軽に相談できるよう、従前の電話相談に加え、LINEを活用した相談を強化するものであります。

具体的には、当初、8月下旬から2週間で設定しておりました実施期間を7か月間に拡大し、様々な悩みに対し随時対応することを可能とするなど、取組の充実を図りたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** コロナ禍の約1年半、大人もですが、子供たちも大変です。日本の将来をつくる子供たちをしっかりと守る、井上議員からもありましたが、子供たちに未来を見せ、夢や希望を持たせる取組を要望いたします。

次に、地域の公共交通について伺います。

コロナ禍での厳しい経済情勢下でも、日頃より県民の足を守るために御尽力いただいております地域の交通事業者の皆様へ、感謝を申し上げます。

特に山間地でのバス路線については、数年前より、廃線となれば、それに代わる各自治体での代替運行が行われるなどしておりますが、地域で暮らす住民の方々にとっては、必要不可欠なものであります。

本県の路線バスは、バス事業者1社で運行されており、複数社で運行されている鹿児島県や熊本県と比較しても、経営的に県全体の路線を維持していくことの厳しさは察しがつき、自治体による一定の公的支援も必要であると考えます。

しかしながら、バス路線の維持は、人口の多

い県中心部より、私の地元である西臼杵地域のような、人口減少・少子高齢化が進んだ中山間地域のほうがより深刻であります。利用者の増加も見込めず、常に廃止の危機にさらされているのが実態であります。

市町村によっては、国・県補助以外に上乗せ補助を行い、何とか路線を維持していますが、財政力の低い小規模自治体である町村にとっては、その財政負担は重く、例えば日之影町においては、延岡－高千穂間を結ぶ地域間幹線バス路線への補助額は年間1,200万円余り、平成13年から令和2年度までで1億5,519万9,000円を補助しているようです。

県と市町村による公的支援に当たっては、こうした県内市町村の実情を十分踏まえ、きめ細やかな対応が必要と考えます。

コロナ禍により、より深刻な状況に陥っているバス路線の維持について、どのような支援を行い、取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 路線バスは、新型コロナの影響によりまして利用者が大幅に減少しており、一部の路線については、維持が困難な状況となっておりますことから、地域間幹線バス路線につきまして、緊急的な対応として、補助金の増額を今議会にお願いしております。

また、路線網の最適化に向けた調査事業も併せてお願いしております。路線ごとの実態を把握した上で、地域の実情に応じた運行区間の見直しや、乗合タクシー等、他の運行形態への転換など、市町村等と一緒に検討してまいります。

このほか、市町村が運行する広域的バス路線につきましても、車両の小型化や運行のデマン

ド化の検討を促進するため、市町村の取組に対する支援事業を今年度から開始することとしております。

**○佐藤雅洋議員** 県は、責任を持って、事業者と市町村、そして県も入れた3者で、共に議論できる場を早急に設けて、それぞれの今後の路線維持について検討されるよう要望いたします。

次に、福祉保健行政について伺います。

新型コロナについては、ワクチン接種を機に以前の生活が戻ることを願ってやみません。自粛が続き、人と接する時間は減り、人との距離は遠くなりました。いつもマスクで、お互いの表情を読み取ることに苦勞します。

そのような日々の中で、一人で様々な悩みを抱える人も増えているのではないのでしょうか。誰にも相談できずにいることのつらさは計り知れないものがあると思います。

孤立させてはいけません。自ら命を絶つことを考えさせてはいけません。特に10代・20代の死因の1番は自殺でありますし、毎年増加しております。

若者たちに死を選ばせない、若者たちに生きたいと思わせるようにするには、私たちに何ができるのでしょうか。県民誰もが普通に生きていける環境をつくるのが基本だと考えております。

そこで、現在の本県の状況と自殺防止の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 直近の統計では、本県の昨年の自殺者は217人、前年比27人増となり、大変重く受け止めております。

県では、これまでも総合的な自殺対策に取り組んでまいりましたが、コロナ禍において悩みを抱える方が増加していると考えられる中、一

人一人が身近な方の変化に気づき、声をかけ、話を聞いていただくことにより、適切な相談窓口につなげていく取組が重要となってまいります。

このため、県民の皆様が、身近な方への気づき、声かけ、見守りにより、より一層取り組んでいただくよう啓発強化を図るとともに、新たに、自殺者数が増加した女性や若者への相談窓口の周知や、経済問題を扱う団体向けの研修を実施するなど、自殺対策の充実強化を図り、1人でも多くの命を救えるよう尽力してまいります。

**○佐藤雅洋議員** 悩める人たちを孤立させない、取り残されたと感じさせない取組の強化を要望いたします。

人は、一日一日時間を重ね、年を重ねていきます。医療の進化で長寿国となった日本ではありますが、それだけ介護をする側も必要となるわけです。介護と一言で申しましても、重労働を伴い、大変な苦勞があり、日々それらの業務に携わっておられる方々には頭の下がる思いであります。

ただ、現場では、人材確保に苦勞しているとの声を聞きます。

そこで、今後さらに不足すると思われる介護人材について、県での介護職員数の現状と確保に向けた今後の対応を、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 本県の介護職員数は、平成28年度の1万9,976人から、令和元年度には2万1,447人と増加傾向にありますが、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度には2,647人不足すると推計しております。

県といたしましては、介護人材の確保は最重要課題と考えておりますので、これまでも、福

祉系高校生への就学支援や、留学生に奨学金を支給する介護施設への支援、さらには介護ロボットやICTを導入する介護事業者等への支援に取り組んできたところであります。

これらの取組に加え、今年度は、中学生を対象とした介護の魅力発信や、若手介護職員の早期離職防止を図る新人介護職員研修など、さらなる取組を進めてまいります。

**○佐藤雅洋議員** 次に、商工観光労働行政について伺います。

各方面に大きなダメージを与えている新型コロナウイルスは、油断のできない状況が続いております。県独自の緊急事態宣言発令では、各方面、特に飲食業の皆様に御協力をいただき、何とか宣言解除に至ったわけであります。事業をされている方々においては、深刻な状況であると考えます。

国・県・市町村のいろいろな支援を受け、また金融機関から資金調達をして、何とか今を踏ん張り、乗り切ったとしても、その返済が始まります。倒産や廃業をさせないためには、新型コロナウイルス収束後も事業継続するために、事業者への経営支援、指導が必要と考えます。

今後、どのような体制で支援をしていくのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 新型コロナウイルスの影響によりまして厳しい経営状況にある事業者の事業継続を図るためには、早期の対応が重要であり、地域の身近な相談先であります商工会議所や商工会をはじめ、関係機関による積極的なアプローチが大切であると考えております。

このため、県、信用保証協会、商工団体、金融機関等で構成する「中小企業支援ネットワーク」を再構築しまして、事業者の経営改善や事

業再生などの取組を支援する体制を整えたところでございます。

今後、各機関が有するノウハウの共有や情報交換等を行いながら連携を強化し、関係機関が一丸となり、借入金の返済猶予、落ち込んだ売上げの改善、後継者の確保など、個々の事業者の課題や実情に応じて、最適で効果的な支援策が提供されるよう取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** 支援体制を整えたとのことですので、安心しました。事業者に寄り添った対応、支援をお願いいたします。

多くの県民が働き、汗を流し、対価を得て、それぞれの生活を営んでおり、働くことで体を動かし、いろいろな面で豊かになれます。人生の先輩方も、それらを経験し、たくさんの知恵を持ち、まだまだ働ける、働きたいとの思いで、シルバー人材センターへ登録いただいている方々が多くいらっしゃいます。そのような働く意欲のある方々のパワーを生かし、地域社会のニーズに応えるシルバー人材センターの活動は、大変有益ではないでしょうか。

そこで、県内シルバー人材センターの現況と県の取組について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** シルバー人材センターは、就業を希望する高齢者に対しまして、請負や委任等の形態で、剪定や草刈り、清掃など、地域生活に密着した仕事を提供しております。

本県におけるセンターの会員数は減少傾向にございますが、豊富な経験や技能を持つ高齢者に働く場を提供することで、生きがいの充実を図るとともに、地域社会に貢献する団体として、その役割は重要であると認識しております。



このため県では、広報紙への掲載などによりまして、県内のセンターの周知を行うとともに、県シルバー人材センター連合会への補助を通じまして、会員拡大に向けた活動等を支援しているところであり、今後とも、センターの活動促進を図り、高齢者の多様な就業機会の確保に努めてまいります。

**○佐藤雅洋議員** 次に、肉用牛振興について伺います。

先日、地元高千穂の5月競り市に参加しました。子牛価格は、現在人気の「耕富士」をはじめとする県有種雄牛により、新型コロナウイルスの影響のあった昨年の66万円から、約80万円の水準に回復しました。和牛相場の強さを感じるとともに、西臼杵をはじめとする中山間地域において、肉用牛は安定して収入の得られる重要な品目であると、改めて感じているところです。

その肉用牛生産の基盤を支えるのが、本県が誇る種雄牛であります。しかし、振り返れば、11年前、忘れてはならない口蹄疫で、当時供用されていた種雄牛のほとんどが殺処分となった苦しい時期がありました。そこからの復活は目覚ましく、皆様御存じのとおり、全国和牛能力共進会での本県勢の活躍や、その後の宮崎牛のブランド化に大きな貢献があったところです。

そこで、口蹄疫から11年を迎え、本県種雄牛の現況と今後の改良の取組について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 本県肉用牛産業の要である種雄牛は、口蹄疫の甚大な被害により、55頭から5頭になりましたが、県内生産者や関係団体等が一体となり、種雄牛づくりに取り組んだ結果、現在では59頭に回復しており

ます。

その中には、脂肪交雑で本県歴代1位の成績を持つ「満天白清」や「勝美利」「神照栄」が育成されるなど、本県が目標としている肉質の向上に大きく寄与しております。

種雄牛は、県内生産者や関係者協力の下、長い時間をかけて生み出される県民の財産でありますことから、消費者が牛肉に求める新たな視点も加えながら、引き続き、宮崎牛のブランド力強化につながる種雄牛づくりに努めてまいります。

**○佐藤雅洋議員** 今後とも、宮崎牛の基盤である種雄牛をしっかりと育てていただき、安定した宮崎牛販売や、安心して子牛生産ができる環境づくりに努めていただくとともに、来年10月に控えます第12回全国和牛能力共進会に向けて力を尽くしていただきますよう、エールを送ります。

次に、内水面漁業の振興について伺います。

豊かな水と河川に恵まれている宮崎において、新型コロナウイルスの影響により、密になりにくいアウトドアレジャーとして釣り人気が高まっていると伺っております。

実際に地元の五ヶ瀬川沿いでも、アユ釣りを楽しむ県内外の釣り客の姿をよく目にします。大変ありがたいことです。

しかし、どのような場面でもですが、人々が集まると、様々な問題も付随してまいります。環境問題やマナー、感染防止対策、また、釣りでは鑑札取得も必要となりますが、きちんとしたルールをもって、ここでも自然豊かな宮崎をアピールできるチャンスでもあります。

この現状を踏まえて、現在の内水面漁業の振興と活性化のための県の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県では、九州で最も多い年間約2万枚の遊漁券が内水面漁協から発行され、県内外の多くの方に河川での釣りを楽しんでいただいております。また、このコロナ禍においても、県境の河川を中心に、県外からの釣り客が増加していると伺っております。

このような状況を内水面漁業の新たな成長につながる取組として、新型コロナウイルス対策との両立を図られるよう、インターネットで遊漁券を購入できるシステムの導入支援や感染防止対策の啓発に係る補正予算を、今議会にお願いしているところであります。

県としましては、関係団体と連携し、釣り客の利便性の向上や感染防止対策の徹底を図りながら、釣り客のさらなる増加に向けた取組により、内水面漁業の振興と活性化に資するものと考えております。

○佐藤雅洋議員 関係団体と連携するためにも、部長をはじめ県職員の皆さんが、県内の漁協に足をしっかりと運んでいただくよう、要望いたします。

次に移ります。

宮崎県は、全国にも誇る農畜水産県です。取れたての食材をすぐに食することのできる、何ともぜいたくな環境にあります。

食は人をつくるとも言います。我々の大切な財産でもある子供たちの食育も同じです。食自体でもですが、口に作る野菜や肉などの食材が育てられ、加工され、口に運ばれるまでを学ぶことも大事な教育です。地元宮崎で取れた新鮮な野菜、果物、米、肉、魚、牛乳。本県は、学校給食での地産地消が行える恵まれた環境にあるわけですが、現在の学校給食への県産食材の提供の取組について、農政水産部長にお伺いし

ます。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県では、学校給食への食材提供を通して、コロナ禍で影響を受けている県産農畜水産物の消費拡大と児童生徒への食育に取り組んでおります。

昨年度は、学校給食を実施している県内全ての小中学校に、畜産物や水産物、野菜、果実等を延べ約180万食提供し、学校関係者からは、県産食材の良さを知る、よい機会になったとの声をいただいております。

今年度も引き続き、第4波によるコロナ禍の影響が大きい牛肉、みやざき地頭鶏、水産物について、本議会にお願いしております「県産農畜水産物応援消費推進事業」を活用し、教育委員会や市町村、関係団体と連携しながら、動画を活用した食育を行いますとともに、県産農畜水産物の食材提供に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 次に、小水力発電について伺います。

自然エネルギーが注目される中、小水力発電も例外ではありません。都道府県別では、小水力発電の設置が多い地域を挙げると、富山、静岡、長野、岐阜、鹿児島となっております。これらに並び宮崎県でも、小水力発電に利用しやすい用水路が発達していることから、小水力発電は宮崎県に向いていると考えられます。

さらに、小水力発電は地域密着型で、地域の地域による地域のための開発でもあります。実際、私の地元日之影町の大人地区では、農業用水を活用した大日止昂小水力発電所を、地元住民が組合をつくって設置しており、その収益を地域づくりに活用しております。

このように小水力発電によって地域に主体性が発揮され、地域が元気になることが期待されます。

これらを踏まえ、企業局における小水力発電導入の現状と今後の取組について、企業局長にお伺いします。

○企業局長（井手義哉君） 企業局における小水力発電導入の現状につきましては、治水ダムからの放流水を利用する酒谷発電所のほか、祝子第二発電所、綾北ダム発電設備の3か所を開発し、運転しております。

また、市町村や団体等の取組に対しましては、発電規模や経済性を検討する可能性調査等の技術支援を無償で行っております。

これまで支援を行いました66地点のうち、西臼杵地域の、先ほど御質問でも触れられました大人地区・荒谷地区・下小原地区など、県内8地点で発電設備が導入されており、さらに今年度は、高千穂町岩戸の畑中地区で建設に着手されると伺っております。

企業局といたしましては、カーボンニュートラルの実現に資する再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、エネルギーの地産地消による地域活性化にも寄与する小水力発電導入の取組を、今後とも推進してまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。

最後に、県立病院事業について伺います。

医師不足が大きな課題であります本県では、中山間地域での医療体制についても、さらなる体制強化が望まれます。県医療施設の核となっている県立病院へは、対策の一つとしてドクターカーが導入されており、十分に有効活用いただいていると思われまます。専門医のいない中山間地域の大事な命を守るために、県北の救急医療を担う延岡病院にも、新しいドクターカーが導入されたと伺っております。

そこで、県立病院に導入されているドクターカーの運用状況について、病院局長にお伺いし

ます。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立病院では、ドクターカーを宮崎、延岡にそれぞれ1台配備しておりますが、宮崎病院の昨年度の出動件数は201件で、新型コロナ患者の受入れ対応などの影響によりまして、平年ベースの半数以下にとどまっております。

また、延岡病院では、今年4月に新たな車両の運用を開始しまして、2か月間の出動件数は46件となっております。美郷町や日之影町などからの要請にも対応しております。

なお、この車両は救急車タイプであり、患者搬送中に迅速な医療提供が行えますほか、いわゆるドッキング方式により、搬送患者を途中で引き継ぐことで、地元の救急隊等の負担軽減も図られております。

今後とも、救命率の向上や後遺症の軽減などの観点から、ドクターカーの効果的・効率的な運用に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。

いざというときのドクターヘリと併せての運用で、県民の命をしっかりと守っていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。執行部の皆様、答弁ありがとうございます。

最後になりますが、新たに就任されました日隈副知事をはじめ、各部局長の皆さんの御活躍、知事以下全ての執行部の皆さんのさらなる御活躍を祈念しまして、私の質問の全てを終わります。ありがとうございます。（拍手）

○濱砂 守副議長 次は、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕（拍手） Next hitter is Shohei Ohtani. He hit 5 home runs in last 5 games.（バットを振る動作） Shohei Ohtani……（聴取不能）……というふうに、大谷選手

は6試合で6本のホームランを打ちました。

(発言する者あり) すみません、失礼しました。

今回、この日本で本当にコロナで大変な思いをされている皆様の心に、元気を与えてくれました。あまり野球に興味のない中野議長でも、本当に元気をもらっているというふうな話をしていらっしゃいました。スポーツの力というものを改めて感じていたところでもあります。

その中で、スポーツの力、ちょうど1か月後にはオリンピックが開催されます。このオリンピック、本来であれば、もうたくさん盛り上がっている状況であります。しかし、今コロナの状況で、なかなか厳しい、盛り上がっていない状況であります。しかし、2018年平昌オリンピックでは、ザギトワ選手が優勝後、秋田犬をプレゼントにもらったということで、ロシアでは本当に、柴犬をはじめ、日本の犬がたくさんはやった、今も盛り上がっているというところでもあります。

この盛り上がっていないオリンピックでありますけれども、やはり、オリンピックの後には、必ず金メダルを取ったヒーローが生まれます。そのヒーローは、すばらしい、営業される方になっていきます。この宮崎にも、たくさんの選手がいらっしゃいます。その中で、ぜひ、宮崎のマンゴーだったり、宮崎のおいしい肉を食べていただくことによって、ファンになっていただけるのではないのでしょうか。ぜひ、商工観光労働部長におかれましては、その金メダル候補の方々にたくさんの営業をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

さて、これより質問に入らせていただきます。

今日は、沖縄を除く全国で、国の緊急事態宣

言が解除されて2日目になります。この1年以上続いているコロナ禍において、旅行業や飲食業など厳しい状況にある事業者さんもおられますし、医療・介護従事者には多大な努力をいただき、また、今でも学校では黙食をしている子供さんや、施設に入所したまま御家族に面会できない御高齢の方など、県民の皆様がそれぞれ多くの努力と制約を受けてきました。

そして、新型コロナウイルスの感染拡大の対応で、日本のデジタル化の遅れがあらわになりました。行政サービスだけではなく、民間を含む社会全体としても、先進国に後れを取ってしまいました。

これからのウイズコロナ、ポストコロナの時代に経済成長するには、一層のデジタル化が欠かせないと思います。

県においては、本年3月に「宮崎県情報化推進計画」を策定し、今年度を「みやざきデジタル化元年」として、デジタルガバメントの推進をはじめ、暮らしや産業分野など社会全体のデジタル化を進めることとしておりますが、中山間地域を多く抱える本県にとって、全県的にデジタル化を進めることは重要です。しかし、まずは行政が率先してデジタル化に取り組んでいかないといけないと考えます。

そこで、デジタルガバメント推進について、知事の考えを伺います。

壇上からの質問は以上とし、以下の質問は質問者席からいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

デジタル化につきましては、少子高齢化や人口減少などによる地域課題の解決や、ポストコロナ時代の経済成長にも資することが期待されております。

そのような中、本県でのデジタル化を推進するため、まずは行政のデジタル化、すなわちデジタルガバメントを強力に推進することが重要であると考えております。

具体的には、県民や事業者が窓口に行かなくても、いつでも、どこからでも行政手続きができるようオンライン化を進めるとともに、その際の本人確認の手段としても期待されるマイナンバーカードについても、普及促進していくこととしております。

その際、県民に最も身近な自治体である市町村のデジタル化が非常に重要でありますので、県としましても、緊密に連携するとともに、必要な助言、情報提供をはじめ、市町村が求めるデジタル人材の確保等に努めてまいります。

今後とも、県民目線に立ったデジタルガバメントの構築に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

**○日高陽一議員** 行政だけではなく、社会全体のデジタル化を進めるためには、高速・大容量通信ができる情報インフラ整備が重要で、特に光ファイバーや新しい無線技術である5Gの整備が必要だと思います。

加えて、特定の建物や敷地内で5G環境を利用できるローカル5Gについても、様々な用途が期待されております。

そこで、デジタル化基盤となる情報インフラ整備について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 県民誰もがデジタル社会の恩恵を受けるためには、その基盤として、県内全域に光ファイバーや5G等の高速ブロードバンド環境が整備される必要があります。

このうち、光ファイバーは、おおむね整備が

完了しております一方、5Gにつきましては、今後新たな基地局の整備を推進する必要があります。

しかしながら、これまでのところ、都市部を中心に進んでおりまして、全ての地域においてサービスが展開されるまでには、なお時間を要する見込みであります。

このため、県としましては、地域間の偏りが生じないように、また、できるだけ早く基地局の整備が進むよう、携帯電話事業者の基地局整備に対する技術的・財政的支援について、全国知事会等を通じて国に要望しているところであります。

あわせて、昨年度から実証事業を行っておりますローカル5Gの活用につきましても、引き続き取り組んでまいります。

**○日高陽一議員** 6月18日に閣議決定された政府の骨太方針では、5Gの地域カバー率を2023年度までに98%まで高めることが盛り込まれました。また、同じ日に決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針」では、5G基地局や光ファイバーの整備促進、ローカル5Gの普及展開も明記されておりますし、成長戦略実行計画では、次世代の規格6Gの技術開発を急ぐ方針も示されており、諸外国に負けないデジタルの実装は急務の課題です。

特に、ローカル5Gに関して総務省が昨年度実施した開発実証の成果概要資料を見ますと、農業や観光、eスポーツなど、10分野・19事業の成果が掲載されておりました。

無人自動トラクターの遠隔監視制御や、観光客の位置情報等に合わせた動画提供、僻地診療所における中核病院の遠隔診療・リハビリ指導等、将来のデジタル社会の一コマと言えそうな事例で、中山間地域も多い本県で活用できるも

のがあるのではないのでしょうか。

本県でも、インフラ整備と併せて各分野で活用が一層進むよう、研究・実証の取組推進をお願いいたします。

次に、農業問題についてお伺いします。

本県農業の10年後の将来像を描いた第八次長期計画が、いよいよスタートいたしました。

私も、計画の策定段階から、議員の立場で参加させていただいておりますが、あらゆる危機事象に負けない農業としての「新防災」、賢く稼げる農業としての「スマート化」など、これからの宮崎の農業を明るく照らす未来図に、大きな希望を抱いたところであります。私も農業者の一人として、計画実現に向けて、全力で応援していきたいと考えております。

長計は綿密に策定された計画ですが、恥ずかしながら私は、議員になるまで、県の農業の長計というものがあるとは知りませんでした。

前回の議会で、長期計画の県民の理解醸成に向けた取組についてお伺いしましたが、改めて、生産者が計画の内容を理解し、生産者の間で長計という言葉が行き交うように、機運を盛り上げていく必要があると考えています。

今年度スタートいたしました第八次長期計画の生産者への理解醸成に向けた取組状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 本年度からスタートした長期計画の実現に向けて、様々な施策や取組を効果的に推進するためには、生産者の皆様に、計画の内容を十分に理解していただくことが大変重要であります。

このため、本計画の策定に当たっては、次世代を担う農業者の方など、延べ700名を超える方々と意見交換を重ね、10年後を目標とする将来ビジョンを共有しながら、長期計画の取りま

とめを行いました。

また、分かりやすさに軸足を置いた情報提供を行うため、本年3月、農政水産部ホームページ「ひなたMAFiN」を開設し、長期計画や関連施策等の理解醸成に向けて、写真や動画の積極的な活用を図っているところであります。

**○日高陽一議員** 答弁にありました「ひなたMAFiN」は、これまでにない大変すばらしい取組だと考えています。この「ひなたMAFiN」をもっと多くの方に知っていただき、活用していただきたいと考えております。知り合いやJA青年部の仲間たちへ、今、周知を行っているところです。

話は変わりますが、ヨーロッパでは、自国のものを積極的に買おうという動きがあります。日本で言う地産地消に近いものだと思います。生産から消費まで一連の流れを小学校の時点で教育しており、子供たちも、自分の国で生産されたものを大事にしようという認識が幼い頃からあると聞いています。

農業が基幹産業である我が県では、農業が動けば本県の経済が回ると考えております。

少し難しい経済の動きも、具体的な農産物の生産から消費まで一連の流れを、例えば「ひなたMAFiN」上に掲載される動画で伝えることができれば、子供たちも含め、もっと農業を身近に感じ、そして農業の大切さに気づくのではないかと感じているところであります。

また、県の補助事業についても、紙ベースでの資料だけでは分かりにくい部分がありますので、例えば分かりやすい説明動画があれば、都合のよい時間に確認ができるかもしれません。コロナ禍で、対面した説明が制限される中でもあり、今後ますます、デジタルを活用した情報提供が重要になってくると考えます。

そこで、県の施策等について、デジタル化を活用した生産者への周知や活用を促進するための今後の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** コロナ禍において、県の施策等を分かりやすくタイムリーに生産者へ伝えるためには、デジタルの活用が大変重要であると考えております。

このため、「ひなたMAFiN」を活用し、宮崎ブランドの推進や担い手の確保など、県のような取組について、動画等による情報提供を行っております。

また、農業経営収入保険や農業共済など、農業セーフティネットに関する多様な情報を一元的に取得できる仕組みの構築に加え、本議会で審議いただく事業により、リモートによる病害虫診断など、生産者が活用しやすい機能の強化を図ります。

今後とも、「ひなたMAFiN」などのデジタルツールをフル活用した情報の提供・発信に加え、これまでの、対面による生産者に寄り添ったきめ細かなフォローも行いながら、県の施策等の周知や活用の促進を図ってまいります。

**○日高陽一議員** この取組に関しては、支援制度が県民に伝わってこそ力を発揮してまいりますので、デジタル化の力を借りて、周知・広報にますます力を入れていただきたいと思います。

次に、スマート農業についてであります。

昨日、横田議員も詳しく質問されておりましたけれども、農業においては、今後、高齢化とともに人口減少社会が進展することにより、担い手や労働力の減少が進む懸念があります。

また、重油等の資材価格が高止まりしている

など、厳しい情勢にあり、農業経営においては、さらなる生産性の向上や省力化を進める必要があることから、先ほど申し上げたとおり、第八次農業・農村振興長期計画において、スマート農業を普及することとしていらっしゃいます。

一方で、現場では、施設園芸におけるICT機器の導入や、水稲や露地野菜におけるスマート技術の導入が進んでいるところで、収量が向上する省力化が図られるなど、成果も聞かれていますところですが、多くの関連機器があり選択に迷うといった声や、大型の機器の場合には多額の経費がかかるといった声も聞かれていますところでは、様々な課題も見えてきているのではないかと思います。

そこで、第八次長期計画の重点施策として位置づけられているスマート農業を普及する上での課題と今後の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** スマート農業を普及する上での課題としましては、活用するためのマニュアル化がされていないことや、費用対効果が明らかでないこと、使いこなせる人材が育っていないこと、各種の規制により効果が十分発揮できないことなどが明らかになってきたところであります。

このため県では、メーカーや国の研究機関等と連携し、施設園芸でのデータの活用や、露地野菜でのスマート農業機械の導入について、コストを踏まえた効果の検証に取り組みますとともに、農大生や指導者等を対象に、スマート技術を使いこなせる人材の育成にも取り組んでいますところでもあります。

これらの成果をしっかりと農業者へ周知しますとともに、必要な規制緩和等について国へ要

望しながら、スマート農業の普及に積極的に取り組んでまいります。

**○日高陽一議員** デジタル化、5Gが進むと、Wi-Fiも必要なくなると聞いております。遠隔操作も進み、例えば、遠く離れたアフリカ大陸の国で、ビルの中の会議室から遠隔操作、ゲーム感覚で、この宮崎の農産物を収穫してもらうことも可能になってくるという話も聞きました。どんどん時代は進んでいきます。スマート農業を導入するには、農業者自身が高いコスト意識を持って導入を判断し、使いこなしていく必要がありますことから、今後の取組により、様々な経営、そして地域で普及することで本県の農業が発展することを期待しております。

次に、全共について質問したいと思います。

第12回全国和牛能力共進会は、来年、隣県鹿児島で開催予定で、御存じのとおり、宮崎牛4連覇が期待されているところです。

開催まであと1年少しという期間で、前回や前々回の全共であれば、この時期もう少し盛り上がりがあったようにも思うのですが、今回は準備状況が見えにくいと感じております。

そこで、第12回全国和牛能力共進会に関わる本年度の主な取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 本年度は、全共に向け、出品候補牛の導入や選定等を行います大変重要な年でございますが、コロナ禍の影響もあり、参加者を制限するなど、感染拡大防止に最大限努めながら出品対策を進めております。

主な取組として、肉牛の部では、4月に繁殖農家で育成された出品候補牛80頭を、本県を代表する肥育農家20戸に引き渡し、肥育を開始し

ました。

また、種牛の部では、全共本番に向け対策強化と機運醸成を目的とした出品対策共進会、いわゆるプレ全共を10月に、その予選会を県内7地域で7月から8月に計画しており、いずれもコロナ対策に留意した運営を検討しております。

今後とも、生産者、関係団体が「チーム宮崎」として日本一の努力と準備を継続し、課題を克服しながら、4大会連続の内閣総理大臣賞の獲得を目指してまいります。

**○日高陽一議員** 地道ながら取り組んでいただいていることが分かりました。

感染症対策に気を配りながらの出品対策は、制約も多いとは思いますが、4連覇に向けて、関係者としてしっかり連携していただいて、取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、ワクチン接種についてお伺いいたします。

海外では、マスクを外してイベントに参加する様子などが報道されています。やはりワクチン接種は、コロナ対策の最も有効な手段ではないかと考えております。

本県では、来月から国文祭・芸文祭が開催され、他県から多くの参加者が来県されます。また、秋には宮崎のキャンプシーズンが到来するわけで、県民へのワクチン接種をできるだけ早く進める必要があると考えます。

接種の主体である市町村は、大きな市と中山間地域などで事情が異なり、取組状況もかなり異なると聞いております。

ワクチン接種の今後のスケジュールについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 新型コロナウイルスワクチンにつきましては、現在、医療



従事者や高齢者への接種が行われているところでありまして、医療従事者につきましては今月中に、また、高齢者につきましては7月末で接種が完了する見通しであります。

その後、市町村におきましては、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種と続き、それ以外の者に対しても、ワクチン供給量や地域の実情等を踏まえて、順次接種が行われることになっております。それから、接種券の送付などの必要な準備も進められているところでもあります。

また、これらの取組と並行しまして、企業等における職域接種も順次進められていくものと考えております。

県といたしましては、希望する方全てができるだけ早期に接種を受けられるよう、引き続き、市町村、関係機関等と連携を図りながら、必要な支援を行ってまいります。

**○日高陽一議員** 国は、一般接種終了のスケジュールを前倒ししまして、「希望者への接種を10月から11月にかけて終えることを目指す」としております。早期終了に加え、基礎疾患の有無の確認等、そしてまた、市町村が行う事情に応じた対応を、県もしっかりと支援していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、今回、第4波では、子供が活動する施設でのクラスターが発生したこともあってか、福岡県では、保育士や教員に優先接種を行うという報道も目にしました。

子供を預ける親御さんの中には、医療関係者などリモートワークが難しい方もおられ、保育園は休園できない状況にあります。幼い子供さんにマスクを外さないようにとか、お友達に触らないように遊ばせようと言っても非常に難しく、児童施設は、医療機関ほどではなくても

相当程度リスクが高いとも考えられる中、現場で懸命に対応していただいていると思います。

万が一、保育士に感染者が発生した場合、一部の保育士が自宅待機になれば、人員基準を満たすことができなくなるという不安も耳にしています。一般接種における優先接種の考え方について、保育士などエッセンシャルワーカーはどのように位置づけられているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 一般接種における優先順位につきましては、高齢者等への状況を踏まえながら、地域の実情に応じ、各市町村において判断することとされております。

御指摘のとおり、エッセンシャルワーカーにつきましては、社会的影響が大きく、県民生活の維持に寄与する優先度が高い対象者の一つであると考えておりまして、保育士などについては、既に複数の市町村におきまして、接種の優先度を上げることを検討されているところもあります。

このため、市町村に対しまして、一般接種における優先順位の考え方をお示ししたところでありまして、保育士についても、優先度の高い対象者として位置づけたところでもあります。

県といたしましては、引き続き必要な取組について情報共有を図りながら、市町村のワクチン接種を支援してまいります。

**○日高陽一議員** 市町村への情報提供等、県として必要な支援をよろしくお願いいたします。

さて、ワクチン接種が進んでいる各国では、ワクチンに関して、6対3対1という割合が話題になっているそうです。ワクチン接種を希望する方が6割、迷っている方が3割、打ちたくない方が1割だそうです。接種が進めば別の課

題があるということです。

本県でも、ワクチンを打てばもう感染しないという誤解をされている方もおられれば、副反応についての誤った情報で、ワクチン接種に二の足を踏む方もいらっしゃると思います。

そこで、ワクチンについて正しく理解していただくための普及啓発の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 新型コロナウイルスワクチンにつきまして、接種の促進を図るとともに、接種後の感染防止などについて県民の皆様にも正しく御理解いただくためには、様々な媒体を活用しながら、継続した広報活動が重要であると考えております。

このため、県におきましては、特設ウェブサイトの開設のほか、県の広報媒体や雑誌広告などを活用いたしまして、ワクチンの安全性や効果、接種の仕組みや副反応等についての情報提供を行っているところであります。

今後は、一般接種も開始されますことから、若年層も対象としたSNSを活用したウェブ広報の充実や接種後の感染防止対策の徹底など、効果的な情報発信に努めてまいります。

**○日高陽一議員** 一時期は、コロナ感染者や医療関係者などへの心ない誹謗中傷もありました。感染症に限らず、正しい情報を知っていただくことで防ぐことのできることもあります。正しい知識の普及啓発は大変重要です。私もSNSなどでPRしていきますので、県にも御対応をよろしくお願いいたします。

次に、観光行政についてお伺いいたします。

今回、5月の補正予算で水際対策として、県境往来のPCR検査の支援事業が組み込まれました。経営が落ち込んでいる航空業界では、宮崎では県が支援してくれると大変話題になって

いるそうです。

これから、国文祭やスポーツ大会など様々なイベントが行われる中、県民の安心・安全のために大変重要な事業だと思いますが、県境往来者PCR検査支援事業について、現時点でのスケジュール感や、PCR検査を希望する場合の具体的な申込み手続等について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 県境往来者PCR検査支援事業につきましては、7月上旬の運用開始に向けまして、現在、受託事業者と調整を行っているところであります。

基本的な流れとしましては、インターネットや電話により申込みをしていただきますと、自宅に検査キットが届きますので、御自身で検体を採取し、検査機関に返送後、結果が通知されることとなります。

したがって、県外の方が利用される場合には、来県前に確認できますよう、移動の1週間程度前の申込みを周知したいと考えております。また、航空機を利用する方につきましては、事前に申し込んだ上で、空港PCR検査センターで搭乗前に検査できる体制も整えることとしております。

また、県民がビジネス等で一時的に県外に出るような場合は、県外から帰ってきた段階で検体を採取し、検査機関に返送していただくこととしております。

**○日高陽一議員** 本県にお越しになるイベントなどの参加者のほか、転勤などで県外にお住まいの御家族や、県外に進学・就職した子供さんの支援にも活用できると思います。県民にとって、とっても安心できる事業だと思います。

しかし、この事業があることを知っていただき、県境往来をする方に検査を受けてもらわな

ければ、意味はありません。

そこで、本事業が十分活用されるため、どのような周知・広報を考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 新型コロナの県内への持込みを防ぎ、往来の安全・安心を高めますためにも、本事業の意義や仕組みを広く理解いただき、できるだけ多くの方に活用していただくことが重要であると考えます。

このため、まず県民に対しましては、ホームページやSNSなどの県の広報媒体はもとより、新聞への広告、商工団体・市町村等を通じた積極的な情報発信等を行うこととしております。

また、県外に向けましては、県外事務所や県人会等のネットワークを活用いたしますとともに、公共交通機関や旅行代理店等にも協力をお願いし、より多くの方へ周知と利用促進を図ってまいります。

**○日高陽一議員** 各公共交通機関の宮崎行きチケットの予約の画面にお知らせするなど、いろいろな工夫が考えられると思います。できる限り周知をして、多くの方に活用していただきますよう、よろしくお伺いいたします。

このような事業などで安全が確保されると、アフターコロナに向けて動きが出てきます。

知事もおっしゃっていたとおり、まずは感染拡大リスクの少ない県内旅行から経済を回すということで、県民が期待していた県民県内旅行（ジモ・ミヤ・タビ）キャンペーンの内容について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** ジモ・ミヤ・タビキャンペーンは、県民が県内で旅行する際の宿泊などの旅行代金の割引に加えまして、県内のお土産店などで使えるクーポンを付

与しまして県内旅行需要を喚起することで、厳しい状況にある観光業の回復を図るものでございます。

このキャンペーンは、当初4月23日から開始予定であったものを、県内外のコロナ感染状況を総合的に判断し、延期していたところでございますが、感染状況が落ち着いてきたことから、昨日開始しまして、12月末まで実施することとしたところでございます。

キャンペーンの実施に当たりましては、平日旅行を誘導するためのクーポンの付与や、感染状況に応じて停止する仕組みなど、本県独自の感染防止対策を講じておりまして、今後、新聞やホームページなど様々な媒体を活用して、PRを行ってまいります。

**○日高陽一議員** キャンペーンがロケットスタートできるように、宿泊・旅行業界と連携して、厳しい状況にある業界が少しでも元の状態に近づくよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今、県内高齢者のワクチン接種は、医療関係者の御協力や各市町村の頑張りで、取組が加速しております。今後、国が進める職域接種の導入で、一般接種も当初の予定よりも前倒しで進むのではないのでしょうか。

近い将来、県外の感染状況も落ち着き、人流が大きく動き始めます。また、県外や海外旅行に行き来できるようになる、私はそういった希望もそう遠くないと思います。

そこで、今後の観光誘客の方針について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 本県の観光は、新型コロナの影響により、インバウンドはもとより、国内需要も大幅に減少するなど、大変厳しい状況にございます。

このため、まずは、県内の宿泊事業者の感染防止対策への支援により、安全・安心な受入れ環境の整備を進めますとともに、先ほど御質問のありました、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンを実施し、県内旅行需要を喚起してまいります。

また、新型コロナの収束状況を見極めながら、誘客の対象を、県内から隣県、全国へと徐々に広げていくこととしております。

さらに、海外誘客につきましては、将来のインバウンド再開を見据え、SNSによる情報発信を強化しますとともに、オンラインツアー等にも取り組んでいくこととしております。

**○日高陽一議員** 答弁で、オンラインツアーについてお話をいただきましたが、これは宮崎の観光地を発信するのにとてもいい取組だと思っております。そして、それをオンラインショップやふるさと納税につなげてみてはいいのではないのでしょうか。ぜひ様々な角度から宮崎を発信していただきたいと思えます。

また、最近、旅行に行けなくてストレスがたまっているという話をよく聞きます。先般、日本がワクチンを無償提供した台湾では、「日本ありがとう。ぜひ日本に旅行したい」という声が多いという話も聞いています。早く県外、また海外と自由に往来できるようにしたいですし、それまでに宮崎県のよさをしっかりと売り込んで、多くの観光客を宮崎にお迎えできるよう、準備をよろしくお願ひしたいと思えます。

さて、宮崎の観光にはたくさん売りがあるわけですが、とりわけゴルフは、温暖な宮崎で1年中プレーでき、また、屋外のスポーツであることから、最近とても人気が高いコンテンツです。

ゴルフは、コロナ禍における本県の強みであ

ると考えますが、今後のゴルフを活用した誘客の取組について、商工観光労働部長にお伺ひいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** コロナ禍で観光客が大きく落ち込む中、昨年の県内ゴルフ場利用者数は、令和元年と比較して約1,000人減の107万5,000人となっており、ゴルフは、コロナ禍におきましても、重要な観光コンテンツであると認識したところでございます。

県といたしましては、まずは、ゴルフ客の安全・安心な受入れ体制を構築するため、ゴルフ場が行います感染防止対策に要する費用の補助を行うとともに、本県の強みである食を組み合わせた旅行商品の造成や、インターネットやSNS等を活用したプロモーションを実施することとしております。

また、来年3月には、日本で初めて本県での開催が予定されております、アジア最大のゴルフ旅行商談会（AGTC）を通じまして、本県の優れたゴルフ環境や観光の魅力を国内外に積極的に発信してまいります。

**○日高陽一議員** 先ほどありました国際的な商談会開催も見込まれるということで、ゴルフツーリズムがますます盛り上がり、ゴルフをするお客様のほかにも、いろんな関係者が宮崎にお越しいただけることを期待しております。

例えば、春・秋のプロ野球キャンプには、もちろんプロ野球選手が来県されるわけですが、選手のほかに、多くのマスコミ関係者だとか、トップレベルのトレーナーや、グローブなど道具製作の関係者もキャンプ地に集うと聞いています。

ゴルフではシャフトフィッティングのニーズも大きいと思うのですが、このシャフトフィッティング、現在では東京、大阪、山口のみで行

われていると聞いております。宮崎でも、このようなニーズにうまく応える体制づくりをお願いしたいと思っております。

さて、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックの開催も近づいてきました。コロナ禍の下、外国からの選手団等の受入れや、開催時の観客入場などの様々な課題があるようですが、大会が始まれば、平和の祭典として多くの感動を目の当たりにできるものと、わくわくしております。

本県も、複数の外国人選手のホストタウンとして、相当数の選手団を受け入れる予定であり、本県で最後の仕上げをした選手たちが、最高の舞台で最高のパフォーマンスを見せてくれるものと期待しております。

選手団について、当初予定していた、県民を挙げての歓迎行事や練習見学、大規模な交流イベントの実施などが難しいことは、大変残念です。しかしながら、トップアスリートの受入れ実績を積むことは、今後、スポーツランドみやぎを推進する本県の貴重な財産になることと思っております。しっかり対応していただきたいと思っております。

この1年、これまで継続して来県いただいているプロスポーツキャンプ等の実施にも、コロナが大きく影響しました。そこでまず、プロスポーツキャンプ等の受入れ状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 昨年度の県外からのスポーツキャンプ・合宿の受入れ実績は、新型コロナウイルスの影響によりまして大きく減少いたしました。プロスポーツキャンプにつきましては、無観客になったものの、昨年秋には、プロ野球12球団参加の下、フェニックスリーグが開催され、今年春にはプロ野球7

球団、Jリーグ17チームのキャンプを受け入れるなど、ほぼ例年並みとなったところでございます。

また、ラグビーやトライアスロン、陸上の日本代表チーム等のキャンプも受け入れており、昨年度は、本県でのキャンプが初めてとなるフェンシングや、ラグビー女子7人制日本代表がキャンプを行ったところでございます。

県といたしましては、今後とも、新たなキャンプ誘致に積極的に取り組み、「国際水準のスポーツの聖地」としてのブランド力の向上に努めてまいります。

**○日高陽一議員** 多くのプロスポーツや日本代表チームのキャンプを受け入れている本県ですが、最近ラグビーチームの受入れも増えております。記憶に新しい2019年のラグビーワールドカップでは、本県でキャンプを行ったイングランド代表が準優勝、日本代表は悲願のベスト8入りを果たし、大会終了後は、宮崎合宿の様子が連日テレビ等で報道されたところです。

前回のワールドカップでの日本代表の活躍により、近年人気が高まるラグビーでありますし、来シーズンからはプロ化される予定であり、さらなる人気の高まりが期待できます。また、サッカーJリーグとシーズンも異なることから、キャンプ受入れ可能な競技であり、私は、ぜひとも、これまで以上に多くのラグビーチームを誘致しない手はないと考えております。

そこで、ラグビーキャンプ誘致を積極的に行っていくべきと考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** ラグビーにつきましては、御指摘のとおり、2019年ワールドカップにおきまして、本県でキャンプを行った日本代表

とイングランド代表がそれぞれ好成績を挙げたこともありまして、他のスポーツ種目も同様ですが、「縁起のよい宮崎」「結果の出る宮崎」として、スポーツキャンプ地としてのブランド力が一層高まったものと考えております。

こうした中、先月のラグビートップリーグで優勝しましたパナソニックをはじめ、ヤマハ発動機が本県でキャンプを行っておりますほか、今年に入り、7人制ラグビーの男女それぞれの日本代表チームが初めてキャンプを行うなど、多くのラグビーチームから、キャンプ地として高い評価をいただいているところであります。

私としましては、国民的人気も高まっておりますラグビーは、プロ野球やJリーグに次ぐ重要なターゲットであると考えております。日本各地で考えますと、多くのアマチュアチームを含めたキャンプ地というものは、長野とか、北海道とかがあるわけではありますが、やはり勝利を目指した国内外のトップレベルのチームが集う宮崎というのは、他のキャンプ地と比べてもブランド力がより高いものとしてアピールできるものと考えております。

今後、さらに多くのラグビーチームにキャンプ地として選んでいただけるよう、積極的な誘致や受入れ環境の整備に取り組んでまいります。

**○日高陽一議員** ラグビー日本代表ですが、宮崎でキャンプを張るシーガイアエリアでは、以前から県、宮崎市、シーガイアが中心となっていて、屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致を進めています。平成27年に誘致を表明されて以来、6年が経過しようとしています、今は何の進展もない状況です。

本県は、これまで多くのトップチームやトッ

プアスリートの合宿を受け入れ続けており、特にシーガイアエリアは、トライアスロン、ゴルフのナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点として指定され、1年を通して日本代表選手等の合宿も受け入れています。

シンガポールには、「シンガポール・スポーツ・ハブ」というスタジアム、アリーナ、プール等を集約した施設があり、代表チームなどのトレーニング拠点ともなっているようです。

シーガイアエリアのスポーツ合宿環境は、国内屈指の場所と思いますので、こうしたシンガポールの例を参考に、ぜひとも、国内を代表する、また、世界に誇れるような「スポーツランドみやざき」らしい施設ができないかを感じているところです。

そこで、屋外型ナショナルトレーニングセンター誘致の現在の状況と今後の見通しについて、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 屋外型ナショナルトレーニングセンターの本県誘致につきましては、平成27年に官民一体の誘致推進委員会を設立し、機会あるごとに、国などに対して要望活動を行ってきたところであります。

一方、国におきましては、令和3年度を終期とします第2期スポーツ基本計画の中で、従来の拠点設置の考え方にとどまることなく、あらゆる可能性の中で検討を進めるとされておりまして、スポーツ庁からは、屋外型ナショナルトレーニングセンターについて、国が主体的に整備することについては、現在、白紙の状況と伺っているところであります。

このような状況であります。本県は、屋外系スポーツのキャンプ受入れにおきまして、その恵まれた環境や施設、さらには受入れノウハウの蓄積など、優位性の高い国内屈指の場所で

あると考えているところでありまして、こうしたトレーニングセンターの整備は、我が国のスポーツ振興にも大きく貢献できる場所であると自負するとともに、「スポーツランドみやぎ」のさらなる進化のために、なくてはならない価値ある施設だと考えております。

本県としましては、今後とも様々な可能性を模索し、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 来月からいよいよ受入れが始まる東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプは、9か国、6競技、13チームと伺っています。

また、先ほど答弁がありましたとおり、今や宮崎は、ラグビー日本代表やイングランド代表、そして7人制トップリーグのチャンピオンチームからも選ばれるキャンプ地となっています。全国的に見ても、なかなかここまで多くの国内外トップチーム受入れの経験を持つことはないのではないかと思います。

そうした中、今年5月から6月に実施された15人制のラグビー日本代表合宿は、大分県別府市で実施されたと伺っており、大分市も相当な施設整備により、誘致に力を入れたと聞いております。

シーガイアエリアは、ラグビー日本代表からも、キャンプ地として評価が高い場所であるとは聞いておりますが、日本代表チームのブランド価値が高まっている中で、現状に甘んじていると、他県にキャンプを取られることが十分予想されます。そうした事態とならないためにも、また、スポーツを通じた誘客の拠点施設としても、ラグビー等を含めた屋外系競技のトレーニングセンターは、コロナにより落ち込んだ本県経済の回復を図っていくために必要な施

設だと思っているところです。ぜひとも、その実現に向けて検討をよろしくお願いいたします。

次に、建設産業における品確法に係る取組について伺います。

令和2年9月議会で、用地補償調査業務を例として、成果物品質確保に向けた取組について質問いたしました。品確法が建設関連業務にも適用されることとなり、中長期的な視点で、品質確保やその担い手の育成・確保に努めることとされており、その実現のために、総合評価落札方式を含む多様な入札制度を導入すべきではないかと質問したところ、関係団体と意見交換を行いながら検討すると回答されておりました。

そこで、昨年9月以降の進捗状況として、建設関連分野における改正品確法に基づく多様な入札制度活用の取組状況を、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 測量や設計など、建設関連業務におきましては、一般競争入札や指名競争入札を基本としつつ、技術力なども評価する総合評価落札方式やプロポーザル方式など、業務の性質に応じた多様な入札制度を活用しております。

さらに、改正品確法を踏まえた新たな取組としまして、設計業務における県内企業への技術移転を図るため、県外企業と共同で業務を遂行する設計JV方式を導入し、運用しているところでもあります。

また、災害復旧工事における測量や用地調査業務につきまして、緊急度や現場状況に応じて指名競争入札を活用できるよう、見直しを行ったところでもあります。

今後とも、多様な入札制度を活用することで、公共事業の品質確保や災害対応力の強化に

取り組んでまいります。

**○日高陽一議員** 品確法の目的である良質な社会資本の構築や、その適正な維持管理を具現化するためには、担い手となる建設産業の健全な発展が不可欠だと考えます。これまで建設産業は、きつい、汚い、危険という3Kと言われてきましたが、現在は新3Kとして、給料が良い、休日が取れる、希望が持てるを目指して、業界全体で取り組んでいると聞いています。

そこで、建設関連業を含む建設産業全体における、労働環境改善や作業効率化等に係る働き方改革への取組状況を、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 地域の守り手であり、現場で最前線に立つ建設産業従事者の働き方改革を進めていくことは、大変重要であると認識しております。

このため、建設工事においては、週休2日工事の拡大や工事書類の簡素化、ICT活用工事の導入など、現場従事者の負担軽減につながる取組を進めているところであります。

また、建設関連業務においては、ドローンなどの新技術を活用した測量や、ビデオ通話で行うウェブ打合せに加え、休日や時間外の作業が生じないように、受発注者間で調整を行うなど、労働環境や作業効率の改善に取り組んでおります。

今後とも、関係団体と十分連携し、建設産業における働き方改革を進めることで、中長期的な担い手の育成確保にしっかりと取り組んでまいります。

**○日高陽一議員** 建設関連業は、地元のインフラを支える大切な産業です。働き方改革も含め、今まで以上に魅力ある産業となるよう、行政からも必要な支援をよろしくお伺いいたしま

す。

続きまして、高校生の県内就職についてお伺いいたします。

昨日、横田議員も詳しく質問されていらっしゃいましたので、初めの質問は飛ばさせていただきますと思います。

長男が昨年まで高校生だったのですが、父母の会の仲間に聞くと、なるべくコロナのリスクの少ない宮崎に就職してほしいという意見がよく聞かれています。県内での雇用を確保するチャンスであります。以前に比べて高校生の県内就職率は上がっているということですが、ぜひこの機運を生かしていただきたいと思

います。高校生の県内就職率の向上を図るため、今年度はどのような事業を行うのか伺います。商工観光労働部長、よろしくお伺いします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 高校生の県内就職率の向上を図るため、県ではこれまで、国や関係機関と連携し、企業説明会の開催や、企業の技術者等から直接指導を受けられる実践プログラムの実施などに取り組んでおります。

また、企業と高校をつなぐ県内就職支援員などにより、地元企業の求人開拓や、対象を保護者まで広げた企業説明会の開催などを行っております。

さらに、今年度は、宮崎大学にあります産業人財育成プラットフォームと連携しまして、企業の紹介動画や先輩社員のメッセージなどをまとめた就職に関する総合情報サイトを構築することにより、高校生や教員、保護者等に対し、きめ細かい企業情報等を提供し、県内就職率のさらなる向上を図ってまいります。

**○日高陽一議員** 未来に希望を持つ高校生に県



内企業のよさ、宮崎のすばらしさをきちんと伝え、就職の後も大切な人材として育てていくことが大事だと思います。

県内にも多くの職業があります。その多くの企業などとマッチングさせるのは、ふだん授業をしている先生だけでは大変厳しいと思います。専門家の方にサポートしてもらうなど、学校や企業と連携した取組をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、ワーケーションの受入れ推進についてお伺ひします。

ワーケーションの受入れ推進については、前回、2月議会でも質問したところでありますが、様々な取組がスタートしているところだと思います。

ワーケーションは、余暇を楽しみつつ、リモートワークなどで仕事を行う新たなスタイルであることから、これまでと違った取組が必要になると考えています。

そこで、ワーケーション受入れに当たり、関係者が連携して推進することが大事だと考えますが、具体的な連携策について、総合政策部長にお伺ひいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** ワーケーション受入れの取組は、県内の民間宿泊事業者等におきましても広がりつつありまして、この動きを定着させるためには、全県的な推進体制を構築することが重要であると考えております。

このため、本議会の補正予算案におきまして、市町村や民間宿泊事業者も含めた推進組織を設立し、支援施策の情報共有や先進事例の研究などを行うワーケーション受入れ体制構築事業をお願ひしているところであります。

こうした取組によりまして、県内でのワーケーション受入れの促進を図り、関係人口の拡

大につなげてまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** ワーケーションは、コロナ禍の中で注目され、全国各地で取組が広がりつつあります。ターゲットとして、どこの地域も東京だけに目が行きがちですが、そのような中で、本県としては、隣県の地域やコロナ収束後のアジア諸国に目を向けて進めていかなくてはならないと思っているところです。

そこで、首都圏のほか、九州域内や海外からのワーケーション受入れも想定されますが、どのように進めていくのか、総合政策部長にお伺ひいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** ワーケーションは、全国的にも関心が高まっておりまして、他県との競争も激しくなることが予想されますことから、本県の強みや魅力をしっかりアピールすることが重要であると認識しております。

このため、本議会でお願ひしておりますワーケーション受入れ体制構築事業におきましては、首都圏だけではなく、地理的に本県に近い北部九州や東アジア諸国も視野に入れ、ゴルフやサーフィンをはじめとする全国屈指のスポーツ環境を生かしたモデルプログラムの開発なども検討してまいりたいと考えております。

ワーケーションの推進は、観光誘客をはじめ、将来的な移住者の確保、企業誘致など様々な切り口がありますことから、関係部局とも十分連携を図るとともに、今後設置予定の推進組織でも様々な御意見を伺ひながら、一体となって取り組んでまいります。

**○日高陽一議員** デジタル技術の進化により、宮崎に住んでいても様々な仕事ができる時代になりました。

特に、今、感染症の影響がまだ残る中、密にならず、自然を満喫しながら仕事もできるワー

ケーションという新しい働き方が根づくことが期待されると思います。

今は、宮崎に追い風が吹いていると思います。県外からの受入れにもしっかり対応しつつ、県民のリモートワークや働き方改革にもつながる取組として注目していきたいと思います。

今回は、デジタル元年を掲げた県に対して様々な質問をしてみました。未曾有の時代に直面する今だからこそ、県民の未来を背負う私たちは、時代の変化を的確に捉えて、常に自己改革を続けなければなりません。我々も、他県に負けないように常にアップデートしてまいります。

最後に、今日、このコロナ禍でスポーツのすばらしさを表現しようと思ったら、この神聖な議場で度が過ぎてしまいました。最後におわびを申し上げまして、私の質問の全てを終わりたいと思います。ありがとうございます。(拍手)

**○濱砂 守副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

---

午後1時0分再開

**○中野一則議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、安田厚生議員。

**○安田厚生議員**〔登壇〕(拍手) こんにちは。宮崎のひなた、安田厚生です。日高議員より継承させていただきました。ありがとうございます。

本日は、諸塚村から議員さんが傍聴に来られております。国道503号の整備状況についてしっかりと質問したいと思いますので、県土整備部

長におかれましては、前向きな答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症に感染し、亡くなられた皆様に、心からお悔やみを申し上げます。治療が終わってもなお、後遺症に悩まされている方、今まさに治療されている皆様に、お見舞いを申し上げます。あわせて、最前線で感染者の治療やワクチン接種に当たっている医療従事者をはじめ、保健所の方や感染症防止に御尽力いただいているエッセンシャルワーカーの皆様に、敬意と感謝を申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の第4波は、強い感染力を持つ変異株アルファ株の猛威により、感染が拡大いたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済的・社会的影響の深刻化、特に飲食店への影響は甚大であり、今もなお、各自治体に支援を求める声が広がっているところであります。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について、沖縄県を除く9都道府県で解除し、まん延防止等重点措置に移行されました。しかし、専門家は宣言解除後の感染再拡大を指摘しています。

本県は特別警報レベル2に移行しました。知事の早い決断により、県独自の緊急事態宣言が発令され、本県の感染は減少傾向にあります。知事には、経済のアクセルをぐんと踏んでいただいで、経済の活性化を図っていただきたいと思います。

このような中、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。4月に高千穂で、聖火ランナー出発式が開催されました。沿

道からの大きな拍手と笑顔に包まれ、オリンピックへの関心の高さを感じたところであります。

本県では、事前合宿に9か国、6競技、300人以上の選手団を受け入れる予定であります。本来であれば県を挙げて歓迎するところでありますが、全国的に新型コロナウイルス収束の見通しが立たない中、苦慮しながら準備を続けているようであります。ホストタウンに登録されている県と市町村は、直接交流を見送るところもあるようです。オリンピックに参加する選手と地域が、スポーツ、文化など多様な分野において交流し、地域活性化に生かすとともに、大会後のレガシーとして末永い交流を実現されるものであります。このホストタウンの取組は、今までのオリンピックにはないもので、大会前の事前合宿の交流だけでなく、オリンピック競技終了後に選手がホストタウンを訪問し、地元の方と様々な交流を行います。この交流事業について、多くの自治体が、対面ではなくオンラインでの実施を含めて、さらに検討を続けているところであります。

そこで、東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の受入れを、今後のスポーツランドみやぎの取組にどう生かしていくのか、知事の考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、以下は質問者席から質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

東京オリンピック・パラリンピックに向けた本県での事前合宿につきましては、ドイツやイギリスなど9か国から、陸上競技やトライアスロンなど6つの競技、計13チームの受入れを行う予定であります。

現在、7月上旬からの順次受入れに向け、万全な新型コロナ対策のほか、関係機関との調整、練習環境の整備などの準備を行っているところであります。

今回、コロナ禍の中で様々な感染症対策を講じながら、海外からこれほど多くのトップアスリートを受け入れることは、本県にとって初めての経験で、新たな受入れノウハウの蓄積にもつながり、大きな財産になるものと考えております。

ただいま聖火リレーの話がありましたが、本県での聖火リレーは、感染防止を徹底しながら、ほぼ予定どおり公道で行うことができた、しかも感染を拡大することにつながらなかったということは、本当によかったと考えております。

こうした事前合宿においても、安全・安心でしっかりと実施し、今後この受入れ実績や充実した合宿環境を国内外に発信しますとともに、事前合宿チームとの縁も生かしながら、さらなる誘致に取り組むことで、「国際水準のスポーツの聖地みやぎ」として、一層のブランド力向上につなげてまいります。以上であります。

〔降壇〕

○安田厚生議員 世の中が大変な状況だからこそ、東京オリンピック・パラリンピックで世界中が一つになり、大会は多くの方々に感動を与えてくれます。様々なものを選手と共有し、盛り上げることができるよう応援し、オリンピック終了後のスポーツランドみやぎにつなげていけるよう期待いたします。

インドで確認された変異ウイルス「デルタ株」の国内での感染力は、従来のウイルスに比べ1.78倍と報告があり、この変異ウイルスが日本国内で新型コロナウイルス全体に占める割合

は、全体の半数を超えるという予測がされています。

また、デルタ株の感染が拡大すると、一気に医療提供体制が逼迫するおそれもあります。新たな変異株デルタ株のリスクに対して、引き続き強い警戒を維持する必要がありますが、県内でも発生が確認されたデルタ株疑いの対応について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** デルタ株につきましては、国からの情報によりますと、従来株よりも感染しやすいなどの可能性があると言われております。このため、県衛生環境研究所では、今月上旬からデルタ株等のPCR検査の体制を整えていたところであり、6月17日にデルタ株疑いを確認し、速やかに県民の皆様へ情報提供を行ったところであります。なお、デルタ株など変異株でありましても、基本的な感染予防対策が重要となり、これまでの対策をより一層徹底する必要があります。

また、先日確認しました感染事例におきましても、これまでと同様に、積極的疫学調査により感染の封じ込めを行っておりまして、感染者に対しても必要な医療を提供して、適切に対応しているところであります。

県といたしましては、県民に対し、引き続きデルタ株のリスク等につきまして周知を図りながら、より警戒を強めてまいりたいと考えております。

**○安田厚生議員** インドで初めて確認された新型コロナウイルスの変異株「デルタ株」が引き起こす症状が、従来のウイルスに感染した人とは異なる可能性があることが分かりました。全国で拡大傾向にあるデルタ株の監視体制を強化するとともに、感染予防対策の徹底を県民の皆様へ情報提供していただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染拡大で大きな影響を受けるのが、高齢者介護の現場であります。高齢者は持病を持つ人も多く、重症化するリスクも高いようであります。また、認知症の人はマスクをつけないなど、難しいと聞いているところでもあります。感染者の早期発見へのPCR検査の拡充が必要であります。

そこで、高齢者施設における県のクラスター防止対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県では、日頃からの感染予防を徹底するため、高齢者施設職員を対象とした研修を実施するとともに、感染拡大の端緒が見られた地域におきましては、高齢者施設の職員に対する一斉検査を実施し、感染の早期発見によるクラスターの未然防止に取り組んできたところであります。

また、施設で感染が確認された場合は、施設内でのさらなる感染の拡大を防止するため、保健所職員やDMAT医師、感染管理認定看護師を速やかに施設へ派遣し、汚染区域や清浄区域などのゾーニングを徹底するとともに、个人防护具の着脱をはじめとする感染防止策の指導を行うこととしております。

今後とも、高齢者施設の方々の御協力の下、徹底した感染防止対策等によりまして、クラスターの発生防止に取り組んでまいります。

**○安田厚生議員** 高齢者施設での感染を完全に防ぐのは、大変難しいことでもあります。感染者の早期発見によるクラスター発生防止に取り組んでいただきたいと思います。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

GIGAスクール元年とも呼ばれる本年度がスタートして2か月余り、GIGAスクール構想は前倒しされたものの、教員研修や家庭にお

ける通信環境の整備といった、現場が抱える課題も出てきているようであります。

日向市教育研究所では、「タブレット端末を活用した教科指導の在り方」をテーマに調査・研究を行い、教科などで必要とされる資質・能力を育成するため、効果的にタブレットを活用した授業を提案することで、学力向上を図るようであります。そのためにも、通信環境、高速大容量通信ネットワークの整備が急務となっております。また、各家庭のインターネット環境も必要であります。

そこで、県内の市町村立小中学校の校内通信ネットワークの整備状況と、教員のICTを活用した指導力向上に向けた現状と今後の取組について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 小中学校のGIGAスクール構想に関する校内通信ネットワーク環境につきましては、本年9月までに、全ての市町村におきまして整備が完了する予定となっております。

現在、県教育委員会では、教員のICTを活用した指導力向上に向け、県内8つの小中学校をモデル校に指定し、ICTを効果的に活用した授業の在り方について研究を行っております。また、文部科学省のICT活用教育アドバイザーを招聘し、全ての小中学校の担当者を対象に、研修を実施したところであります。

今後は、校内研修に役立つ授業動画を作成するとともに、モデル校による取組を、授業公開等を通して県内に広く周知するなど、さらなる研修の充実を図ってまいります。

**○安田厚生議員** 教員に必要となるICT活用指導力とそれを身につけるための研修、子供たちには、正しい情報の選択をすることや危険から身を守る力を身につける教育も必要でありま

す。また、ネットワーク環境につきましては、本年9月までに整備が完了する予定であります。児童生徒が一斉にネット通信する際、ネット環境に影響が生じないのか、心配しているところでもあります。

次に、校則・生徒指導の在り方について、お伺いいたします。

近年、ブラック校則が問題化していることを受けて、文科省の生徒指導提要によれば、校則は、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、各学校において定められるとしています。

今の校則におかしい点はないのか、あるならどうしたらいいのか、みんなで考え話し合い、納得できるものに変える、そんな動きが広まっています。子供たちの発案で始まったものもあれば、教育委員会や学校が指導したものもあるようです。きっかけはどうあれ、一番身近なルールに、自分たちでやめる、続ける、新たなものをつくと決めることは、将来の社会における人材育成の一つと考えられます。

そこで、校則・生徒指導の在り方について、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて見直す必要があると思いますが、教育長の考えをお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会では、これまでも校則の見直しにつきまして、県立の校長会に働きかけを行ってきたところでありますが、昨年12月に改めて、校則の見直しを行う際には児童生徒や保護者が参加するとともに、地域の実情や社会の変化を踏まえるよう通知したところであります。

その結果、現在、全ての県立高校で教師と生徒が話し合う場を設けたり、保護者にアンケートを実施したりするなど、見直しが進められて

おります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、校則・生徒指導の在り方について、子供たちのよりよい成長を支えるものとなるよう、学校に働きかけてまいります。

**○安田厚生議員** 県立学校・高校等では、校則の見直しを行っているようであります。では、市町村立小中学校ではどうでしょうか。

熊本市では、関連する規則を変更した上で、今年度から小学校を含む全ての市立学校で、子供たちも参加して校則を見直す作業が始まりました。校則・生徒指導の在り方については、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて、絶えず見直す必要があると思えます。校則の見直しは、最終的には校長先生の権限において適切に判断されるべき事柄ですが、見直しの際には、児童生徒が話し合う機会を設けたり、保護者から意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加し、自分たちの社会ルールを自分たちで決めることが、民主主義の基本につながると思えます。これからの校則・生徒指導の在り方の見直しを、ぜひ各小学校、中学校でも進めていただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

近年、学校や教員に求められる役割は、子供と直接向き合う本来の教育活動に加え、日々、複雑化・多様化しており、それが学校現場の多忙化につながっていると認識しております。

国の法改正により、教職員の時間外業務時間を原則1か月45時間以内、1年で360時間以内という指針が定められていますが、教員の働き方改革をさらに推進するために、公立学校教員の時間外業務の現状と今後の取組について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 教員の時間外業務につきましては、昨年10月に実施した調査におきまして、月当たり45時間を超えている教諭等の割合は、小学校で約3割、中学校、高等学校で約6割、特別支援学校で約2割でありました。全校種とも減少傾向ではありますがものの、依然として時間外業務の多い中学校、高等学校におきましては、部活動と授業準備に多くの時間を費やしている状況が見られております。

これらの状況の改善に向けまして、県教育委員会では、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置拡充を行うとともに、本年度から県立学校のモデル校を指定し、教職員の時差出勤を可能とするフレックスタイム制を試行するなど、教員の働き方改革をより一層推進してまいりたいと考えております。

**○安田厚生議員** 学校に求められる多様なニーズ、新たに生まれる課題、部活動や授業準備等の負担などにより、月80時間以上の時間外業務を行っている状況もあるようです。質の高い学校教育を維持・発展させるためには、働き方改革を進める必要があると思えますので、よろしく願い申し上げます。

小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入することが検討されています。例えば、専科教員が教えることが広まっている理科に加え、外国語と算数において、専門性が高い教員がクラスをまたいで受け持つ教科担任制を令和4年度から本格導入する文科省は、具体的な制度の内容について検討を進めています。

私は、体育を中心とした専門的な指導が必要と考えています。体育授業の質を高めるとともに、運動機会を増やし、主体的に運動に関わる子供たちの育成を図ることができると思います。

そこで、今後、小学校高学年からの導入が検討されている教科担任制に、体育を積極的に取り入れてほしいと思いますが、教育長の考えをお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 小学校における運動好きな児童の育成や体力・運動能力の向上のためには、小学校体育の充実は大変重要であると認識しております。

そこで、県教育委員会では、昨年度から、全国初の取組としまして、教員採用選考試験に「小学校教諭等体育」という区分を設け、体育に専門的に携わる人材確保に努めており、今後、その成果等を検証していくこととしております。

議員御指摘の、教科担任制に体育を取り入れることにつきましては、課題等をしっかりと整理し、実践を積み重ねてまいりたいと考えております。

**○安田厚生議員** 教科担任制の導入は、専門的な指導が行えるということだけでなく、学校全体における体育の授業の改善を促進するとともに、子供の多様な実態を踏まえ、児童に応じた支援を行うことができます。教科担任制に体育を取り入れることができますよう、期待いたします。

次に、脱炭素社会の実現について質問いたします。

気候変動の影響と思われる災害が頻発・激甚化し、地球温暖化への対応を加速させる時期だと考えております。温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を明記した地球温暖化対策推進法が成立しました。都道府県などに、再生可能エネルギーの活用推進のため、太陽光や風力発電などの導入目標を定めるよう義務づけ、市町村が再生エネルギー発電所を積極的に誘致する

促進区域の設定に努めることも規定されたことを踏まえ、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すに当たり、市町村への支援を含め、どう取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県では、温室効果ガス排出実質ゼロを本年3月に宣言しております。第四次宮崎県環境基本計画の重点プロジェクトとしまして、「2050年ゼロカーボン社会づくり」を掲げまして、4つの柱、「省エネルギー・省資源の推進」「再生可能エネルギーの導入拡大」「森林吸収量の維持」「環境保全を支える人材づくり」を定めまして、施策を展開していくこととしております。

また、実質ゼロに向けましては、市町村の取組も重要でありますので、施策の構築・推進に当たっての情報提供や技術的助言を行うとともに、庁舎等への再エネ導入を促進するためのアドバイザー派遣などの支援に取り組むこととしております。

県としましては、先日、国が示しました「地域脱炭素ロードマップ」や、今後改定が予定されております「地球温暖化対策計画」など、国の施策にも的確に対応するとともに、本県の恵まれた自然環境や豊かな森林を最大限に生かしながら、実質ゼロの達成に向けてしっかりと取り組んでまいります。

**○安田厚生議員** 2050年温室効果ガス排出実質ゼロを達成するためには、今を生きる私たち一人一人が地球温暖化という問題に向き合うことが、大事になります。今後の知事の施策に期待いたします。

次に、国・県道の整備状況についてお伺いいたします。

県道上椎葉湯前線は、宮崎県東臼杵郡椎葉村から椎葉村の各集落を經由して、熊本県球磨郡

湯前町に至る一般県道であります。県道は、土砂崩れや路面凍結、道路工事による道路規制が多いと感じる路線で、地域住民の生活に欠かせない道路であります。県道上椎葉湯前線の整備状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県道上椎葉湯前線につきましては、沿線住民の生活を支える重要な路線であることから、地元の御意見を伺いながら、特に交通に支障のある箇所の部分的な拡幅などを進めているところであり、これまでに、県内延長約27キロメートルのうち、約8キロメートル区間の整備が完了しております。

残る未整備区間約19キロメートルにつきましては、現在、古枝尾工区など4つの工区を設定し、約8キロメートル区間の整備に取り組んでいるところであり、このうち、不土野小工区、横野工区は、今年度末までに整備が完了する予定であり、また、今年度新たに事業着手した六弥太工区は、設計や用地取得を進めることとしております。

今後とも、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期整備を図ってまいります。

**○安田厚生議員** ありがとうございます。特に交通に支障のある道路の狭い箇所については、早期整備に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

部長におかれましては、椎葉村の方々が大変期待しているところでもありますので、どうぞ、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

次に、国道503号整備につきましては、諸塚村中心部から飯干地区付近までの区間において、特に交通に支障のある箇所から順次進められているところであり、医療面や木材輸送における生産性の向上など、飯干峠付近のトンネル

整備が強く求められています。九州中央自動車道の五ヶ瀬東インターが503号付近に計画されていることから、高速道路とのネットワークが形成され、重要性が高まるものと思っております。トンネル整備には多額の費用を要するため、難しい状況ではありますが、国道503号の整備状況と、飯干峠付近のトンネル整備に向けた取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 国道503号は、地域住民の生活や地域産業を支える重要な道路であり、令和2年4月時点で、県内延長約36キロメートルのうち約19キロメートルの整備が完了しております。残る未改良区間につきましては、諸塚村中心部から飯干地区付近までの区間において、特に交通に支障のある箇所から順次道路改良事業に取り組んでおり、現在、鶴野工区と宮之元工区の合わせて1.2キロメートルを2車線で整備しているところであり、

さらに、国道503号は、将来、九州中央自動車道と一体となったネットワークを形成する重要な道路でありますことから、今年度は、トンネルを含む飯干峠付近の道路予備設計を実施することとしております。

県としましては、全線の早期整備に向け、まずは事業中箇所の早期完成にしっかりと取り組んでまいります。

**○安田厚生議員** 昨年、「国道503号飯干峠トンネルシンポジウム」が、日向圏域国道5路線整備促進期成同盟会の主催で開催されました。

「日向圏域はひとつ」を合い言葉に、圏域内の1市2町2村は、これまで文化・歴史・産業・観光面等で連携を図りながら、地域活性化や地方創生に取り組んでまいりました。路線は、命の道、物流の道、交流の道として、産業経済の基幹道路として大きな役割を担っております。本



圏域と西臼杵、熊本を結ぶ重要な路線であり、今後、整備が進む九州中央自動車道とのアクセス強化により、救急救命活動や物流、観光への広域的ネットワークが期待されます。

トンネルを含む飯干峠付近の予備道路設計を実施することは、本日傍聴に来られている諸塚村の議員さんをはじめ、入郷地区の皆様にとっては明るい話題となっております。国道503号が一步前進したように思います。ありがとうございます。

次に、地域の安全・安心の確保についてお伺いいたします。

交通安全施設である信号機や横断歩道、これらの交通安全施設は、交通事故を未然に防ぐ上で必要なものと認識しています。交通の安全を円滑に図るには、道路標識や道路標示などの維持管理が必要であります。県内には、幹線道路など交通量の多い箇所、摩耗し見えにくくなっている横断歩道があります。県警察では、摩耗した横断歩道などの道路標示について、どのように把握し補修しているのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 横断歩道などの道路標示は、交通の安全と円滑を確保するための重要な交通安全施設であります。交通管理者である警察としましては、警察官の日常活動を通じた点検や、年度当初に重点的に実施する交通安全施設の点検、さらには県民の方からの補修要望などで摩耗状況を把握しています。把握した箇所につきましては、摩耗の程度、交通環境などを総合的に判断し、厳しい財政状況の中、予算の範囲内において、必要性、緊急性の高い箇所を順次選定して、計画的に補修を行っております。

なお、横断歩道の補修については、現在、県

内に整備されている約1万5,000か所のうち、昨年度は約1,600か所を補修しております。

○安田厚生議員 摩耗している横断歩道や白線につきましては、数名の議員も質問しています。また、各議員にも、信号機や標識、そして横断歩道など、多くの要望が県民から寄せられています。

道路標識や標示の設置など、県民や市町村からの交通規制の要望について、どのように対応しているのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 県民をはじめ、関係機関・団体から寄せられた横断歩道や信号機などに関する要望は、各警察署において、その内容を管理システムに入力し、警察本部で一元管理しております。

これらの要望につきましては、交通量、交通事故発生状況などのデータに基づく調査や、交通規制の基準などから総合的に判断し、必要に応じて規制の実施や見直しを行うとともに、道路管理者と連携した対策を講じております。

○安田厚生議員 交通規制の要望につきましては、道路管理者と連携して対策を講じているようではありますが、県民が要望してその後どうなったのか、説明責任もあると思いますので、必要に応じて対応していただきますようお願いいたします。

次に、防犯カメラの設置については、プライバシー保護の観点から慎重に行うべきという意見がある一方で、防犯施策の取組の一つとして防犯カメラの整備があります。防犯カメラは、犯罪発生を抑止効果が期待されます。

門川町では、駅周辺に8台の防犯カメラが設置してあります。行方不明者の捜索など、警察の方々が防犯カメラを見せてほしいと捜査協力をお願いされることもあります。防犯カメラの

設置が確認されているのは、大半が事業者や個人のもので、撮影されるのは、主に敷地内であり、公共空間を映すのは少ないようであり、地域の防犯意識の向上と防犯活動の活性化を図り、犯罪の起こらない社会づくりを推進するため、防犯カメラの設置拡充は避けて通れないと考えているところであります。

そこで、公共空間の安全・安心を確保するため、防犯カメラの設置費用に対する補助制度創設についての考えを、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 防犯カメラは犯罪防止に非常に有効な設備でありまして、県内におきましても、自治会等の地域団体や事業者により自主的に設置され、普及が進んでいるところであります。

防犯カメラの設置費用等を対象とした補助制度につきましては、全国で20県ほどが創設しておりまして、主にカメラ設置者への助成を行う市町村に対して補助を行っていると同っております。

本県におきましては、防犯カメラ設置に特化した補助制度はありませんけれども、商店街等の活性化事業を実施する市町村への補助により、防犯カメラが設置された例があります。

安全で安心なまちづくりを進めていく上で、市町村の考えは大変重要でありますので、県としましては、市町村の意見を丁寧に聞きながら、支援の必要性について検討してまいります。

**○安田厚生議員** この件につきましては、安全で安心して暮らせるまちの実現のために、地域防犯の目的や地域を見守る力の向上につながります。県警察が防犯カメラの初期費用について費用の一部を助成している、大分県や岐阜県も

あるようです。知事部局と警察本部で連携して、御検討いただければと考えております。よろしくお願いたします。

次に、人口減少対策について伺います。

地域おこし協力隊は、令和2年度で約5,500名の隊員が全国で活動していますが、この隊員数を令和6年度に8,000人に増やすという目標を掲げており、この目標に向け、地域おこし協力隊の強化を行うとしています。

地域おこし協力隊は、中山間地域の産業振興や活性化に欠かせない存在であります。また、地域を支える原動力となっています。新型コロナウイルス感染症による地方回帰の動きやローカル志向の高まりで、地域おこし協力隊の需要は高まっているところであります。

そこで、本県における地域おこし協力隊の活動の状況と活動の成果について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 県内の地域おこし協力隊につきましては、令和3年4月1日現在、21市町村で124名の方が、観光や移住・定住に関する業務、農業、特産品の開発、空き家バンクの運営など、様々な分野で活動しておられます。

令和2年3月末時点の総務省の調査によりますと、本県における地域おこし協力隊の任期終了者117名のうち、その3分の2に当たる78名が本県に定住されております。その中には、県内で就職、あるいは就農された方のほか、食品加工事業を承継されたケース、あるいは起業して古民家を活用したワーケーションの受入れ事業を行う方などもおられ、地域の社会・経済にも貢献いただいているところであります。

**○安田厚生議員** 中山間地域の担い手不足が深刻化する中、定住率を高める取組が必要だと思

います。就職先のあっせんや求人情報の提供など、隊員の定住へのバックアップもしっかりと行わなければならないと思います。

地域おこし協力隊は、年々、制度の利用者が増加し、任期終了後も約6割の隊員が同じ地域に定住しています。

そこで、本県への移住・定住の促進に向けて、県は市町村とどのように連携を図っているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 本県への移住・定住を促進していくためには、市町村との連携は不可欠であります。県では、市町村が行う都市部でのPR活動や、移住サポーターの設置などの取組を支援しておりますほか、共同で移住セミナーを実施しております。

また、移住の受入れには住まいの確保が重要であります。中山間地域においては利用可能な物件が少なく、空き家を待っている状況があると伺っております。そのため、今年度当初予算におきまして、移住者向けの空き家改修に対する支援を拡充いたしますとともに、新たに、市町村が借り受けた空き家や遊休施設を改修して移住者に貸し出す取組を支援することとしております。

今後とも、地方回帰の流れをしっかりと取り込むため、市町村と十分な連携を図ってまいります。

**○安田厚生議員** 先週、「県内には54万戸余りの住宅があり、1割に当たるおよそ5万戸が居住目的のない空き家となっている」と発表がありました。

県内の空き家について、県は、空き家バンクを通じた移住や危険な空き家の取壊しなどを進め、今後10年間で居住目的のない空き家の増加を1万戸程度に抑える新しい目標、見直し案を

示したところであります。ぜひ、空き家の解消のためにも、移住・定住対策に力を入れてほしいと思います。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、少子化が一気に進んでいるようです。2020年の出生数が過去最少を更新し、戦後初めて80万人を下回る可能性が出てきました。出生数の減少に歯止めをかけるには、保育所の整備や、夫婦で働きながら子育てしやすい環境づくりなどが大事であります。コロナ収束後も出生数の大きな低下が見られると、人口減少はさらに厳しいものになると思います。

少子化対策の一つとして、特定不妊治療に対する助成制度が拡充されましたが、その後の助成状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 特定不妊治療費に対する助成制度は、令和3年1月の治療終了分から、助成額の増額や所得制限の撤廃、助成回数が1子ごとに算定されるなど、内容が拡充されたところであります。令和3年1月から3月までに受ける助成件数は138件、助成金額は、合計で3,319万8,247円であります。これを昨年度の同時期と比較しますと、件数で30.2%の増加、金額で63.6%の増加となっております。

また、助成件数138件のうち、助成制度の内容拡充によりまして、新たに助成の対象となった件数は18件、助成金額が増額となりました件数は79件となっております。

**○安田厚生議員** 不妊治療は一般に高額になるため、子供を望む夫婦にとって、治療に伴う経済的な負担が軽減されれば心強い後押しになると思いますので、よろしく申し上げます。

次に、外国人サポート体制について質問いた

します。

少子高齢化に伴う人手不足が深刻化しています。日本では、外国人労働者の受入れが年々増加しています。外国人労働者を雇用する事業者も増えている状況です。少子高齢化で人手不足の時代に変わりつつあります。

新たな課題への対応が急がれていますが、まず、県内の外国人労働者の状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 宮崎労働局によりますと、県内の外国人労働者数は、令和2年10月末現在で5,519人、前年同月と比較しますと9.8%、491人の増加となっており、この5年間で2.1倍の増加となっております。

また、産業別では、製造業が最も多く2,408人、次いで農業・林業814人、建設業513人などとなっております。

**○安田厚生議員** 人手不足は、少子高齢化により、今後も長期にわたって加速していくと考えられます。

私の周りで外国人労働者を受け入れている業者は、住居の手配や雇用環境などの整備をされています。外国人を、ただの労働力ではなく一緒に働く仲間として受け入れていくことが大事であると、業者の方が話してくれました。外国人労働者の必要性はますます高まっている状況です。

そこで、外国人労働者の労働災害件数はどれくらいあるのか、また、外国人技能実習生に関する労働基準関係法令違反の状況及び外国人技能実習生の失踪件数について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 国が集計しております令和2年の休業4日以上外国人労働者の労働災害は、全国では4,682人、県内で

は18人となっております。

次に、外国人技能実習生に関する労働基準関係法令の違反につきましては、全国の状況しか公表されておりませんが、国が令和元年に監督指導した9,455事業場のうち、約72%の6,796事業場で労働時間に関する違反などが認められ、そのうち重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検されたのは、34件となっております。

また、全国の令和元年の外国人技能実習生の失踪者数は、8,796人となっております。

**○安田厚生議員** 外国人人材の受入れ拡大に伴い、本県でも居住する外国人の方々が増えている中、そのサポート体制の整備・充実が重要であると考えています。

そこで、県が一昨年設置した「みやざき外国人サポートセンター」にはどのような相談が寄せられているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** みやざき外国人サポートセンターでは、昨年度、窓口での対応や電話、メールなどの方法によりまして、341件の相談が寄せられております。

相談者は、外国人が約4割、残りの約6割は日本人で、その内訳は、外国人を雇用している企業の関係者や友人・知人などとなっております。

内容は、日本語学習や医療に関する相談のほか、運転免許やごみの分別など、生活上の相談が多くなっております。また、新型コロナウイルスにより渡航が制限されたことに伴う在留資格の更新につきましても、相談が増えている状況でございます。

今後とも、市町村や地域コミュニティー、民間の支援団体など、多様な主体と連携しながら

ら、相談体制の充実に努めてまいります。

**○安田厚生議員** 身の回りのコンビニや製造業など、今や日本の至るところに外国人労働者が雇用されています。違法状態に苦しんでいるケースもあるようです。

みやざき外国人サポートセンターには、様々な相談が寄せられているようですが、目下の関心事として、新型コロナのワクチン接種に関する悩みや不安を抱える方々もいらっしゃるのではないかと思います。

そこで、県内に居住する外国人もワクチン接種が受けられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県内に居住する外国人の方も、居住する市町村におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種を受けることができます。

県におきましては、県ホームページの新型コロナウイルス感染症対策特設サイト内に「外国人の皆様へ」というコーナーを設けまして、「やさしい日本語」として平易な言葉で表記するとともに、英語、中国語、韓国語でも、ワクチンの安全性や接種の手续、相談窓口などについての情報発信を行っております。

今後とも、市町村と連携を図りながら、外国人へのワクチン接種に関する効果的な情報発信に努めてまいります。

**○安田厚生議員** コロナ禍の現状を踏まえると、今後、新型コロナウイルス感染症に関する相談や雇用・労働環境など、コロナに起因する相談も増えてくるのではないかと思いますので、県としても引き続き、本県に居住されている外国人労働者の就労実態を的確に把握するなど、外国人のサポートをよろしくお伺いいたします。

次に、子ども食堂について質問いたします。

子ども食堂の役割は、家庭で食事ができない子供が行くところということではありません。いろいろな人が来ていいのが子ども食堂であります。貧困を防ぐ場所という役割もあるほか、地域の方々と寄り添う場でもある子ども食堂の存在は大きなものがあります。

民間団体の調査によると、地域の子供に無料や低額で食事を提供する子ども食堂が、全国に少なくとも5,000か所以上あり、新型コロナウイルス感染症が拡大した昨年の2月以降も、新たな子ども食堂が増えているようでありまます。コロナ禍の状況で、子ども食堂を開いているところは大幅に減少しているようでありまますが、そのような中でも、食材や弁当の配布を行っているところもあるようです。

子ども食堂の持続的な運営に向けて、県もその活動を支えていく必要があると思ひますが、県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 子ども食堂の取組は、子供の貧困対策を契機として増えてきておりますけれども、子供の居場所づくりや家庭の抱える問題を把握する手段としても、大変重要であると考えております。

このため県では、子ども食堂の運営団体のネットワーク化、衛生面等に関する相談対応とともに、支援の裾野を広げるため、運営団体から要望のありました、人材の育成事業に取り組んでいるところであります。

また、食材提供の申出があった企業等とのマッチングや、国の政府備蓄米無償提供制度の紹介等を行うなど、その活動を支援しておりますが、さらに今年度につきましては、コロナ禍において活動継続を支援するため、消毒用アル

コールなど必要な資材等の購入補助を行っているところであります。

○安田厚生議員 子ども食堂を開設したいとの相談がありまして、県の取組等について紹介したところであります。運営団体とのネットワーク化など、きめ細かな相談事にも応じていきたいと思っております。

子ども食堂を持続的に運営できるよう、県からも温かい後押しをお願いいたします。

最後に、県営住宅について質問させていただきます。

県内に109団地ある県営住宅は、住民の高齢化や建物の老朽化とともに、空き室が目立っています。

県営住宅の空き室の状況と老朽化が進む県営住宅の補修及び建て替えの方針について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県営住宅の空き室は、昨年度末で1,397戸となっており、建て替えなどのために入居募集を止めている部屋を除いた管理戸数8,646戸に対し、その割合は16.2%となっております。また、県営住宅の補修及び建て替えにつきましては、平成28年度に策定した県営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な修繕や建て替えなどを実施しているところであります。

具体的には、補修については、外壁など部位ごとの修繕サイクルを基に、3年ごとの定期点検などの結果も踏まえて実施しております。また、建て替えについては、老朽化が著しく、改善による効果が見込めない建物を対象に実施しており、その際、敷地が狭小な団地については、<sup>※</sup>集団建て替えを進めることとしております。

○安田厚生議員 県営住宅の空き室は今後も増

※ このページに訂正発言あり

えてくると考えられます。若い子育て世帯の入居が増えるような施策が必要であります。

私の地元門川町においても、古い県営住宅が数か所ありまして、建て替えが大変気になっているところであります。

以上、本日の私からの質問は全て終わります。ありがとうございました。（拍手）

○県土整備部長（西田員敏君） 大変申し訳ありません。修正させていただきます。

今の答弁で、集約建て替えと言うべきところを集団建て替えと言いました。訂正させていただきます。

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時53分散会

6月23日（水）





# 令和3年6月23日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

1番	有岡浩一	（郷中の会）
2番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
3番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿	（同）
7番	窪菌辰也	（同）
8番	脇谷のりこ	（同）
9番	佐藤雅洋	（同）
10番	安田厚生	（同）
11番	内田理佐	（同）
12番	日高利夫	（同）
13番	中野一則	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームむか）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
19番	井本英雄	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	外山衛	（同）
22番	山下博三	（同）
23番	右松隆央	（同）
24番	西村賢	（同）
25番	二見康之	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	野崎幸士	（同）
34番	徳重忠夫	（同）
35番	日高博之	（同）
36番	星原透	（同）
37番	蓬原正三	（同）
38番	丸山裕次郎	（同）
39番	濱砂守	（同）

欠席議員（1名）

18番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
-----	------	----------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
選挙管理委員長	茂雄二
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	福嶋清美

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民子
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 一般質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い、一般質問を行います。

まず最初に、知事の政治姿勢からお尋ねしてまいります。

せんだって行われました、霧島演習場における日米仏共同訓練実施と新田原基地へのステルス戦闘機F35Bの配備について伺いたと思います。

今年5月、コロナ感染の緊急事態宣言が出される中、自衛隊霧島演習場において、フランス陸軍が初めて参加し、長崎県の相浦駐屯地とも連携しての日米仏合同の総合訓練が実施されました。昨年1月の日米共同訓練に続いて、今回もオスプレイが参加し、市街地での戦闘を想定した訓練等が実施されました。何を目的にした訓練なのか、なぜフランス軍の参加なのか明らかにされないまま、訓練内容を見る限り日本防衛とは無関係の訓練と言えます。こうした訓練で地元住民の方々は、騒音や危険に直面しながらの生活を余儀なくされます。

こうした訓練が行われることについて、また受け入れることについて、知事の御見解を伺いたと思います。

あとの質問は、質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようござ

います。お答えします。

外交・防衛の問題は、国の専管事項であり、日米仏共同訓練についても、安全保障政策の一環として、国の責任においてなされるものと考えております。

今回の訓練は、コロナ禍であることや、初めてフランス軍が参加したことなどから、地域住民の皆様の不安をしっかりと受け止め、国に対し、万全の対策を講じるよう申し入れたところでもあります。

今後とも、このような訓練が行われる際には、国に対し、詳細な情報提供や丁寧な説明を求めるとともに、安全対策の徹底を要請するなど、地元自治体の意向等も踏まえ、対応してまいります。以上であります。

〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 あわせてお伺いたします。

政府は突如として、航空自衛隊新田原基地に最新鋭ステルス戦闘機F35Bの配備を検討していることを明らかにし、県内に衝撃が走りました。この配備案が県にも地元関係自治体にも全く知らされず、突然の一般報道で知るなどは、まさに地方自治軽視・無視と言わなければなりません。

政府はいまだに、「新田原で決定したわけではない」と言っていますが、このF35B戦闘機の新田原基地配備問題について、知事はどのように受け止めておられるのか伺いたと思います。

○知事（河野俊嗣君） F35Bの配備につきましては、新田原基地を有力候補地の一つとして検討中であると伺っておりますが、防衛政策上の問題でありまして、国の責任において決定されるものであります。

しかしながら、仮に新田原基地への配備となれば、騒音や事故のリスクなどに対して不安を感じる県民が少なくないものと考えております。

県としましては、国に対し、配備の検討に当たっては、県民の安全で平穏な生活を確保するための具体的な対策を併せて検討するとともに、地元に対し丁寧に説明するよう求めてまいります。

**○前屋敷恵美議員** それぞれ御答弁をいただきましたが、外国軍との共同訓練いわゆる軍事訓練は、そこに直面させられる地元住民にとっては、常に危険にさらされ、日常の平穏な暮らしが脅かされる大問題です。この現実をしっかりと認識しなければなりません。

また、F35B配備について政府は、「新田原は有力な候補地の一つ」と言うだけで、ほかにもどこが候補地に挙がっているのかを尋ねても、明らかにはされません。

知事は、国からの事前の情報提供がなかったことを、今も問題視されました。当然のことだと思います。しかし、たとえ事前に情報があったとしても、それを県民にそのまま発信するだけでは県民の不安解消にならないことは、言うまでもありません。

知事として、問題の本質を見極め、どうすれば住民・県民が不利益から免れることができるのか、こうしたことを発信することが大事だと思います。

今回の戦闘機配備の背景には、政府の中期防衛力整備計画があり、まずは新田原に18機のF35Bを配備して一個飛行隊を導入しようとするものです。対中国を念頭に置いた南西諸島への自衛隊増強の一環として今後、護衛艦「いずも」「かが」との一体運用で空母化することも

想定されており、違憲の敵基地攻撃につながる重大な問題です。こうしたことを容認することはできません。

既に新田原基地では、米軍弾薬庫建設が進められているさなかです。F35B配備による軍事力強化は、地元住民や県民にとって、訓練激化に伴う爆音被害はもとより、事故やトラブルへの心配、外国からの標的にされる不安など、県民生活に多大な犠牲と負担を負わせるものです。

何より県民の安全・安心・平和を守る責任を負う知事として、今後の軍事訓練及びF35B配備について、国にその中止を求めることが必要だと思いますが、再度、知事の御見解をお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 防衛政策上の観点、これは国の専管事項であります。その上で、県民の安全・安心・不安というものにどのように応えていただくか、しっかりと地元の思いなりをお伝えして、また丁寧な説明を求めていきたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 今、中国の海洋進出などが問題視されております。その対応に当たって何より大切なことは、「国連憲章と国際法を遵守せよ」と中国に迫っていく、国際世論の外交的包囲です。

日本政府もこうした立場で外交努力を強めることが必要です。中国に対して軍事的対応の強化で臨むことは、軍事対軍事の危険な悪循環をもたらすもので、我が党はこうした軍事対応は容認できません。政府に、軍事力によらない外交努力を強く求めるものです。県もこの立場で政府に臨んでいただくよう求めるものであります。

次に、コロナ禍の中での東京五輪・パラリン

ピックの開催について伺いたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大が、国内的にも国際的にも続いています。我が党はこれまで、命と健康を守ることを最優先に東京オリンピックを中止して、コロナ収束に集中することを求めてきました。

変異株の流行も深刻さを増している中で、ワクチン接種も十分ではありません。長期にわたる自粛生活の中、非常事態宣言解除後の人流が急激に増えることは、容易に想定されることです。

様々な世論調査や報道番組でも調査結果が、「オリンピック中止」や「開催には否定的」な意見が6割から7割に広がっていることが紹介されています。オリンピック開催がコロナ対策と両立し得ないことは、いよいよ明らかになっているというふうに思います。

知事のオリンピック開催についての御見解をお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** コロナというパンデミックにあって、感染防止対策は最重要課題であります。その上で、いよいよ開幕まであと30日となりました東京2020オリンピック・パラリンピックにつきましては、東日本大震災からの復興を世界に発信する大会であるとともに、国家間の様々な対立や分断が進む中で、スポーツを通じて協調や連帯、多文化共生につなげる、重要な祭典であると考えております。

本県におきましても、聖火リレー等の実施により、開催に対する県民の期待は高まっていると感じているところでありまして、スポーツランドみやざき、また今後の在り方を考える上でも、大変意義あるものと考えております。

東京オリンピック・パラリンピックに向けては、オリンピックの商業主義などへの批判とい

うものがよく語られておりますが、パラリンピックにももっと注目する必要があると考えております。

国際パラリンピック委員会のパーソンズ会長が、パラリンピック選手の逆境を越えて頑張る姿、さらには自分にできることに集中するその姿というものが、今のコロナ禍にあって、世界の人々に対する強いメッセージになるのではないかと語られております。私も強くそのことに同感するものであります。

菅総理も、「国民の命と健康を守ることが開催の前提条件」と発言されております。政府や大会組織委員会におかれては、万全の感染対策により国民の不安を払拭し、大会を成功させていただきたいと願っております。

**○前屋敷恵美議員** 今度のオリンピックは様々な制限があつて、選手の皆さんと住民の皆さんとの異文化の交流などは完全に断ち切られている、そういう状況だというふうに思います。

政府のコロナウイルス感染症対策分科会の尾身会長は、「五輪・パラリンピックをこのパンデミックの状況でやるというのは普通はない。開催すれば、感染リスクは高くなりゼロにはできない」と、国会で述べておられます。本来ならばあり得ないことをやろうとしているのが、今度の東京五輪・パラリンピックだというふうに思います。

また、厚生労働省へコロナ対策を助言する専門家組織からも、「緊急事態宣言を20日で解除した場合、ワクチン接種が進んでいても東京では流行が再拡大し、8月には再び緊急事態宣言が避けられないおそれがある」との試算も報告されています。

国民の命をリスクにさらしてまで、東京オリンピック・パラリンピックを開催する意義がど

こにあるのか。菅首相からは、国民が納得できる答えはありません。国民の命をギャンブルにかけるといふことは、絶対にやるべきではありません。きっぱり中止を決断することだというふうに思います。

では、次に移ります。新型コロナウイルス感染症対策関連について伺います。

まず最初に、県独自の緊急事態宣言は解除となりましたが、安心はできません。今後にも備えるためにも、検証とさらなる対策で臨むことが重要だと思います。

感染拡大第4波は、5月の連休明けぐらいから急激に強まり始めました。これまでの感染者数や入院者数、重傷者数などその状況について伺います。

また、宿泊療養施設や自宅での療養者の数、その方々へどのような手当・対応がなされたのか伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 第4波以降、昨日までの新規の感染者数は、1,113名確認されておりまして、ピーク時には1日当たり最大で、入院者数84名、重症者数は7名、宿泊療養者数は116名、自宅療養者数は221名となっております。また、5名の方がお亡くなりになっております。

宿泊療養施設や自宅で療養している方につきましては、保健師や看護師が毎日、体温や血中酸素濃度、症状の有無など健康状態の確認を行っております。

5月下旬からは、自宅療養期間中の食料や生活用品などの支援セットを希望される方へ配布する取組を開始したところでありまして、今後さらに、自宅療養者への健康管理を強化するため、医師会や訪問看護ステーションと連携した取組を進めることとしております。

**○前屋敷恵美議員** 今度のコロナに感染した方々は、ホテルでの療養、それから在宅での療養、かなり多くいらっしゃいます。

しかし、やはり病院で安心して治療を受けるということが筋だと思いますので、その辺はしっかりと病院の受入れ体制などを確保して、一日も早くコロナ感染から免れるような、そういう対策に当たっていただきたいと思います。

次に、飲食店や高齢者施設でクラスターの発生がありました。その発生状況、そして対応について伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** クラスターにつきましては、今回の第4波では25件発生したところでございます。

このうち、会食の場や接待を伴う飲食店が14件、職場が5件となっております、いずれも密集、密接、密閉しやすい場面で発生しております。

発生した場合は、素早く、感染のためのPCR検査等を行いまして封じ込めを行うとともに、施設等につきましては、必要な職員等を派遣して、その施設におけるゾーニング等を行いまして、さらなる感染拡大を防止する取組を進めております。

**○前屋敷恵美議員** では、続いてワクチン接種について伺います。

政府は、高齢者のワクチン接種を7月末までに完了させるとしていますが、本県の見通しはどうでしょうか。対象人数、併せて各自治体の取組状況などを伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 高齢者につきましては、県全体で35万人おります。その中で、県では、市町村における高齢者接種の7月末完了に向けた支援事業といたしまして、休日や時間外での各医療機関における個別接種の促進、集団接種に協力いただける医療従事者の確

保と市町村とのマッチング支援、県主催による広域的な集団接種などの取組を進めているところでございます。

現在、これらの取組と併せて、市町村の個別の取組によりまして、接種が加速しており、ワクチン接種を希望する高齢者につきましては、7月末までに完了する見通しとなっております。

また、今議会におきまして、診療所や病院における個別接種をさらに促進するための支援事業につきましても、お願いしているところであります。

県といたしましては、引き続き、円滑にワクチン接種が進むよう、必要な取組を着実に進めてまいります。

**○前屋敷恵美議員** 7月末までには高齢者のワクチン接種は完了するという見込みのようですが、しかし今、高齢者の独り暮らしの方などでは、いまだに予約もままならない、そういった方々が実際におられます。

接種を希望する全ての方が、漏れることなくワクチン接種を受けられるよう、県も自治体を支援して、丁寧な対応がなされるよう手だてを求めたいと思います。今、部長がお話になりましたけど、しっかり徹底していただきたいと思っています。

また同時に、接種は任意です。接種を望まない方や、体質的に打てない方がいらっしゃいます。こうした方々の意思が尊重されるよう、地域や職場での差別や阻害などが生じることはないよう、県からの啓発も重要であるというふうに思いますが、部長いかがですか。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 御指摘のとおり、ワクチン接種につきましては、あくまで希望する方に対して行うものとなっております。

一部報道では、希望されない方につきまして、職場での不当な差別があるというような報道がなされておりますけれども、県といたしましては、ワクチンについての正しい知識ですとか、そういった不当な差別につながらないように、引き続き、周知や県民の方々への啓発を進めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ、そういった方向での徹底方、よろしくお願ひしたいと思います。

全国で今、64歳以下の方々への接種を始める自治体が増えております。変異ウイルス対策においても、ワクチン接種を広く、そしてスピードを上げることが必要だというふうに思います。医療関係者はもちろんのこと、高齢者施設・福祉施設の従事者、教員や保育士などが重要だというふうに思います。それと併せて、ホームヘルパーなど在宅介護従事者を対象にすることも重要です。

こうした方向性を示す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 一般接種につきましても、高齢者への接種の進捗状況に応じて順次進めていくこととなりますけれども、今後のワクチンの供給量等、不透明な状況もございます。

そういった中で、一般接種につきましても、一定の優先順位を設けて接種を進める必要があると考えており、県としましても、先般、市町村に対して、一般接種における優先順位の考え方等をお示しいたしまして、例えば、高齢者ですとか障がい者のサービス事業所、御質問にありましたような居宅サービス事業者の従事者についても、優先接種の対象としてお示ししたところでございます。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ、こちらのほうの徹底

もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、PCR検査について伺ひます。

これまでに行政検査を何件実施したのか、伺ひたいと思ひます。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 行政検査につきましては、県衛生環境研究所、それから宮崎市保健所及び委託により行っております。

行政検査の件数につきましては、令和2年2月5日から令和3年6月18日までで、全体で4万3,867件となっております。

**○前屋敷恵美議員** 無症状の感染者を早く見つけて保護し、感染拡大を阻止するためにも、PCR検査は大変重要で、感染者が減少しているからと安心せず、ワクチン接種と並行してPCR検査を徹底して進めることが必要というふうに思ひます。

検査を希望する人が無料で受けられるよう検査対象を広げられないか、伺ひたいと思ひます。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** PCR検査につきましては、その時点の新型コロナへの感染の有無を確認するために行っているものでございまして、そのことによりまして感染者を早期に把握し、積極的疫学調査により感染の拡大防止につなげているものでございまして。

このため、発熱等の症状がある場合は、すぐ地域に身近な診療・検査医療機関を受診するようにお願いしているところでございまして、医師の診察の下、早期に検査できる体制を整えております。

また、感染拡大の端緒が見られる場合には、繁華街ですとか高齢者施設などを対象にして、一斉検査も行っているところでございまして。

このようなことから、感染状況ですとか一定の政策目的とかかわりなく、広く一般的に全て

の方々を対象にして検査を行うことは予定していませんけれども、保険適用外でも希望する方につきましては、検査のできる医療機関を紹介しているところでございまして。

**○前屋敷恵美議員** 症状が現れなくても、いろんな方との、仕事の関係も含めて接触があるという点で、非常に不安を持たれる方はたくさんいらっしゃると思うんですね。そういう方々が安心できるものにするためにも、また、実際そこで感染しているかも分からないということもありますので、ぜひ、もっともっと幅広くPCR検査が受けられる、そういった体制を強めていただきたいと思ひます。

あわせて、医療機関や高齢者施設などで定期的な検査が必要と思ひますが、現状はどのようになっているのか、また、どう徹底されるおつもりか伺ひたいと思ひます。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県では、高齢者につきましては、重症化しやすいということもございまして、感染拡大の端緒が見られた場合には、当該地域におきまして、無症状も含む高齢者施設職員を対象にした一斉検査を行っております。

また、国におきましては、医療機関や高齢者施設等の職員等に軽度でも症状が現れた場合には、迅速に検査ができるよう、希望する高齢者施設等に抗原検査キットを配付することとしております。

このような取組を通じまして、医療機関や高齢者施設等における感染者の早期発見に努めているところでございまして、こういった取組を通じまして、大規模なクラスターの発生を防止してまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 収束しても、また新たな感染者を広げないという点でも、定期的な検査を

続けるということは本当に大事なことだというふうに思いますので、ぜひ、そういった方向を徹底していただきたいと思います。そして、十分な検査体制を構築していただきたい、併せてお願いしたいと思います。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の受入れ状況と感染症対策について伺います。

全国では、感染症対策の負担や、選手との交流が制約されることを理由に、誘致・受入れを断念する自治体が増えています。受入れの状況について、また感染症対策も含めて伺いたいと思います。商工観光労働部長。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 東京オリンピック・パラリンピックに向けた本県での事前合宿につきましては、7月上旬から8月下旬まで、ドイツ、イギリスなど9か国から、陸上やトライアスロンなど6競技、300名以上の選手団の受入れを順次行う予定でございます。

受入れに際しては、各チームとも入国前、入国時に計3回のPCR検査を実施しますとともに、本県滞在中、毎日検査を行い、受入れスタッフも定期的に検査を行うこととしております。

また、選手団の宿泊施設のフロア貸切りを行うほか、体調不良者が発生した場合は、スムーズに医療受診ができる体制を整備するなどの対策を講じることとしております。

県といたしましては、万全な感染症対策の下で円滑な受入れを行い、キャンプ地としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 県は、これまでプロ野球のキャンプなどで感染症対策は経験しているということをもって、今度の事前合宿の受入れも大

丈夫だというような御答弁をこれまでされておりました。300人以上の方々がお見えになるということが想定されておりまして、部長もお答えになりましたが、政府は、毎日の検査そして医療体制をしっかりと確保することを求めています。ですから、人数が増えるということもあって、その検査体制を含めてしっかり対応できるのか、確認しておきたいと思います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** このオリンピック・パラリンピックの受入れにつきましては、国のほうからチームごとの受入れマニュアルをしっかりとつくるようにということがございまして、国が作成した手引に従って、検査の実施でありますとか医療機関の受診の受入れ体制、そういったことをチームごとに細かく決めたマニュアル作成もしております。

そういったことで、万全な感染症対策の下でしっかり受け入れたいと考えているところでございます。

**○前屋敷恵美議員** しっかりした対応を確認しておきたいと思います。

では次に、県内事業者緊急支援金について伺います。

1年以上に及ぶコロナ禍の中で痛手を被ってきた事業者の方々にとって、県の緊急支援金支給は歓迎されております。そして、一刻も早くと期待しておられ、その支給が急がれるところです。現状はどのようになっているか伺いたいと思います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 5月補正予算で事業化いたしました県内事業者緊急支援事業による支援金につきましては、5月9日から31日まで発令した県独自の緊急事態宣言によって売上げが減少している事業者の皆様の不安を少しでも軽くし、事業継続につなげていた



だくことを目的としているところがございます。

このため、申請いただいてからできるだけ早く支援金を給付できるよう、申請書の記載例や、書類漏れがないかのチェックリストを作成するなど、申請手続を分かりやすくお伝えする工夫をしているところがございます。

また、事業者の皆様からのお問合せに対応するため、コールセンターを設置しまして、事業者の皆様ができるだけスムーズに支援金を受け取ることができるよう努めてまいります。

**○前屋敷恵美議員** やはり今、申請手続がスムーズにいったいないという課題が、現実問題としてあるようです。電話のやりとりだけで、この申請書がもう100%出せるようになるのか、何遍もやり直さなければなかなか提出できないというものが、今、問題として出ております。

ですから、やはり親身な手だてを講じて、漏れなく受給ができるように、さらなる尽力をしていただきたいと思っております。

また、売上減少率50%以上が受給の要件にもなっておりますが、長期にわたるコロナ禍で、売上の低迷も長引いているというのが現状です。売上減少率をもっと引き下げて、対象事業者を広げることができないか伺いたいと思っております。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 今回の県内事業者緊急支援金につきましては、新型コロナの影響を受けた事業者への支援として、目的が類似します国の「月次支援金」を参考に、売上減少率50%以上の県内中小企業・小規模事業者を対象としたところであり、同様に本県の飲食関連事業者等支援金につきましても、売上減少率50%以上を要件としているところがございます。

事業規模や業種などによって、事業者が受ける影響の度合いは様々とは存じますが、県としましては、感染状況を見極めながら、市町村とも連携して実施する消費喚起対策や、事業者の新たな事業展開に対する支援などによりまして、県内事業者を幅広く支援していくこととしております。

**○前屋敷恵美議員** なかなか経営が困難な事業者の皆さん方、これを機に閉店に追い込まれる、そういうお店も今、出ています。ですから、何としても事業者の皆さん方を支えるんだという県の姿勢を今、しっかりと示していくことが必要だというふうに思います。ぜひ、50%をもっと引き下げて、対象者を広げて安心して——安心してところまでは行かないかもしれませんが——事業を何としても継続していく、そういう方向が見えるような手だてを、県としては進めていただきたい、検討していただきたいと思うところです。よろしく願いいたします。

次に、生理の貧困への対応について伺います。

今、コロナ禍の中で浮き彫りになっているのが、「生理の貧困」です。経済的に生理用品が購入できない状況が広がっています。本当に胸の痛む思いです。

そこで、学校施設の女子トイレに、返却不要の生理用品を常備できないか、教育長に伺いたいと思っております。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 現在、本県では、県立学校におきまして、保健室に生理用品を準備し、必要に応じて生徒が使用できるという形を取っているところであります。

今後、県教育委員会といたしましては、他の自治体の事例も参考にしながら、検討してまい

ります。

**○前屋敷恵美議員** 多感な時期の子供たちです。ましてや、経済的貧困で手当てができない生徒にとって、保健室だけの対応では不十分だというふうに思います。なかなか相談に行けない、これが現状ではないかと思うんです。

そうした精神的な配慮も行って、トイレに常備することで安心して学校生活を送っていくことができるのではないかと思います。ぜひ、実施ができるように早急な検討をして、結果を出していただきたいと思います。

また、県の公共施設のトイレなどに生理用品を常備できないか、伺いたいと思います。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 県の公共施設におきましては、県男女共同参画センターの指定管理者であるNPO法人みやざき男女共同参画推進機構の取組として、県民から寄附いただきました生理用品を、当センターにて希望する方に配付いたしますとともに、県庁9号館のトイレに常備しているところであります。

「生理の貧困」は、生活上の困難を抱える女性を支援していくという視点から、男女共同参画を進めていく上での課題でもありますので、今後、関係部局とも連携の上、どのような対応ができるのか、他県の状況や取組事例につきましても調査してまいります。

**○前屋敷恵美議員** この生理の貧困の問題は、国会でも取り上げられてまいりました。

国の対応として、「地域女性活躍推進交付金」13億5,000万円が追加措置されました。これは、生理用品対応にも活用できるものというふうに聞いております。県や市町村の現在の活用状況を伺いたいと思います。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 地域女性活躍推進交付金の追加措置でありますけれども、当

交付金に新たに設けられました、「つながりサポート型」に関するものであります。令和3年度単年度の事業となっております。

この事業は、地方公共団体がNPOなどの民間団体へ委託いたしまして、孤独・孤立で不安を抱える女性を支援するため、アウトリーチ型の相談や、関係機関・団体への同行、居場所の提供などを行うものでありまして、相談支援の一環として、生理用品の提供も対象とされております。

本年3月に令和2年度予備費による実施が決定され、募集期間が4月12日から5月28日でありましたが、期間が短く、事業主体の選定調整が困難であったことなどから、市町村からの活用希望はなく、県も応募にまでは至りませんでした。

**○前屋敷恵美議員** 今回、追加措置されました地域女性活躍推進交付金ですが、今、部長のお話にもありましたように、地域のNPO法人に委託して活用するというシステムなので、なかなか使いづらい状況というのが分かります。

活用については、県から市町村へ、さらなる啓発や働きかけ、もっと具体的に提案もしながら働きかけが必要と思いますが、どのような手だてを講じていかれるか伺いたいと思います。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 地域女性活躍推進交付金につきましては、今回の追加措置を含めまして、これまでも県から市町村に対しては、必要な情報を随時提供しているところであります。

今後、追加募集が行われる予定であると伺っておりますので、募集があった場合には迅速にお知らせいたしますとともに、生理の貧困に関する他県への調査結果など、市町村に参考となる事例につきましても、きめ細かに情報提供を

してまいります。

**○前屋敷恵美議員** この予算も単年度とはいえ、予算措置されたわけですから、ぜひ、有効的に活用できるように努めていただきたいと思います。

生徒や学生、そして女性が安心して勉学や仕事・活動ができるように、トイレットペーパーと同じ生理的必需品の取扱いとして、公共施設や学校のトイレに常備することが必要だというふうに思います。そして、これが当たり前になるような取組に、ぜひ広げていただきたいと思います。各教育委員会もまた県としても、ぜひその方向で検討を進めていただきたいと思います。今度のこのコロナ禍の中で、新たな課題として浮き彫りになってきた案件ですので、ぜひ、真摯に前向きに取り上げていただきたいと思います。

それから、これは要望ですけれども、昨日、防災備蓄の生理用品の活用について、10年経過したものと言っておられたかと思うんですけれども、直接肌につけるものでもあります。品質上問題はないかという心配が頭をよぎったところでございます。せめてもう少し短いスパンで活用できたらと思いますので、この辺も併せて検討していただきたいと思います、このように思います。

では、次に移ります。学校法人「豊栄学園」の接待問題について伺います。

「しんぶん赤旗」の取材・報道で明らかにされていますが、私立高校を経営する学校法人「豊栄学園」、理事長は清水豊氏ですが、2015年から2019年末までに、東京都内と宮崎県内で少なくとも14回に及んで、当時の文科副大臣・亀岡偉民衆議院議員や文科省の藤原誠事務次官らを繰り返し会食・接待していたことです。学

園側が支払った総額は95万円に上ります。それは、その後の国の補助金に関わる問題として現れてきます。

今、国会でも、政治と金の問題で行政がゆめられていることが大問題の中、見過ごすことはできません。

豊栄学園は、県から監査や指導を受ける立場でもあり、県とは利害関係にあります。

こうした中、亀岡副大臣は、2019年11月26日、当時、宮崎県の鎌原宜文副知事を会食に誘いました。副知事は、「副大臣を訪ねると、そこに清水理事長がいた。聞かされていなかったのびびっくりした」と言われたそうですが、亀岡副大臣が、利害関係者である清水理事長に引き合わせたという形です。

文科省は2018年4月、同学園が経営する都城東高校を、「教育課程特例校」に指定しており、副知事同席の会食の後、2020年2月には、私立高校の産業教育施設を整えるための補助金約2,400万円の交付を決定するなど、2015年から2020年の文部科学省から豊栄学園への補助金は、合計1億5,269万円に及んでいます。これは、文科省提出の資料によるものです。

そこで、この文科省の各種補助金は、県を通して申請されているのか、もしくは学園が直接文科省に申請するのか、伺いたいと思います。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 私立学校施設整備費補助金の交付申請につきましては、国の要綱の規定に基づきまして、学校の設置者から、県を経由して、交付申請書を文部科学省に提出することとなっております。

他の文部科学省の補助金につきましても、同様に、県を経由して一緒に申請書を提出することとなっております。

**○前屋敷恵美議員** 次に、「私立高等学校産業

教育施設整備費補助金」約2,400万円の交付決定の前の11月26日、先ほどお話ししましたが、清水理事長と亀岡前文科副大臣の会食の席に鎌原前副知事が同席していることもあり、県が関わっていたということはないのか伺いたいと思います。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 私立学校施設整備費補助金は、国が交付主体となっております。学校法人から交付申請書が提出された場合、県は、定められた書類がそろっているかどうか、そういった形式的な確認は行いますが、内容については全て国が審査を行うこととなっております。

したがって、県が交付決定そのものに関わることはありません。

**○前屋敷恵美議員** 私立学へは私学助成金が出されていることもあり、学校法人には検査が、通常で3年に1回程度行われております。ところが、豊栄学園に、ほぼ毎年検査が実施されていた経過がありますが、県は、何を問題にして検査を毎年行ったのでしょうか。その理由をお聞かせください。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 学校法人に対しましては、私立学校振興助成法に基づきまして、私立学校の経営の安定や、保護者の経済的負担の軽減を目的として補助を行っておりまして、学校法人に対する検査は、その執行状況等について、通常3年に1回程度実施しております。

そのような通常検査におきまして、規程や会計処理等に改善すべき点があれば指導をしております。その確認のために、随時、検査を行うこともあります。

なお、学校法人に対する個別の内容につきましては、回答を控えさせていただきたいと思

います。

**○前屋敷恵美議員** 豊栄学園には、これまで述べたように、文部科学省に対する接待疑惑の問題が浮上しています。このような学校法人に対して、県はどう考えるのか伺いたいと思います。総合政策部長、お願いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 学校法人につきましては、私立学校の健全な発達を目的といたしまして、学校法人制度などを定めた私立学校法におきまして、学校法人によって設立・運営されているという特性から、その自主性を重んじることとされております。

その一方で、同法律によりまして、学校法人には、公教育の一翼を担う私立学校の運営に必要な公共性といたしまして、高い倫理観の下で、自律的な運営を行うことが求められております。自主性が重んじられると同時に、責任も負っているということであると考えております。

県といたしましては、学校は子供たちにとって、豊かな人間性を養い、必要な知識や技術を習得しながら成長する場でありますので、将来を担う子供たちが、安心して学業やスポーツなどに専念できる、そういった環境が確保されることが大切であるとの認識の下で、良好な運営がなされることが望ましいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** この豊栄学園は、文科省関係者のみならず、県選出の国会議員を会食・接待し、海外に出張した際には、交際費として学園側が11万949円の支出をしていることも明らかになっています。このように、2013年1月に清水氏が理事長に就任した後から、学園の交際費は約37倍に増加、旅費・交通費も約8倍になっています。こうした支出は、学校の管理経費から出されております。

学校法人の収入は、生徒の学費や税金が原資の私学助成金が多くを占めています。生徒に使われるべき学校の資金が、国会議員や官僚の接待に使われた形であり、道義的責任とともに、職務に関して供応接待を受けた場合は、贈収賄に当たるゆゆしき問題だというふうに思います。

今回、この件を取り上げましたのは、教育機関としての責任やモラルが問われる問題として提起したいと思い、取り上げたところでございます。以上です。

次に移りたいと思います。多様な性を受け入れる共生社会の実現について。

パートナーシップ制度について質問いたします。

鳥取県は昨年7月、「多様な性を理解し行動するための職員ハンドブック～誰もが自分らしく生きるために～」を作成し、その運用が始まっております。

このハンドブックには、「性的マイノリティの認識は広がりつつあるが、依然として社会の理解は進んでおらず、当事者は未だに偏見や差別により、精神的な苦痛を受け、社会生活においても様々な困難を抱えがちな状況にある」と、現状を分析し、「まずは職員が率先して、性の多様性について理解を深め、状況に応じた適切な対応ができるよう、また性的マイノリティの当事者である職員が、安心して働ける職場づくりを進めるために、ハンドブックを作成した」と記されております。

内容を見ると、職員が同性パートナーとの事実上の結婚生活を送っている場合、異性のカップルと同様の休暇、各種手当、福利厚生が受けられることが明記され、制度の運用が始まっております。

各制度として、結婚休暇や介護休暇、扶養手当、単身赴任手当、職員宿舎、結婚祝い金などが受給でき、公的な書類は要らず、職員が申請した上で、家族や近所の人、友人など第三者の証言があれば認められるとしております。

県の担当者の弁を借りれば、「社会が、LGBTなど性的少数者に対して理解を深めていく、オープンに話せる環境をつくっていく、そうした一助になれば」と話しておられます。

このように、県が率先して多様な性を認め合う社会をつくろうと行動を起こしたことは、高く評価に値するものだというふうに思います。

宮崎県も、レインボーカラーのライトアップなどでの啓発を行っていますが、もう一步踏み込んで、パートナーシップ制度導入を検討してほしいと思います。もう、その段階に来ているというふうに思いますが、総務部長の見解を求めます。

**○総務部長（吉村久人君）** 県におきましては、性的マイノリティの方々の問題を「宮崎県人権教育・啓発推進方針」の重要課題の一つとして位置づけ、県民の理解促進のための啓発等の取組を進めております。

特に県職員については、県民の模範となるよう、正しい知識や情報を習得し、理解を深める必要があることから、幹部職員研修や職場啓発研修において性的マイノリティをテーマに取り上げ、啓発に努めているところであります。

県庁における休暇等の導入につきましては、地方公務員法により、社会一般の情勢に適応し、国等との均衡も考慮する必要がありますことから、その動向を注視しながら、研究を進めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 今、九州では佐賀県が、このパートナーシップ制度について検討を始めた

というふう聞いております。

既に全国では、県の段階で茨城県、大阪府、群馬県が導入し、三重県は9月導入予定など次々と導入自治体が増えて、現在、全国では106自治体、県内では宮崎市など4自治体で導入されております。県が率先して取り組んでこそ、一人一人が尊厳を持って生きられる、誰もが住みやすい、住んでみたくなる宮崎づくりにもつながるのではないかと思います。知事の御見解をお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 多様な性を受け入れる共生社会の実現のためには、県民や社会の理解を進めていくことが重要であろうかと考えております。

県庁における休暇等の導入、パートナーシップ制度というところもありました。国の動向も注視しながら、既に導入している他県の事例等について情報収集を図り、研究を進めてまいります。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ、多様な性を受け入れて暮らしていける共生社会、本当に今から——もう現時点でも大事なんですけれども——その実現に向けて、やはり県が率先してその範を垂れる、こういう方向性が私は必要だというふうに思いますので、ぜひ、積極的な検討を進めていただきたいと思います。

では、最後になりますが、補聴器購入への助成について伺いたいと思います。

65歳以上の高齢者の半数が加齢性難聴と今、言われている中、高齢者の「聞こえ」をフォローする補聴器は必需品といえます。

しかし、補聴器の平均価格は約27万円と高額なため、購入をためらって、人との会話も聞こえにくく、意思の疎通もままならない不便な生活に甘んじておられる高齢者が数多くおられま

す。

補聴器購入への助成を、ぜひ検討していただきたいと思いますが、福祉保健部長、お願いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 難聴の高齢者の日常生活を支援していくことは必要な取組と考えておまして、現在、障害者総合支援法に基づきまして、一定の障害程度にある場合は、補聴器が交付されております。

一方で、制度の対象とならない軽度難聴の高齢者につきましては、認知症を含めた介護予防の観点から、他者との交流や社会参加を促す取組を推進していくことが重要と考えております。

高齢者等が仲間と楽しく交流できる「通いの場」の活性化など、既存の関係施策を活用して、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** この補聴器の問題については、国の制度としても、障害者総合支援法に基づく助成制度というのがあります。しかし、これは障害者手帳を持っている重度・高度の人に限られておまして、軽度・中等度の難聴者は対象外になっております。

しかし、「聞こえ」がよくなるということは、認知症の予防にもつながることが、医学的にも証明されております。せんだって、NHKのテレビ番組でもこのことが取り上げられておりました。何より、高齢者の方々が外出をためらうことなく、社会参加を促すことにもつながります。ぜひ、市町村とも連携して、助成が行えるよう御検討いただきたい、今後の課題にさせていただきます。

今回の質問は以上ですけれども、今度の質問でも、基本的には、県民の皆さんが本当にこの

宮崎で平和に安全に暮らしていくことができる、そういう宮崎県。このコロナ禍の中で、命と健康が守れる、こういう政治の実現に向けて、国にもはっきりと要求もしながら、また県独自の裁量で進めていけるところはしっかりと予算化も進めていく。福祉を、そして命を守るこの宮崎県づくり、今後の課題にさせていただくよう申し述べまして、今日の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 郷中の会の有岡です。通告に従い、質問させていただきます前に、今月行われた3つの出来事について、個人的な思いを述べさせていただきます。

まず、5月に開催予定の高校総体が今月実施されたことです。27日に馬術競技も行われますが、多くの関係者の皆様方の御尽力に、心から感謝いたします。

私も、40数年前に出場した高校総体を鮮明に思い出しました。最近のことはすぐに忘れてしまいますが、若かりしときの記憶は、いつまでも大切な経験として生かされていることを感じます。

次に、先日、議長室で県議会議員在職10年の表彰をしていただきました。最近、表彰状をいただくこともない中で、大切な節目となりました。

成人式の挨拶の中でもよく、「竹がしなやかで強いのは、竹に節があり、節目節目を大切に、しなやかで強い立派な社会人として成長されることを願っています」と、若者にメッセージを届けています。私自身も初老となった今でも、節目の大切さを再認識いたしました。

最後に、今月6日、陸上短距離の山縣選手が9秒95の100メートル日本新記録を樹立したこと

です。今年の3月28日、宮崎で行われた世界リレー日本代表選考会にも出場されましたが、挑戦し続けることで、天候にも恵まれ今回の新記録につながっています。

さらに、数年前から走るフォームの変更に取り組んでいて、「今までやってきたことの延長線上に、自己ベストはない」と決断し、フォームの変更に挑戦した結果、努力が実ったものです。

行政運営においても、共通する部分があります。決断力・挑戦し続ける勇気を期待し、質問に入ります。

それでは、まず、知事の政治姿勢について質問いたします。

昨年度、持続可能な地域づくり対策特別委員会で、宮崎県総合長期計画におけるSDGsの位置づけとして、アクションプログラムとSDGsの関係の中で17の目標、17番目の「パートナーシップで目標を達成しよう」が全ての項目でつながっています。

また、具体的には、4月1日に設立された「みやざきSDGsプラットフォーム」は、民間主導で取り組み、活動の輪が広がった理想型となっています。

そこで、持続可能な県づくりに向け、SDGsの推進にどのように県民と取り組まれるのか、知事の熱い思いをお伺いいたします。

壇上からの質問は終わり、以下の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

持続可能な社会づくりの国際的目標でありますSDGsの理念は、県総合計画の目指すものと軌を一にしていると認識しております。

特に、御指摘の「パートナーシップで目標を

達成しよう」という17番目のゴールにつきましては、私も政治理念として、対話と協働を掲げているところでもあります。また、県政を推進する上で、あらゆる分野に共通する重要な視点と考えております。

このため県では、子育てや環境保全、食育・地産地消など幅広い分野において、また、現在進めておりますコロナ対策もそうではありますが、県民、企業、団体、市町村等との連携・協力により課題に取り組んでいるところでありませ

す。また、御紹介のありました「みやざきSDGsプラットフォーム」も、民間からの設立提案に対し、産学官をはじめとする様々な主体が、その思いに共感して集まった、まさにパートナーシップで地域の課題に向き合おうとする枠組みであります。

今後とも、県民の皆様との対話や協働を大切にするとともに、このプラットフォーム等を通じて、新たな連携の輪を広げることにより、「持続可能な宮崎づくり」の実現に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

**○有岡浩一議員** 答弁ありがとうございます。

持続可能な宮崎づくりには、パートナーシップを共有した県民総参加が必要です。県内の課題を県民の皆さんが自分事として考え、行動することが重要です。できることからまず一歩です。

次に、アクションプログラムの一つに、人口問題対応プログラムがあります。

重点事項として、社会減の抑制と移住・U I Jターンの促進があります。そこでまず、令和2年度に中山間・地域政策課が行った「ひなたの空き家徹底調査」の結果を受け、今後どのよ

うな事業に取り組むのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 昨年度実施いたしました「ひなたの空き家徹底調査」におきまして、空き家を利活用する上で支障となる点をお伺いしましたところ、604件の回答がありまして、修繕の必要があるという答えが36%と最も多かったところであります。

また、空き家の利活用の方法につきましては、売却希望が44%と最も多くなっております。次いで、移住者への貸出しや行政での利活用を希望される方が、合わせて30%を占めているところであります。

この結果を受けまして、県では、今年度当初予算におきまして、移住者向けの空き家改修に対する支援を拡充いたしますとともに、新たに、市町村が借り受けた空き家や遊休施設を改修して移住者に貸し出す取組を支援することとしております。

今後とも、市町村と十分な連携を図りながら中山間地域の空き家の利活用を促進することで、地方回帰の流れをしっかりと取り込んでまいります。

**○有岡浩一議員** 空き家の改修や利活用によって、地域の皆さんの理解と協力が、移住者の安心となります。地域ぐるみの取組を期待します。

次に、令和2年度の移住実績は、県全体で755世帯1,326人と増えています。

今後とも、全国的に地方回帰が進む中、移住希望者に対し、どのように情報発信を行うのか、再度お伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 県では現在、東京、大阪、福岡、宮崎の4か所に宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンターを設置しておりま



して、本県への移住を希望される方からの相談にきめ細かに対応いたしますとともに、本県での就職や住まいも含めた各種情報提供も積極的に行っているところであります。

また、今年度は、県が運営する移住のホームページや移住専門誌におきまして、サーフィンや農業といった本県ならではの魅力や、移住者の体験談、市町村の情報等を強力に発信いたしますとともに、引き続き、移住セミナーの開催などにも取り組んでいくこととしております。

今後とも、本県への移住促進のため、関係部局や市町村と連携を図りながら、効果的な情報発信に努めてまいります。

**○有岡浩一議員** 県のホームページには、宮崎県移住支援金制度やUターン、I Jターン体験談など、情報が満載です。

付け加えるなら、都市部に比べ公共交通機関の不便さの情報とその対策など、デメリットへの対応などをお知らせすることも必要かと考えます。

続いて、県土整備部長にお伺いいたします。

昨年度の県内市町村における空家等対策計画の策定状況についてお伺いいたします。

1年前にも質問しましたが、前回は13市町村が策定済みでした。また、空き家除却の実績及び県における今後の取組について、併せてお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 空き家等対策につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、市町村が計画を策定し、これに基づき危険な空き家の除却など必要な措置を講じるよう努めるものとされております。

県内市町村における計画の策定状況は、昨年度に策定した高鍋町を含め、14市町村が策定済

みで、6町村が策定中であります。

また、昨年度における除却実績は、5市町で19戸あり、このうち1件は、所有者不明の倒壊のおそれのある空き家を市町村が除却する略式代執行を行っております。

県としましては、今後も計画未策定の市町村に対し、個別に働きかけるとともに、計画策定後の対策についても、円滑に進むよう、先進的な取組の情報を提供するなど、必要な支援を行ってまいります。

**○有岡浩一議員** 人口減少に伴い、空き家率も毎年増加しています。特に、一戸建ての空き家化が進んでいます。危険な空き家の除却について、また市町村への助言や必要な支援について、要望いたします。

続いて、農林水産部の発展について、まず、環境森林部長にお伺いいたします。

「宮崎県水と緑の森林づくり条例」の理念を実現するために、平成18年に創設された「宮崎県森林環境税」は、課税期間5年間で第3期、15年取り組んでまいりました。

税の仕組みは、御存じのとおり個人県民税年額500円と、法人県民税均等割（年額）の5%で、1,000円から4万円となっており、年間約3億円となっています。

そこでまず、宮崎県森林環境税を財源とした取組の内容についてお伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 県では、森林を健全な姿で次世代へ引き継ぐため、3つの方針に基づきまして、森林環境税を活用した事業を実施しております。

1つ目は、「県民の理解と参画による森林（もり）づくり」として、県民ボランティアの集いの開催や、森林ボランティア団体による植林活動などの支援に取り組んでおります。

2つ目は、「多面的機能を発揮する豊かな森林(もり)づくり」として、公益上重要な森林を対象にした再造林の促進や、災害により発生した流れ木などの撤去、花粉の少ない優良苗木の生産拡大などを実施しております。

3つ目は、「森林を守り育む次代の人づくり」として、若い世代を対象とした現地研修の開催や、地域や学校での森林環境教育の実践支援などに取り組んでいるところであります。

**○有岡浩一議員** 森林整備・保全活動として、令和元年度までに約1万4,500ヘクタールを管理し、ボランティア団体206団体など、次世代へ引き継ぐためのソフト・ハード両面に取り組まれています。

そこで、取組が分かりやすく、参加しやすくなることを期待し、次の質問に移ります。

令和3年度は、16年目の第4期がスタートしました。第4期の新たな取組について、具体的な内容を再度お伺いいたします。

**○環境森林部長(河野譲二君)** 今年度からの新たな取組としまして、森林空間を活用したワーケーション実施地域での体験メニューの開発支援や、ワーケーションに関心を持つ企業等へのPR活動などを進めることとしております。

また、成長が早い早生樹などのモデル林の設置や、下刈り等による育林データの収集などを推進することとしております。

さらには、未就学児を対象とした森林環境教育への支援や、ひなもり台において、タブレットを活用し森林について学ぶ、教育プログラムの提供などに取り組むこととしております。

今後とも、森林環境税の目的や税を活用した事業について、幅広く周知し、県民の皆様の理解と協力を得ながら、森林環境の保全に資する

施策をしっかりと進めてまいります。

**○有岡浩一議員** 県民の皆さんの理解を得るということは、大変大切であります。

特に、国の森林環境税の創設を受け、森林環境譲与税に移行する取組など用途を整理し、宮崎の豊かな森づくりを期待しております。

次に、日本の固有種である杉を原料として製造される改質リグニンについて、環境森林部長にお伺いいたします。

中山間地域に新しい産業を創り出す希望の新素材とも言われる改質リグニンは、熱に強く加工しやすい新素材で、製造実証プラントが茨城県に完成し、今月30日に竣工式・見学会が開催されます。

そこで、改質リグニンの実用化に向けた国の動きと、改質リグニンに対する県の考えをお伺いいたします。

**○環境森林部長(河野譲二君)** 改質リグニンにつきましては、国の森林総合研究所が中心となって、国産杉を原料とした研究が行われており、石油由来のプラスチック製品と同等の性質を持つ様々な試作品が開発されております。

また、今月末には、国の補助事業により、議員からもございましたが、茨城県内に改質リグニンの製造実証プラントが完成予定であり、実用化に向けた研究がさらに進むものと考えております。

県としましては、このような新たな分野での県産杉の活用は、需要拡大や地域産業の創出のほか、脱炭素社会の実現にも貢献するものと期待を寄せており、現在、産学官で構成される全国のリグニンネットワークへの参加を通じて、研究開発や実用化に関する情報収集に努めているところであります。

**○有岡浩一議員** 全国リグニンネットワークに

よる情報収集も大切ですが、民間企業との連携や中山間地域の新しい産業創設の観点から期待するものです。

次に、農政水産部長にお伺いいたします。

5月12日に決定した、国の「みどりの食料システム戦略」を受けて、様々な数値目標と工程表が示されました。

その取組の中で、まず化学農薬の使用量をリスク換算で半減とあります。

病害虫の画像診断や除草ロボットなど生産現場との意見に開きがある中、宮崎県としてどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 今回の国の戦略では、農作物の病害虫対策について、農薬だけに依存しない総合的防除体系の確立・普及や、環境への影響が懸念される農薬からの転換を図る方針が示されました。

このような中、県では、「第八次長期計画」におきまして、県の防災メールや農政水産部ホームページ「ひなたMAFiN」を活用した病害虫防除情報の発信強化を行い、初期防除を推進しますとともに、土づくりや適正施肥を基本とした、化学農薬使用の低減にもつなげる総合的作物管理の技術を推進することとしております。

今後とも、この技術を中心とし、AIによる病害虫診断など、国による新技術開発の動向も注視しながら、化学農薬低減技術の普及に努めてまいります。

**○有岡浩一議員** まず、宮崎県独自の総合的作物管理が基礎となります。その上で、新しい技術を推進し、安全性・生産性を高めていくべきと考えます。

また、みどりの食料システム戦略に係る各分野の意見交換の中で、ネオニコチノイド系農薬

の使用削減も話題となっています。ぜひ、お知らせしておきたいと思います。

次に、以前にも質問しました、遺伝子組換え食品の表示制度についてお伺いいたします。

国の調査によると、平成30年には26か国で遺伝子組換え農作物が栽培され、食品の原材料としてトウモロコシや大豆などが輸入されています。消費者からは、「知らず知らずのうちに遺伝子組換え食品を口にしているのではないか」という不安の声が聞かれます。

消費者にとって食品の表示制度は、もっと分かりやすくあるべきと考えており、国においても、遺伝子組換え食品に関する表示制度を一部改正し、現在は移行期間と聞いています。

そこで、遺伝子組換え食品の表示制度について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 国内で販売される食品は、原材料の割合などに応じた表示が食品表示法で定められておりまして、このうち、遺伝子組換え食品については、消費者に情報がより正確に伝わるよう、平成31年4月に基準が改正されました。

主な改正内容は、遺伝子組換え農作物の混入が、より厳密に区分されたことであり、流通過程を含めて、混入がないと認められる大豆加工食品等が、「遺伝子組換えでない」と表示できることとなりました。

県としましては、消費者の誤認防止や、食品選択の拡大につながることを期待されますことから、令和5年4月の施行に向け、食品表示セミナーやホームページを活用して、食品関連事業者や、消費者等への周知に努めているところであります。

**○有岡浩一議員** 農業県宮崎だからこそ、消費者目線に立って安全安心な農作物の流通に努

め、正しい情報発信を希望します。

次に、観光の推進について商工観光労働部長にお伺いいたします。

今回の質問の中でも、観光に対する多くの質問があり、宮崎県の経済活動に直接結びつく観光の推進です。

九州観光推進機構の総会でも、観光産業の再建に向けた戦略が求められ、九州7県の一体的取組が進められています。

そこで、アフターコロナを見据えて、県外誘客に向けた準備等をすべきと考えますが、現在の取組状況についてお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 新型コロナの影響により、密を避け、自然を楽しむ観光の人气が高まっており、本県の豊かな自然や恵まれたスポーツ環境は大きな強みになると考えております。

このため、県としましては、県内宿泊施設やゴルフ場における感染防止対策への支援により、安全安心な受入れ環境の強化を図るとともに、サイクリング、トレッキング等のアウトドア体験や、サーフィン、ゴルフ等のスポーツに適した環境など、本県の強みを生かした商品造成やプロモーションに取り組んでいくこととしております。

また、SNSによる情報発信の強化やオンラインツアーの造成などにも取り組み、官民一体となって、アフターコロナを見据えた、県外からの誘客促進に努めてまいります。

**○有岡浩一議員** 今、答弁にありましたオンラインツアーにも大変期待しております。いつか宮崎を訪れたいという声となり、全国にファンを増やしていただきたいと思っております。

また、ワクチン接種が進む中で、インバウンド需要回復に向けた検討も必要となります。関

係団体や国の動向を注視しながら取り組むことを希望します。

次に、ワーク・ライフ・バランスの観点から、総務部長にお伺いいたします。

令和2年4月から、国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針に基づき、子供が生まれた全ての男性職員が、1か月以上をめぐりに育児に伴う休暇・休業を取ることができるよう、取り組んでいます。2025年度までに育児休業取得率30%を目標に掲げているそうです。

そこで、本県の男性職員の育児休業等の取得状況と育児参加促進のための取組について、お伺いいたします。

**○総務部長（吉村久人君）** 知事部局男性職員の育児休業の取得率は、令和6年度目標値20%に対して、令和2年度実績が17.6%、同じく育児参加休暇の取得率は、令和6年度目標値100%に対して、令和2年度実績が83.3%となっております。

男性職員の育児参加を促進するためには、所属の理解やフォローなど、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりが重要であります。

このため、職員に対して各種休暇等を取りまとめた「子育て応援ハンドブック」の周知を図るとともに、職員が作成した育児休業等の利用計画である「子育てマイプラン」を基に、所属長等が面談を行い、所属内の業務分担の見直しや、育児休業等の取得の働きかけなどにより、仕事と子育ての両立を支援しているところであります。

**○有岡浩一議員** 育児参加、休暇の取得率が83.3%ということで、これは5日間の休暇だというふうに聞いております。ぜひ、100%を目標に努力していただきたいと思っております。

職員にとっても、子供の誕生という大きな節目を迎えたわけですので、そういった育児というものを体験することで、また新しい視点が生まれてくると思いますので、期待したいと思えます。

次に教育長に、同じ質問になりますけれども、お伺いいたします。

男性教職員の育児休業等の取得状況と育児参加促進のための取組について、お伺いいたします。

**○教育長(黒木淳一郎君)** 公立学校の男性教職員の育児休業取得率は、令和元年度が3.1%、令和2年度が、速報値ではございますが9.2%と増加しております。また、育児参加休暇の取得率は、令和元年度が17.3%となっております。

県教育委員会といたしましては、男性の育児参加促進を目的として、各種休暇等を取りまとめた「キャリアデザイン手引書」を基に子育て支援を行うよう、周知しているところであります。

しかしながら、まだまだ育児参加休暇をはじめ育児休業等の取得状況に課題があることから、管理職が、利用計画となる「子育てマイプラン」等を活用した面談等を積極的に行うよう、しっかりと働きかけてまいります。

**○有岡浩一議員** 先生方にとっても、親になるということは、人生の大きな節目となります。教職員の育児参加の経験は、長い教職員生活の中で生きていく、必ず経験が生きてくると思っております。ぜひ、積極的な育児休暇・休業等の取得を希望したいと思います。よろしくお伺いいたします。

次に、文化・スポーツ振興について、再度、教育長にお伺いいたします。

第1回みやざき総合美術展が、今年の2月13

日から28日まで開催されました。

私も、県立美術館の会場で多くの作品を拝見しました。それぞれの部門に多くの作品が集まり、裾野の広さを感じました。豊かな宮崎の文化をかいま見た気がします。

そこで教育長に、第1回みやざき総合美術展に対する御所見、また今後の展開についてお伺いいたします。

**○教育長(黒木淳一郎君)** 宮日総合美術展と県美術展が統合され、昨年度よりスタートしましたみやざき総合美術展には、コロナ禍にもかかわらず、約2週間の会期中、7,200名を超える来場者がありました。

特に、自由表現部門を新設し、様々な分野の作品が集まったことや、18歳以下及び75歳以上の出品者を対象に奨励賞を設け、幅広い世代からの応募につながられたことは、大きな成果と考えております。

また、宮崎日日新聞社に連携いただいたことにより、新聞紙上での特集記事を通じて、県民の注目度も高められたものと考えております。

今後も、来場者や応募作品のさらなる増加につながるよう、関連イベントの実施や学校への周知を行い、子供から大人まで、県民に親しまれる展覧会を目指してまいります。

**○有岡浩一議員** みやざき総合美術展のさらなる発展と、幅広い世代からの応募作品を、多くの来場者に見ていただき、宮崎の文化の豊かさを感じていただきたいと思います。願っております。

次に、コロナ禍において県民の運動不足が懸念される中、1130運動や1130体操などに取り組んでいくことが必要だと考えますが、現在の取組状況をお伺いいたします。

**○教育長(黒木淳一郎君)** コロナ禍での運動不足の解消を図るため、私自身も、ウォーキン

グスマートフォンアプリSALKOを活用し、1日8,000歩を目標にウォーキングに取り組んでおります。

現在、県教育委員会では、県民が生涯にわたり、心身ともに健康で活力ある生活を営むことができるよう、1130県民運動を推進しており、県の広報番組での啓発にも努めているところであります。

また、昨年度は、SALKOにサイクリング機能等を追加し、魅力や利便性を高めたところであります。

さらに、今年度からは、子育て世代や働き盛り世代の運動やスポーツ習慣化を目的に、総合型地域スポーツクラブや、企業等に健康運動指導士や保健師といった専門指導者を派遣する等の取組を行うこととしております。

**○有岡浩一議員** 私も昨年からは、自転車に乗り40分前後のコースを走りながら、運動を継続しております。県民の皆さん方の健康づくり、そしてスポーツに親しむという取組を、今後とも推進していただきたいと思っております。

次に、改正動物愛護管理法について、福祉保健部長にお伺いいたします。

近年、動物の虐待等への対処や、不適切な動物取扱業者に関する諸問題などに対応するため、令和元年6月に、改正動物愛護管理法が公布され、令和2年6月1日から段階的に施行されています。まず、事業者に必要な情報提供を行うことが大切です。

そこで、犬猫の繁殖基準が示されていますが、その内容と県の対応についてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 今回の動物愛護管理法の改正によりまして、犬猫の繁殖に当たっては、母体への過度な負担を避けるた

め、繁殖できる年齢や出産回数について、犬の場合は6歳以下6回までなど、犬・猫それぞれ基準が設けられたところであります。

また、繁殖に関する記録の作成のほか、獣医師による健康診断に基づき、繁殖に適さない犬・猫については、交配をさせないことなどが義務づけられております。

県といたしましては、これまで、動物愛護センターや保健所による施設への立入検査や、責任者研修を通じて、今回の動物愛護管理法の改正内容につきまして周知及び指導を行っておりますが、今後は、施設立入の際に、繁殖に関する記録を確認した上で必要な指導を行うなど、基準の遵守について適切な対応を行ってまいります。

**○有岡浩一議員** 今、答弁にありましたように、保健所単位での説明会や、立入検査による進捗状況の確認及び指導を強く希望します。

次に、動物愛護センターにおける地域猫活動（TNR）の取組状況についてお伺いいたします。

TNRとは、猫の殺処分をゼロにするための、トラップ・ニューター・リターンの頭文字です。捕獲して不妊手術を行い、元の場所に戻す活動です。取組状況を福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 飼い主のいない猫を保護し、不妊去勢手術後、元の地域に戻す、いわゆるTNR活動につきましては、無秩序な繁殖などによる周辺環境の悪化防止や、殺処分減少に有効であると考えております。

このため、動物愛護センター及び保健所が市町村や地域住民の窓口となり、動物愛護センター設立後、これまでの間、県内8市6町で61地域におきまして、累計1,072頭の猫に不妊去勢

手術を実施してまいりました。

さらに、令和3年度からは、動物愛護センターに非常勤獣医師1名を配置するなど、TNRの取組を強化しているところであります。

**○有岡浩一議員** 次に、特定外来生物について環境森林部長にお伺いいたします。

ハイイロゴケグモについては、県内の港湾等のほか、今年5月には高鍋町の市街地で生息が確認されています。県としてどのような対策に取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

**○環境森林部長(河野譲二君)** ハイイロゴケグモは、神経毒を有することから、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されており、県内ではこれまで、宮崎市、日南市、日向市及び高鍋町において生息が確認されております。

このため県では、市町村と連携し、その特徴や駆除の方法等を記載したチラシの配布やホームページにより、県民等への注意喚起を行っております。

また、生息が確認された地域において、専門家による生息調査を行うほか、事業者等に対し、一斉調査や駆除を依頼するとともに、住民等を対象に、駆除等に関する講習会を開催しております。

今後とも、市町村と連携し、県民等への啓発を行うとともに、ハイイロゴケグモの駆除、生息域拡大防止に取り組んでまいります。

**○有岡浩一議員** 近年、河川敷では、5月から7月にかけて北アメリカ産の黄色い花、オオキンケイギクがあちこちに広がっています。特定外来生物の広がり、注意喚起とともに生息域拡大防止への取組を望みます。

次に、路線バス・鉄道について総合政策部長にお伺いいたします。

令和4年度へ向け、国の施策、予算に対する提案・要望の中で、地域間交通の維持・存続があります。国に対してどのような要望を行っていくのか、お伺いいたします。

**○総合政策部長(松浦直康君)** 路線バスや鉄道は、人口減少に加え、コロナ禍などの影響により、利用者が大幅に減少しておりまして、地域公共交通ネットワークの維持が課題となっております。

このため、国に対しましては、路線バスに関し、平均乗車密度の低い路線に対し、補助金を減額する取扱いの廃止など、地方の実情に配慮した補助制度の改善や、新型コロナ対策への支援強化を要望しております。

また、鉄道につきましては、国として、民営化の際に設けられました経営安定基金の趣旨やその後の経緯を踏まえ、路線の維持・存続に取り組むよう、求めているところであります。

今後も、全国知事会や九州地方知事会など様々な機会を捉えて、本県の声をしっかりと国に届け、地域公共交通ネットワークの維持に取り組んでまいります。

**○有岡浩一議員** SDGsの「誰も取り残さない」という観点からも、地域を担う公共交通は、持続可能な地域づくりのための重要な資源です。公共交通を支えるパートナーシップを強く望みます。ぜひとも、交通弱者と言われる皆さん方の交通手段として、しっかりと公共交通を守っていくための要望を続けていただきたいと思っております。

次に、性犯罪被害防止について警察本部長にお伺いいたします。

昨年4月から取り組んでおられる、SNSに注意喚起のメッセージを送る性犯罪被害防止の取組の状況について、お伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 警察では、児童生徒がSNSを通じて性犯罪の被害に遭うのを防ぐため、昨年4月から、ツイッター上の不適切な投稿に対し、注意喚起のメッセージを送る取組を行っております。本年4月末までに1,190件の注意喚起を行い、約半数の投稿が削除されております。

また、学校当局と連携して、児童生徒及び保護者に対し、インターネットを正しく使う能力を向上させる取組として、SNSを利用する際の注意点などについての情報モラル教室を実施しており、昨年度は、県内の小・中・高の約3割に当たる133校で実施しております。

警察では、今後とも、被害防止対策に積極的に取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 情報モラル教室を約3割に当たる133校で実施していただいているということで、大変ありがたく思っております。

また、具体的な数字をもう少し整理しますが、注意喚起件数は、令和2年4月1日から令和3年4月30日までの1,190件中、児童が998件、誘引者192件で、子供からの投稿が多い現状です。注意喚起による削除等件数は584件で、約49.1%となっています。

警察本部少年課や関係者の皆さんの御尽力の成果であります。「絶対に許すな子供への性犯罪」のメッセージを我々も共有し、保護者の皆さんへの啓発とともに取り組んでまいりましょう。

続いて、投票率向上について選挙管理委員長にお伺いいたします。

「若者の政治意識アンケート」の中で、「政治や選挙、社会に関する時事問題に関する学習機会について、どのようなものであれば利用（参加）したいですか」への回答は、「芸能人

・タレントのトークイベント」が31.3%で最も高く、ユーチューブなど短時間動画が26.7%、そもそも学習しようとは思わないが21.2%の順でした。

若者の正直な答えでしょうが、今回の「若者の政治意識アンケート」の結果を踏まえ、どのような啓発を行っていくのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（茂雄二君） アンケートでは、県内在住の15歳から39歳までを対象に、全15項目について質問を行いました。

主な結果としましては、「政治を学ぶ機会に利用したいもの」としては「短時間の動画」の回答が多く、「学校の授業等で実際の選挙に役立つもの」としては、「模擬選挙」の回答が多い状況でありました。

これらを踏まえ、選挙について考える機会が増えることを目的に、今年度新たに「選挙啓発動画コンテスト」に取り組んでいるところでありまして、「若者にとっての選挙」をテーマに8月25日まで募集を行っております。

また、「模擬選挙」につきましては、より多くの生徒が体験できるよう、各高校等へ模擬選挙マニュアルを配付し、教員向けの研修会で実施の呼びかけを行っているところです。

県選挙管理委員会といたしましては、今後とも投票率の向上を目指し、関係機関と連携しながら、積極的な選挙啓発に取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 選挙啓発動画のコンテストの取組も注視してまいります。

最後に、知事にお伺いいたします。

今年の秋までに、衆議院選挙が行われる予定ですが、前回の投票率を見てみると、宮崎県は50.48%で九州では最下位でした。選挙に



おける宮崎県の投票率の低さについて、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 選挙は、国民が主権者として政治に参加し、その意思を反映させることのできる、基本的かつ最も重要な機会であります。

しかしながら、国政選挙、地方選挙を問わず、県内の選挙におきまして投票率が低下傾向にありますことは、民主主義の根幹を揺るがしかねない事態であると危惧しているところであります。

御指摘のように、本年秋までには、衆議院議員の総選挙が行われることとなります。有権者の皆様には、国や地域のよりよい未来のために、自分の思いを託し、ぜひとも貴重な1票を投じていただきたいと思います。

また、選挙管理委員会や教育委員会におきましては、引き続き、選挙啓発や主権者教育に粘り強く取り組んでいただくことが重要だと考えております。

また、私自身も一政治家として、県民の思いを県の政策に生かしつつ、その政策を分かりやすく伝えていくことで、県民が政治を身近に感じ、政治への関心が高まるよう努めてまいります。

○有岡浩一議員 通告していた質問自体は終わりましたけれども、今、知事のほうからお話がありましたように、県民の思いを県政に生かすという、分かりやすい県政運営が求められるわけです。

ここで、県民の総参加を求めるために何が必要だろうかということを考えて、県民にとって共通する課題、そして県民が同じ方向に向かって努力する、そういうテーマをしっかりとつくっていく必要があると考えております。

ここで、先人であります日向市東郷町出身の歌人・若山牧水の歌を一句、御披露いたしたいと思いますが、子供たちの成長を願う歌でございます。

「若竹の伸びゆくごとく子ども等よ真直ぐにのばせ身をたましひを」

100年以上前の歌であります、子供たちの成長を願う牧水の思いが伝わってくる歌であります。県民にとって、子供たちの成長を願う、その思いは共通します。ぜひ、子供たちの成長を願う、そういう思いをしっかりと県民に伝えていく。知事のリーダーとしての思いをしっかりと伝えていく。県民代表である私たちも、知事と一緒に同じ方向を向いていく、その上で、県民総参加、県民の皆さん方が一緒に歩いていく、そういう県政を目指していただきたい。そのことが、宮崎県が、コロナで大変苦しんでいる経済活動に注視する、そして、住みやすい、住み続けることのできる宮崎県として発展する大きな力になると確信しております。

どうぞ、県民皆さん方の力を県政にまとめていただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時39分休憩

---

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。公明党県議団、河野哲也でございます。

6月一般質問の最後でございます。本日は、産経大の私のファンクラブの学生さんが傍聴に来ていただきました。ありがとうございます。

どうか明快な答弁をお願いします。

本日23日は、沖縄の「慰霊の日」でございます。沖縄戦等の戦没者を追悼し、平和を願う日でございます。心から哀悼の意を表し——実はもう一つ、昨日早朝、我が会派の県議でありました新見昌安さんが亡くなりました。69歳です。若くしてという思いが込み上げてきます。悲しさが込み上げてきます。ただ、質問ですので、元気いっぱい最後までさせていただきたいと思えます。新見さんは、防災のことを真剣に考えていらっしやいました。防災士の資格取得も、県議の中では先駆けだったと思えます。

1問目は、防災・減災に関することでございます。災害対策基本法について、危機管理統括監にお伺いします。

コロナ禍の中で、再び本格的な大雨シーズンを迎えています。誰もが被災・避難の当事者になり得るとの前提に立つことが大事であります。想像してください。外は横殴りの雨。行政からは警戒レベル4の避難勧告が発表された。しばらくすると、同じく警戒レベル4の避難指示が発表された。このとき、誰かの指示を待たずに的確な避難行動が取れますか。まずは、「警戒レベル4は避難をするのですか、待機ですか」これが、今までは紛らわしかったのです。今年5月20日に施行された改正災害対策基本法の改正のポイントをお伺いします。

以下の質問は、質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

**○危機管理統括監（小田光男君）**〔登壇〕お答えします。

今回の災害対策基本法の改正は、激甚化・頻

発化する自然災害において、住民の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的としております。改正の主なポイントとしましては、2点あります。

1点目は、避難のタイミングを明確にするとともに、早期避難を促すため、これまで、災害のおそれが高い警戒レベル4に位置づけられておりました避難勧告と避難指示が避難指示に一本化され、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示が発令されることとなりました。

2点目は、過去の災害で被害を受けるケースが多く見られた高齢者等の避難の実効性を確保するため、そのような避難行動要支援者ごとの避難計画である個別避難計画の作成が、市町村の努力義務とされたこととあります。以上であります。〔降壇〕

**○河野哲也議員** 改正では、警戒レベル4は避難指示と一本化。紛らわしさをなくそうとしています。

次に、「高齢者・障がい者等のための個別避難計画の作成」の市町村の努力義務化でございます。

避難行動要支援者への避難支援に有効とされる個別避難計画の作成が進んでいない要因はどのように考えますか。

**○危機管理統括監（小田光男君）** 個別避難計画の作成が進んでいない要因は、2つあると考えております。

1つ目は、作成主体である市町村のマンパワー不足であります。この計画は、要支援者ごとに作成するため、膨大かつきめ細やかな作業が必要になります。それらに対応する人員が不足していると考えられます。

2つ目は、作成過程の困難さであります。計画の作成には、福祉専門職や民生委員など、日

常の支援者と災害時に身近に存在する地域住民の参画など、多種多様な関係者が、要支援者の置かれている状況に応じて連携する必要があります。このため、その調整を行うことについて、市町村が十分なノウハウを有していないことが考えられます。

**○河野哲也議員** 人員とノウハウだということですね。

市町村にとって大きな課題となる努力義務化された個別避難計画については、福祉専門職との連携を強め、作成を急ぐ必要があると思います。個別避難計画の作成を進めるため、今後どのような取組を行うのか、お伺いします。

**○危機管理統括監（小田光男君）** 市町村の限られた人員の中で、多種多様な関係者と連携した個別避難計画を作成するためには、効果的・効率的な作成プロセスを構築する必要があります。このため、今年度、国は個別避難計画作成モデル事業を実施しておりまして、延岡市と本県が実施団体として採択されております。

具体的な取組といたしまして、計画の作成主体となる延岡市は、住民・行政・防災と福祉の専門職・関係機関による支援検討会を立ち上げ、関係者が連携した支援体制を構築します。

県は、延岡市と連携しながら研修会等を通じて、延岡市で得られたノウハウを他の市町村へ展開していくこととしております。

今後も、福祉関係機関や福祉部局と連携しながら、市町村の取組を支援してまいります。

**○河野哲也議員** 改正を受けて、実際に住民の早期避難につなげるために、国がモデル事業化するというところで、延岡が手を挙げて採択された。失敗するわけにはいきません。県もしっかりと関わっていただきたいと思います。

ペット同行避難について、福祉保健部長にお

伺います。

2011年の東日本大震災では、福島県で約2,500頭、岩手県で約600頭の犬が死んだと報告されています。そこで2013年に、環境省はペット同行避難のガイドラインを作成するとともに、同行避難の図上訓練を行いました。さらに、市町村には避難所でのペット受入れ方法を定めたマニュアルを作成するように呼びかけました。しかし、2018年の西日本豪雨の際、岡山県総社市が自治体主導で初のペット避難所を開設したと報道されたほど、進んでいなかったということです。私が参加した避難訓練も、ペット同行避難の訓練はありませんでした。どこかでやっていたのですが、私は未経験でございます。

環境省は、今年3月29日、災害時に飼い主がペットを連れて避難する同行避難の受入れを円滑に進めるためのチェックリストを公表いたしました。ペット同行避難における課題と県の取組についてお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 災害時のペット同行避難は、動物愛護はもとより、ペットとの避難ができずに、被災のおそれのある場所にとどまることなどによる二次的災害を防止する観点からも、大変重要であると考えております。

円滑な同行避難を行うためには、飼い主におけるペットのしつけや、避難時の餌の確保、また、避難所における必要なスペースの確保等が課題となってまいります。

このため県では、講座の開催やSNSなどを活用して、県民への普及啓発を行うとともに、新たに動物愛護センター等におきまして、同行避難が困難な場合に備えて、ペットを預かるための災害用の飼養設備の整備を進めているところであります。

今後とも、市町村や獣医師会等、関係機関との連携強化を図りまして、飼い主が安心して同行避難できるための取組を進めてまいります。

**○河野哲也議員** 受入れ体制の整備とともに、飼い主への周知徹底を図っていただきたいと思っております。

同じく福祉保健部長に4点、コロナ対応でお伺いします。

1点目は、ワクチン優先接種でございます。

私の住む延岡も、やっと、基礎疾患を有する方の受付が開始されます。

ところで、首相官邸ホームページの「ワクチン接種これいいね。自治体工夫集」を閲覧してみますと、例えば、和歌山県和歌山市は、「医師会・医療機関の全面的な協力、市保健所からの計画的なワクチンの個別配送などにより、かかりつけ医など市内280以上の医療機関における個別接種を実現。配送においては、3週間前のワクチンの希望量調査を行い、その後、配分量・入荷日が判明すれば、希望量に基づき配送計画を作成・医療機関へ提示。また、1バイアル分の資材（シリンジや針、生理食塩水）を一袋に詰めて配送し、医療機関の負担を軽減。こうした取組により接種が加速し、6月下旬から一般（基礎疾患等）の優先接種を開始」する予定とありました。

また、宮崎県宮崎市も、「約220の医療機関等で個別接種を実施。市保健所が基本型接種施設として、ワクチン配送センターの役割を担い、運送業者に小分けと配送を委託することで、週2回の配送が可能となっている。また、個別接種でワクチン余剰が発生した場合に備え、65歳未満の接種券のない方についても、医療機関等から市に「接種券発行依頼リスト」を提出することで接種体制を整えている」とありました。

より早く、より安全にと考えますと、先進事例の検討は大事でございます。ワクチン接種における先進事例について、市町村と情報共有を図っているのか、お伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** ワクチン接種に関する先進事例につきましては、国のホームページに掲載されますとともに、地方公共団体と厚生労働省との共同ポータルサイトにおいても定期的に示されておりまして、県内の市町村間で確認していただいているところでございます。

また、県におきましても、国からワクチンの供給スケジュールや財政措置などについての情報を収集いたしまして、市町村へ迅速に提供するとともに、必要に応じ、説明会を開催するほか、取組状況について調査を行い、情報共有を図っているところでございます。

ワクチン接種につきましては、市町村によって抱える課題も異なりますことから、今後とも、個別の相談や支援を行いながら、ワクチンの早期接種に向けてしっかりと取り組んでまいります。

**○河野哲也議員** 福岡県宇美町の高齢者への接種方法は、集団接種で会場内に着席して待機する高齢者を、医師とスタッフが巡回して接種する「宇美方式」として台湾へも広まっているそうです。それほどスピード感を持ったものだったようです。

6月7日付で、協同組合日本接骨師会の皆さんより、柔道整復師へのワクチン優先接種の要望を受けました。早速、担当課と折衝し、16日に会の方々と面談いただきました。

会のほうからは、接種については、医療関係者への2次感染回避のために優先接種対策が進んでいるが、柔道整復師に対しても、同様な危

陰防止のために優先接種をとのことでした。

要望先が知事でございますので、一般接種における優先順位が高い職種に柔道整復師が位置づけられているのか、知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** ワクチンが国から段階的に供給されておりますので、感染防止に向けて円滑かつ効果的な接種を進めるためには、一般接種においても優先順位をつけることが必要だと考えております。

このため、県におきましては、先般、市町村に対し、一般接種における優先順位の考え方を示しております。感染拡大防止・被害の最小化に資する者、感染症対策・危機管理に関する意思決定等に携わる者、その他感染リスク等を総合的に勘案し市町村が必要と認める者、これを優先順位の対象者として例示したところがあります。

御指摘の柔道整復師につきましては、利用者との密着度が高く、医療類似行為を行うことから、先ほど申しあげましたカテゴリーのうち、感染拡大防止・被害の最小化に資する者として、優先度が高い職種と位置づけたところがあります。

高齢者向けの接種が順調に進む中、今後一般接種についても円滑に進めていけるよう、引き続き市町村と連携を図りながら、必要な支援に取り組んでまいります。

**○河野哲也議員** 大変県の対応が素早いということで、喜んでいただけたと思います。ありがとうございます。

次に、特例貸付けについてでございます。

公明党は、コロナ禍を受けて設けられた生活・雇用に関する支援策の多くが6月末に期限を迎えることに、「7月以降の生活困窮者に対するさらなる支援への決断を」と、予備費などを

活用した速やかな支援策等々を緊急提言いたしました。ありがたいことに、政府は迅速に動き、生活福祉支援資金の特例貸付けなど、生活困窮者への支援の延長等が行われました。その内容について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 国の緊急事態宣言の延長等を踏まえ、生活に困窮される方々へ途切れない支援を届けるため、各種支援措置について延長などが行われております。

具体的には、特例貸付けの申請の受付期間が、令和3年6月末から8月末まで延長されたところであり、また、一定の収入要件等を満たす世帯に対して家賃相当額を給付する住居確保給付金につきましても、3か月間の再支給を可能とする特例が、令和3年6月末から9月末まで延長されております。

このような措置に加えて、生活福祉資金につきましては、総合支援資金の再貸付けを利用し、限度額まで貸付け決定を受けて、これ以上の貸付けを受けることができない世帯に対する、給付型の「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」が新たに創設されたところでありまして、県において、必要な予算を今議会にお願いしているところがあります。

**○河野哲也議員** 答弁の中にありました、特に、限度額に達しているなどの理由で同貸付けを利用できず、様々な事情で生活保護を受給していない困窮世帯を対象に、特例的な支援金の給付を予算化していただいたことは大変大きいと思います。

多くの方に、この支援の内容を知ってもらふ必要があると思いますが、県はどのように周知に取り組んでいるのでしょうか。福祉保健部長、お願いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 生活に困窮

する方々に対しましては、一人一人の状況に応じた様々な支援に取り組んでおり、具体の支援制度につきましては、福祉事務所に設置した生活困窮者の相談窓口において紹介しているほか、市町村や社会福祉協議会等と連携いたしまして、リーフレット等を活用しながら、必要な情報発信に努めております。

また、国におきましても、新たに創設されました自立支援金のコールセンターを設置しているところであります。

なお、県のホームページの「新型コロナ対策特設サイト」におきましても、生活福祉資金や住居確保給付金をはじめとする各種支援制度に関する情報を、分かりやすく体系的に整理し、情報発信を行っているところであります。

今後、生活に困窮する方々に必要な情報がしっかりと届けられるよう、周知に努めてまいります。

**○河野哲也議員** 生活困窮者も、自分のことで必死だと思うんですけど、自分から情報を求めていくというのは、なかなかできない状況にあると思います。だから、その点も配慮した支援をお願いしたいと思います。

ウェディング支援について、また福祉保健部長、お願いします。

延岡のウェディング関係の方々から受けた要望でございます。今年の秋に結婚式を挙げるカップルを支援できないかということです。コロナ禍の結婚式なので、それはそれは涙ぐましいほど、安心して行えるようにと苦労しているということもお聞きしました。

大分県のウェディング支援につきましては、先日、内田議員が質問されましたので、御案内のとおりとさせていただきます。佐賀県も令和2年度に事業化されていまして。どちらも結婚

式を挙げるという事実があれば、形は自由で、支援を受けられるものでございました。

答弁を聞きますと、ちょっと宮崎の発想と違います。宮崎は、マッチングや結婚サポートセンターの会員数増加に力点を置いているということでした。

内田議員に続いて、再度の質問でございます。コロナ禍の中、結婚式を挙げたいカップルに対する支援も大事だと考えますが、県のお考えをお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 若者が結婚したい時期に結婚できるようにサポートしていくことは、大変重要であると考えております。

このため県では、宮崎市、都城市、延岡市の県内3か所に、みやざき結婚サポートセンターを設置いたしまして、市町村とも連携しながら、結婚を希望する若者へのきめ細やかな結婚支援に取り組んでおります。

また、コロナ禍においても効果的な支援となるように、今年度は、個人所有の端末から操作が可能となるAIを活用した新マッチングシステムの導入により、会員の利便性とマッチング率の向上を図ることとしております。

県といたしましては、このような結婚支援を推進することにより、結婚式を挙げるカップルの増加につながるものと考えております。

**○河野哲也議員** 前回と同じ答弁だったかなと思うんですけど、平時というか、ふだんの状況だったら、県の支援というのは本当にありがたいと思うんですけど、データを見ますと、コロナ禍の中で令和2年宮崎県内の婚礼実施数というのは、前年比約28.8%、3割に満たないんです。平時の婚礼の数に対してですね。延岡の会場、名前は伏せますが、毎年15~16組の結婚式、婚礼を行っていた会場でさえ昨年、2年度

は5組だったそうです。3分の1以下ということですね。ぜひ、財源を見つけていただいて、1組でも救っていただくとありがたいなと思います。

このコロナ禍でのブライダル関連事業としては、会場使用、着つけ、ヘアメイク、写真撮影、飲食、引き出物等々、支援効果は広がると思います。よろしくお願いします。

続きまして、社会的孤立防止対策についてでございます。

公明党は、5月21日、菅首相に孤立防止対策に関する提言を行いました。提言は、9回にわたり実施した識者との意見交換や、国会議員と地方議員が全国で1か月半かけて行った計1,039件の聞き取り調査を基にまとめたものでございます。

社会的孤立については、1、個人ではなく社会の問題である、2、外から見えにくい、3、対策には地域の支え合いが必要との基本的な認識の下で施策を提案しています。

最優先の取組として、行政や地域住民、支援団体の協力の下、「高齢」「障がい」「生活困窮」などの属性・世代を問わず丸ごと支援する重層的支援体制整備事業を挙げ、全ての自治体での速やかな実施を推進するよう促しました。

重層的支援体制整備事業の県内の状況について、福祉保健部長、よろしくお願いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 重層的支援体制整備事業は、ひきこもりなどの8050問題や育児と介護のダブルケア、地域での孤立など、これまでの分野別の支援体制では対応困難な課題に対応するため、この4月に国において創設されたものでございます。

具体的には、対象者の属性や世代を問わない包括的な相談支援などを、市町村において一体

的に実施する事業であり、県では、この事業を3月に策定いたしました「第4期地域福祉支援計画」の基本理念であります、地域共生社会の実現に向けた重要な取組として位置づけております。

現在、3市5町が、次年度以降の事業実施に向けて取り組んでいるところでございまして、県といたしましては、庁内の連携体制づくりを進めながら、市町村に対し、体制整備のための研修会の実施や先進事例等の情報提供などを行い、本事業を推進してまいります。

**○河野哲也議員** まだ始まったばかりという状況の中で、県が後押しする、情報提供するとありましたけど、非常に大事な支援だと思いますので、よろしくお願いします。

既存の相談支援事業を維持・拡充するとともに、地域で気兼ねなく相談できる「居場所」の増設、アウトリーチ（訪問支援）の強化、困窮者への公的な家賃補助となる住宅手当制度の創設等、根本的な充実の提案もありました。

実は、先日、フードバンクみやぎの代表のお話を聞きました。食材の確保、運搬の経費、アウトリーチとしての役割等々、生活困窮者に対して、「こども宅配」「フードバンク」のニーズの高さについて熱く語っていただきました。

当事者に伴走する民間の支援者を支えていく必要性、支援人材の育成システムの構築、さらに、NPO法人などの民間団体を財政支援する「孤独・孤立対策助成金」の継続と拡充が必要であります。

趣旨確認のときにいろいろお話ししたんですが、県としては、これからだということでございますので、今後の動向を注視してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

げます。

環境森林部長にお伺いします。バーク処理についてでございます。

昨年、11月議会において、バークの堆肥化に必要な保管施設の整備について質問しましたが、今回は、原木市場におけるバーク処理について質問させていただきます。

バークとは、杉などの原木丸太の皮のことですが、原木市場では、原木をサイズやグレードごとに選別し仕分する際に自然に剥がれ落ちるようでございます。以前、延岡地区森林組合や、県森連東郷センターの原木市場を視察した際、市場の土場にバークが山積みされていました。

このバークは、廃棄物のほか様々な用途で処理されているようですが、今後、バークが増えれば、保管場所や処理方法など原木市場にとっても課題になっていくと思います。県内の原木市場で発生するバークの処理状況についてお伺いします。

**○環境森林部長（河野謙二君）** 昨年度、県が実施した調査によりますと、県内15か所の原木市場において、原木取扱量の約3%に当たる年間約2万トンのバークが発生しており、その7割が燃料用や堆肥の原料などの有価物として取引され、残りの約3割は、廃棄物として処理されている状況であります。

原木市場で発生するバークは、石や金属の異物混入など、利用上の課題がありますが、木質バイオマス発電施設の燃料ペレットなどでの新たな活用事例も出てきております。

県としましては、バークを有効活用することは、原木市場の経営改善や循環型社会の形成にもつながるものと考えますので、引き続き、関係団体等の要望を伺いながら、バーク処理に関

する情報提供や助言等に努めてまいります。

**○河野哲也議員** 答弁の中にありました、3割が廃棄物となっているということですね。しっかり管理されたヤードで保管できれば、もっと有効利用できるのではないかと考えます。また、よろしく御検討をお願いします。

農政水産部長にお伺いします。沖田圃場整備についてでございます。

延岡市の方から計画の進捗状況を確認されました。

東臼杵地域の現状と課題として、担い手の減少や労働力不足から産地の持続性が脅かされており、生産性の向上や分業生産体制の構築、農地の集約、生産基盤の整備など、地域特性に応じた産地革新が待ったなしというところでございます。その上での圃場整備でございます。

今年3月に第八次宮崎県農業・農村振興長期計画が策定されましたが、第八次長期計画における圃場整備の位置づけについてお伺いします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 圃場整備は、生産コストの低減に向けた農地の区画拡大や、汎用化のための排水対策などを総合的に実施するものであり、担い手農家の減少が進む中、限られた労働力で効率的な農業生産を行うため、その重要性はますます高まっているものと認識しております。

このため、第八次長期計画におきましては、スマート技術にも対応できる効率的な生産基盤の確立に向け、圃場整備の一層の推進を図ることとしております。

**○河野哲也議員** 地元の方が、その圃場整備ができるというところを今、見ていらっしゃるんですけど、なかなか目の前の風景が変わらないということだそうです。



沖田地区の圃場整備の進捗状況についてお伺いします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 沖田地区は、延岡市有数の水田地帯ですが、農地の区画や農道が狭く、大型機械の導入が困難であることや、大雨の際に排水不良による湛水被害が発生していることなどから、長年、圃場整備が要望されてきた地域であります。

このため、平成23年から事業推進を行った結果、131ヘクタールの農地において事業を実施することになり、昨年度32ヘクタール、本年度36ヘクタールが国庫補助事業として採択されました。

残る63ヘクタールについても、延岡市や土地改良区などの関係機関と連携しながら、事業採択に向けた手続を進めてまいります。

**○河野哲也議員** 着々と進んでいるということだと思いますので、地元の方が安心すると思います。

残る63ヘクタールについても、早期に採択され、沖田地区に即したスマート農業が導入され、地元の方々の負担軽減が進み、基盤整備と一体化した農地集約により、効率的な農業が展開されることを望みます。

沖田地区の圃場整備の効果について確認をさせていただきます。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 沖田地区では、作付品目に応じた農地のゾーニングを行い、タマネギやブロッコリーなどの収益性の高い作物の導入による農業所得の向上を図ることとしております。

また、圃場の区画については、標準区画を30アールとしておりますが、畦畔を取り除くことにより、1ヘクタール以上の大区画となる圃場が、全体面積の約7割となる計画であり、規模

拡大を目指す担い手農家が、スマート技術を導入し、一層の農作業の省力化や効率化を図ることが可能となります。

**○河野哲也議員** 延岡の中にあって、みんなの希望というか、これだけ整備されて、これだけ有効利用されているんだというものが目の前に広がれば、つながっていくかなと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、県土整備部長にお伺いします。建設資材の県産品優先利用についてでございます。

県発注工事において、県産品の資材を使っているのだろうかという声が、業者さんの間にありました。

県は、平成26年2月に県産品の優先使用の実施方針を策定したと聞いていますが、公共事業における県産品の優先使用について、県の方針をお伺いします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県では、地域経済の循環と活性化を促進する観点から、公共調達に関する統一的な方針として、「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」を平成25年度に定め、県産品の優先使用などを推進しております。

このうち、公共工事におきましては、受注者に対し、原則として建設資材には県産品を優先的に使用するよう、また、調達先につきましても、県内企業を優先するよう要請することとしております。

あわせて、工事の設計段階におきましては、技術的な問題がある場合などを除き、県産品や県内企業の活用が可能な工法の採用に努めることとしております。

**○河野哲也議員** 公共事業における県産品の優先使用について、取組状況をお伺いします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県産品の優先

使用につきましては、宮崎県工事請負契約約款に基づき、受注者に対して、県内企業から建設資材を購入するよう要請を行っており、その実績は、令和元年度の金額ベースで9割以上となっております。

このほか、総合評価落札方式において、「県産資材の活用」を評価項目として設定しており、今月からは、土木一式工事に加え、舗装やのり面工事にも適用を拡大したところであります。

さらに、本年、県産品の定義をより具体化するとともに、設計、施工段階における県産品の使用を拡大する取組を定め、関係団体に広く周知したところであります。

今後とも、県産品の優先使用をはじめ、公共工事の地産地消にしっかりと取り組んでまいります。

**○河野哲也議員** 様々なケースで県産品の使用をやっているということは、お聞きしてありがたいと思います。特に、今月から、のり面工事にも使われるようになったということで、ありがたいこととございます。

さきのパークを使ったのり面資材が、県産品として生産されているとお聞きしています。何とか有効利用をお願いしたいと思います。

最後になりました。2問、教育長にお伺いします。

学校給食費の徴収についてでございます。

中学校PTA会長からの相談でした。「給食費を、PTA役員が頭を下げ下げ徴収に回るのは納得がいかない」と。まだ、このような徴収方法をよしとする学校があるのかと、驚きを禁じ得ませんでした。

都城市は来年度から、学校給食費を各学校が保護者から徴収していたものを市が直接徴収す

る、公会計化します。このことにより、保護者やPTA等の負担軽減になると思います。口座振替を納入の原則として移行することによって、保護者の利便性も向上すると考えます。

小中学校の学校給食費の公会計化について、国はどのような考え方を示しているか、また、県教育委員会としてはどのように対応しているかをお伺いします。

**○教育長(黒木淳一郎君)** 文部科学省では、教員の負担軽減、保護者の利便性の向上、徴収・管理業務の効率化などが見込まれることから、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を示し、学校給食費の公会計化を促進しております。

県教育委員会といたしましては、本ガイドラインを市町村に周知するとともに、公会計化に関する県内の現状を把握し、導入に向けた取組事例などの情報提供を行ったところであります。

今後とも、国の動向を注視しながら、市町村への適切な支援に努めてまいります。

**○河野哲也議員** 都城も、ホームページには今年からとなっていたんですが、市のほうにお聞きしたら、来年からということで、なかなかシステムをつくるのが難しい、時間がかかるという状況があるみたいなんですけど、ぜひ、それを目指していただきたいなと思います。

実は、今回コロナ禍で、県下で臨時に給食費を無料にした自治体があるとお聞きしています。臨時ですけどね。新富は、これから無料化していくということで、お聞きしました。

公会計化で、結局、保護者負担がなくなれば、子供の貧困化も鑑みたくて、非常に大事な施策になってくると思いますので、ぜひ、学校給食費の無償化に向けて動き出すという状況も

つくっていただきたいなと思います。よろしく  
お願いします。

最後に、プログラミング教育の可能性について  
質問させていただきます。

中央大学国際情報学部の岡嶋教授は、御自分  
と御自分のお子さんを通じて、昨年から小学校  
で必須となったプログラミング教育の可能性に  
ついて語られていました。

そこでまず、プログラミング教育はどのよう  
な狙いで実施されているかをお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** プログラミング教  
育につきましては、これからのSociety  
5.0時代を生きていく子供たちが、将来どのよう  
な職業に就くとしましても、コンピューター等  
を活用することが求められるという社会的背景  
から導入されたものであります。

この教育の狙いには、単にプログラミング言  
語を覚えるということだけではなく、目的を達  
成するために、物事の筋道を考えて計画的に実  
行するといった、いわゆる「プログラミング的  
思考」を育むとともに、コンピューター等を効  
率的に活用して、よりよい社会を築いていこう  
とする態度を育むことなどがあります。

**○河野哲也議員** 岡嶋教授は、「プログラミン  
グ教育で、どんな能力が育ちますか」と問われ  
たら、「コミュニケーション能力が育ちます」  
と答えるそうです。なぜと思われますが、教授  
がおっしゃるには、コンピューターは2進法を  
使う「異文化の相手」なんだということです。  
自分はふだん、10を単位に考えるけれど——10  
進法ですね——コンピューターを相手にする  
ときは、2を基準に伝えようとする、これがプ  
ログラミングの概念だと。

岡嶋教授のおさんは、実は2歳半のときに  
自閉症スペクトラム（ASD）と診断されまし

た。障がいという未知の事実を前に、どうやっ  
て育てていこうか悩まれたそうです。

入門書から専門書、各種法令やハンドブ  
ック、パパ・ママたちのブログまで読みふけっ  
たそうです。症状や症例を勉強し、お子さんの療  
育に参加する中で気づいたことは、御自分にも  
自閉症スペクトラムの傾向があるということ  
でした。

自閉症スペクトラムの特性についてお伺いし  
ます。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 自閉症スペク  
トラムの特性といたしましては、一人一人の状  
態は様々で個人差がございますが、国の資料に  
よりますと、他人と適切に関わることの困難さ  
や、言葉の発達の遅れ、特定のものへのこだわ  
りなどが挙げられております。

各学校におきましては、それぞれの特性に応  
じた指導を行っているところであります。

**○河野哲也議員** 教授は、自閉症スペク  
トラムのお子さんとお母さんの行動を例に取ら  
れて、こういうふうに語られていました。プ  
ログラミング的思考について考えを述べられて  
いました。

子供が集団生活において不安を感じないよ  
うに、例えば、修学旅行の手順が分かるよう  
に行程表を作成していくわけですね。最初  
に、「集合しましょう」、次に、「水族館を見ま  
しょう」「お土産を買うことができます」と。

定型発達の子であれば、「水族館に行くよ  
うに済みますが、それだけだと全体的なイメ  
ージができません。細かい作業に分割するに  
は、プログラミングの重要なステップが必要  
だと述べられています。この行程表をプ  
ログラミング言語に置き換えたら、プログラ  
ムの完成だということです。プログラミング  
教育を特別支援教育

に取り入れる一つのきっかけかなという思いがします。

自閉症スペクトラムの子供たちがプログラミング教育を学ぶことで、どのような効果が期待できると考えますか、お伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** プログラミング教育は、学習指導要領の改定により、小学校と特別支援学校小学部は昨年度から、中学校と特別支援学校中学部は今年度から、それぞれ導入されたところであります。

最近の研究では、自閉症スペクトラムの子供たちがプログラミング教育を学ぶことにより、論理的思考力の獲得のみならず、認知やコミュニケーション能力などの発達が見られたという事例を聞いております。

しかしながら、プログラミング教育はまだまだ実践も少ないことから、県教育委員会といたしましては、今後、効果的な取組について研究を深めてまいります。

**○河野哲也議員** ありがとうございます。認識をこのように持っていただければ、ありがたいなど。1日でも早く有効な教育をお願いしたいなと思います。

プログラミング教育の可能性は、自分と異なる考え方を認め、相手と交流できる人を育むことができるんだということで、この教授は結んでいます。

先ほどの例に出したお母さんの言葉に、こういうものがあります。「私の役割は、息子を健常者に近づけることではなく、やりたいことを応援し、息子の感性や生きづらさに対する理解者を増やすこと」と語っておりました。プログラミング教育の基本となるところかなと思ひまして、最後に質問させていただきました。よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。（拍手）

**○中野一則議長** 以上で一般質問は終わりました。

---

**◎ 議案第1号から第19号まで及び  
報告第1号並びに請願委員会付託**

**○中野一則議長** 次に、今回提案されました、議案第1号から第19号まで及び報告第1号の各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

ここで、議案第1号から第19号まで及び報告第1号の各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日24日から29日までは、常任委員会、特別委員会などのため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、30日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時52分散会

6 月 28 日 ( 月 )



# 令和 3 年 6 月 28 日 ( 月 曜 日 )

午前10時0分開議

出席議員 (38名)

1 番	有 岡 浩 一	( 郷 中 の 会 )
2 番	坂 本 康 郎	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
3 番	来 住 一 人	( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 )
5 番	武 田 浩 一	( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )
6 番	山 下 寿	( 同 )
7 番	窪 菌 辰 也	( 同 )
8 番	脇 谷 の り こ	( 同 )
9 番	佐 藤 雅 洋	( 同 )
10 番	安 田 厚 生	( 同 )
11 番	内 田 理 佐	( 同 )
12 番	日 高 利 夫	( 同 )
13 番	中 野 一 則	( 同 )
14 番	冨 師 博 規	( 無 所 属 の 会 チームむか )
15 番	重 松 幸 次 郎	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
16 番	前 屋 敷 恵 美	( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 )
17 番	渡 辺 創	( 県 民 連 合 宮 崎 )
18 番	岩 切 達 哉	( 同 )
19 番	井 本 英 雄	( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )
20 番	横 田 照 夫	( 同 )
21 番	外 山 衛	( 同 )
22 番	山 下 博 三	( 同 )
23 番	右 松 隆 央	( 同 )
24 番	西 村 賢	( 同 )
25 番	二 見 康 之	( 同 )
26 番	日 高 陽 一	( 同 )
27 番	井 上 紀 代 子	( 県 民 の 声 )
28 番	河 野 哲 也	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
29 番	田 口 雄 二	( 県 民 連 合 宮 崎 )
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	太 田 清 海	( 同 )
32 番	坂 口 博 美	( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )
33 番	野 崎 幸 士	( 同 )
34 番	徳 重 忠 夫	( 同 )
35 番	日 高 博 之	( 同 )
36 番	星 原 透	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
39 番	濱 砂 守	( 同 )

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	渡 辺 善 敬
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	小 田 光 男
福 祉 保 健 部 長	重 黒 木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	牛 谷 良 夫
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	横 山 幸 子
企 業 局 長	井 手 山 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	佐 藤 隆 司
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 清 美

事務局職員出席者

事 務 局 長	酒 匂 重 久
事 務 局 次 長	日 高 民 一
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	内 田 祥 太
議 事 課 主 事	山 本 聡

---

◎ 議案第20号追加上程

○中野一則議長 本日は休会の日であります  
が、議事の都合により、特に会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付のとおり、知事から議案第20号  
の送付を受けましたので、これを日程に追加  
し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、その  
ように決定いたしました。

議案第20号を上程いたします。

---

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説  
明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようござ  
います。

ただいま提案いたしました議案の概要につ  
いて、御説明申し上げます。

今回、追加提案いたしました補正予算案は、  
新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種  
の促進を図るため、国の支援策を活用して、緊  
急に措置するものであります。

補正額は、一般会計20億1,080万円であり  
ます。これに要します歳入財源は、国庫支出金18  
億8,732万円、諸収入1億2,348万円であり  
ます。この結果、一般会計の予算規模は6,500  
億225万8,000円となります。

主な歳入財源である国庫支出金18億8,000万円  
余は、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括  
支援交付金を活用いたします。

以下、事業の概要であります。

今般、国において、高齢者へのワクチン接種

に加えて、一般接種を11月中に完了させる旨の  
方針が示されました。本県としましても、でき  
る限り早期に一般接種を完了させるため、診療  
所や病院における個別接種に対する支援期間  
を11月まで延長することにより、接種回数の増  
加を図ります。また、市町村の取組を補完する  
ため、一般接種における優先接種対象者に位置  
づけられた警察官や教職員、中小企業の方々な  
どを対象として、県による大規模接種を実施い  
たします。加えて、民間企業等における職域接  
種を促進するための支援を行います。

この週末、西諸地域の高齢者を対象として、  
小林市市民体育館において、県による新型コ  
ロナワクチンの広域集団接種を実施いたしまし  
た。多くの関係者の御尽力により、大きなトラ  
ブルもなく実施することができ、心より感謝を  
申し上げます。

来月10日からは、西都・児湯地域を対象とし  
て、西都市の県立産業技術専門校において実施  
することとしております。

引き続き、ワクチン接種を担う市町村との緊  
密な連携を図りながら、ワクチン接種を希望さ  
れる全ての県民の皆様へ早期の接種が実現でき  
るよう、しっかり取り組んでまいります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。  
質疑の通告はありません。

---

◎ 議案第20号委員会付託

○中野一則議長 ここで、議案第20号は、お手  
元に配付の付託表のとおり、総務政策常任委員  
会及び厚生常任委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日29日は、議事整理のため本会議を休会い



令和3年6月28日(月)

たします。

次の本会議は、30日午前10時から、常任委員長  
の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時4分散会



6 月 30 日（水）



# 令和 3 年 6 月 30 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
- 3 番 来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 5 番 武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
- 6 番 山 下 寿 (同)
- 7 番 窪 菌 辰 也 (同)
- 8 番 脇 谷 のりこ (同)
- 9 番 佐 藤 雅 洋 (同)
- 10番 安 田 厚 生 (同)
- 11番 内 田 理 佐 (同)
- 12番 日 高 利 夫 (同)
- 13番 中 野 一 則 (同)
- 14番 冨 師 博 規 (無所属の会 チームひまわり)
- 15番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 16番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 17番 渡 辺 創 (県民連合宮崎)
- 18番 岩 切 達 哉 (同)
- 19番 井 本 英 雄 (宮崎県議会自由民主党)
- 20番 横 田 照 夫 (同)
- 21番 外 山 衛 (同)
- 22番 山 下 博 三 (同)
- 23番 右 松 隆 央 (同)
- 24番 西 村 賢 (同)
- 25番 二 見 康 之 (同)
- 26番 日 高 陽 一 (同)
- 27番 井 上 紀代子 (県民の声)
- 28番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 29番 田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
- 30番 満 行 潤 一 (同)
- 31番 太 田 清 海 (同)
- 32番 坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
- 33番 野 崎 幸 士 (同)
- 34番 徳 重 忠 夫 (同)
- 35番 日 高 博 之 (同)
- 37番 蓬 原 正 三 (同)
- 38番 丸 山 裕 次郎 (同)
- 39番 濱 砂 守 (同)

欠席議員 (1名)

- 36番 星 原 透 (宮崎県議会自由民主党)

地方自治法第121条による出席者

- |                 |           |           |
|-----------------|-----------|-----------|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣   | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事           | 日 隈 俊 郎   | 日 隈 俊 郎   |
| 副 知 事           | 永 山 寛 理   | 永 山 寛 理   |
| 総 合 政 策 部 長     | 松 浦 直 康   | 松 浦 直 康   |
| 政 策 調 整 監       | 渡 辺 善 敬   | 渡 辺 善 敬   |
| 総 務 部 長         | 吉 村 久 人   | 吉 村 久 人   |
| 危 機 管 理 統 括 監   | 小 田 光 男   | 小 田 光 男   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 重 黒 木 清   | 重 黒 木 清   |
| 環 境 森 林 部 長     | 河 野 讓 二   | 河 野 讓 二   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 横 山 浩 文   | 横 山 浩 文   |
| 農 政 水 産 部 長     | 牛 谷 良 夫   | 牛 谷 良 夫   |
| 県 土 整 備 部 長     | 西 田 員 敏   | 西 田 員 敏   |
| 会 計 管 理 者       | 横 山 幸 子   | 横 山 幸 子   |
| 企 業 局 長         | 井 手 山 義 哉 | 井 手 山 義 哉 |
| 病 院 局 長         | 桑 山 秀 彦   | 桑 山 秀 彦   |
| 財 政 課 長         | 石 田 涉     | 石 田 涉     |
| 教 育 長           | 黒 木 淳 一 郎 | 黒 木 淳 一 郎 |
| 公 安 委 員 長       | 江 藤 利 彦   | 江 藤 利 彦   |
| 警 察 本 部 長       | 佐 藤 隆 司   | 佐 藤 隆 司   |
| 代 表 監 査 委 員     | 緒 方 文 彦   | 緒 方 文 彦   |
| 人 事 委 員 長       | 濱 砂 公 一   | 濱 砂 公 一   |

事務局職員出席者

- |             |         |         |
|-------------|---------|---------|
| 事 務 局 長     | 酒 匂 重 久 | 酒 匂 重 久 |
| 事 務 局 次 長   | 日 高 民 子 | 日 高 民 子 |
| 議 事 課 長     | 児 玉 洋 一 | 児 玉 洋 一 |
| 政 策 調 査 課 長 | 鬼 川 真 治 | 鬼 川 真 治 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 関 谷 幸 二 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 佐 藤 亮 子 | 佐 藤 亮 子 |
| 議 事 課 主 査   | 内 田 祥 太 | 内 田 祥 太 |
| 議 事 課 主 事   | 山 本 聡   | 山 本 聡   |

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第20号まで及び報告第1号の各号議案、請願第9号、並びに継続審査中の請願第3号及び第6号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件及び新規請願1件の計9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第9号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の概要について申し上げます。

初めに、令和3年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

まず、議案第1号に係る補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、93億8,200万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金82億2,100万円余、県債7億9,400万円余であります。

次に、議案第19号に係る補正は、国の生活困

窮者支援及びワクチン接種支援に係る経費について措置するもので、6億9,500万円余の増額となっており、歳入財源は全額国庫支出金となっております。

次に、議案第20号に係る補正は、国の新型コロナウイルスワクチン接種支援に係る経費について措置するもので、20億1,000万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金18億8,700万円余であります。

これらの議案を合わせた補正後の一般会計の予算規模は6,500億200万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は5億1,600万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は196億5,300万円余となります。また、総務部の補正予算は2,800万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は2,345億8,200万円余となります。

次に、新規事業「中山間地域移動手段確保支援事業」についてであります。

この事業は、中山間地域の交通弱者に対応するため、地域住民が主導して行う自家用有償旅客運送等の導入検討を支援することで、交通空白地の移動手段の確保を進めるものであります。

このことについて委員より、「本事業を活用して調査や研究会が開催されるということで、県は今後どのような展望を抱いているのか」との質疑があり、当局より、「人の輸送について、一部の地域では自家用有償旅客運送に取り組んでいるが、互助輸送という形で無償で行っている地域もあるため、本事業により、自家用有償旅客運送への取組を後押しし、持続可能な地域交通ネットワークの構築を推進していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「民業を圧迫しないことが前提であるが、バスやタクシーだけでは中山間地域の高齢者といった移動難民を救うことはできないため、県内全域にこの取組を広げたい」との要望がありました。

次に、新規事業「地域間幹線バス運行支援事業」についてであります。

この事業は、県民の重要な移動手段である地域間バス路線について、新型コロナの感染拡大により利用者が著しく減少していることから、緊急的に運行支援を行うことで、当該バス路線の安定的な運行を確保するとともに、ポストコロナを見据えた県内広域にわたるバス路線網の在り方について、県が主体となって包括的に効率化・最適化に向けた検討を行うことで、持続可能な地域交通ネットワークの構築を図るものであります。

このことについて委員より、「地域間幹線バス維持の補助金について、一部の市町村より負担額に格差があるとの意見があった。今後の市町村との協議の中で、県はどのように均衡を図っていくのか」との質疑があり、当局より、「バスの一部路線については、国や県からの補助のほか、特に利用者の少ない路線について、個別に交通事業者から各市町村に対し支援要請がなされ、上乗せ補助が行われた状況である。県としては、今後、バス対策協議会や県内8つの地域分科会において、市町村の実情を踏まえた助言・提案を行い、地域住民の移動手段の確保が図られるよう、市町村や交通事業者と協議してまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「バス事業者に対して補助を行うのであれば、バスの運行方法など、事業者と県、市町村とでしっかりチェックし、

議論をしていく必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「これまでは、免許返納された高齢者といった新たな利用者のニーズに対応することで、収支の改善等を図ってきたが、今後は路線網の最適化に向けた調査を行うなど、さらに一步踏み込んだ形で、市町村や事業者と検討を進めていきたい」との答弁がありました。

新型コロナの感染拡大を契機に、バス事業者の経営状況がさらに悪化していますが、抜本的な対策を講じなければ、経営状況が自然に改善していくとは考えにくい状況です。

当委員会といたしましては、今回の事業は持続可能な地域交通ネットワークを構築するための重要な施策と捉えているため、ポストコロナを見据えながら事業を進め、バス事業者はもちろん、関係市町村ともしっかりと連携して取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、ICT活用による業務効率化推進事業についてであります。

この事業は、新型コロナ感染拡大の中、急速に必要性が高まっている在宅勤務を行う環境を県庁内でも拡充するため、テレワーク用の通信装置を導入するものであります。

このことについて委員より、「将来的には、育児中の職員や障がいのある職員が在宅勤務に取り組めるような環境が整備されていくのか」との質疑があり、当局より、「今後の試験的な運用を踏まえて、育児中の職員や障がいのある職員にとって柔軟な働き方ができるよう、課題を整理しながら検討してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「導入される機器を有効に活用することで、職員の働き方改革にも

つながるように事業を展開していただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、日高利夫委員長。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、新型コロナウイルスのワクチン接種を促進するための経費をはじめとする、新型コロナウイルス感染症対策等に関する経費を措置するものであり、一般会計で総額55億9,500万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,585億7,900万円余となります。

このうち、新規事業「飲食店ガイドライン認証事業」についてであります。

この事業は、感染拡大のリスクが高い飲食を伴う場面での感染を抑制するため、新たに飲食

店のガイドライン認証制度を創設し、県民に安心して飲食店を利用してもらえる環境を整備する取組であります。

このことについて委員より、「大変よい取組であるので、取組の効果を上げるためにも、認証に必要な資機材等を支援した後に、認証基準の遵守状況をしっかりチェックする必要がある。認証後に定期的な巡回指導などを実施する考えはあるのか」との質疑があり、当局より、「認証基準が適切に守られているかどうか、必要な指導に取り組んでいきたい」との答弁がありました

次に、新規事業「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業」についてであります。

この事業は、新型コロナの影響が長期化する中で、生活福祉資金の特例貸付けを限度額まで利用し、これ以上貸付けを受けることができない世帯に対して、自立支援金を支給するものであります。

このことについて委員より、「生活困窮者に対して、この事業の周知はどのような形で行われるのか」との質疑があり、当局より、「本人の申請が必要であるが、対象となり得る方を把握した上で、しっかりと周知を図ることにより、申請につなげていきたい」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「新型コロナの影響が長引き、生活に困窮している方々は、制度を知り得ても行政の窓口に行くことすらできないといったことが考えられる。支援金が困っている方々に行き届くように、生活困窮者に寄り添った支援をしっかりと行っていただきたい」との要望がありました。



次に、改善事業「新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業」についてであります。

この事業は、ワクチン接種を希望する全ての方へのワクチン接種を11月末までに完了させるために、県が実施する大規模接種に加え、市町村における個別接種や、中小企業等の団体や大学等が行う職域接種への支援を行うものであります。

このことについて委員より、「ワクチンの供給の問題も含めて、本当に11月末までに終わらせることができるのか」との質疑があり、当局より、「海外からのワクチン供給が計画的に行われるかどうかは明確に示されていないが、国において、国民全てに接種するためのワクチンを11月末までに供給することとなっているため、事業としては11月末までに接種を終わらせる計画となっている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、ワクチン接種は新型コロナの感染防止対策の切り札であることから、1日でも早く、1人でも多くの方にワクチン接種を行うため、市町村や関係団体と連携し、迅速な支援を実施していただくよう強く要望いたします。

次に、新県立宮崎病院の開院及び全体整備スケジュール等の見直しについてであります。

これは、現病院の解体工事におけるアスベストの除去作業に伴い工期が延長されること、及びその影響等により事業費の増加が見込まれるものであります。

このことについて委員より、「アスベストの除去は必要な費用であることは理解できるが、これまでも現病院改築の事業費の縮減については議会で議論してきた経緯があることから、50億円の縮減目標に届かなくても、さらなる縮減

に努めてもらわなければならない」との意見があり、当局より、「削減目標に現時点で到達できない状況となり、大変申し訳なく思っている。今後、入札等を行うものが数多く残っていることなどから、可能な限り節約、縮減に努め、縮減目標に近づける努力をしてまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8号の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、請願第3号については賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、主に新型コロナウイルス感染症対策に関する経費について措置するものであり、一般会計で20億1,100万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は601億9,100万円余

となります。

このうち、インターネット販売成長促進事業についてであります。

これは、大消費地から遠い本県の事業者にとって、外貨獲得の有効な手段であるインターネット販売事業への参入を促すため、インターネット市場への出店に係る経費の支援等を行うものであります。

このことについて委員より、「インターネット販売は、コロナ対策としても今後なくてはならない販売戦略の一つであるが、市場参入に係る費用が高く、断念する人が多い」との意見があり、当局より、「初期費用に加え、月額出店料の一部にも支援を行うことで、県内事業者の出店を促し、外貨獲得へ結びつけたい」との答弁がありました。

次に、新規事業「みやざき商店街活性化支援強化事業」についてであります。

これは、国が新型コロナウイルスの大きな影響を受けている商店街の活性化を目的に実施した「G o T o 商店街事業」が、本県で十分に活用できていないことから、商店街活性化プランの策定や「G o T o 商店街事業」の申請及び事業実施のサポートなどを行うものです。

このことについて委員より、「なぜ本県での取組が進まなかったのか」との質疑があり、当局より、「意欲はあるが、事業者の人手が足りなかったり、商店街の活性化につながるアイデアが不足しているケースが見受けられた」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、長期化するコロナ禍において疲弊した地域経済を支えるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとした様々な交付金や補助金を有

効に活用し、引き続き、経済対策にしっかり取り組んでいただくよう強く要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で18億7,700万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は753億4,500万円余となります。

このうち、議案第14号から第17号の「工事請負契約の変更について」であります。

これらは、全国的な労務単価の上昇を考慮し、国土交通省が本年3月から適用する公共工事設計労務単価を定めたことなどに伴う、工事請負金額の変更であります。

このことに関連して委員より、「工事現場の働き方改革はどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「公共工事全体で、週休2日制の導入やデジタル化、工事発注時期の平準化等の取組を進めている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「働き方改革に取り組むことが工事請負金額にどのように反映されているのか」との質疑があり、当局より、「週休2日制の達成状況に応じて、必要な経費を請負金額に割増し計上する取組を行っている」との答弁がありました。

次に、損害賠償額を定めたことについてであります。

これは、落石乗り上げ事故などによる損害賠償額を定めたことについて、複数か所で報告がなされたものであります。

このことについて委員より、「落石乗り上げ事故が多いが、のり面の補修はきちんとされていたのか」との質疑があり、当局より、「現地

調査の結果、落石防護施設のさらに上からの落石が多く確認されており、応急対策を行っているところであるが、ロックネットなどが整備されていないところについては、順次、安全対策を進めてまいりたい」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4億6,500万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は215億2,700万円余となります。

このうち、新規事業「ポストコロナを見据えた持続可能な森林づくり推進事業」についてであります。

この事業は、担い手不足や社会経済情勢の変

化に伴う木材需要への影響などの課題に対応するため、県内外の異業種、異分野の人材をつなぎ、オープンに議論していくことで、イノベーションの創出とともに、造林作業をテーマに、新たな担い手の取り込みを見据えた実証事業を進めるものであります。

このことについて委員より、「労働災害発生率の高い林業において、魅力を発信しながら人材を確保するためには、安全面を踏まえた取組が必要と考えるが、どのように進めていくのか」との質疑があり、当局より、「この事業を通じて、作業内容ごとの労働強度や危険度の調査のほか、現場での実証を行うことで、本県への移住希望者等も視野に、比較的労働災害発生率の低い作業分野などに新たな人材確保の可能性を探ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新規の担い手を確保するためには、安全対策を基本とした職場づくりが必要であることから、専門家による就業者の育成や林業技術の向上などに加え、引き続き、労働災害ゼロを目指した講習、研修会等の取組を継続していただくよう要望します。

次に、県内における木材価格の動向等についてであります。

このことについて当局より、「米国や中国の旺盛な木材需要等を背景に、昨年末から世界的な木材不足による価格上昇が生じ、国内において輸入製材品が減少したことなどから、その代替需要により、県内の木材価格は21年ぶりの高水準となっている」との説明があり、委員より、「木材価格の上昇は、杉丸太生産量日本一の本県にとってビジネスチャンスであると考えますが、製材品の需要に対して、生産能力の限界

などから供給できないという現状をどのように解決していくのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「林業関係団体との意見交換や高性能機械の導入等に関する要望調査を実施しながら、需要の動向などについて情報共有を図った上で対策を講じてまいりたい」との答弁がありました。

さらに委員より、「川上の木材業者から川下の工務店へ安定的に供給するためには、両者の信頼関係を醸成する必要がある」との意見があり、当局より、「国産材のサプライチェーンの構築が重要であると考えており、工務店が製材所へ足を運ぶなどの関係づくりの動きも見られることから、県としては、意見交換などの信頼関係構築の場の創出にも一層力を入れて取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県の持つ調整能力を發揮して、早急に体制を整備していただくよう要望します。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で12億4,900万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は439億4,300万円余となります。

このうち、宮崎牛のおいしさ探求による販売力強化事業についてであります。

この事業は、全国的な肉質の向上により産地間競争が激化する中で、他産地との差別化を図り、宮崎牛が消費者に選ばれるためのセールスポイントを明確化するために、理化学的・遺伝的データの収集及び分析を加速化し、おいしさに着目した和牛改良に生かすことで、ポストコロナにおける宮崎牛の販売力強化を図るもので

あります。

このことについて委員より、「うまみを消費者に分かりやすく伝えるためには、どのような方法があるのか」との質疑があり、当局より、「うまみについては、数値化して物差しのように分かりやすく示すものがないため、この事業により、理化学的・遺伝的データの収集や分析を進め、うまみの見える化に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「分析データを生かして、健康志向の高まり等から今後国内での需要が高まると考えられる赤身肉のブランド化などの新たな取組も研究していただきたい」との要望がありました。

次に、工事請負契約の締結についてであります。

これは、漁業調査船「新みやざき丸」を建造するものですが、委員より、「本県の漁業に関しては、燃油の高騰に加え、魚価の低下など多くの課題を抱えていると考えられるが、県の全ての漁協で新船の調査情報が活用できるのか確認したい」との質疑があり、当局より、「新みやざき丸は、従来のカツオ一本釣り漁業の漁場を探索する機能に加え、沿岸漁業の資源調査や漁場調査といったものにも広く活用していくこととしており、全ての漁協で新みやざき丸の成果が享受できると考えている」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、請願第6号については賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、企業局の公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、電気事業会計において、営業費用及び建設改良費で29億7,000万円余を増額するもので、補正後の営業費用及び建設改良費の合計は134億3,500万円余となります。

これは、綾第二発電所大規模改良事業において、水圧鉄管の工法や水車発電機の仕様を見直し、再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)を最大限活用して、収益確保を図るものであります。

このことについて委員より、「全国各地で公営企業の発電所が設備更新を行っているが、他県の事例や技術を学ぶ機会があるのか」との質疑があり、当局より、「電気事業連合会や公営企業事業者でつくる団体での研修会があり、制度改正はもとより、他県の事例や技術に関しても情報の共有を図っているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後も他県の公

営企業との連携を通じて、新たな制度や技術等について知識を習得し、事業の見直しや設備の更新に活用していくことを要望いたします。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、主に新型コロナウイルス感染症対策に関する経費について措置するものであり、一般会計で3億4,300万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,126億1,100万円余となります。

このうち、新規事業「教育の情報化緊急対策事業」についてであります。

この事業は、感染症拡大や災害発生などの緊急事態における必要な教育活動を継続するとともに、創造性を育む学びを実現するために、教育委員会及び県立学校における教育の情報化推進に係る人材育成や指導者用の端末整備等を進めるものであります。

このことについて委員より、「タブレット等の生徒1人1台整備に関する検証とはどのような目的で行うのか」との質疑があり、当局より、「これからの教育においては、情報端末を筆記用具と同じように、学校のみならず家庭学習でも活用していくことが推奨されているが、生徒が自ら購入した端末を持ち込むか、公費で購入した端末を活用するかといった端末整備の在り方を検討するために行うものである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、ICT端末を活用した教育の情報化を進めることは、感染症対策や災害対策において利点がある一方で、健全な人格形成のためには直接他者と接することも大切であることから、児童生徒の発達の状況

に即した教育の情報化を推進していただくよう要望いたします。

次に、ひむかサンライズ競技についてであります。

これは、これまで未普及競技と呼んでおりました競技人口の少ない競技について、未普及という言葉のマイナスイメージを払拭し、ひむかサンライズ競技という名称に変更することによって、これらの競技に取り組む方々の組織や活動が充実し、競技力が向上することを期待するものであります。

当委員会といたしましては、競技人口の少ない競技については、練習拠点が十分に整備されていない競技もあることから、競技力向上に向けた練習拠点の整備を早急に行っていただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

---

◎ 議案第1号から第20号まで及び  
報告第1号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第20号まで及び報告第

1号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決または承認されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第3号及び第6号について、一括お諮りいたします。

両請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除

く、閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

### ◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和3年6月30日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 右松 隆央

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

「子ども庁（仮称）」創設及び子ども政策の更なる充実を求める意見書

議員発議案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第3号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

---

### ◎ 議員発議案第1号から第3号まで追加上程

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第3号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

---

### ◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕 私は、日本共産党を代表して、議題となっております議員発議案第1号「「子ども庁（仮称）」創設及び子ども政策の更なる充実を求める意見書」について、反対の立場から討論いたします。

自民党本部が、子ども庁創設について党内議論を始めたと聞いております。子供の政策を一元化する行政庁をつくるというものです。子供の命や権利を守ることを政治の中心に位置づけることは、極めて重要だと思います。

子供をめぐって、例えば少子化、子供の貧困、待機児童など、子供をめぐる政策の大きな立ち後れの原因を明確にし、その根本的反省を抜きにして組織再編を前面に押し立てた議論

が、本当に子供が大切にされる社会の実現につながるものになるとは思えません。子ども庁の設置は、デジタル庁設置に続く縦割り行政打破という菅首相の新たな目玉政策の一つであると言われております。衆院選のアピール材料にする狙いと報じるメディアもあります。

子供をめぐる政策が立ち後れているのは、文部科学省や厚生労働省などに担当が分かれているからではありません。そこにあるのは、政治と社会のゆがみであります。例えば、保育所に入れない待機児童の問題があります。これを深刻化させたのは、公立をはじめ、認可保育所の計画的増設を拒んできたためであります。少子化が打開できない事態が続くのも、現在の社会が、子供を産み育てるにはあまりにも過酷な社会である仕組みが改善されるどころか、一層厳しいものになってきました。労働法制の改悪で、長時間労働や非正規雇用となり、若者たちが物のように扱われ、過労死に追いやられております。児童虐待についても、児童相談所の抜本的な体制強化を図ってこなかったのが大きな問題であります。子供の貧困においても、赤ちゃんが生まれると、すぐさま国保税の均等割が課税される、また、子供の多い世帯ほど打撃が大きい生活保護の改悪を強行するなど、逆行していると思います。

これらの問題は、縦割り行政のせいではありません。大企業の利益を最優先し、労働法制を改悪し、子供や子育てなどの国民をケアする必要な予算を確保してこなかった姿勢が厳しく問われていると思います。

こうしたことに無反省のまま子ども庁の創設をしても、形だけとなり、期待が持てるものではありません。

菅首相は子ども庁案を語る中で、「社会保障は今まで高齢者中心だった。思い切って変えなければ」と強調していますが、日本の社会保障は、欧州諸国に比べ、高齢化が進んでいるのに給付費があまりにも少ない、このことこそ問題であります。子ども庁の議論を通じて世代間の対立をあおり、高齢者への社会保障費削減に結びつけることは許されないことを強調して、討論を終わりたいと思います。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

#### ◎ 議員発議案第1号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎ 議員発議案第2号及び第3号採決

○中野一則議長 次に、議員発議案第2号及び第3号について、一括お諮りいたします。

両案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、両案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

---



令和3年6月30日(水)

◎ 閉 会

○中野一則議長 これをもちまして、令和3年  
6月定例会を閉会いたします。

午前10時45分閉会



# 資 料



# 令和3年6月定例会日程

17日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考
6. 14	月	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
15	火	休 会	( 議 案 調 査 )	一般質問通告締切 12:00
16	水			
17	木	本会議	一 般 質 問	
18	金			
19	土	休 会	( 閉 庁 日 )	
20	日			
21	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00
22	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)
23	水			議会運営委員会 9:30
24	木	休 会	常 任 委 員 会	
25	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
26	土			( 閉 庁 日 )
27	日			
28	月			特 別 委 員 会
29	火	( 議 事 整 理 )		
30	水	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 議案の送付について

令和3年6月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

#### 記

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第2号 令和3年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 国営西諸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例
- 議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県中山間ふるさと保全基金条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県中山間地域振興条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県犯罪被害者等支援条例
- 議案第10号 宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 議案第14号 工事請負契約の変更について
- 議案第15号 工事請負契約の変更について
- 議案第16号 工事請負契約の変更について
- 議案第17号 工事請負契約の変更について
- 議案第18号 民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

（文書取扱 財政課）

215-1105  
令和3年6月14日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年6月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第19号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）

（文書取扱 財政課）

215-1124  
令和3年6月28日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年6月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第20号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）

（文書取扱 財政課）



## 一般質問時間割

### 6月17日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	坂口 博美	10:00~11:00	
2	県民連合宮崎	満行 潤一	11:00~12:00	休憩
3	公明党	重松幸次郎	13:00~14:00	

### 6月18日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
4	自由民主党	山下 博三	10:00~11:00	
5	自由民主党	西村 賢	11:00~12:00	休憩
6	県民の声	井上紀代子	13:00~14:00	

### 6月21日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
7	自由民主党	横田 照夫	10:00~11:00	
8	県民連合宮崎	岩切 達哉	11:00~12:00	休憩
9	自由民主党	内田 理佐	13:00~14:00	

### 6月22日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
10	自由民主党	佐藤 雅洋	10:00~11:00	
11	自由民主党	日高 陽一	11:00~12:00	休憩
12	自由民主党	安田 厚生	13:00~14:00	

### 6月23日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	日本共産党	前屋敷恵美	10:00~11:00	
14	郷中の会	有岡 浩一	11:00~12:00	休憩
15	公明党	河野 哲也	13:00~14:00	

## 議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和3年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）					可決
第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	国営西諸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例				可決	
第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決			
第6号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	宮崎県中山間ふるさと保全基金条例の一部を改正する条例				可決	
第8号	宮崎県中山間地域振興条例の一部を改正する条例	可決				
第9号	宮崎県犯罪被害者等支援条例	可決				
第10号	宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第11号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第12号	工事請負契約の締結について				可決	
第13号	工事請負契約の締結について					可決
第14号	工事請負契約の変更について			可決		
第15号	工事請負契約の変更について			可決		
第16号	工事請負契約の変更について			可決		
第17号	工事請負契約の変更について			可決		
第18号	民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について					可決
第19号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）	可決	可決			
第20号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）	可決	可決			
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 宮崎県税条例及び宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	承認				

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第3号	「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願			継続		
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続
第9号	夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願	継続				

# 閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和3年6月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	<p>福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査</p>	調査を要するため
商工建設常任委員会	<p>請願第3号 「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	<p>環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査</p>	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	<p>次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査</p>	円滑な議会運営を図るため

# 議案議決件名一覽表



議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	6月30日・可 決
〃 第2号	令和3年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	国営西諸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例	〃
〃 第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県中山間ふるさと保全基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県中山間地域振興条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	宮崎県犯罪被害者等支援条例	〃
〃 第10号	宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第12号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第13号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第14号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第15号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第16号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第17号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第18号	民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について	〃
〃 第19号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）	〃
〃 第20号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）	〃
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月30日・承 認
議員発議案 第1号	「子ども庁（仮称）」創設及び子ども政策の更なる充実を求める意見書	6月30日・可 決
〃 第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃
〃 第3号	宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	〃





# 議 員 発 議 案 等



## 議員発議案第1号

### 「子ども庁（仮称）」創設及び子ども政策の更なる充実を求める意見書

我が国において、出生数の減少は予想を上回るペースで進行し、人口減少に歯止めがかからない状況である。また、児童虐待やいじめ、貧困、自殺などの子ども達を取り巻く問題は深刻化しており、子ども達の健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性はかつてなく高まっている。

国においては、子ども・子育て支援について、これまでも地方自治体と連携しながら様々な取組を行っているところであるが、問題の深刻化に加え、医療・保健・福祉・教育・警察など広範な分野にまたがっていることから、これらに総合的に対応するためには、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排した対応への実効性が必要であり、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針）に盛り込まれた強力な総合調整機能を持つ行政組織の創設は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものと考えられる。

よって、国においては、少子化に歯止めをかけ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の更なる充実を図るため、以下の措置を講ずるよう、強く要望する。

#### 記

- 1 専任の大臣のもとで強い権限を持って子ども政策を一元的に所管する「子ども庁（仮称）」を創設すること。
- 2 子ども政策を更に充実させるため、地方自治体との連携体制の構築及び十分な予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月30日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
文 部 科 学 大 臣	萩 生 田 光 一 殿
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 殿
内 閣 官 房 長 官	加 藤 勝 信 殿
行 政 改 革 担 当 大 臣	河 野 太 郎 殿

地方財政の充実・強化を求める意見書

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体では新たに多くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、多くの課題に即時の対応が求められ、それと同時に、子育て支援策の充実、医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持・確保など、少子高齢化、人口減少の進展と共に、従来からの行政サービスに対する需要も、以前に増して強まっている。

さらには近年多発する大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られている。

しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態に、地方自治体への新規就職希望者減少など、その確保も難しい状況となりつつある。

これらの課題に見合う地方財政の確立は急務であり、とりわけ、新型コロナウイルス感染症対策に巨額の財政出動が行われる中、次年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安がある。

よって、次年度以降の政府予算と地方財政の検討にあたっては、新たな行政需要も把握しつつ、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、防災・災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 とりわけ新型コロナウイルス対策に必要な財政需要を把握しつつ、次年度予算以降においても国の責任において十分な財源を確保すること。
- 3 デジタル・ガバメント化におけるシステム標準化については、自治体の実情を踏まえ一定の期間を設定することとし、柔軟な対応を行うこと。また、大手企業の寡占を防止し、地域におけるデジタル人材の育成など、地域デジタル社会推進費の有効活用等対応すること。
- 4 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な改善を行い、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年6月30日

宮崎県議会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	武田良太殿
内閣官房長官	加藤勝信殿

議員発議案第3号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(出席又は欠席の届出)</p> <p>第2条 議員が会議に出席したときは、出席簿に押印しなければならぬ。出席簿は、県議会議務局に備える。</p> <p>2 議員が公務、疾病、出産その他の事故のため出席できなときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。</p> <p>(被要求議員の答弁書)</p> <p>第102条 要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、議長は、その副本を第94条の決定を求められている議員（以下「被要求議員」という。）に送付し、期日を定めて答弁書を提出させる。ただし、期日までに提出することができない理由を証して延期を</p>	<p>(出席又は欠席の届出)</p> <p>第2条 議員が会議に出席したときは、出席簿に署名又は押印しなければならぬ。出席簿は、県議会議務局に備える。</p> <p>2 議員が公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できなときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できなときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、10週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができ</p> <p>る。</p> <p>(被要求議員の答弁書)</p> <p>第102条 要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、議長は、その副本を第100条の決定を求められている議員（以下「被要求議員」という。）に送付し、期日を定めて答弁書を提出させる。ただし、期日までに提出することができない理由を証して延期を</p>

2 [略]	求められたときは、議長は、更に期日を指定することができる。
2 [略]	求められたときは、議長は、更に期日を指定することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 請 願 一 覽 表





總 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	1	—	1	
厚 生	—	—	—	
商 工 建 設	—	1	1	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	1	1	
計	1	2	3	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	令和3年6月21日
請願の件名	<p>夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>1、 請願の趣旨</p> <p>国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p> <p>2、 請願の理由</p> <p>最近、夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論があります。しかし、夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓や、兄弟の間でも姓が異なる兄弟別姓になってしまいます。それでは社会の基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的にも混乱をもたらす心配があります。平成29年の内閣府の調査でも、別姓は子供にとって好ましくないとの声が62.6%にも上っているように、子供のためにも良くないと思う人が半数以上います。</p> <p>夫婦別姓については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたって議論となりました。政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」とされ、「婚姻により改正した人が不便さや不利益を感じることがないように……引き続き旧姓の通称使用拡大やその周知に取り組む」と明記されました。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画に定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持することが大切です。一方で婚姻により改姓した人の社会生活上の不便を解消するための方策としては、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、それを進める環境の整備が必要です。</p> <p>つきましては、国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p>		

紹介議員

窪 蘭 辰也

佐藤 雅洋

関師 博規

有岡 浩一

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	令和2年9月11日
請願の件名	<p>「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>(要旨)          青年労働者の雇用を維持し生活を支える対策をいっそう強めるよう求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(理由)          「家にいる時間が増えたため、光熱費の請求額が増えた」(22歳、都城市)「業績悪化による解雇の可能性が高く、就職もすぐに見つかる気がなくて不安」(28歳、宮崎市)「2月から自営業を始めたけれど、収入がなくて諦めた」(33歳、宮崎市)ーコロナ禍の下での青年労働者の深刻な実態です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大は、この宮崎県でも青年労働者の雇用、生活に影響を及ぼしています。不当な派遣切りや雇止め、就業時間が減り収入が減るなど少くない青年労働者が厳しい生活を余儀なくされています。日本の未来を担う全ての青年労働者が仕事や生活そのものを諦めることがないように、政治の役割が求められます。</p> <p>宮崎県としても、「雇用維持・人材育成と事業継続のための支援」を行っています。また、新型コロナウイルス感染拡大により職を失った労働者を雇用するなどの独自の対策を行っている市町村も生まれており、コロナ禍の下、青年労働者への経済的支援の必要性は明らかです。国が雇用調整助成金の上限を引き上げ、労働者が申請することができる制度にし、その特例を延長したことは多くの青年労働者が求めていたことです。こうした努力をさらに広げ、全ての青年労働者を支えるものにしていくためには国の役割が決定的です。</p> <p>「新型コロナウイルス感染拡大の影響で解雇・雇止めされた労働者が見込みを含め5万人を超えた」という厚生労働省の調査結果が示すように、今後さらに感染が広がれば、こうした青年の状況は一層深刻なものになると考えられます。新型コロナウイルス</p>		

	<p>感染症の拡大を理由に仕事を失ったり、生活できない青年労働者を一人でも出してはなりません。</p> <p>こうした理由から、貴議会におかれましては、国に対し「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」を提出するようお願いいたします。</p>
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 6 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 3 0 日
請 願 の 件 名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨)          新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①-2&gt;          小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。          (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。</li> <li>・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。</li> </ul> <p>(理由)          はじめに、請願項目①～④について説明します。          宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とすることを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とすること、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とすることを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書を見ると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して



ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一



# 議 事 經 過



月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月14日	月	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（徳重忠夫議員、田口雄二議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第19号、報告第1号上程 知事提案理由説明
6月15日	火	休 会	(議案調査)
6月16日	水		
6月17日	木	本 会 議	一般質問（坂口博美議員、満行潤一議員、重松幸次郎議員）
6月18日	金		一般質問（山下博三議員、西村 賢議員、井上紀代子議員）
6月19日	土	休 会	(閉庁日)
6月20日	日		
6月21日	月	本 会 議	一般質問（横田照夫議員、岩切達哉議員、内田理佐議員）
6月22日	火		一般質問（佐藤雅洋議員、日高陽一議員、安田厚生議員）
6月23日	水		一般質問（前屋敷恵美議員、有岡浩一議員、河野哲也議員） 議案・請願委員会付託
6月24日	木	休 会	常任委員会  (閉庁日)
6月25日	金		
6月26日	土		
6月27日	日		
6月28日	月	本 会 議	議案第20号追加上程 知事提案理由説明 議案委員会付託
		(散会后)	常任委員会（総務政策、厚生） 特別委員会
6月29日	火	休 会	(議事整理)
6月30日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告 採決（議案第1号～第20号、報告第1号）（可決または承認） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第3号追加上程

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月30日	水	本 会 議	討論（議員発議案第1号に反対）（来住一人議員） 採決（議員発議案第1号）（可決） 採決（議員発議案第2号、第3号）（可決） 閉 会



署 名

宮 崎 県 議 会 議 長      中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 副 議 長      濱 砂      守

宮 崎 県 議 会 議 員      徳 重 忠 夫

宮 崎 県 議 会 議 員      田 口 雄 二





署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 副 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員